○臨時資金調整法を廃止する法律（昭二三・四・七法二〇）……五三
○臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律（昭二三・四・七法二一）……五七

第八　産業・経済関係

○事業者団体法（昭二三・七・二九法一九一）……五八七
○公認会計士法（昭二三・七・六法一〇三）……二九一
○食糧確保臨時措置法（昭二三・七・二〇法一八二）……五四七
○農業改良助長法（昭二三・七・一五法一六五）……四九一
○指定農林物資検査法（昭二三・八・二法二一〇）……六九七
○輸出入植物検疫法（昭二三・七・五法八六）……二五一
○農薬取締法（昭二三・七・一法八二）……二三三
○種畜法（昭二三・七・一二法一五五）……一六八
○競馬法（昭二三・七・一三法一五八）……四七九
○馬匹組合の整理等に関する法律（昭二三・七・一五法一六六）……四九四
○獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律（昭二三・七・一〇法一一六）……三五三
○肥料配給公団令の一部を改正する法律（昭二三・七・一三法一五七）……四七七

○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二三・七・二二法一八三）……五二七
○農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二三・五・三一法四九）……一四六
○森林資源造成法の一部を改正する法律（昭二三・七・一六法一七七）……五三一
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭二三・七・二六法一八八）……五七〇
○特許法等の一部を改正する法律（昭二三・七・一五法一七二）……五一九
○弁理士法の一部を改正する法律（昭二三・七・一五法一七三）……一三一
○石炭鉱業権等臨時措置法（昭二三・七・一二法一五四）……四六六
○自転車競技法（昭二三・八・一法二〇九）……六五三
○輸出品取締法（昭二三・七・一二法一五三）……四六一
○木船保険組合の解散に関する法律（昭二三・七・六法一〇六）……三〇二
○漁船保険法の一部を改正する法律（昭二三・七・九法一一四）……三四九
○臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律（昭二三・三・三一法一六）……四七
○物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律（昭二三・七・一二法一五二）……四六一
○証券取引法を改正する法律（昭二三・四・一三法二五）……六七
○連合国占領軍の管理下から解除された貴金属の地金の連合国占領

軍に対する引渡に関する法律（昭二三・七・一〇法一一九）……二六六
○会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律（昭二三・六・二八法六四）……一八三
○減額社債に対する措置等に関する法律（昭二三・七・一法八〇）……二三一

第九　交通・通信・建設関係

○国有鉄道運賃法（昭二三・七・七法一一二）……三三三
○港則法（昭二三・七・一五法一七四）……五二四
○港域法（昭二三・七・一五法一七五）……五二九
○水先法の一部を改正する法律（昭二三・七・二七法一八九）……五七三
○逓信職員訓練法（昭二三・八・一法二〇八）……六四八
○郵便法の一部を改正する法律（昭二三・七・二法八五）……二四九
○郵便法等の一部を改正する法律（昭二三・七・六法一〇四）……二九四
○郵便為替法（昭二三・六・二六法五九）……一七一
○郵便振替貯金法（昭二三・六・二六法六〇）……一七七
○簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律（昭二三・七・六法一〇〇）……二八〇

○電信電話料金法（昭二三・七・六法一〇五）……二九六

第十　教育・文化関係

○教育委員会法（昭二三・七・一五法一七〇）……五二一
○学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律（昭二三・七・一〇法一三三）……四九九
○教科書の発行に関する臨時措置法（昭二三・七・一〇法一三二）……四一七
○公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭二三・七・一〇法一三四）……四二五
○市町村立学校職員給與負担法（昭二三・七・一〇法一三五）……四二五
○国民の祝日に関する法律（昭二三・七・二〇法一七八）……五三二

第十一　厚生関係

○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭二三・六・三〇法七〇）……一九二
○健康保険法の一部を改正する法律（昭二三・七・一〇法一二六）……二九〇
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二三・七・一〇法一二八）……四〇〇
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭二三・七・一〇法一二七）……三九五

○社会保険診療報酬支拂基金法（昭二三・七・一〇法一二九）……四〇一
○未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二三・六・二八法六一）……一七七
○消費生活協同組合法（昭二三・七・三〇法二〇〇）……六二五
○民生委員法（昭二三・七・二九法一九八）……六〇七
○医師法（昭二三・七・三〇法二〇一）……六二九
○歯科医師法（昭二三・七・三〇法二〇二）……六三九
○歯科衛生士法（昭二三・七・三〇法二〇四）……六四〇
○保健婦助産看護婦法（昭二三・七・三〇法二〇三）……六三九
○理容師法特例（昭二三・六・三〇法六七）……一九〇
○理容師法の一部を改正する法律（昭二三・七・二〇法一八一）……五四七
○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（昭二三・七・一六法一七六）……五二九
○医療法（昭二三・七・三〇法二〇五）……六四〇
○薬事法（昭二三・七・二九法一九七）……六〇五
○麻薬取締法（昭二三・七・一〇法一二三）……二八二
○大麻取締法（昭二三・七・一〇法一二四）……二八五
○優生保護法（昭二三・七・一三法一五六）……四七一
○予防接種法（昭二三・六・三〇法六八）……一九〇
○性病予防法（昭二三・七・一五法一六七）……四九五
○興行場法（昭二三・七・一二法一三七）……四三一
○公衆浴場法（昭二三・七・一二法一三九）……四三五
○旅館業法（昭二三・七・一二法一三八）……四三四
○温泉法（昭二三・七・一〇法一二五）……三八八
○墓地、埋葬等に関する法律（昭二三・五・三一法四八）……一四一
○食肉輸移入取締規則を廃止する法律（昭二三・五・三一法四七）……一四一
○へい獣処理場等に関する法律（昭二三・七・一二法一四〇）……四三五

第十二　労働関係

○職業安定法の一部を改正する法律（昭二三・六・三〇法七二）……二〇三
○船員職業安定法（昭二三・七・一〇法一三〇）……四〇三
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭二三・六・三〇法七一）……一九七
○夏時刻法（昭二三・四・二八法二九）……八六

◎政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭和二二、一二、二〇、法一二六）

一、提案理由（十二月十一日）

○小坂政府委員　ただいまお話のございました政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案につきまして、また大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案につきまして、御説明申し上げたいと存じます。全逓その他官公職員労働組合からの提訴にかかりまする生活補給金即時支給の要求に対する中央労働委員会の調停案は、この際政府職員に対してその月収の二箇月分八分に相当いたしまする一時金の支給を勧告しておるのでありまして、政府は中央労働委員会の調停案をでき得る限り尊重いたしまして、その趣旨にこたえるために、さきに第一回国会の決定を経ました月収一箇月分に相当する一時手当を支給することといたしたのでありまするが、今回さらに職員の生計の実情に鑑みまして、その生活を維持するとともに、民間給與水準との権衡をも考慮し、これに影響を與えない範囲内において、追加支給の措置を講ずることとし、平均して月収一箇月分に相当する一時手当を、前回分に対し追加して支給いたそうと存じまして、この法律案を提案いたした次第であります。この法律案によりまする一時手当の支給の基準となる給與の範囲、その他手続は、前回決定を願いましたものと変りはございませんが、ただ支給率の点につきましては、地域による生計の差異等の案をも考慮に入れまして、月收の七割ないし十三割の範囲内で計算した額を支給することといたしております。この措置によりまして、支給を実施するに必要予算額は、おおむね一般会計所属職員分十億四千九百余万円、特別会計所属職員分十九億七千二百余万円、合計三十億二千二百余万円でありまして、この金額は、本国会に提案いたしました一般会計予算補正第十二号及び特別会計予算補正特第六号に計上いたしてあります。

本案につきましては、政府職員の生計の実情をもおくみとりくださいまして、御審議の上速やかに原案通り御決定あらんことを希望いたします。

次に大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

大蔵省預金部、国有鉄道事業及び通信事業の各特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十

二年度における收支の状況に顧み、さきに第一回国会におきまして、一般会計から所要の繰入金を行い、これら特別会計の歳入不足を補塡することといたした次第でありますが、今回政府におきましては、政府職員に対する一時手当を前回議決を得ました金額に、さらに一箇月分を増加支給することと相なりましたのに伴いまして、これらの特別会計において、その経費の増加支給をいたしまするに必要な金額をさらに繰り入れる必要があり、第一回国会において議決を得ました法律に所要の改正を加えることといたした次第であります。なお本措置による繰入金は、これらの特別会計の性質に鑑みまして、当該各特別会計において健全な財政状況を招来いたしました暁には、前回と同様、各特別会計において、それ〴〵一般会計へ返償する予定になつております。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速やかに賛成あらんことを御願いいたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（十二月十一日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました両案につきまして、財政金融委員会の経過並びに結果の御報告を申し上げたいと存じまするが、その内容は、先ほど予算委員長の述べられたのとほとんど変りがありませんので省略をいたしまして、結果のみを申し上げます。

本委員会においては、小坂政務次官より詳細な議案の説明があり、これに対して各委員より長時間にわたつて、実に慎剣な熱心な質疑が交わされたのでございまするが、現在の各職員の生活実情に鑑みまして、本案はその大体を了承し、ただちに討論に入りましたが、各党代表より、先ほど鈴木委員長から申されたような希望意見等も出まして、採決の結果、総員賛成せられまして、本案を可決いたした次第であります。この段御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（十二月十一日）

○黒田英雄君　只今上程せられました政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案並びに大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、この両案につきまして委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたしたいと思います。

（「簡單」と呼ぶ者あり）

先ず政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案につきまして申上げます。本案は全逓その他の官公職員、労働組合からの提訴に係ります生活補給金即時支給の要求に対しまする中央労働委員会の調停案は、この際政府職員に対し、月收の二・八ヶ月分に相当する一時金の支給を勧告しておるのであります。それで政府は中央労働委員会の調停案はでき得る限り尊重して、その趣旨に応えるために、先に第一回国会の議決を経まして、月收一ヶ月分に相当する一時手当を支給することに相成つたのでありますが、今回更に職員の生計の実情に鑑みまして、ここに生活を維持すると共に、民間給與水準との権衡も考慮して、これに影響を與えない範囲内において追加支給の措置を取りたいというので、ここに平均しまして月收一ヶ月分に相当する一時手当を、前回の分に追加して、更にここに支給したいというのであります。この法案に規定してありまするところは、前回と違いまして、地域別に地域によりまする生計の差異等も考慮に入れて、月收の七割乃至十三割の範囲で計算した金額を支給したいというのであります。その要しまする予算につきましては、先程予算委員長からも御説明がありましたから、これは省略いたします。この手当金の支給の基礎となる給與とか、或いは支給の割合、支給手続等に関しまして必要なことは、大蔵大臣がこれを定めるということに相成つておるのであります。

本案につきましての質疑におきましては、各委員より有益なる質疑がありまして、これに政府の答弁があつたのでありまするが、これは速記によつて御覧を願いたいと思いまするが、（「賛成」「謹聽」と呼ぶ者あり）ただ一点申上げたいのは、政府はこの財源としては、先程予算委員長から御報告がありました通り煙草の値上げということがあるのでありまするが、その配給煙草を引上げた点につきましての御質問であるのであります。政府は、僅か一ヶ月前におきまして煙草の値上げをいたした際において、配給にするところの煙草については値上げをしないということを言つておつたのであるが、ところが僅かの期間において政府は、更にここに配給するところの煙草についても値上げをするということは、政府の信用に関する

ところであつて、国民は政府を信頼することはできないようになる虞れがあるのであるが、いかなる理由の下にかくのごとき引上げをするかという質問に対しましては、大蔵大臣は、これは誠に止むを得ないことである。一般の事情に基ずいては決して上げないのであるが、今回は官公職員の給與をするための財源として、誠に止むを得ない次第で行つたのであるというふうな答弁でありました。詳しいことは速記を中止しておりますから、これを御説明することをお許しを願いたいと思うのであります。

次に大蔵省預金部特別会計等の繰入金に関しまする法律案について御説明を申上げます。（「簡單」と呼ぶ者あり）大蔵省預金部、国有鉄道事業及び通信事業の各特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度におきまする收支の状況に鑑みまして、先に第一回国会におきまして一般会計から所要の繰入金を行つたのでありまして、これらの特別会計の不足を補塡することに相成つておつたのでありまするが、今回政府におきましては、政府職員に対する一時手当を、前に本院において議決しました金額に、更に先程説明申上げたように一ヶ月分を増加支給することに相成りましたので、これらの特別会計におきまして、その経費の増加支給をいたしまするに必要な金額を更に繰入れる必要があるのであります。そこで第一回国会におきまして議決されました法律に、所要の改正を加えようというのであります。この繰入金は、前回のときもそうであつたのでありまするが、特別会計の性質に鑑みまして、当該特別会計におきまして健全な財政状況を招来い

たしました暁には、各特別会計におきましてそれ〴〵一般会計にこれを返済する予定になつておるのであります。そこでそれと同様の趣旨を以ちまして、先程一時手当金支給の政府の額、並びに地方費負担について、予算委員長の報告もありましたが、地方の負担のものにつきましては、これを繰入とせずして、貸付にするということであるのでありまして、これも地方自治体におきまして本来は自治体が支給するのが当然でありますが、これが今日の状況におきましてそうもならないので、ここには貸付とするという説明であつたのであります。

かくて質疑を終りまして、討論採決に入りましたところ、全会一致を以て両案共政府提案通り可決すべきものなりと決定いたした次第であります。これを以て御報告を終ります。（拍手）

◎大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭和二三、一二、二〇、法二一八）

一、提案理由（十二月十一日）

（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院財政及び金融委員長報告（十二月十一日）

（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（十二月十一日）

（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎賠償庁臨時設置法（昭和二三、一、三一、法三）

一、提案理由（一月二十七日）

○芦田国務大臣　この際賠償庁設置に関する法律案の提案の理由を説明いたします。

賠償事務の処理は賠償物件を管轄する官庁が大蔵、商工、運輸、文部の各省にわかれておる関係がありまして、実施作業は各省の責任において現に行つております。しかし実施計画の立案及び事務の連絡調整は安本の生産局と、終戦連絡中央事務局賠償部とが協力して今日まで処理してまいつたのであります。しかるに今回終戦連絡事務局の廃止に伴いまして、この際賠償に関する責任大臣を定めると同時に、賠償庁を設置する案を立てた次第であります。

賠償事務の処理が、前に申し述べましたように、各省にわかれた複雑になつておる点につきましては、かねて連合軍総司令部側からも調整の要望がありまして、政府自体としてもその必要を痛感していろいろ研究を重ねた次第であります。この機会に賠償実施の現段階に対応するように、賠償実施の中枢機関として賠償庁を設けて、関係事務については企画立案また事務の総合調整を強力に推進することにいたしたいと考えた次第であります。

賠償庁は賠償事務の総合調整をするのに十分な権限と立場をもつ必要があります。従つて内閣総理大臣の管轄のもとにおいて、賠償庁の長官には国務大臣を当てるという案であります。もつとも事務機構はできるだけ簡素にする趣意でありまして、さしあたり国務大臣たる長官のもとに官房及び賠償庁次長、そうしてあとは六つの課を置きまして、所管事務を処理させるという案であります。その一つは、賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項、第二に、賠償実施に関する作業責任官庁の事務の総合調整、推進及び監査に関する事項、第三に、賠償物件の引渡しに関する事項、第四に、賠償に関する調査に関する事項であります。すなわち賠償問題の一元的処理のために国務大臣を長とする中央機関を設けて、政府の国際義務の履行のための企画立案及び関係各省間の事務の総合調整を完全に行いたいという考えであります。さような意味において、お手もとに配付いたしましたごとき機構をもつ案をつくつたのでありますが、この際総司令部側の意向の一端を附加えてお話申し上げたいと思うのであります。

かねてより総司令部の賠償部におきましては、司令部側の機構に対応する一元的な賠償機関を日本政府内に設立することを希望するということでありましたが、今日までその実現を見なかつたのであります。殊に終戦連絡事務局は二月一日から廃止を実行する必要ある旨の指示を受けておるのでありまして、政府としてはでき得る限り迅速に本法律案の御審議を願つて、時期に遅るることなく実施いたしたいという熱望をもつておる次第であります。右の事情をお含みを願いまして、何とぞ速やかに御審議の上御決定あらんことをお願いいたします。

賠償庁臨時設置法

もし補足的に必要があるようでしたら、政府委員から條文その他についての説明をいたさせますが、委員会の御希望に応じていかようにも取計らいます。

二、衆議院決算委員長報告（一月二十八日）

○竹山祐太郎君　ただいま議題となりました賠償庁臨時設置法案について、委員会の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、二十六日付託、昨日委員会を開き、外務大臣の説明を求めて審議に入りました。本案は申すまでもなく、ポツダム宣言受諾に伴う残された大きな義務たる賠償を最も迅速的確に行い、もつて国際信義にこたえるために、いよ〳〵実施期に入らんとするこの際、従来の機構に整備改革を行い、一元的に強力的確なる実施を行うために、終戦連絡中央事務局廃止に伴い、内閣に臨時に賠償庁を設置せんとする案であります。本庁の長官は、各省長官でない国務大臣がこれに当り、機構は次長のもとに六課を置き、その職員も、外務、安本、商工、運輸、大蔵等の各省人員の配置転換により、最も経験ある者によつて編成し、新規増加は行わないことになつております。なお、二月一日より実施の予定をいたしておる次第であります。

この際、質疑を通じて政府の述べられました賠償の経過、見透し等につき、若干申し述べたいと思います。

賠償問題は、御承知の通り極東委員会において、さきにポーレー案が報告をせられ、続いてストライク・コンミッションの再度の調査が行われ、目下、その基礎のもとに活発なる討議が行われておる状態でありまして、その結果はもちろん知ることを得ませんが、最初の案に相当の修正が加えられたのではないかと報ぜられております。日本経済の自立自給につき種々の同情ある意見も行われておる状態でありまして、平和條約とともに確定を見るものと確信せられますが、目下の日本として、平和国家、民主国家の実現に忠実に邁進する限り、日本の自立を著しく危殆に陥らしめるようなことはないことを信じておると報告をされております。また、現物賠償とともに生産物賠償の問題も論議せられておりますが、生産物賠償に対して、反対輿論も相当に高く、日本としては極力避けたい希望をもつておるわけであります。現在までのところ、九百余の管理指定を命ぜられた施設は、軍工場は大蔵省、民間工場は商工省、造船運輸は運輸省、研究機関は文部省等それ〴〵実施責任官庁となつて、これが保全に努めつつある次第であります。昨年十月、まず一部として十七の軍工廠機械の引渡命令があり、今月、中国船二隻、オランダ船一隻の引渡しを了し、引続き二万台の荷造りを二月中に終る予定であります。これは軍工廠の約一割くらいに当ります。

なお、質疑の詳細は速記録をごらん願うこととし、委員会は質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、満場一致、原案を可決いたした次第であります。

終りに、本案は行政整理の叫ばれる中に、その意義の重大性を一層痛感するものであります。政府はこの点に鑑み、強化せられた機構をもつて、最も有効適切にこれが運用に当り、日本再建途上、国民

ひとしく心痛をいたしております賠償問題の処理にあたり、国際信義を高め、ひいては、これが終局の決定を最も望ましき状態にもち来すよう、担当大臣としてはもちろん、政府一丸となつて努力せられんことを、委員会全員の希望として申し添え、御報告を終る次第であります。（拍手）

三、参議院決算委員長報告（一月三十日）

（連絡調整事務局臨時設置法の委員長報告と一括して掲載）

◎連絡調整事務局臨時設置法

（昭和二三、一、三一、法四）

一、提案理由（一月二十七日）

○吉田国務大臣　本法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

連合国官憲による日本占領の開始以来、政府と連合国官憲との連絡につきましては、終戦連絡事務局がその衝に当つていたのであります。占領当初におきましては、国内諸機関の側におきましても、また占領軍当局の側におきましても、相互の機構に不案内であり、従つてその間において終戦連絡事務局は行政の各般にわたり両者の連絡の窓口としての機能を行つていたのでありますが、その後漸次総司令部各部局及び日本側各機関において、その所管の事務につき相互に直接連絡の途が開かれるに至り、終戦連絡事務局が連絡を行う事務の内容は漸減してきた実情であります。これは直接連絡の利便及び必要の点から生ずる当然の帰結であります。しかしながら他面、その結果占領軍当局との連絡に関連して、各庁事務の綜合調整を行う機構の必要が痛感されてきた次第でありまして、この点については総司令部側においても強い希望があり、ここに終戦連絡事務局を廃止して、新たに内閣総理大臣の管理のもとに、連合国官憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各庁事務の総合調整に関する事務を掌らせるため、連絡調整事務局を設置せんとする次第であります。そしてそれに伴い必要となつた外務省機構の一部改変をするというのが、この法案の趣旨であります。

連絡調整事務局の機構の概略を申し上げますと、その所掌は前に申し述べましたように連合国官憲との連絡に関する事務及びこれに関する各庁事務の総合調整に関する事務であります。そして中央に連絡調整中央事務局を置くとともに、所要の地に連絡調整地方事務局を置くこととしております。また新機構の最も重要なる機能の一つでありますところの、連合国官憲との連絡に関する各庁事務の総合調整に関する事項を審議するため、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができるようになつております。なお連絡調整地方事務局の長を指揮監督することができることとしております。従来終戦連絡中央事務局管理部において取扱つていました特殊財産に関しましては、外務大臣または賠償庁長官は連絡調整地方事務局の長を指揮監督することができることとしております。従来終戦連絡中央事務局管理部において取扱つていました特殊財産に関す

る事務は、今般外務省に移管されることになり、また従来終戦連絡中央事務局の賠償部において取扱つておりました賠償に関する事務は、別に政府より提出されております賠償庁臨時設置法案により設置さるべき賠償庁に移管されることになつておりますが、この両者の事務につきましては、新たに地方機構を設けることを避けて、連絡調整地方事務局をして地方的事務の処理に当らしめることが適当と考えられますので、その趣意によつて右の規定を設けておる次第であります。

外務省機構の改正につきましては、前に申し上げました特殊財産に関する事務を掌らしめるため、特殊財産局を新設するほか、新たに特殊資料部を置くことにしておりますが、これは日本占領に関する記録蒐集、編纂並びに研究に関する事務を掌らしめるものでありまして、連合国の対日管理に関し総司令部より発出された重要な文書及びこれに対して日本側においてとつた措置に関する文書等の蒐集、整理、調査、研究を行うことは将来に対する準備の上からきわめて重要なことでありますので、この点において遺憾なからしめたいという所存であります。

なお本件は、総司令部側よりの内示もあり、二月一日から実施する必要がありますので、何とぞ愼重御審議の上、速やかに可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告（一月二十八日）

○安東義良君　ただいま議題と相成りました連絡調整事務局臨時設置法案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一月二十六日本委員会に付託せられまして、翌二十七日委員会を開き、外務大臣及び関係政府委員の出席を求め、提案理由の説明を聴取いたしたのであります。右説明によりますれば、連合国による日本占領以来、外務大臣の管理下にあつた終戦連絡事務局は、政府と連合国官憲との連絡の衝に当つていたのでありますが、漸次総司令部各部局及び日本側各機関において、その所管事務につき相互に直接連絡の利便及び必要が生じ、終戦連絡事務局の事務の内容は漸減してきたのであります。しかしながら、他面占領軍当局との連絡に関連し、各庁事務の総合調整を行う有効適切な機構の必要が痛感せらるるので、ここに終戦連絡事務局を廃止して、新たに内閣総理大臣の管理のもとに、連合国官憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各庁事務の総合調整に関する事務を掌らせるため、連絡調整事務局を設置し、またこれに伴い必要となつた外務省機構の一部改変をするというのが、この法案の趣旨であります。

連絡調整事務局の機構といたしましては、中央に連絡調整中央事務局を置くとともに、所要の地に連絡調整地方事務局を置くことになつております。また連合国官憲との連絡に関する各庁事務の総合調整に関する事項を審議するため、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができるようになつております。なお、連絡調整地方事務局においては、前記事務のほか、特殊財産及び賠償に関する事務を掌ることとし、それにつきましては、外務大臣または賠償庁長官は、連絡調整地方事務局の長を指揮監督することができることとしております。従来終戦連絡中央事務局管理部において取扱つていました特殊財産に関する事務は、今般外務省に移管されることになり、また従来終戦連絡中央事務局の賠償部において取扱つておりました賠償に関する事務は、別に政府より提出されて、ただいま可決いたされました賠償庁臨時設置法案により設置さるべき賠償庁に移管されることになつておりますが、この事務につきましては、新たに地方機構を設けることを避けて、連絡調整地方事務局をして地方的事務の処理に当らしめることにしてあります。

外務省機構の改正につきましては、特殊財産に関する事務を掌らしめるため特殊財産局を新設し、さらに特別資料部を置き、日本占領に関する記録の蒐集編纂並びに研究に関する事務を掌ることになつております。すなわち、連合国の対日管理に関し総司令部より発出された重要な文書及びこれに対して日本側においてとつた措置に関する文書等の蒐集、整理、調査、研究を行うことは、将来に対する準備の上からもきわめて重要なことでありますので、この点において遺憾なからしめたいというのであります。

なお本件は、二月一日から実施することとなつておりますので、審議の上速やかに可決せられんことを政府において切望しておるということでありました。

連絡調整事務局臨時設置法

次いで、本委員と政府側との間に質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲り、ここでは、そのうち最も問題となつた諸点を述べることにいたします。

まず、従来終戦連絡事務局は連合国官憲との連絡に当り、十分能率を上げていたのにかかわらず、新たに総理庁内に連絡調整局を設ける必要があるかとの質疑に対し、政府側においては、提案理由に述べました通り、占領軍司令部と各省とが所掌事務について直接に話し合う方が相互に便利であり、また技術的にも必要となつたので、その事務の総合調整を行う仕事を連絡調整局に行わしむるという建前であり、各庁全体にわたる事務を総合する関係から、総理大臣がこの機関を握つていることが合理的でかつ便宜であり、人的構成は、従来の終戦連絡事務局の人員が総理庁の方に移ることになるので、事務上の支障は全然生じないという趣旨の答弁がありました。

また、新たに設置せらるる連絡調整局と外務大臣との関係についての質疑に対しましては、外交関係の復旧するまでは、直接わが国は対外関係をもつておりませんから、いわゆる外交事務と称するものは存在しないわけであります。しかし、平和克復後においては、一切の渉外事務は一元的に外務大臣が管掌することはもちろんのことでありまして、わが国が正規の国交を回復すれば、本件のごとき機関は当然総理庁から解消せられる次第であります。第一條冒頭の臨時というのは、その意味にほかなりません。連絡調整事務局の活動に対し、外務大臣が閣僚の一人として直接間接関与することは、

従来通りであるという答弁がありました。

なお、連合国官憲との連絡に関しては、連絡調整事務局がこれに当るとすれば、講和條約に関連した事項をも含むものであるかとの質疑が行われたのでありますが、これに対して、講和條約に関する事務は、もとより外務省が主管するところでありまして、連合国から日本政府に対して何らかの意思表示があれば、連合軍司令部から連絡調整事務局に通ぜられ、これを外務省に伝えられるということになるであろうとの答弁がありました。

また、同法第十一條の連絡調整委員会の組織権限に関する質疑に対しては、政府としては、中央においては、委員は大体関係各省の次官級、幹事は関係各省の総務局長ないしは連絡部長級、地方においては、委員は知事及び中央の出先機関の長、幹事については、それぞれその下級者を充てる予定である旨、また右委員会においては、十分情報の交換と審議とを実施したい旨の答弁がありました。

また、外務省機構の改正中、外務省官制第八條の特殊財産局の新設に関する質疑に対しては、特殊財産に関する事務を特に外務省に残すことにいたしましたのは、まつたく仕事の便宜に出たものであり、また第十條の特別資料部の新設に関する質疑に対しては、占領軍上陸以来の各種重要文書の散佚を防ぎ、将来の参考資料として蒐集整理するには、従来本事務を取扱つていた外務省がこれに当る方が便利であるとする趣意である旨の説明がありました。

右をもつて質疑を終了し、討論に入り、委員和田敏明君より原案賛成の意見発表の後、討論を終結、一月二十八日委員会を開き、採決の結果、全会一致をもつて原案を可決した次第であります。つきましては、本院において本案を可決せられんことを望みます。

右、報告申し上げます。

三、参議院決算委員長報告（一月三十日）

○下條康麿君　連絡調整事務局臨時設置法案外一件につきまして、決算委員会の審議の経過並びに結果につきまして、御報告申上げたいと存じます。

この度の戦争終結に伴いまして、連合国官憲との連絡のために、終戦連絡事務局が設けられたのでありまするが、爾来二年有余を閲しまして、連絡事務を大体各官庁と直接に取引いたしまして、今後はむしろ連絡調整という方面に重点を置くことが必要となつて参つたのであります。加えまして連絡調整というような統轄的な機関でありますというと、外務省所管よりもむしろ内閣所管に帰しまして、内閣総理大臣の管理の下に置くことが適当であるということに考えられますので、今回連絡調整事務局というものが設けられて、それは内閣総理大臣の管理の下に置くということにいたす案になつております。

それで、この連絡中央事務局は官房の外に三部が設けられまして、尚全国に連絡のための地方事務局並びに出張所が設けられることになつております。又各官庁の今申したような連絡事務のための綜合調整のために、連絡調整委員会というものが設けられまして、その間の連絡を取ることになつております。これに関連いたしまして、外務省官制中に一部改正を加えまして、特殊財産局と特別資料

部というものが設けられることに相成つております。

賠償庁設置法案につきましては、これは今申した終戦連絡事務局の中に賠償部というのがあつたのでありまするが、いよ〳〵賠償問題も本格的に処理を必要とすることになつて参りましたので、今度は賠償庁というような独立のものを作りまして、そこで賠償実施の基本的事項の企画、立案、賠償実施に関する諸官庁の事務の綜合調整というようなことを取扱わせることに相成つたのであります。その長官は特に賠償事務の重要性に鑑みまして、国務大臣が当ることに相成つております。

この両案は密接な関係がありますので、決算委員会におきましては一括して審議いたしたのでありまするが、第一に問題になりましたのは、今行政整理を差控えております今日、幾分でも行政機構の拡張を図るような処置は適当ではないというような考えがあつたのでありまするが、これに対しましては、政府としては人員は別に増加しない、そして費用につきましてもまだ予算が決まつておらないけれども、極めて少額であつて、決していわゆる拡張というような性質のものではないということであります。

それから中央機関の出先機関を整理せよということが問題になつておる今日、いわゆる連絡事務の地方事務局というようなものを整理してはどうかというような意見もあつたのでありますが、これにつきましては、むしろ今後におきましては、地方の機関を強化する必要があるということがその筋から要望されておるような現状であつて、このままにして置きたいというような考えでありました。

尚その法文の体裁につきまして二つの問題がありまして、一つは連絡調整事務局というものがあつて、その中に地方事務局と中央事務局というふうになつております。官庁としては中央事務局並びに地方事務局が官庁でありまして、連絡調整事務局というものはないのであります。で、形におきまして連絡調整事務局ということが、如何にも法文の体裁上面白くないというような、役所内の名前が出ておるわけでありますから面白くないということが問題になりましたが、併し先例もありますし、一応こういうような書き方を認めたのでありますが、今後につきましては政府におきましても相当注意をして、こういうふうな取扱いを改めるということの言明が法制局長官からありました。

尚この賠償庁の組織の細目は、長官が決めることになつておりますけれども、これは部局程度のものではなく、極めて細目即ち課、その以下の程度でありまして、結局賠償庁の組織というものは、長官、次長の下に部局がなくて六つの課が設けられるという程度のものであるということでありました。若し部局を設けるようなことであれば、無論これは法律で決めるわけであります。そういう点につきまして法制局長官から弁明があつたことを申上げて置きます。

かような次第でありまして、決算委員会におきましては、二つの法案とも別に異論なく、適当な措置であると考えまして、可決いたしました次第であります。簡単でありますけれども、委員会の経過の御報告を申上げました。（拍手）

◎国立国会図書館法（昭和二三、二、九、法五〇衆）

一、提案理由（二月四日）

○中村嘉壽君　図書館運営委員長といたしまして、過去久しい間にわたつて審議いたしましたこの法案の経過並びに結果について御報告申し上げます。

お手もとに法案は差上げてございますが、まず、そのうちに少し訂正を要するところがありますから、これをひとつ訂正しておきます。すなわち、第十七條第一号中「国家公務員法の適用のない者につき」とあるのを削りまして、但書を次のように改めます。「但し国家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。」これだけ改めることにいたします。

本法案は、わが日本におきまして文化国家を創立する、非常に重要なる法律案でございます。すなわち、そのねらいとするところは、知識の泉であること、立法のブレーンであること、整理の元締、すなわち能率の増進をはかること、かようなところがねらいなのであります。昨年四月二十八日に公布されました国会図書館法によりまして、りつぱな図書館をつくろうという計画だつたのでありますが、この図書館はきわめて有効なものにし、そうして少し違つたものにせなければならぬというわれ〳〵の考え方からいたしまして、先進国、すなわち欧米各国におきまして、図書館がいかに運営

されておるかということをよく検討してみますと、わが国の一般が考えておるような図書館とは、すこぶる趣きを異にしておるのであります。従来、われ〳〵の観念におきまして図書館と申しますと、書物が集まつておる、これを読みに行くということがわれ〳〵の通念でありますけれども、欧米各国におきましては、実は国会図書館というものは、先ほど申し上げましたような知識の泉であり、立法のブレーンであり、ものを整理するところの元締であるのであります。

かようなものが、わが国におきましては最も必要であるところから、私ども、過去第一回国会から今国会にわたりまして、九回の委員会と二十二回の懇談会を開き、また十一回の参議院図書館運営委員会との合同会を開いたのであります。法規委員会並びにこの議会の運営委員会ともしば〳〵懇談をいたしまして、この法案を産み出すことに相なつたのでありますが、かような計画をすることにつきましては、先進国を範にとるというようなことから、わが衆議院におきまして、まずこれに経験の深いところのアメリカから専門家のミツションをお願いをして、これに指導していただきたいということを提議いたしましたところが、さいわいに参議院の方々もこれに賛成をしてくださいまして、ただちに両議院の議長並びに両院の委員長が連署して、マツカーサー元帥にこの使節の派遣方を懇請いたしましたところが、元帥はこれを受諾してくださつて、ただちに本国にその人選方を求められた結果、ようやく、アメリカにおける最も図書館について堪能な方々、すなわちアメリカ国会図書館の次長

であるところのヴアーナー・クラップという人と、それからアメリカにおきましては図書館界のデイーンともいわれるような、非常な堪能なチヤールス・ブラウンという人を選定されまして、この御両名が、去る十二月十七日にわが国に来られました。両氏は、その即日からこれが計画に参画をしてくだされ、われ〳〵は、ほとんど日参をいたしまして、いろ〳〵相談をいたしました結果、かような法律案を遂にでつち上げることに相なつた次第でございます。この間に処しまして、司令部のチヤスチン・ウイリアムス博士が特に盡力をされ、C・I・Eのネルソン並びにバーネットという人々の斡旋よろしきを得まして、今日の結果を得ましたことを、非常に感謝いたしますと同時に、皆様方にこれを記憶していただきたいと思うのであります。（拍手）

この法案の一々につきまして説明いたしますことは省略いたしまして、個々のおもなる筋をお話してみますならば、この国会図書館の館長というものにつきまして、特にわれ〳〵は力を盡しておる次第であります。アメリカにおきましては、図書館の館長は、人によりましては大統領になるよりも名誉とする人があるのであります。また大学の総長になるよりも、もちろんこの方が適任であるならば、さようなものをやめて、これになるというようなことなのであります。現にブラウン氏のごときは、自分にある大学の総長を求められたけれども、これを断つてライブラリアンでおるんだというようなことを言つております。館長の地位は、特に政治と離れた、厳正で、人格のりつぱな人であつて、政治的に、あるいは情実によつてこの人を動かすことがないように、きわめて公平な人を選ばなければならぬということが、非常な力を入れられておるところであります。しかして、この館長は両院議長の任命によるのでありますが、これにつきましては、両院の委員会が推薦をいたし、これらの人々と相談をして議長がこれを任命し、同時に、任命するについては議会の承認を得ることに相なつております。その待遇は大臣とひとしいことにするのでありますが、年限は、その人が職務上の何かの失策のない限りは、これを罷免しないというような、特別の取扱いが行われておるのであります。副館長は次官の待遇をするということであり、副館長の任命は館長によつてなされますが、これまた議会の承認を得るということに相なつております。その他部局長というようなものも非常によく待遇をして、これらの部局におる人々は、きわめてよく訓練をされた人でなければならぬということであります。わが日本におきましては、今ただちにりつぱな人々を、すなわち訓練をされた人々を採用するということはできないから、一時的にこの二箇年の間はやむを得ないとして、その間に適任者があつたならば、そういう人々は更迭して、さらに一時的の任命をしないというようなことに相なつております。

そのほかに、連絡調整委員会というのが置かれてあります。連絡調整委員会というのは、両院の委員長と、それから最高裁判所長官が任命する裁判官が一人、総理大臣が任命をするところの閣僚が一人、これだけ加わつて、この人々が館長と相談をしまして、いろいろ図書館の運営について、そのサービスについて注意を與えるとい

うような役目を果すことに相なつておるのであります。

図書館の最も主なところは、リファレンス・ライブラリーの機能を発揮するにあります。リファレンスという言葉は、相談をすることがあり、あるいはまた何か材料を提供してもらうということがあり、いろ〳〵な複雑な意味をもつておる、日本語に飜訳のできない言葉でありまするが、この立法のリファレンスというのが、国会図書館の一番の眼目であります。それはすなわち、国会図書館のうちに、世界各国の、単に法律だけのことではない、科学のこと、社会のこと、工業のこと、あらゆる材料をここに集めておつて、それを研究をし、これを材料といたしまして、文化の促進をはかり、産業の高揚をはかるというような仕組なのであります。この国会図書館に期待するところが非常に多いのであります。

皆さん方も、おそらく私と意見を一にしてくださることだろうと思つておりますが、わが国の役所に参りましても、あるいは事業所に行きましても、事務所に行きましても、物の整頓がよくついていない。あるいは資料をただちに出すというようなことが容易にできないのであります。アメリカの国会図書館のみならず、その他の国会図書館なり、あるいは私立の図書館に参りましても、何かの材料を得ようと思えば、五分か十分の間に、ただちにその材料が提供されるということに相なつておりまするが、さような整頓がついておるから事務が進捗していくのであります。殊にわれ〳〵が非常に遺憾と思いますことは、役所に行つて、きのう出して書類を探してもらおうといたしましても、これを探すのに半日かかつたり、よくそれがなくなつているというようなことがあるので、はなはだ遺憾と存ずる次第でありますが、各国の整理の整つたところに行きますると、さようなことがないのであります。それのみならず、いろ〳〵なことにおいて整理がついておりますから、従つて仕事の能率が上るのであります。たとえば家庭におきましても、台所のすみから、掃除をするところから、あらゆるものが機械化されておりまして、いながらにして用事が済むようになつており、整頓ができるようになつておるのであります。従つて能率が上つておる。まことに私どもは、これをうらやましく思つておるのであります。

日本におきましても、これをやろうとするならば、できないことはないのであります。ただ今日まで、これをやらなかつたのである。わが過去の日本におきましては、予算のほとんど五割、六割というものが軍備のために使われておりました。すなわち破壊のために使われておりましたが、敗戦の今日以後は、その予算は使わないでもよいのであるし、憲法によつて戦争を廃せられたのであるから、この日本再建には、一に文化的の施設あるいは産業の高揚、社会の革新ということによつて、過去の失つたところ、停滞したところをば取返さなければならぬ状態に相なつたのであります。これを取返すということは、一にかかつて、かような国会図書館みたような設備に依存することができると思うのであります。

この国会図書館が議会のそばにあるというだけでなしに、各省におきましても、国会図書館の支部をつくりまして、各省のいろ〳〵な書類をそこにまとめて、先ほど私が申し上げましたように、能率

の上るように——しかも今日までは、調査書類というものは、多くは調査した人が独占するようなことになつてみたり、それがたなざらしになつておつて、だれかが見に行きましても、その材料が無為になつておることがある。私のアメリカ生活のうちに、しば〳〵日本の役人たちが、たとえば橋を研究に来る。シカゴに有名な橋があつて、それを研究に来るのがある。東京都からも来る、内務省からも来る、鉄道省からも来る、あるいは大阪府からも来るというようなことで、一つのことを何人も来て、彼らがうるさく思つて、もう後には日本人には見せないという時代があつたのでありますが、こういうように重複することなしに、もしりつぱな調査書があつたならば、その調査に派遣した役所にこれを整えておつて、ガラス張りの中に入れて、だれでも見ることができるようにしたならば、さような手数を省き、節約ができるのであります。そういうようなことを、わが各省におきましても行うようにいたしましたならば、ひとり各省の人々が便利であるのみならず、われ〳〵国民全体が知識を得ることができ、これを普及することができるであろうと思うのであります。そういうようなことに対してこの国会図書館が非常に役立つのであるということを御了承願いたいのであります。

それから、この審議の間におきましていろ〳〵論ぜられたことの中に、先ほど申し上げました言葉の問題、たとえばリファレンスとか、リストとか、カタログとか、あるいはそうしたようないろ〳〵な議論があつたのであります。われ〳〵は長い間研究しまして、どうしてもぴつたりした言葉がないのであるから、原語のまま残したらという議論もありましたけれども、法律の文面におきましては、あまりおもしろくないというようなことで、そういうような文面は、日本の言葉に直したのであります。日本の言葉があるいはぴつたり来ないかもしれませんけれども、その意味は、新しい意味において、リファレンスはリファレンスという意味をもたせることが必要であると私どもは考えている次第であります。

そういうようなことで、一体どういう国会図書館ができるのであるかというようなお考えがありましようが、この図書館の面積は、およそ四万二千坪くらいのものにする。それから書籍は一千万部を収容することができる。読書をする人の数が三千五百人、それから、ここに使用するところの人々が千五百人を程度とするというのでありますが、非常に厖大なもののように見えます。ちようどアメリカの国会図書館が、これと同じような規模のものでありますが、わが日本の財政において、ただちにこれを一時につくるということは、とうていできないことであるのであります。その点、皆さん方が御心配なさるかと思つておりますが、それは日本の財政の状態とにらみ合わせまして、およそ二十五年の間にかようなものが完成すればいいじやないかというような見地から、かような案が立てられてあるのであります。

それから、もう一つお話し上げておきたいと思いますことは、上野の図書館が、これは今国立図書館でありますが、国立図書館が二つの流れにあつてはいけないということから、これを国立国会図

書館に取入れまして、来年の四月一日には国立国会図書館の支部ということになり、そうして後日は、なるべく早い機会におきまして、何か混乱の起らない範囲におきまして、これを都営に移管し、国会図書館は一本にするという行き方なのであります。かくのごとくにして、国会の一筋の図書館ができましたならば、カタログをつくるとか、リストをつくるとか、そうした整理の方法を、単に国会図書館にこれを行うのみならず、支部にも行う。かつまた別に公共の図書館が文部省管下につくられるでありましょうから、そういうような所にも国会図書館が指導をして、統一したものをつくろうというのであります。こういうような整理が行われてきましたならば、今わが日本における役所で五人使つている仕事が、おそらく一人で済むのではないかと思われるのであります。そうしたことに眼目をおくのであります。

いま一つ非常に問題になりましたことは、立法リファレンス局というので、法律をつくるについて、いろ〳〵な材料をここが集めてくれる。従来われ〳〵議員が非難を受けますのは、立法能力がないとか、知識がないとかいうようなことであり、また官僚が跋扈するということが多く唱えられておりましたが、よく考えてみますと、官僚が跋扈するということは、必ずしも官僚が跋扈するのでなしに、立法をしなければならぬ議員の人々が、彼らの知識に及ばなかつたからということであり、また議員がさような知識をもち得なかつたということは、設備が足らなかつた、さようなふうに企てなかつたということにあるのであります。（拍手）しかるに、議会もそれに目ざめまして、今は補助員というようなものを置くようになつて、この補助員が立法の材料を集める役もむろんいたしましょうし、それからまた常任委員会の方には専門委員がありまして、材料を集めておるのでありますが、これを完璧にするためには、国会図書館が非常に役立つのであります。

こうしたことをねらつておるのでありますが、おそらくこの国会図書館というものが、今までの考えのように静的でなく、動的であり、すなわち、光の根源であると同時に動力の蓄積所であつて、これが日本の再建に最も貢献するところが多かろうという希望をもつておるのであります。従来われ〳〵が軍備のために使つておつた金の一割でもよろしい。この方面に使つていきましたならば、わが日本の再建は決して不可能のことではないと思うのであります。願わくは皆さん、これを用いることによつてわが日本の再建ができるかということを試みていただきたいのであります。

今存在しておる図書館におきましても、もしわれ〳〵がかような意味に用いるといたしましたならば、十分に用いることができるのであります。たとえば石炭国管という問題につきましても、個々の今の図書館に行つて専門調査員に材料をおもらいになりますれば、これが増産になるか減産になるかということは、ただちにわかる。また政党法をどうするかという問題について、世界の各国のどこに政党法があるか、その利害がどこにあるかということを、今現存しておる図書館に行つて専門委員から調べておもらいになりますれば、ただちにこれがわかることに相なつておるのでありますから、これをどうか十分に利用していただきたい。今のうちでも利用していただきたい。これから自分で経験を得られましたならば、今後できるところの図書館に対して、十分な御利用が願いたいと思うのであります。この利用がよく行きましたならば、おそらく皆さん方は、五十年かかるよりも二十年、二十年よりも十年の間に、莫大な金を注ぎこんでも、この国会図書館というものをものにしなければならぬというお考えになることを、私は少しも疑わないのであります。（拍手）

私はさらにここで御報告申し上げたいと思いますことは、この国会図書館をつくる途上におきまして、さいわいに東洋で非常に有名な図書館があるのであります。たとえば岩崎家のもつておつた静嘉堂文庫というものは、二十万冊の世界に類例のない漢書をもつております。この図書館は、もし現時の相場にいたしましたならば、何十億の金を出しても買えないものであります。いま一方に、同じく岩崎家の関係であつたところの東洋文庫というものがあります。これはロンドン・タイムスのモリソン氏がこしらえたモリソン文庫というものを根拠といたしまして、一つの財団法人ができて、今東洋文庫というりつぱなものになつておりますが、これが八十万冊の蔵書をもつております。これも、数十億をもつても購うことができないのでありますが、さいわいに幣原喜重郎先生の御尽力によりまして、この二つの図書館は、わが国会図書館に移管されるという了解を得まして、今その手続中であります。これらの図書は、中華民国においても、あるいはまたイギリスにおいて、オーストラリアにおきまして、何とかして手に入れたいというような希望をもつておるのでありますが、ほんとうに二つとほかにないようなものであります。かようなものが手にはいつたということにつきましては、われわれ非常に喜ばしく考えるのであります。これをこのついでに御報告し、かつ感謝しておく次第であります。（拍手）

重ねて感謝いたしますことは、これに手伝うために、はる〳〵アメリカから来てくださつたクラップ氏とブラウン氏、並びにこれに盡力してくださつたウイリアムス、ネルソンあるいはバーネット氏に対して深き感謝の意を表すると同時に、私どもこの国会図書館の委員会は、昨年の暮から一日も休むことなく、クリスマスといえども、日曜日といえども、あるいはまた元日といえども、これに努力をいたしてきたのでありますが、われ〳〵は別にいたしまして、特にこの事務当局が非常な努力をされたことに対しまして、感謝しておかない次第であります。（拍手）

かような経過でございますから、日本に光をもち来さしめ、日本の再建をするについて最も有力な法案だということをお考えになりまして、何とぞ御審議を願いたいのであります。

これに関連いたしまして、もう一つの法案、すなわち国立国会図書館建築委員会法というのがありますが、これも併せて御審議、お考えくださらんことを切にお願いいたします。（拍手）

二、参議院図書館運営委員長報告（二月四日）

○羽仁五郎君　只今議題となりました国立国会図書館法案並びに国

立国会図書館建築委員会法案につき、本院図書館運営委員会の審議の経過及び結果について報告をいたします。

真理は我らを自由にする。これがこの国立国会図書館法案の全体を貫いておる根本精神であります。今日の我が国民の悲惨の現状は、従来の政治が真理に基かないで虚偽に基いていたからであります。国民の安全と幸福とを守ることを期待されておりました先の日の議会が、その任務を果すことができないで、遂に官僚、軍閥の前に屈してしまつたのは、立法の全権及びその立法の基礎となるべき調査資料を議会みずからが全く持つていなかつたからであります。新憲法により国会が国の最高唯一の立法機関として、国民の安全と幸福とを守つて行くために、従来のように官僚が立法し、軍閥がこれを命令するというような状態を完全に脱却して、人民主権によつて選挙せられた国会の任務を果して行くためには、その確かなる立法の基礎となる調査機関を完備しなければなりません。これまでの日本においては、議会は調査機関を備えず、行政各部が調査機関を備えておつたのであります。併し行政各部は事実上各部の専門に分れ、よい意味においてか、悪い意味においてか、セクショナリズムに陥り、綜合的なることは甚だむずかしく、又政治を行うに急にして、ややもすれば国民の現実を遊離して、ここにいわゆる官僚主義の弊害を甚しくしたのであります。かくて軍部又は行政官僚の一部が、この国民の現実を遊離し且つ綜合的見地を全く欠いた調査によつて国策を樹立し、現実的でもなければ、綜合的でもない、即ち真理によらない立法によつて、全国民を誤まり導いた事実は、実に戦慄すべきものであります。今日我が国民を救うべきあらゆる立法の大前提として、国民の現実に即し、且つ綜合的なる調査をなすことができるのは、専ら人民主権によつて選挙せられたる我が国会あるのみであります。我が国会は国民によつて選挙せられたるものでありますから、常に国民の現実を忘れることができません。而して常に国民の生活の現実の見地から、綜合的に考え、調査し、立法することができるのであります。これらの点に基いて国会図書館の必要が痛感せられ、先に国会図書館法が制定せられたのであります。然るに新国会第一回開会以来、国会立法の原則が未だに実現せられず、官僚立法が続けられ、そのために経済安定本部、物価庁、その外行政各部において厖大なる調査機関が持続せられ、且つ拡張せられる傾向さえあることは、すでに本院におきましても、しば〳〵痛烈に批判せられたところであります。ここにおいて国会図書館を急速に建設し、その機能を整備することはます〳〵痛感せられておるのであります。然るに国際的にはすでに御承知のごとく、アメリカ合衆国の議会図書館、コングレス・ライブラリーは、これらの点において世界的に成績を挙げ、各国の模範となつております。第一回国会開会以来、本院図書館運営委員会は、このアメリカのコングレス・ライブラリーの歴史、その現状、その組織、その機構、その現実の機能の実情について詳細なる研究を続け、学ぶところ実に少くなかつたのであります。コングレズ・ライブラリーにおいては、議員が法案の審査に当り、必要なる資料又は調査を図書館の調査立法リファレンス部に要求すれば、直ちに、或いは数分、或いは数十分、又

は数日、その問題の性質によつて、最も急速にあらゆる資料又はその研究の結果の報告を手にすることができ、かくて各議員は常に十分の調査の結果に基いて法案の審議に当ることができ、これが米国国会をして米国国民及び世界に対し重きをなさしめていることは誠に範とするに足るものがあります。これらの詳細なる研究を進めるにつれ、国会は実に国際的援助を得ることに成功し、現在アメリカのコングレス・ライブラリー副館長の要職におられるヴアーナー・クラップ君及び先に米国図書館協会のプレジデントの要職におられたチアルス・ブラウン君を、我が国会図書館建設に対する使節として迎えることができたのであります。

この貴重なる援助を得て衆参両院の図書館運営委員会は、昨年十二月十六日以来年末年始の休暇をも抛つて連日会議を開き、我が日本の現状に基き、而も我が国及び世界の将来をも考え、我が国会の立法の基礎となるべき調査の重要任務を実現すべき国会図書館、そして同時に貧弱を極めておつた日本国民の図書館文化を、国際的水準に引上げる任務を持つ国立国会図書館の構想のために研究を続け、その間我が国におけるこれらの方面の権威識者の意見をも聴き、且つ我が国諸方面の調査研究機関、新聞社の調査部などをも調査し、特に最近に至りましては、両院法規委員会又議院運営委員会の委員諸君より貴重なる討議をも受けて、ここに遂にこの法案が完成せられ、本日ここに国会に提出することを得ましたことは、委員会の一人として私の最大の光栄であります。只今参議院の図書館運営委員会は、衆議院送付の法案につき最後の審議を行い、万場一致可決いたしました。

次に、国立国会図書館法の各章について簡単に御報告申上げます。真理が我らを自由にする。この確信に立つて憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄与すること、これが我が国立国会図書館の設立の使命であります。この法案の前文はこれを明記しております。これは特に参議院の図書館運営委員会において起草せられましたものが衆議院の同意を得て、前文に掲げられたるものであります。

法案の第一章第二條は、国立国会図書館があらゆる資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行を助けると共に、行政並びに司法の各部門に対し、更に日本国民一般に対し、図書館として奉仕することを規定しております。法案の第二章は、国立国会図書館長が国会両院議長の任命により、如何にしてこの重大任務を果すべきかを各條に亘り規定しております。法案の第四章は、国立国会図書館の運営についての国会の常任委員会及び国立国会図書館と、行政及び司法の各部門におけるその支部図書館との関係の調整についての連絡委員会につき規定しております。法案の第六章は、国立国会図書館の主要任務たる国会、その常任委員会及び国会議員の立法のための調査の機能につき詳細を規定しております。法案の第七章は、国立国会図書館が、行政及び司法の各部門における調査資料の図書館を支所として、如何に活動すべきかを規定しております。法案の第八章は、国立国会図書館がその主要任務たる国会の要求を妨げない限り、一般国民の図書館文化の中心たるべきことを規定しております。以上

がこの法案の要点であります。

次に、この法案と並んで提出せられております国立国会図書館建築委員会法案は、国立図書館がその重大且つ複雑の機能を能率的に果すために、如何なる建築上の條件を備えなければならないか、その完全なる準備を使命とする委員会につき規定しております。この国立国会図書館法案並びに国立図書館建築委員会法案につき、與えられました各方面からの援助につき、なかんずく使節を通じて寄せられたアメリカ合衆国民の友愛に対し、ここに最も深き心からの感謝を捧げることを許されたいのであります。（拍手）

これらの法案によつて国立国会図書館は、なかんずく民主日本、文化日本、国際平和日本の、国の最高唯一の立法機関たる我が国会の議員各位が、日本を一刻も早く再建し、長く国民の安全と平和とを守る立法のための調査機関たるの重要任務を、必ずや誤りなく果すことを固く確信いたしまして、委員会の審議の結果を報告し、これらの法案につき本院の議員各位の十分なる討議を仰ぐ次第であります。

尚本日この議場に、これらの法案につき一ヶ月余に亘り、連日友愛の援助を送られることを惜しまなかつたアメリカ使節両君が傍聴に見えておられることを御報告いたして置きます。

〔拍手起る〕

日本の久しき官僚主義に対する我が国会の民主主義の勝利のために、戦争に苦しみ、今インフレーションに苦しむ我が国民の安全と幸福とを守る立法の基礎たる調査の確立のために、本法案の採決を諸君の賢明なる御判断にお委せいたします。以上を以て報告を終ります。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国立国会図書館建築委員会法

（昭和二三、二、九、法六）

一、提案理由（二月四日衆）

（国立国会図書館法の委員長報告と一括して掲載）

二、参議院図書館運営委員長報告（二月四日）

（国立国会図書館法の委員長報告と一括して掲載）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎復興金融金庫法の一部を改正する法律

（昭和二三、二、九、法七）

一、提案理由（二月二十八日）

○栗栖国務大臣　ただいま議題となりました復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

御承知のように復興金融金庫は、当初百億円の資本金をもつて発足したのでありますが、爾来経済界の一般情勢により、産業資金の需要がきわめて巨額に達するに伴いまして、同金庫の貸出額も、逐月増加の一途をたどりましたので、昨年四月一日これを二百五十億円に増額し、さらに九月に至りまして、おおむね本年一月までの所要資金を見こみまして、これを五百五十億円に増額して今日に至つたのであります。この間市中金融機関の資金増加の、とかく不円滑になりがちな傾向もあり、産業界の復興金融金庫依存の傾向は、ますます増加するとともに、各種公団資金を同金庫において一手に賄うことと相なりましたため、金庫の貸出額は急激に増加し、昨年末貸出残高は、総額四百四十二億一千万円の巨額に達するに至つた次第であります。もとより金庫の行いまする貸出は、設立の趣旨に則り、日本経済再建のために必要な資金であつて、他の金融機関等から融資することを困難とする資金の供給に限られておるのでありまして、石炭、鉄鋼、肥料、電気等、今日その再建を喫緊といたしまする基礎産業に対し、重点的に融資されてまいつたのであります。もちろん政府といたしましては、これら基礎産業の再建とともに、中小工業の育成振興につきましても、常に関心するところでありまして、金庫に通じまする中小金融につきましては、積極的にこれを推進助長する方針でまいつたのでありまして、昨年末融資実績によりましても、いわゆる中小工業と目すべき三百万円未満の貸出件数は、総数二千三百二十件、十七億余万円に達し、公団及び石炭関係を除く一般産業融資に対しては、件数において六六%、金額において一〇%を占める状況であります。以上申し述べました金庫の融資により産業界における資金難はともかくも緩和せられ、戦後における生産の回復振興に大いに寄與してまいつたと存ずるのでありますが、一方所要資金の調達、殊に復興金融債券の発行につきましては、前国会の本委員会においても種々御注意もあり、その市中消化につき、全力をあげておる次第でありまして、昨年十二月より好転の傾向を見せてまいつておるのであります。しこうして、今後政府といたしましても、インフレ進行の状況に鑑み、これら市中消化を、さらに一段と向上せしめるため、諸般の対策を講ずるとともに、一方貸出にあたりましては、きわめて厳格な審議を盡し、いやしくも融資の放漫に流れることなきよう、十分の手段をもつておる次第であります。今般提出いたしました復興金融金庫法の一部改正法律案は、以上の諸種の事情を十分勘案の上、さしあたり本年度末までに必要とする最小限度の資金を見込みまして、資本金の増額を実行いたすためであります。すなわち昨年末におきまして、現在の資本金五百五十億円は、おおむね当初の予定の通り九十億円程度の余裕を残すのみとなりましたので、本年度末までの貸出増加額を見込み、愼重検討の上、この際百五十億円を増加して、七百億円に資本を増額することを適当と考えた次第であります。なおこの増資所要額の見込みを立てました際には、新たに設立を見ました食糧公団ほか四公団の所要資金は、前回増資の際の国会の御意向もあり、一応市中金融機関によつて調達することといたして、除外いたしておる次第であります。

なお今回の増資に伴う政府出資の拂込みにつきましては、前に申

復興金融金庫法の一部を改正する法律

し述べましたごとき最近の消化状況、及び今後の消化向上の見透しも考慮いたしまして、この際増資分につき、新たに政府拂込を取らないことといたしております。資本金七百億円というこの厖大な金庫の運営につきましては、現に復興金融委員会における関係当局、及び民間有識者の合議により、経済界全般の情勢を十分考慮の上、きわめて愼重に行つておるところでありますが、なお今後は融資分野の適正なる配分と、国民貯蓄の増強により、努めて市中金融機関の活用をはかり、もつて復興金融金庫依存の傾向を極力抑止するとともに、必要資金の貸出も最小限度に止め、他方復興金融債券の消化のためには、さらに万全の措置を講じたいと考える次第であります。さきにも申し述べました昨年末の金庫の余力約九十億円は、一月中の債券発行並びに債務保証の増加によりまして、一月末にはほとんど限度一ぱいとなる関係上、本件増資の実行は、ぜひ二月早々には実施される必要があるのであります。

以上復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上速かに御賛成相なるよう希望いたす次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（二月四日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました復興金融金庫法の一部を改正する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

復興金融金庫は、当初百億円の資本金をもつて発足し、昨年四月

これを二百五十億円に、さらに九月に至り、これを五百五十億円に増額して今日に至つているのであります。もとより金庫の行う貸出は、日本経済再建のために必要な資金であつて、他の金融機関から融資することを困難とする資金の供給に限られているのであります。石炭、鉄鋼、肥料、電気等、今日その再建を喫緊とする基礎産業に対し、重点的に融資されてまいつたのでありますが、これらとともに、中小工業の育成振興についても、常に積極的な努力を拂つているのでありまして、昨年末の融資実績によりましても、いわゆる中小工業と目すべき三百万円未満の貸出件数は、二千三百二十件、十七億余万円に達し、公団及び石炭関係を除く一般産業融資に対しては、件数において六六%、金額において一〇%を占める現状であります。一方、所要資金の調達、特に復興金融財源の関係については、市中消化にその全力をあげており、昨年十二月より好転の傾向をみせておる次第であります。

このたびの改正案は、以上の諸種の事情を十分勘案の上、さしあたり本年度末までに必要とする最小限度の資金を見込み、資本金の増額を実行いたさんとするものであります。すなわち昨年末において、現在の資本金五百五十億円は、おおむね当初の予算の通り九十億円程度の余裕を残すのみとなりましたので、本年度末までの貸出増加額を見込み、愼重検討の上、この際百五十億円を増加して、七百億円に資本金を増加することを適当と考えたのであります。

なお、この増資所要額の見込みをたてた際には、新たに設立を見た食糧公団ほか四公団の所要資金は、一応市中金融機関によつて調達することとして除外いたしてあります。なお、今回の増資に伴う政府出資の拂込みについては、最近の債券消化状況及び今後の消化向上の見透しも考慮して、この際増資分につき新たに政府拂込みをとらないこととしております。

本案は、去る一月二十七日本委員会に付託せられ、翌二十八日政府の説明を聽き、さらに二十九日より三回にわたつて愼重審議を重ねましたが、特に社会党の川島、田中、川合、佐藤の諸委員、自由党の塚田、青木両委員、民主党の梅林、中曾根、細川、大上、栗田の各委員諸君、国民協同党の内藤委員及び第一議員倶楽部の石原委員等より、復金の融資状況について終始熱心なる質疑があり、政府よりは、融資分野の適正なる配分と国民貯蓄の増強により努めて市中金融機関の活用をはかり、もつて復興金融金庫依存の傾向を極力抑止するとともに、必要資金の貸出も最小限度に止め、他方復金債券消化のためには、さらに万全の処置を講じたい旨の答弁があつたのであります。復興金融金庫融資の問題については、とかくの批評もありますので、さらに愼重審議する必要があるというので、その業務内容を調査することに決定をいたしました。

なお昨日懇談会を開き、復金当局と忌憚なき意見の交換等もいたしましたが、かくして論議はほとんど盡され、続いて討論に入り、社会党を代表して島田晋作委員より、国政調査に並行して復金の機構及び運営方法等については嚴正な検討を加える必要があるので、小委員会を設けよという強い希望があり、これに対して民主党梅林時雄君、自由党淺利三朗君からそれ〴〵、本案には賛成する、またただいまの島田君の希望に対しては同調したい旨の御説があり、さらに国民協同党の内藤委員よりは、農業復興に要する資金、特に長期固定資金は一般金融機関よりの融資がきわめて困難である現状に鑑み、政府は速やかにこれの打開方策を立てて、これを国会に提案すべきであるとの、これも強い希望意見があつたのでございます。かくして採決の結果、全会一致をもつて可決いたしたのであります。

以上、簡單ではありますが、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（二月六日）

○黒田英雄君　只今上程されました復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告いたします。本法案は極めて簡單な法案でありまして、復興金融金庫の資本金を五百五十億円から百五十億円を増額して七百億円とするという法案であります。

本案提出の理由は、御承知の通り復興金融金庫は昨年の四月二百五十億円の資本でありましたものを、第一回国会におきまして昨年九月三百億円を増額いたしまして、五百五十億円に相成つておるのであります。これは大体本年の一月末までを見込んでの増資であつたのであります。その後市中金融機関におきまする資金の増加も、とかく不円滑であり、又一般産業資金の復金に依存することも非常に多くなつたのでありまして、その外に公団資金を復金が一手に賄う

というようなことにも相成つたのでありまして、資金の需要が急激に増加いたしたのであります。昨年末貸出残高は、総額が四百四十二億一千万円に達しておるような状況であるのであります。勿論これは石炭であるとか或いは鉄鋼、肥料、電気等の国家再建に必要なる最重要産業に重点を置いておるのでありまするが、尚中小工業等に対しましても、その金融に積極的に推進助長の方針を取りまして、昨年末の実績によりますれば、いわゆる中小工業と目しまするべき三百万円未満の貸出件数が二千三百二十件に達しておりまして、融資金額は十七億円であります。公団、石炭関係を除きまして、一般産業の融資に対しましては、件数で六二%、金額で一四%を占めておるような状況であるのであります。併し昨年末におきまする発行総額が四百九億円に達しておるのでありまして、余力は僅かに九十億円ぐらいを残しておるのでありまするが、本年の一月におきまして、保証債務又は債券の発行等におきまして、一月で余力が全くなくなる状況になつたのであります。従いまして二月からその資金が枯渇することに相成りますので、本年三月までを見込みまして、大体百五十億円と見込んで、ここに百五十億円の増資をしたというのが本案の提出の理由であるのであります。

質疑応答に入りまして、復興金融金庫は未だ成立以来日が浅いのでありまするにも拘わりませず、その貸出保証債務が非常に巨額に達しておりまして、而も融資の使途が果して所期の目的を達しておるや否やということにつきましては大いに疑惑があるということが論議の焦点に相成つたのであります。従いまして質疑応答におきましては非常に活発なる論議が交されたのであります。併し詳細な質疑応答につきましては、速記録に譲ることをお許しを願いたいと思うのでありまするが、今その中の二三をここに御紹介をいたしたいと思います。

第一に、百五十億円の増資でこれから先どれくらいやつて行けるか、尚将来この上に増資をする必要があるか、又その算出はどういう基礎であつたかというような御質問があつたのであります。それに対しまして、百五十億円は三月までの所要見込であるのでありまするが、貸出の実情からいろ〳〵勘案して、当局におきましては三百億円程度を最初見込んだのでありましたが、併し昨年末におきまするインフレの原因が相当復金の融資にあるというような実情に鑑みまして、いろ〳〵工夫をいたしまして、できるだけこれを圧縮して百五十億円に止めた。従いまして四月以降は全然見込んでおらないということであるのであります。尚その見込を半分に減少いたしました大きな理由は、前国会におきまする論議に鑑みまして、公団の融資を、少くとも新規の公団の融資は復金によらないで、市中金融機関から借入れさせたいという念願からして、これを見込まなかつたということであるのであります。従つて公団発足に具体的な計画を作らなければならないことになり、又公団法の一部の改正も必要になつて来るかも知れないという答弁であつたのであります。次に赤字金融又は滞納の資金の貸出が相当にあるように聞くのであるが、復金の使命から見てこれは問題であると思うというような御質問に対しましては、政府は、復金の性質上からいたしまして、直ちにベイしないところの仕事に対しましても、その事業の維持育成が国家に取りまして必要な場合には、経済再建のために必要な資金を将来の見通しをつけて融資する必要があるのである。又納税のために特に融資するということは考えないのであるが、運転資金として納税のために不足を生ずるようなものにつきましては、極めて例外として国家再建に必要な事業に限つて金融をすることが考えられるというような答弁であつたのであります。

次に融資が果して所期の効果を挙げておるかどうかということについて、監督は如何にしておるかという御質問に対しましては、政府は、金庫では昨年八月下旬からいたしまして特に監査部を作つてこれに力を入れておるのでありまするが、現在までに金庫としての監査をいたしました案件は四十三件程あります。完了したものはその三分の一ぐらいであるのであります。大口の融資は殆んど石炭でありまするが、金庫自体の監査の外に、関係方面との共同監査に復金も参加しておる。この外に化学工業、機械工業、水産業、或いは土建業、繊維業、或いは運輸業等の全般に亘つて監査を進行中であるということであります。更に復金法の第三十一條によりまして、関係官は随時復金の融資先を検査するところの権能を持つておるのでありまするが、まだこの規定によりまして大規模の監査をいたしたことはないそうでありまするが、復金自体の監査の結果と実情を見た上で適宜活動したいと考えておるということであつたのであります。

その他に大口融資等におきまして失敗があつたような場合にその責任はどうなるか、何人がどういう責任を取るかというような問題、或いは債券、貸付の期限が短かいではないかというふうな問題もあります。又復金債券を融資する先に持たして、そうしてそれらをして消化せしめたらどうか、或いは復金債券の消化の問題、これを日銀によらずして市中金融機関によつて消化する等のことについての問題、或いは延滞に関する問題、或いは復金の債務保証に関しまする問題、代理貸付に関しまする問題、種々の問題について論議が交されたのでありまするが、これは速記録に譲ることをお許し願いたいと思うのであります。

尚復興金融金庫の融資につきましては、前申上げました通り種々の問題があるのでありまして、委員会といたしましては、更に特別に調査をすることの議院のお許しを得まして、十分今後の調査を進めたいということの動議が出まして、その手続をいたすつもりでおるのであります。

かくて質疑を終りまして、討論に入りましたのでありますが、共産党の中西委員から、前回の増資の際には重要産業を何とかして培いたいという意味から、相当それには資金が要ると思うから大体賛成したが、今回は本案に反対するというので意見を述べられたのでありますが、これは少数意見として、後にお述べになるそうでありますから省略をいたします。

次に日本自由党の玉屋委員よりいたしまして、使途については十分監視の必要があるが、増資は止むを得ないと認めるので賛成をするという御意見があつたのであります。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

次に日本社会党の木村委員よりいたしまして、二つの点について意見、希望を述べて賛成をするということで、第一点は復金債券の消化の問題であるが、債券の全体の八割ぐらいが日銀引受となつておるのである。昨年末から段々これがよくなつて来ておるようであるが、これがために通貨増発の相当の原因となつておることは否めない事実であるのである。従つて今後も市中資金を以て賄うということの原則を十分貫くことに努力されたい。第二は復金の機構の問題であるのでありますが、先に自分は意見を述べたが、その後、政府は我々の主張した意味合で殆んど考慮されていない。多少監査機構の拡充をしたように聞くが、運営を民主的にするということ、即ち民間の意見を十分取入れるという意味においての運営の仕方は非常に不十分であると思う。産業人なども十分に参加しておらない。労働組合の意見もこれに反映していない。例えば公正取引委員会のような民主的な機構を以て大綱を決め、復金は事務機構というようにする必要があると思う。とにかく運営について、もつと民主的方面が強まつて行かなければならないと思う。この二点を強く希望して本案に賛成するという御意見であつたのであります。

次に日本民主党の岩本委員からいたしまして、本案に賛成であるが、一二希望を述べて置きたいということで、第一に、貸付に際してはあらゆる角度から検討されたものであると思うが、果して生産増加、基本産業の進展のために融資が実際に実を結んでおるかどうか、その金が計画通り生きて使われておるかどうか、つまり最終の見届けをする機関を設けるか、又は別途の方法を講じて十分監査する必要があると思う。尚一つは、パージにかかつておる金融機関の有力者が貸付のブローカー行為をしておるようなことが京阪、阪神方面に多く散見される。その中にはややもすれば割戻し稼ぎをするといつたような向もあるように聞くが、この方面については細心の御注意を願いたい。右の希望を述べて賛成するということであつたのであります。

かくて討論を終結いたしまして採決に入りましたが、日本共産党の中西君を除く外全員の賛成であります。即ち多数を以て本案は可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭和二三、二、二四、法八）

一、提案理由（一月三十日）

○栗栖国務大臣　それでは御説明いたします。

このたび本国会に提出いたしました政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたしたいと存じます。

政府は、全逓その他の官公職員労働組合からの提訴にかかる生活補給金即時支給等の要求に対する中央労働委員会の調停案を尊重し、その勧告になる政府職員に対する各人の月收の二・八箇月分に相当する一時金の支給を実施するため、昨年十二月、二次にわたり国会の決定を経まして、とりあえず二箇月分に相当する金額を一時手当として支給いたしたのでありますが、今回残りの〇・八箇月分を支給いたそうと存じまして、この法律案を提案いたした次第であります。

この法律案によります一時手当の支給方法といたしましては、昭和二十二年十二月二十日現在で、現に在職している政府職員に対し、その現に受けている、俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当、臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第百四十号による臨時手当の合計月額の八割に相当する金額を支給することといたす考えであります。

この措置によりまして、支給を実施いたしますに必要な予算額は、おおむね一般会計所属職員の分八億四千八百余万円、特別会計所属職員の分十五億七千六百余万円、合計二十四億二千四百余万円でありまして、右の金額は、ただいま本国会に提案中の一般会計予算補正第十三号及び特別会計予算補正特第七号に計上いたしてあります。

本案につきましては、政府職員の生計の実情をもおくみとりくださいまして、御審議の上、速やかに原案通り御決定あらんことを希望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（二月二十四日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました両法案について、政府職員に対する一時手当の支給に関する法律委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、一時手当の支給に関する法律案であります。政府は、生活補給金即時支給等の要求に対する中央労働委員会の調停案を尊重いたしまして、昨年十二月、とりあえず二箇月分に相当する金額を一時手当として支給いたしたのでありますが、今回残りの〇・八箇月分を支給いたそうというので、この法律案が提出された次第であります。このために必要な予算額は、おおむね一般会計所属職員のものが八億四千八百余万円、特別会計所属職員の分が、十五億七千六百余万円、合計いたしまして二十四億二千四百余万円に相なつております。

次に、昭和二十二年法律第百七十号の一部を改正する法律案でありますが、大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定におきましては、先に述べました一時手当支給に要する経費の財源は、各会計の昭和二十二年度における收支の状況に鑑み、これを一般会計からそれ〴〵当該会計に繰入れる必要がありまして、本案が提出された次第であります。

一時手当の支給に関する法律案については去る一月三十日、昭和二十二年法律第百七十号の改正案につきましては去る二十二日、それ〴〵政府より提案理由の説明がありまして、ただちに審議にはいつたのでありまするが、社会党の川合委員、自由党の塚田委員、国民協同党の内藤委員等より熱誠な質疑がありました後に、討論を省略いたしまして採決の結果、全会一致をもつて両案は可決いたし

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律
た次第であります。
右、御報告を申し上げる次第であります。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（二月二十四日）

○黒田英雄君　只今上程されました二つの法律案につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告をいたします。

先に第一国会の終り並びに第二国会の初めにおきまして、本院において議決されました政府職員に対しまする生活補給金といたしまして、中央労働委員会の調停案に基いて、政府は二ヶ月八分の内二ヶ月分を昨年議決を経まして支出いたしておるのでありまするが、今回その残りにつきまして政府職員に対してこれを支給しようというのが、この政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案であるのであります。即ちこの法案の内容は、政府の職員に対しまして、その給與の一ヶ月分の八割以内を臨時に支給したいというのであるのであります。そうしてその支給の基礎となるところの給與とか、支給の割合及び給與の方法手続等につきましては、政令で定めることになつておるのでありまするが、この八割は職員の勤続の日の浅い者に対しては八割よりも少く、即ち八分の二、或いは八分の四、或いは八分の六、それから昨年中一年間を通じて在勤した者は月額の八割を支給するというふうな方法をとるということであるのであります。昨年の十二月二十日に現在しておりました常時勤務している職員に支給しようというのが本法案であるのであります。

次に昭和二十二年法律第百七十号の改正案は、これは大蔵省預金部特別会計とか、或いは国有鉄道事業、或いは通信事業、簡易生命保険、郵便年金等に従事しておりますところの職員に対しまして、月額の八割を支給しまする結果、それに要しますところの資金につきまして、これらの会計の收支の状況からいたしまして、その歳入不足額を補填するために、一般会計からこれに繰入をいたそうということであるのでありまして、この法律に政府が繰入をなし得る限度をすでに定めておりまするのに対しまして、今回その必要な金額をそれ〴〵追加しようといたすのであります。それらの金額等につきましては、予算委員長から恐らくは予算の御説明の際にお述べになることと思いまするから、省略をいたしまするが、これらを追加いたしたものの金額に改めようといたすのであります。これはすでに昨年できましたこの法律におきまして、今日の收支の状況からいたして繰入をいたしまするが、後日これらの会計から、それらの金額は一般会計に繰戻すということに相成つておるのであります。これが法案の内容であるのであります。

委員会におきまして審議をいたしたのでありまするが、別に大した御質問もなく、又討論に入りましたが、別に御発言もなく、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものなりと議決されたのであります。これを以て御報告を終ります。（拍手）

◎昭和二十二年法律第百七十号（大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律

提案理由（二月二十一日）

○栗栖国務大臣　昭和二十二年法律第百七十号の一部を改正する法律案を提出いたします理由を御説明申し上げたいと存じます。

今回政府職員に対し、生活補給金の支給残額、すなわちその者の受ける給與の月額の八割に相当する金額を一時手当として支給することといたしまして、これに関する法律案を別途提出いたしましたが、大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定におきましては、この一時手当支給に要する経費の財源は、各会計の昭和二十二年度における收支の状況に鑑みまして、これを一般会計からそれ〴〵当該会計に繰り入れる必要があるのでありまして、昭和二十二年法律第百七十号（大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律）の一部を改正する法律

す。すなわち大蔵省預金部特別会計につきましては、七千七百九万七千円、国有鉄道事業特別会計につきましては、七億九千四百四十七万六千円、通信事業特別会計につきましては四億一万六千円、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定につきましては七千百二万七千円、同会計の年金勘定につきましては二百七万八千円をそれぞれ繰り入れる必要があるのであります。しこうしてこの措置をいたしますには、昭和二十二年法律第百七十号に規定してありますこれらの会計に対し、一般会計からする繰入金の法定額をそれ〴〵先に申し述べました金額だけ増額改訂する必要があるのであります。

以上申し上げました理由によりまして、この法律案を提出いたした次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（二月二十四日）

（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（二月二十四日）

（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律

（昭和二三、二、二八、法一〇）

一、提案理由（二月二十六日）

○鈴木国務大臣　ただいま上程になりました昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず第一條について御説明申し上げます。裁判官の報酬につきましては、裁判所法第五十一條の規定により、また検察官の俸給につきましては、検察庁法第二十一條の規定により、それ〴〵特別の法律によつてこれを定めることといたしているのでありますが、政府はとりあえず昭和二十二年十二月三十一日までの暫定的措置といたしまして、第九十二回帝国議会に、昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）案及び同法律第六十六号（検察官の俸給等の応急的措置に関する法律）案の二つの法律案を提出いたしまして、それ〴〵協賛を得た次第であります。しかしながら、この両法律は、いずれも暫定的に裁判官の報酬及び検察官の俸給を定めたものにすぎませんので、政府はその後裁判官の報酬及び検察官の俸給を恒常的に定める法律を、鋭意立案中でありましたが、当時国内の経済情勢は安定いたしませんし、一般官吏の給與に関する法律案についても、未だ成案を得るに至りませんでしたので、昭和二十二年十二月三十一日までの暫定期間内に裁判官の報酬及び検察官の俸給を恒常的に定める法律案を、国会に提出して御審議を願うことが不可能となりました。そこで第一回国会に、昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案を提出いたしまして可決せられ、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する昭和二十二年十二月三十一日までの応急的措置を、昭和二十三年三月十四日まで延期いたしました次第であります。しかしながら、その後も経済情勢は依然安定を欠き、かつまたこの経済不安のために、未だ一般官吏の給與を定める法律を制定するという運びに至りませんので、前国会で延長いたしました暫定期間中に、裁判官の報酬及び検察官の俸給を恒常的に定める法律案を国会に提出することが、また〳〵不可能となりました。かような次第でありますので、再び裁判官の報酬及び検察官の俸給に対する暫定的な措置を本年五月二日まで延長し、翌三日から効力を失うこととといたした次第であります。

次に第二條について御説明申し上げます。「日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律」及び「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律」は、ともに日本国憲法の施行に伴い刑事訴訟法及び民事訴訟法を憲法に適合せしめるために、応急的措置を講じた法律でありますので、両法律とも、その附則において「この法律は昭和二十三年一月一日からその効力を失う」と規定されていたのであります。従いまして、政府においては引続き民事訴訟法及び刑事訴訟法の本格的改正の準備を進めたのでありますが、諸般の情勢から、昭和二十二年十二月末日までに民事訴訟法改正法律案及び刑事訴訟改正法律案を国会に提出して、御審議を願うことが不可能となりましたので、昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案を第一回国会に提出して可決せられ、昭和二十二年十二月末までに暫定期間を本年三月十四日まで延長した次第でありますが、なお諸般の事情によりまして、本年三月十四日までには民事訴訟法及び刑事訴訟法の本格的な改正法律案を国会に提出することが不可能となりました。従いまして、この暫定期間をさらに本年七月十五日まで延長することといたし、昭和二十二年法律第七十五号（日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律）及び昭和二十二年法律第七十六号（日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律）の附則によつて定められました暫定期間を、さらに昭和二十三年七月十四日まで延長し、翌十五日限り効力を失うこととといたした次第であります。なおこの第二條関係の裁判官の報酬及び検察官の俸給の応急措置に関する法律と、第一條関係の法律、すなわち民事訴訟法及び刑事訴訟法の応急措置に関する法律との間に、暫定期間に二箇月の差異を設けましたのは、民事訴訟法、刑事訴訟法等の法律は、その性質少くとも二箇月間の施行準備期間を必要とするものと思料したためであります。

次に、第三條の関係について御説明申し上げます。昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律　三一

法律第百九十三号、法務庁設置法附則第十五條第一項によりますと、法務総裁は昭和二十四年三月三十一日までは、従来司法大臣の管理に属した私立の矯正施設に関する事務を管理するが、昭和二十三年四月一日からは右施設の運営について、厚生大臣と協議をすることになつており、また同條第二項によれば法務総裁は昭和二十三年三月三十一日までは、従来司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引続き管理するが、罪を犯すおそれのある少年に関するものを事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、同年四月一日からこれを厚生大臣の管理に移すこととなつているのであります。しかしながら、これらの規定は、いずれも昭和二十三年三月三十一日までに少年法を改正いたしまして、同年四月一日から少年の保護に関する法務総裁の権限を新しく規定することを前提と致しているのでありますが、諸般の事情によりまして、予定の期日までに、少年法の改正法律案を国会に提出して御審議を願うことが不可能となりましたので、法務庁設置法附則第十五條第一項及び第二項中の期日をそれ〴〵延期いたしまして、同年六月三十日及び同年七月一日と改めた次第であります。

最後に第四條の関係につきましては、前に述べました法務庁設置法第十條によれば、少年矯正局は、少年裁判所によつて保護処分に付された少年犯罪人の保護に関する事項、及び少年裁判所によつて保護処分に付された少年に対する司法保護事業に関する事項を掌ることになつているのでありますが、これも少年法の改正によつて少年審判所に代つて、新しく少年裁判所が設置せられることを前提と

いたしておる規定でありまして、これまた諸般の事情によりまして、少年法改正手続が遅れております関係上、しばらく同條中の「少年裁判所」を「少年審判所」と読みかえる必要がありますので、本年六月三十日まで、かような読みかえをするために、本條を設けたものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願いいたします。

二、衆議院司法委員長報告(二月二十六日)

○松永義雄君　ただいま議題と相なりました昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案について、司法委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨を御説明申し上げます。第一條につき申し上げますと、裁判官の報酬につきましては、裁判所法第五十一條において、別に法律をもつて定めることになつています。さきに施行された暫定的措置としての裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律は、昭和二十三年三月十五日からその効力を失います。しかし、一般官吏の給與に関する法律案が定まらないので、従つてまた裁判官の報酬等に関する法律も、今なお立案中であります。かくて、遂に三月十四日までに国会に提出することが不可能となりました。同様の理由によつて、検察官の俸給等の応急的措置に関する法律も、昭和二十三年三月十五日からその効力を失います。かような次第でありますから、再び裁判官の報酬及び検察官の俸給に対する暫定措置を昭和二十三年五月二日まで延期し、翌三日からその効力を失うこととといたしたのであります。

次に、第二條について申し上げます。日本国憲法施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律は、ともに附則において、昭和二十三年三月十五日からその効力を失うこととなつています。しかし、諸般の事情から国会に提出することが不可能でございますので、その暫定措置として、さらに七月十五日まで延長することといたした次第であります。

なお、第一條と第二條との間に二箇月間の差異を設けましたのは、民事訴訟法、刑事訴訟法等の法律は、その性質上少くも二箇月の施行準備期間を必要とすると思料したからであります。

次に、第三條について申し上げます。法務庁設置法によりますと、従来司法大臣の管轄に属していた私立の矯正施設については、四月一日から厚生大臣と協議することとなつています。また法務総裁は、本年三月末日まで少年保護事業を管理いたしますが、罪を犯すのおそれある少年に関する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、これは四月一日から厚生大臣の管理に属することとなつています。しかし、これらの規定は少年法の改正を前提としていますが、諸般の事情によつて、少年法の改正法律案を国会に提出することが不可能となりました。よつて、法務庁設置法附則の期間をそれ〴〵延長して、本年六月三十日及び七月一日と改めた次第であります。

最後に、第四條について申し上げます。法務庁設置法第十條によると、少年矯正局は少年裁判所で保護された少年犯罪人の保護事業を掌ることとなつています。しかし、諸般の事情によつて少年法の改正が遅れますので、しばらく同條中の少年裁判所を少年審判所と読みかえる必要があります。よつて、本年六月三十日までかような読みかえをするために本條を設けた次第であります。

以上が、政府原案の要旨であります。司法委員会は、二月二十六日提案理由の説明を聽き、審議の結果、この法律案は法律の有効期間をそれ〴〵本年中の所要の期日まで延長するだけのものでありますから、同日委員会は質疑、討論を省略、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り決した次第であります。

右、本法案の御報告を申し上げます。(拍手)

(註)　参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律　(昭和二三、三、六、法一一)

一、提案理由(二月二十七日)

○原説明員　提案の理由を御説明いたします。

この法律は警察法が近く実施になりますので、これに伴いまして関係法令の一部を改正せんとするものであります。すなわち従来の警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

警察の権限で、警察法の趣旨に照し警察の責務として警察に残すべきものにつきましては、警察法によるどの機関の事務とすべきかを定めますとともに、この際警察から他に移譲すべきものはこれを移譲せんとするものであります。さらに改正のおもなる点を申しますと、その第一点は、従前これらの警察関係法律中主務大臣と申しますのは、警察の主務大臣としてかつての内務大臣、現在の内閣総理大臣をいうのでありますが、警察法施行後は主務大臣とは不明確でありますので、これを内閣総理大臣と明記せんとするものであります。第二点は、これらの法律中従来警視総監または道府県知事の権限に属しておりました事項は、これも警察法の趣旨に従つて新たに警察の運営監理の責任者と定められております都道府県公安委員会、特別区公安委員会、市町村公安委員会の権限に改めんとするものであり、第三点は、これらの法令中警察官署とありますのを、国家警察及び自治体警察の双方において取扱うこととなりますため、これを警察署長とし、また警察官吏は、警察官または警察吏員となそうとするものであります。すなわち第一條ないし第三條は、従来警察で担当してまいつた銃砲等所持禁止令、広告物取締法、道路交通取締法に関する事務について、新警察制度のもとにおいても、なお従前と同様にその執行に当り得るために、それらの法令中従来都道府県知事の扱つて来た権限を、今後は都道府県または市町村の各公安委員会をして取扱わしめるようにし、その他必要なる字句を改めようとするものであります。第四條ないし第八條は、従来警察になおその職務権限の留保されていた狩猟法その他の関係法律

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

中の一部の事務を、警察法第一條の規定の趣旨に鑑み、今後は完全に警察の手を離して、それ〴〵主務官庁に移すために必要なる字句の訂正を行おうとするものであります。第九條は、遺失物法、銃砲火薬類取締法施行規則その他の法令について、警察法施行後もなお従来通り各警察署において、その執行に当り得るため必要な読み替えをなそうとするものであります。

以上をもつて本改正法案提案の理由とそのおもな点を申し述べた次第であります。何とぞよろしく御審議を願う次第であります。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告

（三月四日）

○坂東幸太郎君　ただいま上程せられました警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案に関しまして、その審議の模様を御紹介申し上げます。

この法律案は御承知の通り、来る三月七日から全面的に発足をします警察法の施行に関しましては、なくてはならぬ法律でありますので、緊急上程の要求がありまして、委員会でも緊急の必要を認めまして、去る二十七日開会し、審議をしたわけであります。その内容を申し上げます。

この法律案は、警察法が近く実施になりますので、これに伴いまして関係法令の一部を改正するものでありまして、従来の警察の権限で、警察法の趣旨に照らし警察の責務として警察に残すべきものにつき、警察法によるとの機関の事務とすべきかを定めるとともに、この際警察から他に移譲すべきものはこれを移譲することにしてあります。この前の点につきましては、第一に、従前主務大臣とされていましたのは、警察の主務大臣としてかつての内務大臣、現在の内閣総理大臣でありますが、警察法施行後は主務大臣では不明確でありますので、これを内閣総理大臣と定めており、第二に、従来警視総監、道府県知事の権限に属していました事項は、これを警察法の趣旨からいい、警察の運営監理の責に任ずる者たる都道府県公安委員会、特別区公安委員会、市町村公安委員会の権限としており、最後に従前の警察署長、警察官署は、本法でも従来通り警察署長になつており、警察官吏は警察法附則第十九條の通り警察官、警察吏員とされているのであります。

その内容を簡単に申し上げますならば、第一條ないし第三條は、従来警察で担当してまいつた銃砲等所持禁止令、広告物取締法、道路交通取締法に関する事務について、新警察制度のもとにおいてもなお従前と同様にその執行に当り得るために、それらの法令中従来の都道府県知事の扱つてきた権限を、今後は都道府県または市町村の各公安委員会をして取扱わしめるようにし、その他必要なる字句を改めようとするものであります。第四條ないし第八條は、従来警察になおその職務権限の留保されていた狩猟法その他の関係法律中の一部の事務を、警察法第一條の規定の趣旨に鑑み、今後は完全に警察の手を離してそれ〴〵主務官庁に移すために必要なる字句の訂正を行おうとするものであります。第九條は、遺失物法、銃砲火薬類取締法施行規則その他の法令について、警察法施行後もなお従来通

り各警察署においてその執行に当り得るため、必要な読み替えをなそうとするものでございます。

かくて委員会は、別に質問もなく、委員長は満場に議案の可決を諮りましたところが、満場異議なくこれを原案通り可決したわけであります。

以上、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

（註）参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎政府職員の俸給等に関する法律

（昭和二三、三、二〇、法一二）

一、提案理由（三月十九日）

○北村国務大臣　このたび本国会に提出いたしました政府職員の俸給及び政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げたいと思います。

まず政府職員の俸給等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は昨年末、全逓その他官公職員労働組合の争議に関する中央労働委員会の調停案を受諾したのでありますが、この調停案に基きまして、新給與案を審議するため設置せられました臨時給與委員会は、本年一月二十七日以降約四十余日にわたり愼重審議を重ねました結果、去る二月二十日第一報告書を、また三月六日には第二報告書を、それ〴〵政府に提出するに至つたのであります。政府としましては、臨時給與委員会に多くの組合の参加を得ることができなかつたことを、はなはだ遺憾と存じておるのでありますが、この委員会の構成、運営の面から見まして、その到達いたしました結論が、ともかく現状において望み得られる限りの客観的資料を使用して、周到な検討を加えた結果作成されたものでありますので、この報告書の内容は、現在としては最も公正妥当なものであり、従つてこれに従うことが、政府職員の給與問題を最も民主的に処理することとなると考えるのであります。右の見地に立ちまして、政府といたしましては、右の報告書に基く新給與案の実施が、その内容から見て、今日の国家財政にとり、まことに重大な負担であるにもかかわりませず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度の窮迫に陥つておる事実を卒直に認め、新給與案を実施するため、これに必要な予算とともに、この法律案を提出いたした次第であります。

この法律案の内容を簡単に申し上げますと、まず本則におきまして、内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本国憲法第七條の規定による認証官等を除いた職員に対し、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基きまして新給與水準、すなわち二千九百二十円水準による俸給等を本年一月にさかのぼつて支給することとし、右の俸給等の額及びその支給に関する事項は、別に法律でこれを定めることとしてあります。なお内閣総理大臣等この法律の適用を受けない政府職員の俸給等に関する法律

者の俸給等につきましても、別に法律でこれを定めることとしております。従つて右二つの法律につきましては、近く案を立てて本国会の御審議をお願いする予定であります。

新給與水準による給與の内容を要約して申し上げますと、次の通りであります。

一、新給與水準は、昭和二十三年一月一日以降二千九百二十円(税込)であります。これは現在の政府職員の所定勤務時間を基礎としたもので、超過勤務手当は含まない数字であります。

第二に本俸は、現在の暫定加給、暫定加給臨時増給、及び臨時手当を廃止して、一本の新本俸といたし、その水準は二千円を下らないよう措置することといたします。そうしてこの新本俸への切替に当りましては、必ずしも機械的に各人の受ける現号俸を基礎とすることなく、各人の職務の内容、責任の軽重、労働の強度、労働時間、労働環境、事務、技術、労務の別、その他労働に関する諸條件並びに民間における同一條件の者との権衡を勘案して決定する方針でありまして、これはいわゆる職階制給與制度への一歩前進を意味するものでございます。

第三に家族手当の支給額は、家族一人当り二百二十五円に引上げる考えであります。

第四に勤務地手当につきましては、各府県に組合側を中心とする地区区分調査委員会を、中央に政府側、組合側合同の地域委員会を設置いたし、現行の臨時勤務地手当の段階の増加、支給率の幅の拡大及び地域区分の指定等の問題につきまして、民主的かつ合理的な解決をはかつていきたいと考えております。なお臨時勤務地手当の段階は、現行の四段階を五段階程度に増加いたし、四割級の地域を新設することが適当と考えられ、さらに寒冷地給及び積雪地給のごときも、これを臨時勤務地手当に取入れることが適当であろうと考えられるのでありますが、これらの問題は、いずれも、右の委員会での審議にまつこととする訳であります。

第五に特殊勤務手当につきましては、労働の価値に関係ある諸條件のうちで、本俸に取入れることが不可能か、または不適当なものは、これを特殊勤務手当として支給されることになるわけであります。

以上が新給與水準による給與の骨子でありますが、これが完全な実施には、諸般の情勢からしまして、なお若干の時日を必要とするのであります。しかしながら、他面政府職員の生活の実情を思いますとき、新給與案の実施に至るまでの間のつなぎといたしまして、新給與水準の一部の内拂いを必要とする事態に当面しておる次第であります。従いまして、この法律案の附則におきまして、右の二千九百二十円のうち、二千五百円程度を暫定給與とし、本年一月にさかのぼりまして内拂いすることといたし、その暫定給與の種類、支給方法等を規定いたした次第であります。もちろん暫定給與とは申せ、本格的な給與の実施を予想いたしまして、この線に沿うよう規定いたしたわけでありますが、その要領を申し上げますると、次の通りであります。

第一に暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたします。

第二に暫定俸給の額は、現俸給または給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額に対し、それ〴〵所定の勤務時間数に応じて十五割ないし十七割を乗じて算出した額であります。なお暫定俸給では、従来の官吏と雇傭人との身分の別による俸給と給料の別、及び月給と日給との区別を撤廃して、一様に月給制といたしました。

第三に暫定扶養手当は、従来の臨時家族手当に相当するものでありますが、扶養親族一人当りの給與を、従前の百五十円から二百二十五円に増額いたしました。

第四に暫定勤務地手当は、従来の臨時勤務地手当のことでありますが、これについては、前に申し述べましたように、新たに地区区分調査委員会を設置いたし、この委員会におきまして、民主的かつ合理的解決をはかることにしておりますので、それまでの間は、従前の例をそのまま施行することにいたしました。

第五になお政府は、最近における政府職員の官紀の状況に顧み、政府職員の官紀肅正に関し、閣議決定をいたしたのでありますが、この閣議決定の趣旨に従い、職員が法令または本属上司の承認なく執務しない場合においては、その執務しない期間の暫定給與を減額することといたしました。

六、最後に従前の給與との調整について規定を設けまして、本年一月一日以降までに支給された従前の規定による給與は、この法律による暫定給與の内拂とみなすことにいたし、両者の差額を本年一月にさかのぼつて追給することといたしました。

政府職員の俸給等に関する法律

次にこの法律案を実施するに必要な予算金額は、一月ないし三月分で、一般会計所属職員の分二十三億五千四百余万円、特別会計所属職員の分三十七億九千四百余万円、合計六十一億四千九百余万円でありまして、右の金額はただいま本国会に提案中の昭和二十二年度一般会計予算補正第十五号及び特別会計予算補正特第十号に計上いたしております。

なおこの法律によりまして、政府は平均二千五百円程度の暫定給與を支給する権限を得るのでありますが、この権限を行使し、実際支給するに当りましては、各組合と団体交渉を行つて支給いたす方針であります。この方針によりまして、政府は十三日附をもちまして通告文を発し、各組合と交渉を開始いたし、国鉄労働組合からは十六日までにこれを承諾する旨の回答に接しており、他の組合もまた速やかにこれを承諾されることを、切に希望する次第であります。以上本法律案につき立案の趣旨及び法律案の概要につき御説明申し上げた次第であります。

次に政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は今回、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基きまして、政府職員の給與水準を引上げるとともに、給與体系の整備をはかることといたしまして、これに関する法律案を別途提出いたしたのでありますが、大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計、並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の

保険勘定及び年金勘定におきましては、その收支の状況に顧みまして、今回の措置に要します経費等の財源は、これを一般会計から、それ〴〵これらの会計に繰入れる必要があるのであります。すなわち大藏省預金部特別会計につきましては、一億九千六百八万三千円、国有鉄道事業特別会計につきましては、十九億九百十四万二千円、通信事業特別会計につきましては、九億三千百九十四万一千円、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定につきましては、一億六千七百八十一万五千円、同会計の年金勘定につきまして、四百八十三万四千円をそれ〴〵繰入れることといたしました。なお、この一般会計からする繰入金につきましては、各特別会計の性質に鑑みまして、これらの会計が、後日、健全な財政状況になりました暁には、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところによりまして、それ〴〵一般会計へ繰入れる予定で、これに関する規定をも設けた次第であります。以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。以上二法律案につき、政府職員の生計の実情を御斟酌の上、何とぞ速やかに御賛成くださるよう希望いたす次第でございます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（三月十九日）

○梅林時雄君　ただいま議題となりました二案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず政府職員の俸給等に関する法律案について、立案の趣旨及び法律案の概要を御説明申し上げます。

政府は昨年末、全逓その他官公職員労働組合の争議に関する中央労働委員会の調停案を受諾したのでありますが、この調停案に基き新給與案を審議するため設置せられた臨時給與委員会は、本年一月二十七日以降約四旬余にわたり愼重審議を重ねた結果、去る二月二十日第一報告書を、三月六日には第二報告書をそれ〴〵政府に提出するに至つたのであります。この委員会の構成、運営の面から見て、その到達した結論が、ともかく現状において望み得られる限りの客観的資料を使用して周到な検討を加えた結果作成されたものでありますので、この報告書の内容は現在としては最も公正妥当なものであり、従つてこれに従うことが政府職員の給與問題を最も民主的に処理することとなると考えるのであります。右の見地に立ち、政府としては右の報告書に基く新給與案の実施が、その内容から見て今日の国家財政にとりまことに重大な負担であるにもかかわらず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度の窮迫に陷つておる事実を率直に認め、新給與案を実施するため、これに必要な予算とともにこの法律案を提出せられた次第であります。

この法律案の内容を簡単に申し上げますと、まず本則において、内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本国憲法第七條の規定による認証官等を除いた職員に対し、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基いて、新給與水準すなわち二千九百二十円水準による俸給等を本年一月にさかのぼつて支給することとし、右の俸給等の額及びその支給に関する事項は別に法律でこれを定めることとしてあります。なお内閣総理大臣等この法律の適用を受けない者の俸給等についても、別に法律でこれを定めることとしております。

しかしながら、これが実施には諸般の情勢からしてなお若干の時日を必要とするのでありますが、他面政府職員の生活の実情を思いますとき、新給與案の実施に至るまでの間のつなぎとして、新給與水準の一部の内拂いを必要とする事態に当面している次第であります。従つて、この法律案の附則において、右の二千九百二十円のうち二千五百円程度を暫定給與とし、本年一月に遡及して内拂いすることとし、その暫定給與の種類、支給方法等を規定いたした次第であります。

今その要点をかいつまんで申し上げますと、次の通りであります。

一、暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたします。

二、暫定俸給の額は、現俸給または給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額にそれ〴〵所定の勤務時間数に応じて十五割ないし十七割を乘じて算出した額であります。なお、暫定俸給では一様に月給制とする。

三、暫定扶養手当は従来の臨時家族手当に相当するもので、従前の百五十円を二百二十五円に増額する。

四、暫定勤務地手当は従来の臨時勤務地手当のことで、これについては新たに地区区分調査委員会を設置し、この委員会において民主的かつ合理的解決をはかることにしてありますので、それまでは従前の例を施行することにいたしました。

五、職員が法令または本属上司の承認なく執務しない場合においては、その執務しない期間の暫定加給を減額すること。

六、最後に、本年一月一日以降すでに支給された従前の規定による給與は、この法律による暫定給與の内拂いとみなすこととし、両者の差額を本年一月にさかのぼつて追給することといたしました。

次に、これを実施するに必要な予算は一月ないし三月分で、一般会計所属職員の分二十三億五千四百余万円、特別会計所属職員の分三十七億九千四百余万円、合計六十一億四千九百余万円であり、右の金額は昭和二十二年度一般会計予算補正（第一五号）及び特別会計予算補正（特第一〇号）に計上いたしてあります。

次に繰入金に関する法律案についてでありますが、政府は政府職員の給與水準を引上げるとともに、給與体系の整備をはかることといたし、ただいま御説明いたしました法律案を提出いたしたのであります。大藏省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定においては、その收入の状況に顧み、今回の措置に要する経費等の財源は、これを一般会計からこれらの会計に繰入れる必要があり、必要の金額をそれ〴〵繰入れることといたしたのであります。

以上の二案は、去る十八日本委員会に付託されたものでありまして、本日大藏大臣より提案理由の説明を聽取した後、ただちに審議いたしまして、政府委員と委員諸君との間に熱心なる質疑応答が交

されましたが、詳しくは会議録に譲りたいと思います。

かくて、ほとんど論議も盡されましたので、討論を省略し採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもつて原案通り可決されたのであります。簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院財政及び金融委員長報告(三月二十日)

○黒田英雄君　只今上程されました二つの法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず政府職員の俸給等に関する法律案でありまするが、これの提案の理由並びに内容の概要を御説明を申上げます。

昨年末中央労働委員会の調停案を政府は受諾いたしまして、その調停案に基きまして新給與案を審議するために設けられました臨時給與委員会から、二回に亘つて報告書が提出せられたのであります。政府は、この報告書の内容は、現在といたしましては最も公正妥当なものであるといたしまして、これに従うことといたしたのでありまするが、この報告書に基きまする新給與案を実施いたしますれば、今日の国家財政に取りまして誠に重大なる負担であるにも拘らず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度に窮迫に陥つておる事実を率直に認めて、これに必要なる予算案と共にこの法律案を提出したということであるのであります。

この法律案の内容は、常時勤務しておりまする官吏等の職員に対しまして、新給與水準、即ち二千九百二十円を本年一月に遡つて支給することといたし、報告書に示されました俸給等を決定する方法、原則等に従いまして、俸給の額及びその支給に関する事項は別に法律を以てこれを定めることといたしておるのであります。

この新給與水準によりまする給與の内容は大体次のようであるのであります。新給與水準は本年一月一日以降二千九百二十円……これは税を含めてのものでありますが……といたし、又本俸及び現在の暫定加給、暫定加給の臨時増加及び臨時手当を廃止いたしまして、一本の新本俸といたし、その水準は二千円を下らないように措置する。そうして、それには各人の職務の内容とか、或いは責任の軽重、労働の程度、労働時間等その他の諸條件、並びに民間におきまする同一條件の者との権衡を勘案して決する方針であるというのであります。いわゆる職階制給與制度への一歩前進であるということであるのであります。家族手当は一人当り現在の百五十円を二百二十五円に引上げる。尚勤務地手当は、各府県には組合側を中心といたしまする地区区分調査委員会を、中央には政府側、組合合同の地域給委員会を設けて、民主的且つ合理的な解決を図りたいというのであります。尚労働の価値に関係ありまする諸條件で、本法に取入れることが不可能か又は不適当なものにつきましては、特殊勤務手当として支給するというのであります。

この新給與水準によりまする給與でありまするが、これが実施は尚若干の時日を要するのでありまして、それまでの間の繋ぎといたしまして、本法の附則におきまして、右の二千九百二十円の中の二千五百円を暫定給與として本年一月に遡つて支給するということに

相成つておるのでありまして、その要領は、

暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたしておるのでありまして、暫定俸給の額は、現在の俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額に対しまして、更に所定の勤務時間数に応じまして、十五割、十六割、十七割というような区別を設けて、これを乗じて算出した額といたしておるのであります。尚従来官吏と雇傭人との身分の別によりまする俸給、給料の区別、月給、日給の区別はこれを廃しまして、一様に月給制にするということにいたしておるのであります。尚暫定扶養手当は従来の臨時家族手当に相当するものであります。尚暫定勤務地手当は、暫定俸給及び暫定扶養手当の月額の合計額の一割以上三割以下として、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に支給するのであります。職員が法令又は本属上司の承認なくして執務をしないようなときは、その執務しない時間に応じまして暫定俸給を減額するという規定を設けておるのであります。すでに一月一日以後に支拂つておりまする俸給等は、この暫定給與の内拂とみなすという、これが法律案の附則として規定をしておるのであります。これらに要しまする金額につきましては、先程予算委員長から御報告されましたから、これは省略することにいたしたいと思います。

次に、政府職員の俸給の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案につきまして、御説明を申上げます。この法律案の提案の理由は、先程申した通りに、政府職員の給與水準を引上げることになると共に、給與体系の整備を図ることになつたのでありまするから、これによりまして、大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定におきましては、その収支の状況に鑑みまして、今回の措置に要しまする経費等の財源は、これを一般会計からこれらの会計に繰入れる必要があるのであります。そこでそれ〴〵各会計にその金額を繰入れるのでありますが、その金額はこれは省略をいたします。そして尚この一般会計から繰入れました繰入金につきましては、各特別会計の性質に鑑みまして、これらの会計が後日健全な財政状況になりました暁には、その繰入額に相当する金額に達するまで予算に定めるところによりまして、それ〴〵一般会計に繰入れる予定で、これに関する規定を設けておるのであります。これはすでにできておりまするところの繰入の法律と同様であるのであります。

かくて質疑に入りましたところ、各委員より活発なる意見並びに御質問があつたのであります。その詳細は速記録に譲ることを御許しを願いたいのでありますが、その御質疑の主なるものは、法案の第二條、第四條、第七條等に対しての質疑であつたのであります。第二條の質疑は、この二千五百円を支給しまするにつきましては、二千五百円の暫定給與を遡つて「支給することができる」ということになつておるが、これは何故に「支給する」といたさないかということの御質問であつたのであります。即ち、この「できる」ということによつて、或る者には支給し、或る者には支給しないというふうなために規定したのではないかということで、いろ〳〵御質問があつ

たのであります。これに対しましては、「支給することができる」ということは、立法の技術上の問題であつて、政府職員の中にも海外におるというような者で支給できない者もあるということであつたのでありまするが、政府はこの規定の実施の準備といたしまして、すでに暫定給與の支給について、各省の会計課長に対して給與局長が内示しておるものがあるではないか、それによりますというと、昭和二十三年三月十三日附政府通告書に対する回答を給與局において満足なものと確認した労働組合に所属する職員に対し、これを支給するというふうなことになつておつて、満足と認めないものはこれを支給しないというのではないか、如何なることを以て満足のものと確認するかというふうなことについていろ〳〵御質疑があつたのであります。尚この準則を出したことについても御質疑があつたのでありますが、これは政府は成るべく早くこの支給をいたしたいために、その準備として各省の統一が乱れることを防ぐためにいたしたことであるということであつたのであります。尚政府としては全体にこれを支給したいのである。ただ従来の、過去の経済の問題を離れて、今後これらの交渉をするということになることを希望するのであつて、そのために給與の上において遅れるということが生ずるというような言明もあつたのであります。尚第四條につきましては時間によつて区別を設けることについての論議が行われたのであります。第七條につきまして、第七條は「職員が執務しないときは、その執務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項の規定にかかわらず、その執務しない一時間につき、

一時間当りの暫定俸給を減額する。」ということになつておる点につきましていろ〳〵論議があつたのでありまして、これは特に承認のあつた場合というのはどういう場合であるかというような御質問があつたのであります。政府は、これは先程私も申しました通り、法令等によつて休むことが許されておる場合は勿論、特に承認を受けて職務を離れるということはいいのではあるが、それ以外の場合において職務を執らなかつたような場合には、それだけの金額を減額するということで、特にこれは労調法の四十條に違反するのではないかということにつきましては、決してさような趣旨ではないということであつたのであります。特にこれらの点につきましては、委員外の労働委員長からも御発言を求められまして御質疑があつたのであります。詳細は速記録に譲ることをお許しを願いたいと思います。

かくして質疑を終りまして、討論に入りましたところ、別に御発言もなく討論を終りまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て両案共政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたした次第であります。これを以て御報告を終ります。(拍手)

◎政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律

(昭和二三、三、二〇、法一三)

一、提案理由(三月十九日)

(政府職員の俸給等に関する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院財政及び金融委員長報告(三月十九日)

(政府職員の俸給等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院財政及び金融委員長報告(三月二十日)

(政府職員の俸給等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二三、三、三一、法一四)

一、提案理由(三月二十六日)

○有田政府委員　ただいま上程になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしたいと思います。

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律　地方自治法の一部を改正する法律

さきに国家公務員の身分に関する基準法として国家公務員法が制定されたのでございますが、これと並びまして地方公共団体の職員に関する制度を確立いたしますことは、新憲法の明示する全体の奉仕者たる理念を具現し、地方自治行政の民主的運営をはかる上から申しまして、まことに喫緊の要務であると存ずるのでございます。昨年十二月地方自治法の一部改正が行われました際、同法附則第一條に一項が加えられ、「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならない」こととされましたのも、この趣旨にほかならなかつたのであります。政府といたしましては、爾来地方公務員法案につきまして、鋭意調査研究を進め、その立案を急いでまいつたのでありますが、本法案は何分にも地方公務員制度の基本をなすきわめて重要なものでありますので、さらに愼重考慮を要するものが少くないのみならず、議会において十分な御審議をお願いいたさなければならない関係もあり、当初予定いたしました本年四月一日までにこれを制定いたしますことは、到底不可能と相なりましたので現在までの準備の状況ともにらみ合わせ、法案は本年五月一日までに国会に提出しなければならないこととして、法案提出期限に若干の余裕を存せしめるとともに、国会の審議期間を拘束するようなことのないようにいたしたいと存じます。これがこの改正の趣旨でございまするが、どうぞよろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告

（三月二十七日）

○矢尾喜三郎君　ただいま上程せられました地方自治法の一部を改正する法律案について、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

まず原文を朗読いたします。

地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十三年五月一日」に、「制定」を「国会に提出」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

委員会は二十六日午後一時開会いたしまして、ただちに審議を開始いたしました。有田政府委員から説明がありました。今その内容を簡単に申し上げます。

さきに国家公務員の身分に関する基準法として国家公務員法が制定せられたのでありますが、これと相並んで地方公共団体の職員に関する制度を確立することは、新憲法の明示する全体の奉仕者たる理念を具現し、地方自治行政の民主的運営をはかる上からまことに喫緊の要務であります。昨年十二月、地方自治法の一部改正が行われました際、同法附則第一條に、その第二項として「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならない。」としたのであります。政府は爾来地方公務員法案について調査研究を進め、その立案を急いでいたのでありますが、本法案は何分にも地方公務員制度の基本をなす、きわめて重要なものでありますので、さらに慎重考慮を要するものが少くないのみならず、議会において十分審議をせねばならぬ関係もあり、従つて本年四月一日までにこれを制定することがとうてい不可能と相なりましたので、現在までの準備の状況とにらみ合わせ、右法案は五月一日までに国会に提出しなければならないことにするのであります。すなわち、その制定に若干の余裕を存せしめんとするのが本案の趣旨であります。

委員会においては二、三の質疑がありましたが、有田政府委員及び鈴木自治課長より答弁がありまして質疑は終了し、次に討論省略の動議が成立して採決の結果、満場一致政府原案通り可決確定いたしました。詳細は速記録によつてごらんを願います。

右、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院治安及び地方制度委員長報告

（三月三十一日）

○吉川末次郎君　只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は、御覧のごとく極めて簡単なる法律改正案でありまして、昨年の十二月、地方自治法の一部改正が行われました際に、同法の附則第一條に、「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までにこれを制定しなければならない」という一項が附加せられたのでありますが、この條項中「昭和二十三年四月一日まで」とありますのを「昭和二十三年五月一日まで」と改め、又「制定しなければならない。」とありますのを「国会に提出しなければならない。」と改正せんとするに過ぎないものでございます。

政府当局の説明によりますれば、先に国会において制定せられました国家公務員法に準拠いたしまして、地方公共団体の職員に関する制度を確立いたしますることは、極めて慎重の考慮を要し、現在までの準備の状況と睨み合せまして、これを改正案のごとく、五月一日までに国会に提出するよう、これが期限を延期し、又これを審議すべき国会の審議期間を拘束せざるよう「制定しなければならない。」とあるのを、單に「提出しなければならない。」と改正せんとするのがその提案の趣旨でございます。

本委員会は、本法案の付託を受けましてより慎重にこれが審議を行い、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げる次第でございます。（拍手）

◎昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

（昭和二三、三、三一、法一五）

一、提案理由（三月二十四日）

○平田政府委員　ただいま議題となりました昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、最近における賃銀、物価等経済諸情勢の推移、課税の実情に照らして租税負担の軽減をはかる等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき改正を行う必要があると考え、目下検討中であります。これが改正案は、近く成案を得て国会に提出いたしたい方針でありますので、本年に限り、所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決された後、改正規定に従つて四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたすことが、負担の点から見ても、また官民相互の手数から見ても適当であると考えられるのであります。従いまして、本年に限り、所得税の四月予定申告書は、本年五月一日の現況により、これを記載し、五月一日から同月三十一日までに提出することとし、また、所得税の第一期の納期も五月一日から同月三十一日までとして、それ〴〵一箇月繰り延べること

といたしたのであります。

何とぞ御審議の上速やかに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（三月二十六日）

○梅林時雄君　ただいま議題となりました昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果等を概略御報告申し上げます。

まず原案について申し上げますと、政府は最近における賃金、物価等経済情勢の推移、課税の実情に照らし租税負担の軽減をはかる等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき改正を行う必要があると考え、目下検討中で、これが改正案は、近く成案を得て国会に提案いたしたい方針であるので、本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決された後、改正規定に従つて四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたすことが、負担の点から見ても、また官民相互の手数から見ても適当であると考えられるのであります。従つて本年に限り、所得税の四月予定申告書は、本年五月一日現況によりこれを記載し、五月一日から同月三十一日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も、五月一日から同月三十一日までとして、それ〴〵一ヶ月繰延べることといたしたのであります。

本案は去る二十三日本委員会に付託されたものでありまして、二十四日政府より説明を聴取いたしましたる後ただちに審議に入り、同日及び二十五日の両日にわたり慎重審議いたしました。中でも論議の焦点となりましたものは、更正決定の不当、延滞利子の問題、追徴税の問題、税務機構の整備強化、納税思想の徹底等の問題でありまして、委員諸君と政府側との間には終始熱心なる質疑応答が交されましたが、詳しくは速記録に譲りたいと存じます。

かくして二十五日討論に入り、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。簡単でございますが、右御報告申し上げます。

三、参議院財政及び金融委員長報告（三月二十九日）

○黒田英雄君　只今上程に相成りました昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

政府は、最近の経済状況に鑑みまして、又租税の課税の実況等からいたしまして、所得税等につきまして、相当軽減を図る目的を以ちまして、基礎控除或いは扶養家族控除又は勤労所得の税率等につきまして、改正案を近く国会に提出する予定であるのであります。つきましては、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書が、四月一日の現況によりまして、四月末日までに出すことに相成つておるのでありまするが、これをそれらと関連いたしまして、一ヶ月延ばしまして、五月一日の現況によつて、五月三十一日までに提出するということにいたし、又第一期の納期が四月一日から三十日まででありまするのを、やはり五月一日から五月三十一日までにいたしたいというのが本法律案の内容であるのであります。これによつて官民の手数も省いて、改正税法によつて予定申告書を提出するようにいたすということが本法案の目的であるのであります。

これにつきまして質疑があつたのでありまするが、極くその一二だけを御紹介申上げます。改正の税法案の内容骨子はどういうものであるかという御質問に対しましては、政府は、目下検討中であるのであつて、詳細を申述べるまでの時期に達しておらないのであるが、所得税については、相当大幅の軽減を行う目的で検討をいたしておる。又法人税につきましても、負担の状況又は外資導入等の見地からいたしまして、税率の引下げを行いたいという考えを以て調査をいたしておる。これらによつて相当の減収を来しまするので、それに対しては新税も考慮しておるということであつたのであります。又本年度の所得税については、即ち昭和二十二年度の所得税については、予定申告書を出して置いて、そのままにされて、一月の確定申告において相当多額の決定をされたために、納税者は非常に一時に多額を納めるので苦痛を感じていろ〳〵問題があるようであるが、予定申告書が出たならば、政府においても、これに対して更正決定をするならば早くして、そうして納税者にその準備をさせることが適当ではないかというような御質問があつたのでありまするが、政府といたしても、昨年度は予定申告の初めての試みでもあるし、官民共これに慣れない。又政府においても手が足りないためにそのままになつて、一月になつて決定をしたというようなことのためにさようなことができたのでありまするが、本年は申告書が出ましたならば速かにその適当でないものは改めて貰うようにして、成るべく納税を便宜にするようにしたいということであつたのであります。又近来飲食業等について、或いは闇の営業をしておるものと見て課税をするというふうなことがあるように聞くが、どうであるかということにつきましては、政府においては、実際の収入があるものに対してはこれに所得税をかけるのであつて、税務署においてさような事実があつたと認めるようなものについて、課税をしておるのであるというような答弁であつたのであります。その他の質疑応答につきましては、速記録に譲ることをお許しを願いたいと思います。

かくて討論に入りましたが、別に御発言もありません。採決をいたしましたところ、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたした次第であります。これを以て報告を終ります。

（拍手）

◎臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律（昭和二三、三、三一、法一六）

一、提案理由（三月三十日）

○国務大臣（栗栖赳夫君）　この臨時物資需給調整法等の一部を改正

する法律案を提案いたしまする理由を御説明申上げます。

第一に、臨時物資需給調整法の改正を要する点について御説明申上げます。臨時物資需給調整法は一昨年九月三十日より施行せられ、この法律に基いて産業の回復及び振興を図り、日本経済を安定させるに必要な物資に関する統制を実施して参つたのであります。この法律は日本の経済危機突破のための非常立法であり、飽くまで暫定的なものでありますので、この点を明確にするため、附則において本年四月一日又は経済安定本部廃止のいずれか早い時に失効する旨を規定してあるのであります。然るに最近における日本経済の実情はます〳〵深刻となつて来ており、経済の危機を克服して経済安定を図るためには、少くとも今後一年間は強力な物資の統制を継続する必要があると考えられますので、附則を改正して、明年四月一日までこの法律の効力を延期したいと考えるのであります。

次に第一国会において地方自治法の一部が改正されましたのに関連して、臨時物資需給調整法の一部を改正する必要が生じたのであります。地方自治法第百四十八條の改正によりまして、今後国の事務を地方公共団体の長に委任するときには、法律又は政令によらなければならないこととなつたのであります。臨時物資需給調整法に基く主務大臣の権限の一部、例えば指定配給物資の割当の権限のごときは、都道府県知事又は市町村長に委任することが配給統制の実施を円滑に行うため必要であるのでありますが、臨時物資需給調整法には従来権限委任の規定がありませんので、新たにこの法律に基く権限の一部を地方公共団体の長に委任できる旨の規定を置くことといたした次第であります。

第二に、各種の配給公団法の改正を要する点について御説明申上げます。石油配給公団法、配炭公団法、肥料配給公団令、酒類配給公団法、食料品配給公団法、飼料配給公団法、油糧配給公団法の各配給公団法は、重要な基礎的物資、国民生活用物資等であつて徹底的の統制を実施する必要のあるものについて、その一手買取販売機関の設立の根拠法として制定されたものでありまして、これらの公団は、普通の割当配給の手続によつては適切な配給の確保が困難な重要物資について、一手買取販売を実施して参つたのであります。これらの配給公団法は、臨時物資需給調整法と同様、緊急事態における措置として各配給公団法の附則において、本年四月一日に失効する旨規定してあるのであります。各種の配給公団による配給統制は、少くとも今後一年間は継続する必要のある事態にありますので、臨時物資需給調整法と同様、明年四月一日までこれらの配給公団法の効力を延期いたしたいと考える次第であります。

以上が本改正法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上速かに御協賛あらんことをお願いする次第であります。

（拍手）

二、衆議院農林委員長報告（三月三十一日）

○大島義晴君　ただいまより、本日の議題となりました、内閣提出、農林委員会付託にかかる臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案に関し、その審議の経過及び結果の概要について御報告いたします。

まず、その提案の理由について申し上げます。さきに国会を通過し施行せられておりますところの臨時物資需給調整法、石油配給公団法、配炭公団法、肥料配給公団令、酒類配給公団法、食料品配給公団法、飼料配給公団法及び油糧配給公団法の有効期限は、いずれも本年三月末、すなわち本日をもつて終了するのでありますが、現下の経済情勢は依然これらの法令の存続を必要とする実情にあり、この際なお一箇年間期間の延長をはかろうというのが提案理由の第一でございます。

次に、第一回国会において地方自治法第百四十八條の改正が行われ、同改正の結果、臨時物資需給調整法に基く権限の一部を主務大臣より地方公共団体の長へ委任し得ることの規定を挿入する必要が生じたので、所要の改正を行いたいというのが第二の提案理由でございます。

本法律案は三月二十六日農林委員会付託となりましたが、臨時物資需給調整法及び酒類配給公団法は財政及び金融委員会、石油配給公団法及び配炭公団法は鉱工業委員会の所管に属するものでありますから、三委員会の連合審査会を開催することとし、昨三十日、連合して政府より提案理由の説明を受け、続いて政府委員との間に質疑応答を行つたのであります。その際、民主党小林委員より、審査期間の関係上連合審査会を打切られたいとの動議が提出され、委員長はこれを諮つて全員の賛成を得、暫時休憩の後農林委員会を再開することとしたのであります。

かくして、社会党井上委員より、公団の存続は、わが国経済の現状よりしてなお当分その必要性を認めざるを得ないが、その運営については幾多の批判が行われている、そこでわれ〳〵は、国民の利便をはかるため最善の措置をとるよう政府に対して要望する、よつてこの問題については、別途各派共同提案にかかる決議案を上程することとし、原案はこれを無修正のまま通過せしめたい旨の意見が述べられ、次に民主自由党綱島委員より、臨時物資需給調整法が官僚統制の根源であること、各種公団の中間手数料が著しく高いこと等いろ〳〵不満がある、しかし今日のところ、各派共同提案の決議を提示して政府の反省を促すこととし、一年延長に賛成するが、一日も早く廃止する方向に努力されたい旨の見解が披瀝されたのであります。次に社会革新党水野委員より、決議案の上程を條件として原案に賛成する旨の意見が述べられたのであります。農民党北二郎君より、公団法一年延期に対する反対意見がありました。次いで採決に入り、多数をもつて本法律案は原案の通り決定すべきものと議決するに至つた次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

（註）参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎金資金特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二三、四、一、法一七）

一、提案理由（三月三十一日）

○伊原政府委員　金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

金資金特別会計におきましては、資金の運用といたしまして、貴金属の売買操作を行つておりますが、この操作を行うにあたりましては、産金法等によりまして新産貴金属は全部買上げを要しますとともに、買上げ貴金属の国内消費向けの拂下げにつきましては連合国司令部の承認を必要とし、同司令部よりは四半期ごとに国内消費の必要最少限度の拂下げ数量を指定いたされておりますので、買上げ貴金属の金額は、常に手持貴金属の拂下金額を超過しております状態であります。つきましては、この売買のアンバランスから生じます資金の不足を、一般会計から繰入金をもつて補塡いたしたいと考える次第でございます。しかして本年三月中における買上げ貴金属の支拂所要額は、約三千四百六十九万八千円ございますのに対し、三月中旬の資金残高は約四百五十万円でございますので、差引き三千十九万八千円を四月に繰越すことになり、また四月中の買上げ貴金属の代金見込額約六千四百八十三万円との合計額、約九千五百二万八千円の不足を生ずることとなるのでございます。この不足金額の端数を切上げまして、一億円を、別途提案いたしました昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上いたしますとともに、法律をもつてその旨を規定する必要がございますので、金資金特別会計法に繰入に関する一條を設けた次第でございます。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なお特別会計の性質に鑑みまして、後日本会計の金繰りが楽になりました際には、その繰入に相当する金額は、本会計から一般会計へ繰入れることといたしますため、これに関する規定をも設けた次第でございます。何とぞ御審議の上速やかに御賛成くださいますよう特に申し上げる次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律

（昭和二三、四、一、法一八）

一、提案理由（三月二十九日）

（復興金融金庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎煙草専売法の一部を改正する等の法律

（昭和二三、四、五、法一九）

一、提案理由（一月三十一日）

○野田政府委員　ただいま議題となりました煙草専売法の一部を改正する等の法律案について提案の理由を説明いたします。

最近専売法違反事件が急激に増加しまして、昭和二十一年度は件数にして昭和二十年度の約二十二倍、二万六千件に及び、本昭和二十二年度はタバコのみで十月末までに、すでに二万六千件を算えております。この傾向はタバコ定価の引上げとともに、一層顕著になると予想されますので、これを放置しておいては専売事業の運営にも支障を来すのみならず、特にタバコにおいては予定の専売益金の確保ができなくなるのであります。これに対処いたしまして、取締陣を整備強化するのはもちろんでありますが、専売法の罰則を強化することが絶対に必要と相なりました。現在行われています専売法の罰則は、二、三の例外を除きいずれも明治年間に制定された当時のままでありまして、罰金額もその最高がわずかに五百円というのが標準であります。これでは罰則の効果は期待することができませんので、これを、現下の実情を考慮し、最高五万円に引上げたいのであります。これが法案の主たる目的であります。なおそのほかに、専売法によつて與えられました許可の取消処分をなすにあたりまして、処分される者に弁明の機会を與える規定を設け、その他若干の技術的改正を試みました。また、併せて昭和二十二年法律第七十二号で日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律によつて昨年末で効力を失つた関係省令の規定を法律に織りこみました。

かくして、この法律が速やかに成立しましたならば、目下実施しておりますところの葉タバコ収納に際しましても、その横流れを防止する等、政府としては相当額の損失を未然に防ぎ、所期の専売益金を確保するとともに、配給秩序の確立にも資するものがきわめて

大であると考えるのであります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（三月二十九日）

○梅林時雄君　ただいま議題となりました煙草專売法の一部を改正する等の法律案について、委員会における審議の経過並びに結果等につきまして概略御報告申し上げます。

最近專売法違反事件が急激に増加し、昭和二十一年度は件数にして昭和二十年度の約二十二倍、二万千件に及び、本年度はタバコのみで十月までにすでに二万六千件を算えているのであります。この傾向はタバコ定価の引上げとともに一層顯著になると予想され、このままに放置しておいては、專売事業の運営にも支障を来すのみならず、予定の專売益金の確保ができなくなるのであります。これに対処して取締陣を整備強化するのはもちろんでありますが、專売法の罰則を強化することが絶対に必要となつた次第であります。現在行われている專売法の罰則は、二、三の例外を除いて、いずれも明治年間に制定されたもので、罰金額も、その最高がわずか五百円というのが標準であります。これでは罰則の効果を期待できないので、現下の実情を考慮し、最高五万円に引上げることにいたしたのであります。

なおその他に專売法により與えた許可の取消処分をなすにあたり、被処分者に弁明の機会を與える規定を設け、その他若干の技術的改正を試み、併せて昭和二十二年法律第七十二号日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律案によつて昨年末で効力を失つた関係省令の規定を織りこんだのであります。

以上が原案の大要でありますが、本案は去る一月三十日本委員会に付託されたものでありまして、翌三十一日提案理由の説明を聽き、その後四回にわたつて審議いたしました。やみタバコの取締り、配給問題、タバコ耕作面積と食糧との関係等をめぐつて、委員と政府側との間に熱心なる質疑応答が交され、本二十九日討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

簡單でございますが、右御報告申し上げます。

三、參議院財政及び金融委員長報告（三月三十一日）

○黒田英雄君　只今上程に相成りました煙草專売法の一部を改正する等の法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告をいたします。

この法案は、煙草專売法の一部と塩專売法の一部並びに粗製しょう脳、しょう脳油專売法の一部の改正というものを含んでおるのであります。最近の経済の状況によりまして、專売法の違反事件が非常に多数に上つて参つておるのであります。殊に煙草の値上げ等に伴いまして、その取締りを強化いたしませんというと、專売の事業の運営の円滑を期することができず、又專売益金の所期の効果を挙げることができないような状況であるのでありまして、従いましてこの取締を強化いたしますることは勿論、一面においてその罰則の規定も厳重にいたさなければならんという必要で、本法案が提出

されておるのであります。これらの專売法の罰則の多くは明治の時代に制定されたものでありまして、最高は罰金五百円というような程度に相成つておるのでありますが、これを五万円に引上げようというのであります。それによりましてこの取締の目的を達しようというのが本法案の制定の目的であるのであります。

これにつきましては委員の間におきまして、五万円も今日の経済状況においては低きに失するのではないかというふうな御質問であつたのでありますが、これは他の罰則との権衡上こういうふうに定めたのであるというようなことがあつたのであります。

かくて採決に入りまして、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎臨時資金調整法を廃止する法律

（昭和二三、四、七、法二〇）

一、提案理由（三月二十九日）

（復興金融金庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

○梅林時雄君　ただいま議題となりました四法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

臨時資金調整法を廃止する法律

まず、臨時資金調整法を廃止する法律案について申し上げますと、本案は昭和十二年九月公布施行せられまして以来、物資と資金の需給の適合をはかり、経済秩序を確立することを目的として運用せられてきたのでありますが、最近の経済情勢は、同法が制定せられました当時とはその様相を異にするに至りましたので、同法の内容についても種々検討を加える必要が生じてきたのであります。そこで、この際一応臨時資金調整法を廃止することが適当であると認められ、政府はここに臨時資金調整法を廃止する法律案を提出いたしたのであります。

次に、臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案について御説明いたします。ただいま申し上げました臨時資金調整法を廃止する法律案においては、必要なる経過措置に関する規定は、一切掲げていないのであります。もし、そのまま施行せられるとするならば、臨時資金調整法に基いて適法に行われておる行為、あるいは適法に発行しまたは発売せられた証券、証票等はいずれも無効となり、これが処理に関して秩序を乱すこと等のおそれがありますので、ここに経過措置を規定する法律案が提出せられた次第であります。

その要点を申し述べますならば、第一は、興業債券及び商工債券等償還期が到来するものに対しては、これを借換えさせる必要があるので、借換えのための発行のみは今後も引続き発行できることといたしたのであります。

第二は、臨時資金調整法により金資金特別会計が所有しておる興

業債券は、今後も引続きこれを所有することができることとなつておるのであります。

第三は、臨時資金調整法に基いて発行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、報国債券及びいわゆる宝くじ並びに同法に基いて取扱われていたいわゆる割増金附貯蓄につきまして、この際繰上償還あるいは預金契約を変更することは、かえつて弊害を伴うおそれがあるので、今後もそれ〴〵、すでに與えられた條件通りにこれを処理し得るものといたしてあるのであります。そのうち割増金附貯蓄及びいわゆる宝くじについては、その取扱いまたは発売に関して命令が発せられておるため、一切の準備がすでに進行しておるものは、その分に限り特に今後の新たな取扱いや発売をも認めるようにするというのであります。

最後に、臨時資金調整法に規定せられておる罰則に関して、同法廃止後もこれを有効とすることが適当であると認められたので、必要なる規定を設けることとするものであります。

次に、繰入金に関する法律案について御説明申し上げます。大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は、別途提案された昭和二十三年度特別会計暫定予算に計上してありますごとく、その歳出は事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等、合計一億五千八百三十六万五千円を要するのでありますが、その固有の歳入といたしましては、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等二千六百二十五万一千円でありまして、差引一億三千二百十一万四千円の歳入不足を生じておるのであります。

本会計における歳入不足については、借入金をもつてこれを補塡する方法も考えられておるのでありまするが、これは本会計の性質に鑑み適当でないのみならず、健全財政の趣旨にも副わないと考えられまするので、この歳入不足額一億三千二百十一万四千円については、これを一般会計から繰入れせんとするものであります。

なお今回の措置は、本会計の收支が改善せられるに至りますまでの臨時措置でありますので、後日、本会計の財政状況が健全な状態となつた際、その繰入額に相当する金額は本会計から一般会計へ繰入れることとするため、これに関する規定も設けられることになつております。

最後に、金資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。金資金特別会計においては、資金の運用として貴金属の売買操作を行つておるのでありますが、この操作を行うにあたつては、産金法等により、新産貴金属は全部買い上げることを要することになつておるのであります。買上貴金属の国内消費向けの拂下げ等に関しましては、連合国司令部の承認を必要とせられておるのであります。同司令部よりは、四半期ごとに国内消費の必要最小限度の拂下数量を指定されておる関係上、買上貴金属の金額は常に手持貴金属の拂下金額を超過しておるのが現況であります。従いまして、この売買のアンバランスから生ずる資金の不足を、一般会計からの繰入金をもつて補塡いたさんとするものであります。しかして、本年三月中における買上貴金属の支拂所要額は、約三千四百六十九万

八千円でありますものに対し、三月中旬の資金残高は約四百五十万円でありまして、差引三千十九万八千円を四月に繰越すこととなり、四月中の買上貴金属の代金見込額約六千四百八十三万円との合計額、約九千五百二万八千円の不足を生ずることと相なるのであります。この不足額の端数を切り上げまして、一億円を、別途提案の昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上いたしますとともに、法律をもつてその旨を規定する必要があり、従いまして金資金特別会計法に、繰入れに関する一條を設けたのであります。なお特別会計の性質に鑑み、後日、本会計の財政状況が健全な状態となりました曉には、その繰入金に相当する代金額は本会計から一般会計へ繰入れることと相なつておるのであります。これ等に関する規定も併せて設けた次第であります。

以上四案は、いづれも本委員会に付託せられたものでありまして、政府よりそれ〴〵提案理由の説明を聽取いたしました後、愼重審議の上、昨三十一日、いずれも討論を省略して、全会一致をもつて原案通り可決いたしたのであります。

右、簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院財政及び金融委員長報告(四月一日)

○黒田英雄君　只今上程されました四法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。先ず法律案を一応御説明申上げ、次に審議の経過を申上げたいと思います。

先ず臨時資金調整法を廃止する法律案でありまするが、この臨時資金調整法を廃止する法律

資金調整法は昭和十二年九月公布されまして以来、物資と資金との需給の適合を図りまして、経済秩序を確立することを目的として運用され来つておつたのでありまするが、最近の経済情勢は、同法が制定されました当時とその様相を異にするに至つたのでありまして、同法をここに廃止しようという法律案であるのであります。そうしてこの法律案は公布の日からこれを施行するということに相成つておるのであります。

次に臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案であります。この法律案は、只今御説明申上げました臨時資金調整法を廃止いたしまする結果といたしまして、これが廃止されますというと、この法律に基きまして適法に行われておりました行為、又は適法に発行され、又発売されておりました証券、証票等が無効となつて参るのでありまして、これが処理につきまして秩序を乱す虞れがあるのでありまするからして、ここにその経過規定といたしましてこの法律案を提出されておるのであります。その要点は、興業債券、商工債券等につきまして、これがこの法律に基いて或る限度を超過して発行することができるようになつておるのでありまするが、これが法律が廃止されました結果として、償還期の到来したものについて借換のために発行はできないというようなことになつては甚だ不都合を来しますので、これらは今後引続きまして借換のために発行ができるようにしようというのであります。次に臨時資金調整法に基きまして金資金特別会計が所有しておりますところの興業債券を引続き尚所有することができるようにいたそうというのであり

ます。又この廃止されまする臨時資金調整法に基きまして発行せられました貯蓄債券、貯蓄券、福券、報国債券、又いわゆる宝籤というふうなもの、又はこの法律に基きまするいわゆる割増附貯蓄というふうなものが、この法律がなくなりますというと、或いは繰上償還とか、或いは預金契約の変更をしなくちやならんというふうになるのでありまするが、これらのことは甚だ不都合を来しまするので、この割増附債券、割増附貯蓄というふうなものと、宝籤というふうなものにつきましては、その取扱又は発売につきまして、命令されておるために、実際の準備がすでに進行しておりますものは、その分に限つて特にこれを処理して宜しい、又預金契約等にいたしておるものも、これを変更等をいたさないで條件通り尚処理して宜しいというふうにいたそうというのであります。又罰則につきましても、法律が廃止されましたが、これは尚有効として適用する必要な規定を設けておるのであります。

この両案につきましては、討論採決の結果、全会一致を以て両案とも政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律案について御説明を申上げます。この法案は今回提出されておりまする昭和二十三年度の特別会計の暫定予算におきまして規定されておるのであります。大蔵省預金部の事務費、預金の利子等の歳出というものは一億五千八百三十六万五千円であるのでありまするが、その歳入は、

つまり預金部資金の運用によりまする利子とか、或いは有価証券の償還によりまする益金等の歳入は僅かに二千六百二十五万一千円であります。差引一億三千二百十一万四千円の不足を来すのであります。

そこで、預金部特別会計においてこの不足を借入金によるというようなことは、同会計の性質から見まして適当でないのでありまするし、又一面健全財政という建前から見まして適当でないので、これを一般会計からこの金額を限度として繰入れるということになつておるのであります。そうしてこの繰入金につきましては、後日大蔵省預金部特別会計から、その繰入金相当の金額に達するまでの金額は、予算に定めるところによつて一般会計にこれを繰戻すということになつておるのであります。

これにつきましては種々御質問もあつたのでありまするが、これは速記録に譲ることをお許しを願いたいのでありますが、その一二を申上げますと、これは四月分についての規定であるのであります。一年分ではないのでありまするが、何故これを文句に四月分ということを現わさなかつたかというふうなこともありましたが、これは繰入の都合で以て五月に亘ることもあると思われるので、特に書かなかつたということであります。どうしてかくのごとき不足を生じたかという原因についての御質問もあつたのでありまするが、これは郵便貯金等の増加が、収入に好影響を與える程の増加も見ないのでありますし、一面又歳出におきまして、外地にありまするところの有価証券等を持つておるのでありまして、これの利子が入らないとか、或いはその元金を償却するというふうなこともあるのでありまして、これだけの不足を生じて来たということであります。これらにつきましては、いずれ預金部の再建計画を立てる筈であるが、これらも亦確定しておらないので、これは他の会計とも関係がありまするので、来年度の本予算を決定する際において検討して決めるつもりであるというようなことであつたのであります。これにつきましては、討論採決に入りましたが、全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定いたしたのであります。

次に金資金特別会計法の一部を改正する法律案について御説明を申上げます。この金資金特別会計は、その資金の運用といたしまして貴金属の売買操作を行なつておるのであります。産金法によりまして、新たに産出されました金属は全部これをこの会計で買上げまして、そうしてこれを国内需要に売捌くのでありまするが、この売上げは、政府の承認を経まして内地の需要の最少限度を拂下げて、年四期に分けていたしておるのであります。従いましてこの買入れました金額と売捌きました金額との差が生ずるのでありまして、即ち買上げました貴金属が手持ちになるという場合が生ずる状況であるのでありまするからして、これによつてここに資金の不足を生じて参るのであります。本年の三月、それからこの四月の買上の予定額を見ますというと、支拂の所要額が合計約九千五百二万八千円の不足を見るような状態であるのであります。従いましてこの不足を一般会計から端数を切上げまして一億円といたしまして、ここに出ておりまする一般会計の暫定予算に計上されておるのであります。これを法律を以てその旨を規定しようとするのであります。即ち一億円を限つて一般会計から繰入金をなし、補足することができるということに規定しておるのであります。そうしてこの繰入金につきましては、金資金特別会計の性質に鑑みまして、後日本会計の金繰りが楽になりましたときは、これを一般会計に繰入れるということに規定しておるのであります。これにつきましても、いろいろの御質問がありましたが、これは速記録に譲ることをお許しを願いたいと思います。かくて討論採決をいたしましたところ、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものなりと決定いたしたのであります。これを以て私の報告を終ります。（拍手）

◎臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律（昭和二三、四、七、法二一）

一、提案理由（三月三十一日）

○愛知政府委員　臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

臨時資金調整法の廃止はかねての懸案でありましたので、今次国会にその廃止に関する法律案を提出いたしましたが、同法律案におきましては、都合により、必要な経過措置に関する規定は一切掲げてありません。従つて、もしそのまま施行せられますときは、臨時資金調整法に基いて適法に行われている行為、あるいは適法に発行

しまたは発売せられました証券、証票等につきまして、これらがいずれも無効となり、これが処理に関し秩序を乱す等のおそれがありますので、ここに経過措置を規定する法律案を提出いたした次第であります。

その要点を申し述べますれば、第一は、興業債券及び商工債券につきまして、償還期が到来するものにつきましては、これを借換させる必要がありますので、借換のための発行のみは、今後も引続きこれができることとしようというのであります。

第二は、臨時資金調整法によりまして、金資金特別会計が所有いたしております興業債券は、今後も引続きこれを所有することができることといたしたのであります。

第三は、臨時資金調整法に基いて発行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、報国債券及びいわゆる宝くじ、並びに同法に基いて取扱われていたいわゆる割増金附貯蓄等につきまして、この際繰上償還や預金契約を変更することはかえつて弊害を伴いますので、今後もそれぞれのすでに與えられた條件通りにこれを処理し得るようにいたしますとともに、そのうちいわゆる割増金附貯蓄及びいわゆる宝くじにつきましては、その取扱または発売に関して命令が発せられていたため、一切の準備がすでに進行しているものは、その分に限りまして、特に今後の新たな取扱や発売をも認めようというのであります。

最後に、臨時資金調整法に規定せられている罰則に関して、同法廃止後もこれを有して、同法廃止後もこれを有効とすることが適当と認められますので、必要な規定を設けることとしようとするものであります。

以上この法律案の要点につきまして御説明いたした次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月一日）

（臨時資金調整法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律

（昭和二三、四、八法二二）

一、提案理由（四月二日）

○日下部政府委員　ただいま議題になりました政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

専売局で販売いたしております新生につきましては、値段の関係もありまして、売れ行き状況はなはだ思わしくなく、このままで放置しておきましては、所期の專売益金に対する巨額の不足が予想されましたので、何とかして新生の売れ行き促進をはかる必要が生じたのであります。そこで政府におきましては二月以降の新生購入者に対しまして福引券を発行し、抽籤によつてその当籤者には、特等百万円を初め、相当の賞金を出すことにいたし、過般昭和二十二年度特別会計予算補正（特第九号）をもつて、国庫債務の負担行為としまして国会の議決を得たわけであります。これによりまして売れ行き状況もやや良好となりました。しかしながらこの当籤金について、もし所得税が課税されることに相なりますならば、相等部分を税金として納付することになりますので、賞金の魅力は著しく減殺されるのであります。従いまして現在実施されております宝くじと同様に、この新生についての福引券の当籤金に対しましても所得税を課さないこととといたしたいのでございます。

何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月五日）

（証券取引法を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月五日）

○黒田英雄君　只今議題となりました政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案に対しまする委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律

政府は專売煙草の「新生」の売行がその定価の関係からいたしまして誠に思わしくないのでありまして（「煙草が悪いからだ」と呼ぶ者あり）そのままにして置きますと、專売収入に非常な欠陥を生ずる虞れがあるのでありまして、従いまして本年の二月から四十億本を売ることを目標といたしまして福引券を附けまして、福引券は特賞百万円以下いろ〳〵な奨金を附けましてこれを売出したのであります。その結果その売行が相当に改善されて参つたのでありますが、併しながらこの福引券の奨金について所得税が課せられますということと、非常に所得税の額も多くなるのでありまして、この福引券の魅力を非常に減殺することに相成るので、これが所得税を免除するということが本案の規定であるのであります。

これにつきましていろ〳〵質疑があつたのでありまするが、大体福引券は四月一ぱい売出すつもりであるということであるのであります。三月末までの見込であつたのでありますが、売れ残りが相当な数に上つておりまするし、又小売人の方でもこれを継続を希望いたしますので、四月一ぱいを福引券を附けて売出すということであるのであります。併しながら四月の末になりましても全部予定通り売れるかどうかということについての質疑に対しましては、政府においてもその自信はないのであります。然らば売れ残つたものはどうするのであるかということにつきましては、これは政府においても考究中でありまして、或いは値下げをして自由販売にするか（笑声）、或いはずつと値を落して家庭配給にするか、これらの点については十分考究中であるということであつたのであります。尚財政法第三

條の関係でありまするが、大体政府が物価を独断的に決めるということに誤りがある。殊に製造煙草の値段のごときも政府が独断で決めて、従つて「新生」のごとく値段の関係で売れ行が悪いというふうなことも生じて来るのであつて、これは誠に醜態であると思われる。将来これらのことは愼重を期するために国会の議決を経るようにするかという質問があつたのでありますが、これはすでにもう財政法第三條の特例に関する法律が出ておるのでありまして、政府としては専売品の価格につきましては、国会の議決を経るということに取計らうつもりであるということであつたのであります。尚専売益金の収入について前年度即ち三月末日までに相当欠陥があると思うがということにつきましては、八九十億の減收があるように思われる、併しこれはひとり「新生」ばかりではないのでありまして、ピース等が七十四億本作るものが、六十四億本しかできなかつた。これは電力の制限その他の関係でそういうふうになつたので收入が減つたのである。将来については、今日の五百億本というものは尚国民需要の六割ぐらいであるからして、将来これを十分に作るようになれば、値上げをしなくても相当な收益を挙げることができるであろうという答弁であつたのであります。

かくて討論採決に入りまして、政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

◎警察法の一部を改正する法律

（昭和二三、四、一二、法二三）

一、提案理由（四月五日）

○齋藤(昇)政府委員　ただいま緊急に御上程に相なりました警察法の一部改正の法律案を、便宜私から御説明を申し上げたいと思います。

先般警察法を新しく御制定を願つた次第でありまするが、その後の情勢に鑑みまして、国家公安委員会の職責のきわめて重要であるのに鑑みまして、その地位を高める必要がありまするので、自治体警察の公安委員会の職務の範囲を明確にいたしまして、また自治体警察の公安委員会の権限の確保をいたしたいというのが主眼であります。すなわち警察法第九條には国家公安委員は検事総長の俸給に準ずる報酬を受けるということに相なつておるのであります。これが先般法務総裁が設置せられましたにつきまして、法務総裁の俸給に準ずる報酬というように改めたいと考えるのであります。

いま一点は、第四十八條におきましては、現在市町村警察長は市町村の公安委員会の定める規準によりまして、市町村の警察職員を任免いたすことになつておるのでありますが、これは市町村警察長にその職員の任免権をほとんど一任しておるような形でありますので、このたびは市町村公安委員会の承認を経て任免するというように改正をいたしたいと思う次第でございます。どうぞ愼重御審議いただきまして、適当な御決議をいただきたいと思う次第であります。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告（四月六日）

（海上保安庁法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院治安及び地方制度委員長報告（四月七日）

○吉川末次郎君　只今議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

先ずその趣旨内容について申上げますれば、第一には国家公安委員の報酬に関する規定の改正でございますが、警察法第九條の規定によりまして、国家公安委員は検事総長の俸給に準ずる報酬を受けることとなつておつたのでございますが、国家公安委員の職務の重要性に鑑みまして、その地位の向上を図る趣旨を以て、これを法務総裁に準ずる報酬を受けることといたしたのでございます。

第二には、市町村警察職員の任命は、警察法の第四十八條の規定によりまして、市町村公安委員会の定める基準によりまして、市町村の警察長がこれを任命することとなつておつたのでございまするが、これをば直接に市町村公安委員会の承認を得て任命することと改正せんとするのでございます。

以上が本法案の趣旨内容でございますが、我々の委員会におきましては、数名の委員と苫米地官房長官並びに齋藤国家地方警察本部長官との間に、いろ〳〵と熱心なる質疑応答が重ねられました。その結果、大体において政府提案の趣旨を了解するところがあつたのでございます。右の質疑応答の内容の詳細のことにつきましては、これを速記録に譲りたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申上げる次第でございます。（拍手）

◎復興金融金庫法の一部を改正する法律

（昭和二三、四、一二、法二四）

一、提案理由（三月二十九日）

○北村国務大臣　ただいま議題となりましたうち、復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

御承知のように復興金融金庫の資本金は、去る二月上旬国会の可決を得まして、これを七百億円に増額いたした次第でございますが、当時御説明申し上げました通り、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最小限の金額でございまして、その後当初の計画に従いまして、貸出額は逐次増加いたし、現在すでに資本金の限度一ぱい近く達しましたので、今回さらに来年度第一・四半期末までの所要資金を勘案いたしまして、資本金を増加いたすこととといたした次第であります。復興金融金庫の資本金は、今回の増資をもちま

して、すでに五回にわたつて増額いたされたわけでございまして、この間国会の御要望にもこたえまして、貸出しにあたりましては、つとめて厳格、慎重に実行してまいつたのでありますが、戦後経済の混乱期にあたりまして、産業界の資金需要に即応いたしまして、よく経済の復興再建に寄与してまいつた次第であります。すなわち石炭、鉄鋼、肥料等の重点産業はもちろん、その他の一般産業につきましても、きわめて困難な状況下にありながら、よく設備の復旧、拡充を実現し、企業の順調な発展を見ましたことは、復興金融金庫の適切な資金の供給によるところ、多大であつたと存ずる次第であります。復興金融金庫を設立いたしました趣旨は、経済の復興に必要な資金であつて、かつ一般の金融機関が融資することの困難な資金のみを供給することにあつたのでありますが、再建途上におきまする悪條件によりまして、経済界の復金依存の傾向は逐次顕著となり、加うるに昨年六月以降公団資金をも一手に賄うことと相なりましたために、貸出残高は急激に増加いたしまして、これが通貨面に対する影響が、強く指摘せられるに至つたのでございます。政府といたしましてはつとに健全財政の方針を堅持いたしまして、復興金融金庫の貸出しにつきましても、つとめてこれを圧縮制限いたしまして、いやしくも放漫に流れることのないように、特に基礎産業に対しまして、重点的な融資を実行してまいつたのでありますが、諸般の事情によりまして、今日のごとき巨額の資本金を要するに至つた次第であります。現在復興金融金庫の機構並びに運営の方法につきましては、国会初め各方面から、種々の御意見あるいは御要望をいただいておりますが、今後関係各方面の御協力を得まして、慎重検討の上、逐次実行に移したい所存でございます。政府といたしましては、復興金融金庫の民主的運営を期するため、所要の措置を講ずるとともに、貸出しを抑制し、事後の管理を適正ならしめるようにいたしたいと存じております。これらの措置のうち、法制的措置を要するものにつきましては、成案を得次第法案を提出いたしまして、御審議をお願いいたす所存であります。なお復興金融委員会の改組、復興金融金庫の人的内容の充実等、種々考慮いたしておりますが、このため金融界及び経済界の格段の御援助を切望する次第であります。復興金融金庫の貸出残高は、二月末現在で、すでに五百四十四億円を突破いたしておりまして、これが所要資金は、政府拂込金並びに債券発行によつて、調達してまいつたのであります。政府拂込金は設立当初拂込みを得ました四十億円のほか、本年二月及び三月の債券償還のために、各十五億円ずつ、計七十億円と相なつております。また債券発行額は、三月末現在には五百九十九億円に達する見込みでありますがこれが市中消化につきましては、前回御審議の際にも御説明いたしましたように、近時かなり好転してまいり一月、二月の平均市中消化率は三八%に達しておりますが、今後とも特段の努力を傾注いたしまして、通貨面に対する影響を極力阻止するため、万全の対策を講じたいと考えております。

なお貸出金額の圧縮につきましては、すでに御承知のように復金融資の相当部分を占めておりました公団資金を、来期以降全面的に市中資金を活用するように切りかえましたため、復金自体の負担は

著しく軽減せられることとなつたのであります。今後はさらに一般産業資金につきましても、つとめて市中金融機関の活用をはかるとともに、復金依存の傾向を是正してまいりたい所存であるのであります。

今般提出いたしました復興金融金庫法の一部を改正する法律案は、以上の諸事情を十分勘案の上、さしあたり来年度第一・四半期末までに必要とする資金の最小限を見込みまして、資本金の増額を実行いたすためであります。すなわち本年度末の資本金の余裕を考慮いたしまして、この際現在の資本金の七百億円を二百億円増加いたしまして、これを九百億円といたすことを適当と考えたのであります。先にも申し述べましたように、現在の資本金はすでに限度一ぱいに近く達しております関係上、本件増資の実行は、ぜひとも四月早々に実施される必要があるのであります。

以上復興金融金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたしましたが、何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

次にただいま同時上程と相なりました臨時資金調整法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

臨時資金調整法は御承知の通り、昭和十二年九月公布施行せられまして以来、物資と資金の需給の適合をはかり、経済秩序を確立することを目的といたしまして、運用せられてまいつたのでありますが、最近の経済情勢は、同法が制定せられました当時とは、その様相を異にするにいたりましたので、同法の内容について種々検討を加える必要が、生じてきたのであります。そこで政府はこの際、一応臨時資金調整法を廃止することが適当であると認め、ここに臨時資金調整法を廃止する法律案を、提出いたした次第であります。

なお臨時資金調整法廃止後の措置につきましては、政府におきまして目下慎重研究中であります。これまた何とぞ速やかに御審議の上、御賛成を願う次第であります。

次に大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は別途提案いたしました昭和二十三年度特別会計暫定予算に計上しておりますごとく、その歳出は事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等、合計一億五千八百三十六万五千円を要するのでありますが、その固有の歳入といたしましては、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等、二千六百二十五万一千円でありまして、差引一億三千二百十一万四千円の歳入不足を生じているのであります。

本会計における歳入不足につきましては、借入金をもつてこれを補塡する方法も考えられますが、これは本会計の性質に鑑み、適当でないのみならず、健全財政の趣旨にも副わないと考えられますので、この歳入不足額一億三千二百十一万二千円につきましては、これを一般会計から繰入れることと致したいと考えるのであります。これがためには、法律をもつてその旨を規定する必要がありますの

復興金融金庫法の一部を改正する法律

復興金融金庫法の一部を改正する法律

で、この法律案を提出した次第であります。

なお今回の措置は、本会計の收支が改善せられるに至るまでの臨時の措置でありますので、後日、本会計の財政状況が健全な状態となりました暁には、その繰入額に相当する金額は、本会計から一般会計へ繰入れることとするため、これに関する規定も設けた次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成あらんことを御願い申し上げます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告(四月六日)

○早稻田柳右エ門君　ただいま議題となりました復興金融金庫法の一部を改正する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように復興金融金庫の資本金は、去る二月上旬七百億円に増額いたしたのでありまするが、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最少限度の金額で、その後当初の計画に従いまして貸出額は逐次増加し、現在すでに資本金の限度一ぱいに近く達しておるのであります。今回さらに来年度第一・四半期までの所要資金を勘案いたし、この際資本金を二百億円増加して、これを九百億円にいたさんとするのが本案なのであります。

本案は、去る三月二十六日委員会に付託になつたものでありまして、二十九日提案理由の説明を聽取いたしましたが、現在復金は巷間問題に相なつておる関係上、審議はきわめて愼重に行われました。特に社会党の河井榮藏委員並びに川合彰武委員及び佐藤觀次郎委員、民主党の梅林、中曾根両委員、民主自由党の石原登君、塚田十一郎君の両君、国民協同党の吉川、内藤両委員等より、実に熱心にして詳細なる質疑並びに強い希望意見等が述べられ、この間五回にわたつて審議を重ねたのであります。政府側よりは、政府としては常に健全財政の方針を堅持し、かつ金庫の民主的運営を期するため所要の措置を講ずるとともに、資金貸出を抑制し、爾後の管理を適切ならしめるようにしたいと思つている。機構並びに運営の方法については、国会初め各方面において種々の御意見あるいは御要望をいだいておるので、今後とも関係方面の御協力を得て、愼重検討の上、逐次実行に移したい所存である、なお復興金融委員会の改組、金庫の人的内容の充実等も、金融界及び経済界の格段の御援助を得て急速に進めていく決意である旨の御答弁があつたのであります。

かくて、五日午後大体の質疑を結了いたしましたが、本委員会の委員各位の総意により、政府に対して委員長より次のような諸点に関し強い要望をいたしたのであります。すなわちその第一は、農山漁村の復興のために現在の復金融資計画の中にそのわくをつくり、かつ可及的迅速円滑に長期低利の資金が融通せらるるように施策を講ぜられたい。その第二は、復興金融金庫の融資の監察については、法律をもつて国会議員を中心とする特別の監察委員会を設置し、厳重にこれを行うことにせられたい。第三は、復金融資計画の決定に際し国会の意向を十分反映せしむるがごとく措置することとせられたい。これがため政府は、財政及び金融委員会の復興金融金庫小委員会と常時緊密なる連繫をとり、詳細な資料を提出するはもとより、たとえば復興金融委員会あるいは同幹事会に付議する議案等は、すべて財政金融委員会の復興金融金庫小委員会に随時配付することとせられたい。第四は、復金融資の回收については、現在の計画はきわめて不満足であるから、このためには特別の部門を設けて、大幅かつ徹底的にこれを行うよう努力をせられたい。なお政府支拂の促進、補給金の交付、公価改訂等財政または物価による是正措置も併せて講じ、財政の負担において処理すべきものを金融面に転嫁することは今後絶対に愼んでもらいたい。以上のような四点をあげて強い要望をしたのであります。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院財政及び金融委員長報告(四月七日)

○黒田英雄君　只今議題となりました復興金融金庫法の一部を改正する法律案並びに財政法第三條の特例に関する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず復興金融金庫法の一部を改正する法律案でありまするが、復興金融金庫は昨年開設いたしましてから今回で五回目の増資となるのであります。本年の二月に三月までの所要の資金といたしまして百五十億の増資をしたのでありまするが、今日すでにその貸出高は資本金の限度一ぱいにならんといたしておるのでありますので、更に本年度の第一四半期末までに必要といたしまする所要資金の最小限度を見込んで、二百億円を増加して、七百億円とありまするのを九百億円にしようとするのであります。尚復興金融金庫の貸出につきましては、国会の要望に従いまして極力圧縮制限をし、尚荷しくもその放漫に流れるようなことのないように努めておるということであるのであります。又復金融資の相当部分を占めておつた公団資金を、将来は全面的に市中資金を活用するように切り換えたということであるのであります。又復金債券の市中消化は近時著しく好転して参りまして、一二月中の平均市中消化率は三八%に達してあるのであるが、今後とも一段の努力を傾注して、通貨面に対する影響を極力抑止する対策を講じたいというのであります。復金の機構並びに運営の方法につきましては、本委員会におきましても小委員会を設けて研究しておるのでありまするが、政府におきましても国会その他の要望に応えまして、今後関係各方面の協力を得て、愼重検討の上、逐次実行に移したいと考えておるということであります。これらの措置の中で法制的措置を要しまするものは、成案を得次第、国会に提案して御審議を願うということであるのであります。

委員会におきまする質疑応答につきましては、詳細は速記録に譲りたいと考えるのでありまするが、その主なる一二を御紹介申上げますれば、復興金融金庫の貸出についての責任者は誰であるか、大蔵大臣ということであるのであるが、大蔵大臣は辞められてしまえばその責任がなくなるようになるのであつて、これでは不都合ではないか、又委員会の組織の中に、理事長、副理事長が委員に加わつ

ておらないが、これでは十分に責任が取れないではないかというような御質問に対しまして、委員会は大体復興金融金庫を監督するような立場にあるのでありまするからして、その者がその委員になるということは適当でないというような趣旨で、入つておらないのであるが、併し今後は委員会の組織を強化拡充しようという計画になつておるのであるからして、そういう際には、理事長、副理事長等はこれに入るようにすることが適当ではないかと考えておるというふうな答弁であつたのであります。尚政府の考えておることとしては、復興金融金庫の産業金融の円滑を図りまするために、復興金融金庫の貸出ばかりでなく、日銀を中心とする融資斡旋機構を拡充したいというような説明があつたのでありまして、これに対して、日銀の融資の斡旋というものはいろ〳〵弊害がありはしないかというふうなことについてのいろ〳〵御質問もあつたのであります。

かくて討論採決に移りまして、本案は政府提案通り多数を以て可決すべきものなりと決定いたしたのであります。

次に、財政法第三條の特例に関する法律案でありまするが、財政法第三條は、御承知の通り「租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」ということに相成つておるのでありまするが、この財政法第三條は、今日までまだ施行されておらないのであります。今回この財政法第三條を施行いたしまするると同時に、現在の経済緊急事態の存続しておる間は、この規定中、製造煙草の定価、郵便、電信、電話、郵便貯金、郵便為替及び振替貯金に関する料金、それから国有鉄道における旅客及び貨物運賃の基本賃率というふうな、この三つのものは国会に、或いは法律或いは議決を求めるのでありまするが、その他のものは緊急事態の存続する間におきましては、法律の定めとか、或いは国会の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができるということに、例外の法律を設けたいというのであります。従いまして、この法律が廃止されましたならば、これは全部第三條の適用を受けることになるのでありますが、この法律は経済緊急事態の存続する限りとありまするが、これは物価統制令の廃止とともにその効力を失うということを規定しておるのでありまして、物価統制令の廃止がありますれば、当然この法律はその効力を失いまして、財政法第三條がそのまま活用されることになるのであります。

本案につきましての質疑の一、二を御紹介しますれば、主要食糧或いは薪炭というようなものの販売価格を決めることは、この法律に除外していないのであるが、どうするのかということにつきましては、これらのものは、主要食糧につきましては、食糧管理法に基いて決めておるのでありまして、薪炭におきましても物資需給調整法によつて決められておるのでありまして、これは配給操作に属するものでありまして、これは専売とは考えない。従いましてこの専売という中には入らない、本法の適用がないものであるというふうな答弁であつたのであります。尚この法律は甚だ不徹底である。むしろ物価の水準とか、或いは根本限度というふうなものを一体定めるのが適当ではないかというふうな御議論もあつたのであります。それから通信料金等につきまして、どの程度までを国会の議決を経るのかというふうな御質問に対しましては、一々細かいところまでしますというと非常な広汎なものになるのでありまして、大体その基準となるものを定めて、それの何倍とかいうようなふうにして、議会の議決を願いたいという考えである。これに鉄道運賃につきましては基本賃率とあるのでありまするが、これを基本料金としなかつたのは、これらについては、基本料金というふうな定めがしにくいので、趣旨はそういう趣旨であるということであつたのであります。施行期日はこの法律の成立の日から十日を超えない期間において定めるとなつておるのでありまするが、いつ頃定めるつもりであるかということにつきましては、成るべく早く、来週中にも決めたいということであつたのであります。又現在の段階では、むしろ財政に最も関係が深いものが除外されておる感があるのであつて、こういうものこそ政府が決めたいというものではないかというふうな御質問もあつたのでありまするが、これに対しましては、余り明確な答弁もできなかつたようでありまするが、要するにこれらのものは、国民生活に最も密接な関係の深いものであるからして、これは国会の議決を求めることが適当と考えたので、他のものにつきましては、いろ〳〵調査し、或いは輸出とか輸入等の関係でなか〳〵決め難いものがあるので、これらは政府において決めることにいたしておるのであるというふうな答弁であつたのであります。

かくて討論採決に入りまして、本案につきましては、多数を以て可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎証券取引法を改正する法律

（昭和二三、四、一三、法二五）

一、提案理由（三月二十四日）

○坂田政府委員　証券取引法改正法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

昨年三月公布せられました証券取引法は、証券取引委員会に関する規定のみ施行せられておるのでありますが、今般米国の証券法及び証券取引所法に範をとり、証券業者及び証券取引所の免許制度にかえ、登録制度を採用する等、証券取引法を徹底的に民主化するとともに、当初政令または省令をもつて定めることに予定していた事項中、主要なものを法律に織りこむ等、同法を全面的に改正するため、ここに本法律案を提案することとなつた次第であります。

今回の改正のおもなる点は、証券取引委員会の権限を強化して、これを行政官庁としたこと、有価証券の発行に関する届出制度に改正を加えたこと、証券業者及び証券取引所の免許制度にかえ、登録制度としたこと、新たに証券業協会に関する規定を設けたこと、証券取引所における有価証券の売買取引に関する規定に改正を加えたこと等であります。以下改正の主要なる事項につきまして、逐次その大要を御説明いたしたいと存じます。

まず、その第一は証券取引委員会の権限の強化に関するものであります。現在証券取引法の主務大臣は大蔵大臣でありまして、証券取引委員会は証券取引法の施行に関する重要事項を、独自の立場から調査審議する特別の機関として設けられておるのでありますが、今回その性格及び権限に改正を加えまして、証券取引委員会を大蔵大臣の所轄に属する行政官庁とし、証券取引法の施行に関する職権を全面的に、かつ、独立的に行うこととしたのでありまして、委員会にはこの法律の施行に関し、公益または投資者保護のため、必要かつ適当な規則を制定する権限をも附与することにいたしますとともに、委員会の下部機関としてその事務を担当する事務局を設けることといたしたのであります。

次に、その第二は、有価証券の募集または売出の届出に関する規定の改正であります。有価証券の届出制度は、有価証券の発行に際してその詳細かつ正確な資料を政府に提出させ、投資家に判断の資料を與え、容易かつ安全に証券投資ができるようにする制度でありますが、この届出制度に関する規定の改正のおもなるものを申し上げますと、第一に届出を要する有価証券の範囲については、現在額面総額二十万円を超える株式または社債の発行は、すべて政府に届け出ることとなつておりますのを、今回の改正においては、募集または売出額面総額が五百万円以下のもので、その公衆に提供される範囲が限定されていることにより、届出が公益または投資者保護のため必要でないと認められるものについては、一定の條件のもとに届出を要しないこととしました。第二に、届出の時期につきましては、現在は発行の際すべて届出を要することとなつておりますが、これを改め、発行に際して公衆に対して募集するもの、または売出そうとするものは、届出が提出せられ、かつその効力を生じていなければならないことに改めたのであります。第三に、届出義務者の範囲につきまして、現在届出義務者は取締役または、発起人の全員となつておりますのを、新たに発行者を届出義務者に加えることといたしました。その他届出後募集または売出をなし得る時期を原則として延長し、届出書類の審査に愼重を期するとともに、その時期について弾力性をもたせたこと、届出に関して民事責任を負うべき者の範囲を拡張して、届出書類の正確を期するとともに、その責任を免除される場合を詳細に規定したこと、有価証券の募集または売出しに際しては、必ず目論見書を作成させることとし、かつその使用の時期その他については制限規定を設け、これに違反した場合においては損害賠償の責に任ぜしめることとしたこと等が、そのおもなるものであります。

その第三は、証券業者に関する規定の改正であります。改正の第一は、免許制度を廃止して一定の要件を充足したものは、証券取引委員会に登録することによつて営業を開始し得る登録制度に改め、営業の自由な機会を與えた点であります。

第二に、銀行信託会社その他の金融機関は、顧客の注文を受けて、その計算において行う場合、または投資の目的をもつて行う場合等特定の場合を除き、証券業を営むことができないものとしまして、証券業者の地位の確立を図りました。

第三に、証券業者の純財産額に関しまして、政府がその最低額を規定する制度を改め、証券業者の負債総額について一定の限度を定めることといたしました。すなわち証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、二十倍の限度内において証券取引委員会が定める率を超えてはならないこととといたしまして、この面から証券業者の支拂能力または財産経理の状況が、常に良好な状態を保つように監督することといたしました。

第四に、証券業者の営業保証金について、その額を法律で定めることとし、かつ、支店その他の営業所についても営業保証金を供託させることに改め、その金額は本店については十万円支店その他の営業所については、営業所ごとに五万円といたしました。

第五に、証券業者が有価証券の売買その他の取引をなす場合においては、顧客に対して、一定額以上の信用を供與してはならないこととといたしました。すなわち現在の委託証拠金の制度を拡張しまして、証券業者が有価証券の取引をなす場合においては、当該取引に係わる有価証券の時価の四割五分以上の代金、証拠金、または手付金等を受取らなければ取引をすることができないものとしたのであります。右の率は大蔵大臣が、金融市場並びに証券市場の状況その他一般経済界等の情勢に即応するように、証券取引委員会の意見に基いて定めることとしたのでありまして、証券取引の健全性を保持し、過当投資の防止に資するとともに、金融の調整にも資することができるものと存ずる次第であります。

以上申上げました事項のほか、新たに有価証券の割賦売買についての取締規定、顧客から委託を受け、またはその計算において自己の占有する証券の質入れ、または貸付の制限に関する規定、有価証券の引受人となつた証券業者が、当該有価証券を売却する場合の信用供與に関する制限規定、及び証券業者の使用する外務員の取締りに関する規定等を設けました。

証券業者に関する規定の改正のおもなるものは以上の通りでありまして、証券業者の登録制度に伴い、業者の数は相当増加するものと見込まれますが、証券業者に負荷せられた証券民主化の責任の重大性に鑑みまして、その自由かつ活発な活動を期待するとともに、常に十分な監督を行い、証券業者の資質、信用の向上をはかりたいと存ずる次第であります。

その第四は、証券業者協会に関する規定であります。証券業者が、有価証券の取引の公正と、投資者の保護とを目的として、証券業協会を組織した場合におきましては、証券取引委員会に登録する制度を新たに設けました。すなわち協会の民主的にして自治的な活動により、証券業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義を助長しますとともに、いわゆる場外市場における取引の公正をはかり、投資者の保護に資することを期待するものであります。

なお証券業協会は、共同の目的をもつて連合会を組織した場合においても、これを証券取引委員会に登録し得ることといたしました。

その第五は、証券取引所に関する規定の改正であります。まず、証券取引所の設立についても、証券業者の場合と同じように免許制

度を登録制度に改め、登録は要件充足主義といたしました。これとともに現在全国を数地区にわけ、各地区について一の取引所に限りこれを設立し得ることとなつておりましたが、今回この地区制度を撤廃することにいたしました。従つて今後全国に相当数の証券取引所が設立されるものと予想されるのでありますが、民主的な組織により、自由かつ活発な活動を助長する一方、その経済界全般に及ぼす影響に鑑みまして、その監督には遺憾なきを期する所存であります。次に取引所の会員の純財産額の最低額及び会員信認金の額は、現在政府が指定することとなつておるのを、自主的に定款をもつて定めることに改めました。次に、取引所における有価証券の上場につきましては、現在は証券取引所から政府に届け出た後、十日を経た日からこれをなし得ることとなつておりますが、今回これを改めまして、当該有価証券の発行者の申請に基いて、証券取引所に登録された銘柄のものに限りこれを上場することができるものとし、上場については発行者の意思を尊重することといたしたのであります。もつともこれには特定の場合に限り、発行者の申請をまたずして上場し得る規定、並びにこの法律施行の日から六箇月を限り、右の手続を経ないで上場し得る経過規定等の例外があります。次に会員のなす売買その他の取引について、仮装売買、馴合売買、相場操縦、過当投機の取締等の規定を設けますとともに、証券取引委員会が空売または逆指値注文を制限し得る規定を設けまして、有価証券市場における取引の公正を期することといたした次第であります。

その第六としては、以上申し述べましたもののほか、会社の役員または主要株主が、当該株式の売付または買付後、六箇月以内の買付または売付により利益を取得した場合におきまして、当該会社またはその株主の請求によつて、その利益を会社に提供せしめる規定、並びにこれらの者の空売の制限に関する規定を設けまして、役員または主要株主が、その職務または地位により取得した秘密を不当に利用することを防止することといたしました。

最後に罰則につきましては、今般証券取引法を徹底的に自治的性格のものに改正いたします反面、罰則の全般にわたり整備強化をしまして、この法律の施行について遺憾なきを期することといたしました。

以上をもちまして証券取引法改正法律案について、その大要を御説明した次第であります。財閥の解体、私的独占の禁止過度の経済力集中の排除等、経済民主化が実施の段階に入り、かつ企業並びに金融機関の再建整備の進行に伴う資金需要が、急激に増加するものと認められる最近の情勢に顧みまして、証券取引法の改正整備により、有価証券の取引の公正と、その流通の円滑をはかり、証券の民主化に資することは重大な意義があるものと存じます。政府としては、この法律案が一日も速やかに成立することを希望する次第であります。何とぞ速やかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月五日）

○早稲田柳右ェ門君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、証券取引法を改正する法律案について申し上げます。

現行証券取引法は昨年三月公布せられ、証券取引委員会に関する規定を除き未施行であつたところ、今般証券取引委員会の権限の強化、証券業者及び証券取引所の免許制度の廃止その他法律の全般にわたりまして改正を行うとともに、従来政令をもつて規定する予定であつた施行規則の大部分を法律中に取入れることといたしたいのであります。

今、おもなる改正の要点を申し上げますと、有価証券の募集または売出に関する届出を必要とする場合において、現行法においては株式または社債の発行に際しすべて届出を必要としたのを、公衆に対し募集または売出しをするものだけに限定したのであります。さらに証券業者及び証券取引所設立の免許制度を廃止し、これに代る方法として証券取引委員会に登録する制度とし、登録については要件充足主義としたのであります。なお新たに証券業協会についても登録制度を設けたのであります。さらに証券業者の純資本額については、その最低額を定めないことに改めるとともに、負債が純資本額の二十倍の限度において、証券取引委員会が定める率を超えてはならないこととしたのであります。次に、証券業者が有価証券の売買その他の取引について、その顧客に供與することができる信用の額は、当該取引額に対し五五%を超えない範囲において、大蔵大臣の定める率を超えてはならないということにしたのであります。

証券取引法を改正する法律

銀行、信託会社等の金融機関は、証券業を営むことができないこととしたこと。但し、改正法律施行後六箇月間は、従来通り証券業を営むことができるものとしたのであります。なお、証券取引所の設立地区制度を廃止したこと。証券業者または証券取引所の会員の行う売買その他の取引について、相場操縦、過当投機等を取締る詳細な規定を設けたこと、証券取引委員会は大蔵大臣の所轄に属するが、その組織及び権限は大体公正取引委員会に準ずるものとしたこと。本法の施行に関し規則を制定することができるものとしたこと。会社の役員または主要株主が、その職務または地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が一定の條件のもとに当該会社の株式を売買して得た利益を会社に提供せしめる制度を設けたこと。罰則を強化したこと。以上が改正の要点であるわけであります。

本案は、去る三月二十三日本委員会に付託されたのでありまするが、翌二十四日提案理由の説明を聽取し、ただちに質疑にはいつたのであります。質疑におきましては、社会党の河井、佐藤、田中の三君、民主自由党の石原、塚田、大上の三君、民主党の梅林、中曾根の二君、国協党の内藤君等から、数次にわたつて熱心なる質疑が重ねられ、爾来四回にわたつて慎重なる審議を重ねたのであります。その間、民間各方面の意向も聽取して種々論議を盡しましたが、去る二日討論に入り、社会党の川合彰武委員より、信託の業務が急激に縮小されることは実情に即し適当でないという理由のもとに、次のような各派共同堤案になる修正案が堤出されたのであります。

す。今その修正案を朗読いたします。

証券取引法を改正する法律案中一部修正案

第六十五條第一項但書中「投資の目的を以て」の下に「又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において」を加える。

以上であります。

次いで採決にはいりまして、右修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれに賛成せられ、修正部分を除く原案についても、總員起立をもつて可決せられ、本案は修正議決いたした次第でございます。

次に、政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案について概略申し上げます。

現在専売局で販売中の新生は、値段の関係もあり、売行状況はなはだ思わしくないのでありまして、このままでは、所期の專売益金に対して巨額の不足が予想されます。そこで、売行促進をはかる必要が生じたのであります。政府においては、二月以降の新生購入者に対し福引券を発行し、当籤者には特等百万円を初め相当の賞金を出すことにいたし、過般、昭和二十二年度特別会計予算補正特第九号をもつて、国庫債務負担行為として国会の議決を得たわけであります。しかしながら、この当籤金について、もし所得税が課せられることになると、賞金の魅力は著しく減ぜられますので、現在実施されております宝くじと同様、この新生の福引券に対する当籤金に対しても所得税を課さないこととといたさんとするものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託されたのでありまして、四月二日政府より説明を聽取し、ただちに審議に入り、二、三質疑があつた後、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決いたした次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月六日）

○黒田英雄君　只今上程せられました証券取引法を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。現行の証券取引法は昨年三月公布せられたのでありますが、その後同法中の証券取引委員会に関しまする規定が施行されまして、すでに委員の任命を見ておるのでありますが、その他の部分はまだ施行されておらないのであります。今回アメリカの取引所法等に範を採りまして、全般に亘つて改正を行なつて提案されたのが本改正案であるのであります。この法案は、附則を除きましても、二百十條に及ぶ広汎なものでありまして、改正されました点も僅かに十数條を除く殆んど全部に亘つておるのでありまするから、詳細のことを述べますには非常に時間を要しまするので、これを省略いたしまして、ただその中の主なる点を申上げたいと思います。

第一が有価証券の募集又は売出しに関しまする届出に関しまする点でありまして、現行法では株式又は社債の発行に際しまして、すべて届出を必要といたしておるのでありまするが、今回公衆に対して募集又は売出をする者に之を限つたのであります。次に証券業者と証券取引所設立の免許制度を廃しまして、要件充足主義によりまして、証券取引委員会に登録することの制度といたしたのであります。次に証券業者の純資本額におきましても最低額を定めないことといたしまする代りに、他の制限を設け、又業者が有価証券の売買その他の取引について、その顧客に供與しますことの出来る信用の額を制限いたしたのであります。尚銀行、信託会社等は、本法施行後六ヶ月を限つて従来通りできるのでありまするが、その後は証券業を営むことができないことにいたしたのであります。又証券取引所の設立地区制度は廃止したのであります。次に証券業者又は証券取引所の会員の行いまする売買その他の取引につきまして、相場の操縦、過当投機等を取締る詳細な規定を設けておるのであります。尚証券取引委員会の権限を強化し、これは大蔵大臣の所轄に属するのでございまするが、その組織及び権限は大体公正取引委員会に準ずるものとして、本法の施行に関し規則を制定することができるといたしたのであります。又会社の役員又は主要株主が、その職務又は地位によりまして得ましたところの祕密を不当に利用することを防止しまするために、その者が当該会社の株式を売買して得ました利益を会社に提供せしめるという制度を設けておるのであります。その他罰則を強化いたしておるのであります。施行期日につきましてはいろ〳〵区別をしておりまするが、この法律の成立の日から三十日経過した日から施行するということになつておるのであります。その外、第二章の規定とか第六十五條の規定というように分けて施行期日を定めておるのであります。

本法案は只今申上げましたように大変澎湃のものでありまして、委員会も前後七回に亘りまして慎重審議をいたしたのであります。その御質問も各條項に亘りましていろ〳〵御質疑応答があつたのでありまするが、これは速記録に讓ることをお許し願いまして、その主なるものを二三御紹介をいたすことに止めたいと思います。

先ず第一は、第六十五條に関係することでありまするが、銀行、信託会社等が有価証券の売買等を営業とすることはできないことになつておるのでありまするが、これらのものは、従来これを営んで健全投資層の育成、証券の民主化のために貢献し来つて、又それによつて相当利益を上げておつたのであるが、これを何故に禁止したかという質問に対しましては、金融機関及び有価証券業者には、それ〴〵本来の目的があるのでありまして、これを分離しておのおの本質的な機能を発揮せしむることが経済民主化の目的を達するゆえんであるという趣旨で、さようにしたのであるということであつたのであります。又但書において、銀行が顧客の書面による注文を受けて、その計算において有価証券の売買をすることを許して、何故に信託会社にはこれを認めないかという質疑に対しましては、銀行は当座預金等の短期の預金を持つておりまして、それで有価証券を買つてくれというような注文がありました時に、サービスといたしましてこれをすることを認めたのである。信託会社は財産の管理が本来の目的でありまするが、金銭信託以外の、金銭の信託をした者が、信託契約で、その金で以て会社が適当であると認める証券とか、又はどれを買つてくれというようなことを指定して証券を買

つて貰いたいというような場合には、その信託契約に基いて証券を売買することは差支えないという答弁であつたのであります。この点につきましては衆議院におきまして修正があつたのであります。即ち六十五條の第一項但書の中に、「投資の目的を以て」とあります下に、「又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において」ということを加えるということで修正があつたのであります。尚この本條に関しましては松嶋委員から、近く金融業法の制定されるような場合に、信託会社が銀行業務を兼営することを希望するような場合には、その兼営を認めるかという御質問に対しましては、銀行局長からいたしまして、将来新らしい情勢に応じて、金融機関についても金融業法というようなものを立案する必要を認めて、目下研究中であるのであるが、未だはつきりしたことを申述べるまでに達しておらないと思うのであるが、ただ自分としては、金融業法等で信託業者が銀行業務を兼営をやりたいという希望がある時にはこれを認めて行くのが適当ではないかと考えておるのである。若しさような方法が各方面で是認されることとなりますれば、信託会社も本法案におきまする銀行と同じ立場に立つて、六十五條第一項但書の規定がそのまま適用せられることになると考えておるという答弁であつたのであります。次に非常に問題になりましたのは第百八條に関する点でありまするが、先ずこの有価証券市場におきまする売買取引の種類及び期限は、取引所の業務規程に定めるということになつておるのであるが、如何なる構想を以今政府としては持つておるのであるか、実物取引に限つて、清算取引を認めない考えであるか、という

うような御質問に対しましては、この法律案はアメリカの法律に範を取つておるのでありまして、従つて売買取引の種類もアメリカの取引所におきまするものを十分参酌して決定する措置を取りたいと考えておるのである。アメリカでは主として即日の取引即ちキヤツシュと翌々日の取引即ちレギユラー・ウエイが行われておるのであるが、即日取引は純然たる実物取引であり、翌々日の取引は実物取引的清算取引であるのでありまするが、この翌々日取引を行うためには、貸株の制度又は金融についての市場が必要であるのであります。我々が国の現状におきましてはこの方法を全面的に行うのは未だ適当でないと思われるので、当初は適当な或る銘柄を選んで実施して、順次拡張して行くのがいいではないかというふうに考えておる。以前に行われておりましたところの先物の清算取引は、有価証券につきましては、インフレ下の現在におきまして過当な投機を助長する作用が大きいと思われるので、今日は先ず行わない方がいいと考えておるというふうな答弁であつたのであります。それにつきまして、尚レギユラー・ウエイの方法に則るといたしましては、貸株の制度とかコール・マネーの市場とかいうような各條件が整わなければ、現物取引の名の下に清算取引が行われるようなことになると思うが、現在これらの制度についての見通しはどうであるかというふうな御質問があつたのであります。これには証券取引所委員長の徳田氏が説明員として答弁をしたのでありますが、今日の貸株の制度は、我が国に十分発達していないので、多少の懸念はあるのであるが、会員同志が集つて相当貸株の準備をして、又は銀行、保

険会社、信託会社等と連絡をして、その方面から株の融通を受けることもできると思つておる、又信託会社等からも協力援助しようというようなお話も聞いておるのである、東京、大阪等におきましても、この貸株制度を完全にするように適当な措置を考究されておるということも聞いておる、又金融のことについては左程心配はないと思われる、というふうな答えがあつたのであります。又限月取引のような清算取引でも、これを厳重に行わして行つたならば必らずしも過当投機とはならない、むしろ流通の円滑化又は暴騰暴落を防ぐに効果があると思われるが、どうであるかというふうなお尋ねに対しましては、限月取引のような長期的な清算取引は、多年我が国に培われて来ておるところの独得な制度であるのであつて、弊害もあることはあるが、その長を採れば将来必ずしも排斥すべき制度ではないと考えて研究をしておるのであつて、他日関係方面の了解も得られれば大いに考究せらるべきものであると考えておる、というような答弁があつたのであります。その他証券業協会に関しましてのいろ〳〵な問題、或いは証券取引委員会に関しまする問題であるとか、証券業者が各地に続出するような時に、これらに対して取締を如何にするかというような問題であるとか、それから証券は非常に沢山これから民主化されるべきであるが、それについて証券金融に関する問題であるとか、或いは法人課税の問題であるとか、或いは従来あつた取引所の担保というものがなくなるのであるが、これに対する政府の考えとか、いろ〳〵な点につきまして御質疑応答があつたのであります。なお両院制度の趣旨にも鑑み、衆議

お許し願いたいと思うのであります。

かくて質疑を終了いたしまして討論に入りましたところ、別に御発言もありませんで、採決いたしましたところ、多数を以て衆議院の修正されましたる原案に対して、これを可決すべきものなりと決定をいたした次第であります。これを以て御報告を終ります。(拍手)

◎政務次官の臨時設置に関する法律

(昭和二二、四、一四、法二六)

一、提案理由(四月一日)

○鈴木国務大臣　政務次官の臨時設置に関する法律案について御説明申し上げます。

従来政務次官及び参與官の両制度があり、参與官については諸般の事情により最近においては実際上その任命を見なかつたのでありますが、政務次官につきましては、この制度が今日まで、よくその機能を発揮してまいつたことは御承知の通りであります。本案は、この政務次官の制度に適実なる改変を加えんとするものでありまして、以下その内容の要点を申し述べます。

第一は、政務次官の数の増加であります。従来は政務次官は各省一人となつていたのでありますが、今回その総数を二十二人とすることにいたしたのであります。なお両院制度の趣旨にも鑑み、衆議

院議員または参議院議員たる政務次官の数は、それぞれ十一人以内たるべき旨を定めまして、その選任が一院の議員のみに偏することのないようにいたしたのであります。なお右に関連して、従来の参與官の制度は、これを廃止することといたしました。

第二の点は、従来政務次官は、各省のみに置き得ることとなつていたのでありますが、今回これを拡めまして、各省のほか、法務庁その他法令上大臣がその長に当ることとなつている役所、たとえば、経済安定本部、建設院、地方財政委員会等にも必要に応じ、これを置き得ることといたしたことであります。これによつて各般の重要なる行政部門にわたつて政務遂行に万全を期し得るものと考えるのであります。

次に政務官制度の問題に関連いたしまして、この際衆議院議員選挙法第十條の規定を削除することとし、本法案中にこれに代るべき一條文を設けまして、国会議員と兼ね得る官職としては、政務次官と内閣官房長官だけを掲げることとしたのであります。従つて秘書官は、今後兼職の範囲から除かれることとなりますが、国会議員今日の地位から申しまして、この改正は何ら実際上支障ないのみならず、むしろ当然かくあつてしかるべきものとも考える次第であります。

なお政務官制度の問題は、事きわめて重要であり、各般の見地より、なお愼重に考究すべき論点を含んでおりますので、本法案は、その有効期間を一応第二回国会終了までとし、とりあえずの臨時立法たる形式をとつたのであります。恒久的制度としての政務官に関する根本問題につきましては、政府といたしましても、国会その他各方面との十分なる連繋のもとに、速急にこれが研究を進めたい所存であります。

以上本案について大略の説明を申し述べました。何とぞよろしくお願いいたします。

二、衆議院議院運営委員長報告（四月五日）

○淺沼稻次郎君　ただいま議題となりました政務次官の臨時設置に関する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本案の要旨及び政府の本案提出の理由とする点について申し上げますれば、従来の政務次官の制度が今日までよくその機能を発揮して来た点に鑑みて、この政務次官の制度に適実な改変を加えようとするものであつて、その内容の要点は、第一に、政務次官の数を、従来の各省一人を改めてその総数を二十二人とし、なお両院制度の趣旨に鑑みて、衆議院議員または参議院議員たる政務次官の数はそれぞれ十一人以内とし、これに関連して従来の参與官の制度を廃止せんとするものであります。第二に、各省のみに置き得ることになつていた従来の制を改め、各省のほか法務庁、経済安定本部等その他法令上国務大臣がその長になつている役所にも必要に応じこれを置き得ることとし、これにより各般の重要な行政部門にわたつて政務の遂行に万全を期そうというのであります。第三に、政務官制度の問題に関連して、この際衆議院議員選挙法第十條の規定を削除し、本法案中にこれに代るべき一條文を設け、国会議員と兼ね得る官職としては、政務次官のほかは国務大臣と内閣官房長官だけを掲げ、秘書官は今後兼職の範囲から除かれることとしているのであります。第四に、政務官制度の問題は、各般の見地から愼重に考究すべき論点を含んでいる点より、本法案の有効期間を一応第二国会終了までとして、とりあえずの臨時立法たる形式をとつているのであります。以上が本案の概要であります。

委員会は、四月一日法案の付託を受けまして、同日ただちに鈴木法務総裁から提案理由の説明を聽いた後、審査に入りました。各委員と政府の間に行われました質疑応答は、各般の見地から政務官制度の存廃をめぐつて、きわめて熱心かつ活発に展開されたのでありますが、その詳細は省略いたしまして、おもなるもの若干を御紹介いたしたいと思います。

第一に、政務官制度は従来その機能をよく発揮してきたと言うが、必ずしも有効適切であつたとは言いがたい、新憲法の精神と国会の新たなる地位から見て、真に政務官を置かなければならない理由は何か、かつ真に必要とするならば、なぜ第二国会終了までに限つたか、この政務次官設置法案をめぐつて種々の政治的な含みがあるものと臆測されているがどうかという点については、国会がきわめて多忙な今日、所管大臣一人で両議院にわたつて各議員の質疑に答え、一方多忙な政務を担当していくことは、実際上不可能に近く、この点、二人の政務次官の補佐があれば、国会の運営にあたり、きわめて円滑を期し得るものと考えられる、こういう答弁があつたのであります。第二国会終了までとしたのは、第一国会に引続いた第二国会は、新憲法実施に伴う法令の整備のため、多数の議案が提出されることも予想されたからである、また本法案は、政務次官の設置によつて、大臣を助けて国会との交渉に当らしめ、もつて国会の運営の円滑を期する以外他意はないということでありました。

第二に、従来の参與官を廃して、何ゆえに各省に二人の政務次官を置かねばならないかという点については、ひとしく国会議員である者が、同じ国会との交渉に当るのに、各省にあつてその地位を異にするということは、国会議員の地位に鑑みて妥当でないと思うとのことでありました。

第三に、衆議院と参議院とはその定員数に相当の開きがあるにかかわらず、両院同数とするのは妥当でないと思うがいかんという点については、一般の場合においては両院議員数に応じて考えられるべきであるが、政務官設置の趣旨が両議院の円滑なる運営に資せんとするものである点に鑑みて、各議院から同数の政務官を任命することがその趣旨に合致するものと認めるとのことでありました。

かくて質疑の終了後、討論を省略して採決に入り、多数をもつて本案を可決した次第であります。

以上、簡単ながら御報告申し上げます。何とぞ満場一致可決確定あらんことを切望する次第であります。

三、参議院決算委員長報告（四月七日）

○下條康麿君　只今議題に上りました政務次官の臨時設置に関する法律案につきまして、委員会の審議の状況を御報告申上げます。この法案の趣旨は、第二国会終了の時までの臨時措置として、現在の政務次官の数を二十二名に増加し、衆議院議員と参議院議員とからおの〳〵十一名を超えない程度に任命いたしまして、各省の外、内閣総理大臣その他の国務大臣を長とする政府機関に配置して、政府と国会との連絡を緊密にしたいということであります。尚これと同様に、従来ありました各省参與官を廃止いたしまして、又衆議院議員選挙法中に改正を加えまして、国会議員は秘書官を兼ねられないことにいたしたのであります。

決算委員会におきましては、いろ〳〵審議をいたしましたのでありまするが、問題となりました主なる点を二三申上げたいと存じます。第一に、政務次官の設置を第二回国会限りとするという点につきまして種々論議が交されたのでありまするが、それに対しまして政府からは、この制度の可否についてはいろ〳〵研究すべきところがありますので、取敢えず第二国会限りの暫定措置として提案したのでありまして、将来の問題、恒久的制度としては改めて今後よく研究したいという説明でありました。第二の問題は、政務次官の数を増加した理由についてでありまするが、政府からは、従来は政務次官が衆議院議員から多く採られておりまするが、参議院議員にもその機会があることが適当であると考えまして、数を二十二名に増加して、参議院からも衆議院と同様の数に政務次官を配置したい。こういうような答弁でありました。尚政務官制度は果して必要かどうかという根本の問題につきましては、政務の答弁としては、政務官制度というものは、政府と国会との連絡を図る必要な制度である。そうして政治家が政府に入つて行政事務に明るくなることも結構であるし、又一般国民の意向を政府に、政府の意向を国民に伝える一つの伝達機関でもあるのである。かような長所があるから、是非この制度を置きたい。こういうような答弁でありました。

討論に入りまして、一委員から、反対の意見の陳述がありました。それは政府の言明では、従来この制度が有効に働いたから、今後更に調査研究して恒久的立法を立案したいというような考えであるが、それが果していろ〳〵の関係におきまして可能であるかという疑いがある。若しそれが都合よく行かなかつた場合には、この法案が第二回国会限りで効力を失うことになります。従いまして第三條の規定、例えば国務大臣又は内閣官房長官は国会議員を兼ねることができるというような規定も自然に効力を失うことになりまして、いろ〳〵不都合な結果を生ずるから、前途を確かに見極めて、そうして恒久立法を審議した方がよい。従つてそれまでは現行法でやつた方がよいのじやないか、かような見地からこの案に反対せられたのであります。これに対して原案賛成の御意見といたしましては、新憲法下の国会運営につきまして、政府と国会との連絡を一層緊密にする必要がある。又国会は国家の権力の中心であるから、衆議院、参議院両方から若干代表者が入つて政治の運用に参加することが適当であるというような御意見の下に御賛成であつたのであります。

かくて採決の結果、原案賛成が多数でありまして、この法案は原案通り可決せられたのであります。甚だ簡単でありますが、委員会の経過の御報告を終ります。（拍手）

◎財政法第三條の特例に関する法律

（昭和二二、四、一四、法二七）

一、提案理由（四月五日）

○北村国務大臣　財政法第三條の特例に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

政府は、諸般の事情に鑑みまして、近く財政法第三條の規定を施行する予定でございますが、この第三條の規定は、御承知の通り「国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」と規定してございますが、物価統制令に基きまして、政府が物価統制に関する相当広汎な権限を與えられている現状におきましては、法律の定めまたは国会の議決に基きまして定めなければならないものは、一般国民生活に特に密接な関連を有するタバコの価格、通信料金並びに国有鉄道における旅客及び貨物運賃に限定いたしますことが適当であると認めまして、この法律案を提出いたしました次第でございます。

なお、この法律案は、現在の経済緊急事態の存続する間に限つて適用せんとする臨時の特例規定でございますので、この経済緊急事態の解消いたしました暁には、別にその廃止法律を制定するまでもなくその効力を失うものとするため、これに関する規定をも設けた次第であります。

何とぞ御審議の上速やかに御賛成を賜わりたく存じます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月六日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました財政法第三條の特例に関する法律案は、問題の法案でありました関係上、委員会ではきわめて慎重に審議されましたが、詳細は議事録に譲りまして、ごく簡単に御報告を申し上げ、御了承をいただきたいと存じます。

御承知のごとく、この第三條は、「国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事業上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」と規定してございますが、物価統制令に基きまして、政府が物価統制に関する相当広汎な権限を與えられている現状におきましては、法律の定めまたは国会の議決に基きまして定めなければならないものは、一般国民生活に特に密接な関連を有するタバコの価格、通信料金並びに国有鉄道における旅客及び貨物運賃に限定いたしますことが適当であるとして、政府は本案を提出したのであります。すなわち、タバコの価格であるとか、あるいは通信料金であるとか、国有鉄道における旅客及び貨物運賃等に関しては国会の議決を経るが、残余のものに関しては、政府が政令によつてこれを発令する、かように相なつておるのであります。

ただいま申し上げましたように、いろ〳〵論議を重ねられましたが、結局妥当と認めまして、本案については討論を省略して採決の結果、満場一致をもつて可決確定した次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（四月七日）

（復興金融金庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎海上保安庁法（昭和二三、四、二七、法二八）

一、提案理由（四月二日）

○岡田国務大臣　ただいまから海上保安庁法案の提案理由について御説明申し上げます。

海上保安庁法案の提案理由を、きわめて要約して申し上げますと、今日のわが国の海上における航海の安全と治安とは、終戦後の諸般の事情から、はなはだしい危険と不安とに暴されておるのでありますが、これに対処し得る実力のある制度組織が存在いたしておりませんので、新たにかかる制度を創設する必要があるということにあるのであります。

すなわちまずこれを航海の安全についてみますと、周囲八千海里に及ぶわが国の沿岸水域は、その特有の気象、海象から従来世界的に最も海難事故の多い水域とされていたのであります。しかしてこのような自然的悪條件は、船舶自体の構造、設備の堪航性と乗組船員の技倆及び船内紀律と、燈台その他の航路標識、通信施設の整備、水路の測量、気象の観測等のいわゆる航海補助施設の整備との三要件が備わることにより、初めてよくこれを克服できるのでありますが、これら三要件のうち、航海安全の客体的要件でありまする航海補助施設の整備は、はなはだ不十分でありまして、わが国特有の自然的悪條件と相まつて世界のダーク・シーとして今後の外国通商の上にも暗い影を投げかけているのであります。他方主体的な要件としましては、日本の船舶だけについてみますに、戦時中の要請に基く船舶の急速建造と、船員の速成教育、優秀船舶と優秀船員の壊滅的打撃、終戦後の急激な船価高騰による優秀船建造の困難等々の原因により、船員及び船員の技倆が低下しておりますので、客体的悪條件を克服することができず数多くの海難事故をひき起しているのであります。しかるに海難の発生した場合における救助対策いかんと申しますと、これまた遺憾ながらはなはだ貧弱でありまして、あたら貴い人命財産を失つている現状であります。最少限度の国民生活を維持する上にきわめて重要な使命をもつ船舶の損失を防止し、人命財貨の安全を確保するためには、一面において船質を改善し、船員の技倆を向上させるとともに、航路標識その他の航海補助施設の整備をはかり、かつ海難に備えて救助艇その他の救助施設を整備充実することは、まことに喫緊の重大事であるのみならず、わが国が国際社会の一員として外国船舶の日本沿海における航海を安全ならしめるためにも、必要かつ重要な国際的義務であると申さ

なければならないのであります。

次に海上における治安維持についてみますと、海軍の解体した今日、わが国の海上における治安維持力は、皆無と申しても差支えないのでありまして、このような事情のもとに密貿易、不法入国等はいよ〳〵増加、かつ悪質化する傾向を示しておりますし、一昨年のように不法入国等に伴つて、コレラその他の悪疫の侵入する機会もまた増加するおそれが多くなつております。なおまた海上治安力の薄弱なのに乗じて海賊的行為、あるいは海上における経済事犯も著しく増加しているのでありますが、遺憾ながら現状におきましてはこれが取締は、税関、警察、海運局、検疫所、水産局等の各機関が、それ〴〵貧弱な船をもつて個々的にこれを行つているにすぎず、これの国家社会の秩序を乱し、または占領政策に違反する行為を抑圧し得る決定的な実力機関は、存在していないと言つても過言ではない状態であります。

海上における航海安全及び治安の現状、並びにこの現状を打破しなければならない必要性は、以上申し述べた通りでありまして、ここに特に航海の安全と治安維持に仕えることを目的とする海上保安庁法案の提案理由があるのでありますが、このような航海上の危険と治安上の不安を除くためには、まずもつて船舶通信施設その他の厖大な物的施設の設備を必要とするのであります。しかしこの場合、これらの莫大な経費と資材とを要する設備を、各関係行政庁がそれ〴〵の立場からもつことは、きわめて不経済かつ不合理でありまして、むしろ一箇の行政機関をして、航海の安全と海上治安維持のために必要とされる船艇その他の施設を一元的に管理運用せしめ、その一元的責任のもとに、航海の安全と治安維持とに関する行政事務全般にわたる包括的総合的権限を行使せしめ、税関、検疫所その他の関係行政庁との関係は、これを一般と特殊の関係において、それぞれの目的につき共助応援連絡の方法により、特殊の立場を尊重しつつ一般的立場において、より経済的合理的能率的に運営することが、経済的にも財政的にも貧弱なわが国においては最も望ましく、かつ有効であろうことは、疑いを容れないところであります。

海上保安庁法案は、このような観点からいたしまして、航海の安全と海上治安の維持という二箇の、最も重大な任務をわが国現下の経済的財政的基盤の上に、最も効果的に達成させようということを目的とするもので、内容的には、海上保安庁という一箇の行政官庁の制度組織に関する官制法、組織法たる面と、海上保安庁及びその職員のうち特定の職員の職務権限に関する制度法たる面との二面の規定を中心とし、あわせて海上保安制度の運用に関する海上保安委員会関係行政庁との共助に関する事項をも、その内容としているものであります。何とぞ慎重御審議下さいまして御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告（四月六日）

○坂東幸太郎君　ただいま上程せられました海上保安庁法案に関し、治安及び地方制度委員会における審議経過の概要をこれより御

説明申し上げたいと存じます。

まず、本法案の提案理由を要約して申し述べますと、今日のわが国の海上における航海の安全と治安の維持とは、終戦後の諸般の事情から、はなはだしい不安と危険とにさらされているのでありまして、これに対処し得る制度組織が存在しておりませんので、散在せる船舶、通信設備その他厖大な物的施設を一元化し、一元的責任のもとに、包括的総合的の権限を行使せしめるために、一個の行政官庁を設置する必要があるのであります。もつとも、今日まで関係方面の了解のもとに、臨時的の措置としてやつて来たのでありますが、今回最も進歩せる他国の例をも参考として、画期的の制度を立てんとするものであります。

海上保安庁法案は、かような観点から立案されたものでありまして、まずこれを運輸省の外局とする。全文四章四十三條より成り、第一章には組織、第二章には海上保安委員会、第三章には共助に関する事項を規定し、第四章は補則となつており、これに附則が添えられてあります。この法律施行の期日は、政令でこれを定めることになつておりますが、その期日は、本年五月一日以降であつてはならないのであります。

まず組織といたしましては、海上保安庁は中央機構と地方機構とにわかれ、中央機構は、長官官房、保安局、水路局及び燈台局からなつております。地方機構としては、全国を九管区にわかち、これを北から申しますと、小樽、塩釜、横浜、新潟、名古屋、舞鶴、神戸、広島及び門司に、それ〳〵北海、東北、関東、新潟、東海、舞鶴、近畿、中国及び九州各海上保安本部を置くものであります。

海上保安庁の職員の総数は一万人以内に限定せられ、その所有船舶は、港内艇を除いて百二十五隻、総トン数五万トン、各船千五百トン以下、速力は十五ノット以下ということになつております。

海上保安庁に海上保安官を置き、船舶の安全に関する法令の海上における励行並びに船舶職員の資格及び定員に関する事項、船舶交通の障害除去に関する事項、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項、海難の調査に関する事項、海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項、旅客または貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項、水先人及び水先業務の監督に関する事項、沿岸水域における巡視警戒に関する事項、海上における密貿易、不法入出国その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項、海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項、海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項に関する職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに気象の観測の業務を行うことができるものとし、また協力要求、書類閲読、立入検査、尋問の権限を初め、そのほか船舶の進行停止、出発差止、航路変更、指定港への回航、下船命令、下船制限または禁止、積荷の陸揚制限禁止等の権限をもち、その職務を行うためには、武器の携帯を許されます。また海上保安庁の職員の中に、港長、海難審判理事官を置き、海上保安官と同様、ともに運輸大臣の任命するところとし、いずれも海上保安庁長官の指揮監督を受け、港長は港則法に規定する事務、海難審判理事官は海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項を掌ることになつております。

海上保安庁またはその職員は、以上のような強大な権限を与えられておりますので、殊にこの法律のいかなる規定も、これらの者が軍隊として組織せられ、訓練せられ、または軍隊の機能を営むことを認めるものと解釈してはならない旨の一條が挿入せられてあるのであります。

第二章は海上保安委員会に関する事項を規定したものでありまして、すなわち海上保安委員会は、海上保安制度の運用及び改善に関する事項を審議するために海上保安庁に設置せられるものでありまして、これは中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会にわかれ、ともに海上保安庁長官の諮問に応ずるほか、海上保安制度の運用及び改善に関し海上保安庁長官に建議することができるものとしてあります。

第三章は共助に関する規定でありまして、すなわち海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、常に連絡を保つべく、また犯罪の予防鎮圧または犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、かつ関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる旨を規定いたしたものであります。

第四章は補則でありまして、前章までに掲げました事項のほか必要な規定を設けたものでありますが、海上保安庁の職員の種類及び所管事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安庁長官の職員及び海上保安委員会に関し必要な事項は、政令でこれを定めることになつております。

補則の次には附則が掲げられており、主として此の法律の施行及び経過的な事項を規定しております。

本法案は、去る四月二日治安及び地方制度委員会に付託せられて審議を始めたものでありますが、先刻も申し述べましたように、施行期日が五月一日以前ということになつておりますので、審議は特に至急を要するので、四月二日及び五日の二回にわたつて検討いたしたのでありまして、両回とも、きわめて長時間にわたつて審議をいたしたのであります。

四月二日、まず岡田運輸大臣から大体にわたつた提案理由の説明があり、続いて同省不法入国船船舶監視本部長大久保武雄君から、法案の内容について詳細なる説明があり、各委員より各観点からの質疑応答が行われたのであります。本法案は他の省にも関係がありますので、国家地方警察本部及び大蔵省からもそれ〳〵政府委員の出席を求めて殊に愼重を期し、その意見並びに答弁を徴したのであります。それからさらに四十三箇條の全文にわたつて逐條的に愼重審議をいたしました。

質疑のうち主なものは、一、水上警察の仕事と海上保安庁の仕事との分界いかん。二、警察長は公安委員によつて任命せられるのに、海上保安官は運輸大臣によつて任命せられるのは民主主義に反すると思うがいかん。三、従来は一個の経験ある長官が権限をもつ

ておつたのに、本法案によれば、個々の海上保安官が絶大の権限を與えられているのは危險であると思うがいかん。四、機構を一元化するなら防疫事務をも包括せしめてはいかん。五、この法案は五月一日から施行するというのであるが、それまでに人的、物的の準備が間に合うか等でありました。

これに対して政府の答弁は、一、水上警察の権限の及ぶ限度は、陸上に接続しかつ陸上の勢力範囲と認められる点までであつて、それから先は海上保安庁の権限区域である。二、海上保安官の任命に関しては、これは警察長と異なり、單に治安の維持のみならず航海の安全という面もあり、かつ此の制度は全国的に統制せられておるものであるから、警察長のように公安委員の任命によらず、運輸大臣の任命にしたものである。三、海上保安官は、実際問題としては、個々單独に権限を行使することはまれであつて、多くの場合においては、老練な船長のもとに、一つの船に乗つて集団的に職務を行うものであるから、個々別々に職権を濫用することはない。四、防疫事務の一元化に関しては、コレラ船の曳航等はやつているが、医師を一々すべての船に配属せしめることは困難であるから、これは一元化から除いた。五、人的方面は現在の不法入国船船監視本部の職員を振り向け、物的には現在もつている船舶二十八隻を中軸にやつていくから十分間に合うというのであります。

その他数点にわたつて熱心な質疑応答が行われたのであります。本委員会においては、戰後の情勢に鑑み、海上の安全を保持し、法律の違反を予防し、捜査し及び鎭圧するためには、海上保安制度を確立する必要があることを認め、四月五日、次のような希望事項を附して、満場一致をもつて本案は政府原案通り可決すべきものと議決いたしたのであります。

すなわち希望事項

一、法案第三十一條の「海上における犯罪につきて」及び「海上の犯罪につき」とあるのは、「海上における犯罪の捜査については」の意味と了解すること。

二、海陸の境界における治安の維持は、きわめて重要であるので、海陸の警察機関は常時緊密に連繫を保ち、遺憾なきを期すること。

三、港長が職務を執行するに当つては、地方の利益を尊重し港湾の保安行政の民主化に努むること。

詳細は速記録について御承知を願います。以上、御報告を申し上げます。

続いて、ただいま上程せられました警察法の一部を改正する法律案に関し、治安及び地方制度委員会における審議経過の概要をこれより御説明申し上げたいと存じます。

まず、本法案の提案理由を要約して申し述べますと、警察法は昨年十二月八日成立し、本年三月七日から実施せられたのでありますが、爾来約一箇月の間貴重な体験を重ね、各方面からいろ〳〵建設的な意見も開陳せられたのであります。この貴重な体験と各方面よりの建設的意見に基いて、ここに本法案の提出を見るに至つたのであります。

申すまでもなく、新警察制度におきましては、日本国憲法の精神に則り、民主的権威のもとに、民主的警察を確立せんとするものでありまして、中央においては国家公安委員会、地方においては市町村公安委員会がそれ〳〵最高機関となつて、国家地方警察及び運営に当つておるのでありますが、すなわち改正の第一点は、国家公安委員会の地位に鑑み、現行法には検事総長に準ずる報酬を受けることになつているのを改めて、法務総裁に準ずる報酬を受けることにするものであります。第二は、同第四十八條によりまして、市町村公安委員会は一定の基準を設けておいて、それに基いて警察長が警察職員を任命することになつているのを、そうではなく、すなわち基準を設けずに、公安委員会の承認を得て任命することに改正せんとするのであります。すなわち、全国の公安委員会が思い思いの基準を設けることは考えものであるから、そのときにおける公安委員会の見解によつて承認を與えるか與えぬかを決することが公安委員会の重要性を尊重することにもなるという意味であります。同時に、かくすることが公安委員会に最終の責任を負わしめるゆえんともなるからであります。

以上、簡單でありますが、これは満場一致をもつて原案通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院決算委員長報告（四月十四日）

○下條康麿君　只今議題となりました海上保安庁法案の審議につきまして、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の審議は決算委員会に付託せられたのでありますが、議案の性質上、治安及び地方制度委員会並びに運輸及び交通委員会との連合委員会を開いて愼重審査をしたのであります。

この法律案は戰後の新情勢に鑑みまして、港、湾、海峽その他日本国の沿岸水域におきまして、船舶の安全に関する法令の励行、海難救助、海上における犯罪の予防予び鎭圧並びに水路、航路標識に関する事務等のために、運輸大臣の管理するところの外局として海上保安庁を設けんとするものであります。現今、我が国の実状におきまして、実は海上の保安、航路の安全等につきましては、誠に遺憾の点が多いのでありまして、殊に海軍のない今日におきまして、特にこの感が深いのでありまして、海上保安庁を設けまして、この方面の統一と強化に当らんとするわけであります。海上保安庁には長官官房の外に、保安局、水路局及び燈台局の三局を設けることに相成つております。

この法律案の特質としてはいろ〳〵制限がつけてあるということであります。即ち海上保安庁の職員の總数は一万人を超えてはならない、船舶は港内艇を除きまして百二十五隻を超えてはならない、又全總トン数も五万トンを超えてはならない、又船舶一隻ごとに千五百トンを超えてはならない、速力十五ノット以上を出してはならない、こういうことが書いてあるのが、極めて特色のある法律案と見られるゆえんであります。

この法案の審議につきましてはいろ〳〵議論がありましたが、先ず海上保安庁と国家地方警察及び自治体警察との権限の限界の問題

について、相当議論がありました。質問が行われたのであります。結局政府の説明によりますと、陸上の警察制度は現在国家地方警察と自治体警察とに分れておりまするが、海上の警察制度は海上保安庁による国家警察一本で行く考えであるということであります。併しながら勿論この場合におきましても、陸上警察の延長として、海上にもその権限を行使することができるという了解がついておる。又陸上と海上との間には警察の運用上共助関係が定められておるという答弁であつたのであります。第二の問題は第二十一條に関することでありまするが、国家機関としての港長、ハーバー・マスターを任命するの理由につきまして、いろ〳〵論議が行われたのでありまするが、港湾を取締るところの港長を国家機関とすることは、海上の警察制度を国家警察とすることと合せまして、一元的に取扱わんとする考えであるという答弁であつたのであります。次に第二十五條に、海上保安庁又はその職員の軍隊化をするものではないというような規定がありますることにつきましては、これは新憲法の下にすでに戦争放棄を謳つておりまする関係上、必要でない規定であるという考もありまするが、これは誤解を避けるために念のために規定したものであるとの答えでありました。

かくて質疑を終りまして討論に入りましたところ、先ず法案第二十一條第二項に「港則法」とあることを「港則に関する法令」と修正する意見が出たのであります。これはこの法案にあります港則法というものはまだできておりません。で現在ない、存在しない法律の名前が謳つてありまするので、これは不適当であるから、この点は「港則に関する法令」と改めることにいたしたのであります。この意見に対しては異議なく、可決せられたのであります。

次に法案第二十一條全部を削除するの意見が出たのであります。これは港別に関する法令に規定する事務は、むしろ自治体の機関に行わしめた方が適当であるということ等の関係におきまして、提案されたのでありまするが、これは少数で否決せられたのであります。

又法案第二十五條の削除の意見が出ましたが、これは先程申しました戦争放棄に伴つて、かような規定は要らないというような見解であつたのでありまするが、これも少数で否決になつたのであります。

かような次第で、決算委員会におきましては、法案第二十一條第二項の「港則法」を「港則に関する法令」と修正しただけで、その他は原案通り可決すべきものと決定いたしたのであります。この段御報告を終ります。(拍手)

◎夏時刻法 (昭和二三、四、二八、法二九)

一、提案理由(四月二十六日)

○松永政府委員　ただいま議題となりました夏時刻法案の提案理由を申し上げます。

この法案は、欧米各国におきまして古くより実施せられ、好成績をあげておりますいわゆる夏時刻、英語で申し上げるとサンマー・

タイムあるいはデーライト・セーヴイング・タイムの制度、すなわち夏季の一定期間を限り、標準時より一定時間繰下げた時刻を常用する制度の、きわめて合理的かつ有益なるに鑑みまして、これをわが風土に適合するようにして採用しようとするものであります。

その主要な利点は、第一に国民生活において日光を十分に利用することによつて、国民保健の増進に寄與し得ること。第二に光源としての日光を十分利用することによつて、電力、石炭等の重要資源を節約することができること。第三に夏時刻という国民常用の新しい標準時刻を採用することにより、心理的に無理なく国民の間に日光活用のよき習性が生れること等にあるのであります。

さて本法案の内容について御説明いたしますと、従来わが国においきましては、明治十九年勅令第五十一号(本初子午線経度計算方及標準時ノ件)及び明治二十八年勅令第百六十七号(標準時ニ関スル件)等によりまして、東経百三十五度の子午線をもつて本邦一般の標準時と定め、これを中央標準時と称え、国民一般においてこれを常用しているわけでありますが、本法案によりますと、毎年四月の第一土曜日の中央標準時の午後十二時から、九月の第二土曜日に次ぐ日曜日の中央標準時による午前零時までの期間は、中央標準時より一時間ずつ繰下げた時刻、すなわち俗に申しますと、時計の針を一時間進めた時刻を新しく夏時刻と定め、原則としてこれを常用すべきものといたしたのであります。もつとも、法令、條約等によりまして、国際関係や学術上の必要等から、特に中央標準時によることを定めた場合は、例外として中央標準時によることとなつております。なお以上の結果、四月の第一土曜日に次ぐ日曜日は、午前一時より始まることとなりますので、同日は二十三時間をもつて一日とし、また九月の第二土曜日の一日は特に二十五時間として、これに次ぐ日曜日の中央標準時午前零時において中央標準時に復帰することといたしました。以上が本法案の第一項の規定するところであります。

次にただいま申し述べましたように、四月の第一土曜日に次ぐ日曜日は、午前零時より一時までの一時間が消滅し、九月の第二土曜日の午後十一時より、翌日曜日の午前零時までが二時間となりますので、それ〴〵その両日にまたがる法律関係につきまして、時間の計算上特別の手当を必要とする場合が予想せられますが、それらは政令をもつて規定するのが妥当と考えられますので、第二項にこれに必要なる委任規定を設けた次第であります。

次に附則について申し述べますが、第一項につきましては特に御説明申し上げることはございません。附則第二項は、本年はすでに本則に定める四月第一土曜日を経過しております関係上、始期を特に五月の第一土曜日、すなわち五月一日の午後十二時とする旨を定めたものであります。

以上が本法案の内容の概略でありますが、本法案が成立施行せられますれば、国民は晝間の長い夏季の間、早期及び夕刻の日光を十分利用し得て、国民保健の増進が期待せられますのみならず、光源用電力の相当量が節減せられ、ひいては現下の石炭事情にも好影響を與えるところが少くないと存ずるのであります。何とぞ愼重御審

譲くださいまして、速やかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院労働委員長報告(四月二十七日)

○山下榮二君　政府提出にかかる夏時刻法案の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、欧米各国におきまして古くより実施せられ、好成績をあげております、いわゆる夏季の一定期間を限り標準時より一定時間繰下げた時刻を常用する制度のきわめて合理的かつ有益なる制度に鑑みまして、これをわが風土に適合するようにして採用しようとするものであります。以上の趣旨のもとに本国会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。

しかして本委員会は、四月二十六日並びに二十七日の二回にわたつて委員会を開会し、審議をいたした次第であります。政府からは法務庁の松永政務次官、労働省の大矢政務次官その他の政府委員が出席せられ、真摯なる説明があつたのであります。

以下、その主要な利点を申し上げますれば、第一に、国民生活において日光を十分に利用することによつて、国民保健の増進に寄與すること、第二に、光源としての日光を十分利用することによつて電力、石炭等の重要資源を節約することができること、第三に、夏時刻という国民常用の新しき標準時刻を採用することにより、心理的に無理なく、国民の間に日光活用のよき習性が生れること等にあるのであります。

次に本法案の内容について申し上げますならば、従来わが国におきましては、中央標準時に従つて国民一般がこれを常用しているわけでありまするが、本法案によりますると、毎年四月の第一土曜日の中央標準時の午後十二時から、九月の第二土曜日の翌日の中央標準時により午前零時までの間は、中央標準時より一時間ずつ繰下げた時刻を用いるというのであります。すなわち、俗に申しまするると、時計の針を一時間進めた時刻を新しく夏時刻と定め、原則としてこれを常用すべきものといたしたのであります。もつとも、法令、條約等その他によつて国際関係や学術上の必要から特に中央標準時によることを定めた場合は、例外として中央標準時によることとなつております。但し本年は、すでに本則に定める四月の第一土曜日を経過しておりまする関係から、本年の実施は特に五月の第一土曜日、すなわち五月一日の午後十二時と定めたのであります。

以上が、本法案の大体の趣旨並びに内容でありまするが、本法案に対する質疑は四月二十六日終了して、四月二十七日討論に入りましたところ、民主党の川崎秀二君より各派一致の修正を述べられ、原案に対する修正議決をいたした次第であります。そのおもなる修正点は、政府の原案が難解で国民によくわからないと思われますので、本法案を三箇條にわけまして、第一條に夏時刻の期間と時刻を定め、第二條に時刻切替の方法を規定し、第三條に施行に関する関係を規定したのであります。

詳細は速記録によつて御承知をお願いすることにいたしまして、以上簡單でありまするが、委員会の御報告を終る次第であります。

何とぞ各位の御賛成をお願いいたします。(拍手)

三、参議院労働委員長報告(四月二十八日)

○姫井伊介君　只今議題になりました夏時刻法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について報告をいたします。

先ず本法案提出の理由について申上げますが、本法案は欧米各国におきまして古くより実施せられまして、非常に好成績を挙げておりますいわゆる夏時刻・サンマー・タイム、又はデイライト・セイヴイング・タイムの制度を内容とするものでありまして、夏季の一定の期間を限りまして、中央標準時より一定の時間繰下げた時刻を常用するものでありますが、この制度は極めて合理的で有益なものでありますのに鑑みまして、更にこれを我が風土に適合するようにして、採用せんとするものであります。

その主要な利点といたしまして、第一に国民生活において日光を十分に利用することによつて、国民保健の増進に寄與することができるのであります。第二に光源としての日光を十分に利用することによつて、電力、石炭等の重要資源を節約することができるのであります。第三に夏時刻という国民常用の新しい標準時刻を採用することによつて、心理的に無理なく国民の間に日光活用のよき習慣が生れるのであります。第四にこれによつて労働能率の増進を図つて、現下の経済再建に寄與することができるのであります。

更に本案の内容について申しますと、従来我が国においては明治十九年勅令第五十一号(本初子午線経度計算方及び標準時の件)及び明治二十八年勅令第百六十七号等により東経百三十五度の子午線を以て本邦一般の標準時と定め、これを中央標準時と称え、国民一般においてこれを常用しておるわけでありますが、本法案によりますと、毎年四月の第一土曜日の中央標準時の午後十二時から九月の第二土曜日に次ぐ日曜日の中央標準時により午前零時までの期間は、中央標準時より一時間進めた時刻を夏時刻と定め、原則としてこれを常用すべきものといたしたのであります。尤も法令條約等によりまして、国際関係や学術上の必要等から、特に中央標準時によることを定めた場合は例外として中央標準時によることとなつております。尚四月第一土曜日に次ぐ日曜日は午前一時より始まるので、同日は二十三時間を以て一日とし、又九月の第二土曜日の一日は特に二十五時間として、これに次ぐ日曜日の中央標準時午前零時において中央標準時に復帰することになります。次に四月の第一土曜日に次ぐ日曜日は午前零時より一時までの一時間が消滅し、九月の第二土曜日の午後十一時より翌日の午前零時までが二時間となりますので、それ〳〵その両日に跨がる法律関係につきまして、時間の計算上特別手当を必要とする場合が予想せられますが、それらは政令を以て規定するのが妥当と考えられましたので、これに必要なる委任規定を設けた次第であります。

次に附則については、すでに本年度が四月第一土曜日を経過しております関係上、始期を特に五月の第一土曜日即ち五月一日の午後十二時とする旨を定めたものであります。以上が大体本法案提案の理由及びその内容であります。

労働委員会には本月二十七日本法案の付託を受けまして愼重審議をいたしたのでありますが、政府からは法務庁政務次官、運輸省運転局長が出席しまして熱心なる説明及び答弁がありました。

次に本法案の質疑応答の概要を御説明申上げます。第一に、本法案につき労働組合方面に反対論があると聞くが政府の所見如何という質問があつたのでありますが、これに対しまして政府よりは、これは労働時間についての労働基準法の適用に関する問題と思うが、本法の施行の際は、実質賃金等に影響のないよう十分考慮するとの答弁がありました。

第二に、本法案は英国にその範を取つたものと思うが、適用の期間について十分国情を考慮したか、又九月第二土曜日までと決めた理由如何との質問に対しまして、政府は、英国の規定の趣旨を入れ、日本の気候、風土に適切なように按排した。九月第二土曜日を最終日としたのは、日光の比較的長時間利用し得る時期を考慮したものであり、又土曜日としたのは、国鉄等、時間切替の便を考慮した結果であるとの答弁がありました。

第三に、中央標準時により定むる場合とは如何なる場合を言うかとの質問に対しまして、政府は、法令、條約、慣習によつて定められておる場合、即ち気象関係について運輸省達示により、又水路部関係については慣例により、更に国際通信関係については国際協定により、又国内的には通信省通達、同告示、同省令により定められておる場合を指すとの答弁がありました。

第四に、政治経済的重要な歴史的な記録、犯罪、出生、死亡についてはどうするかとの質問に対しまして、政府は、一応やはり夏時刻によるとの答弁がありました。

第五に、従来我が国においては、官庁、学校、銀行、会社において夏と冬との間に一時間の差を設けた勤務時間を設けておつたのであるが、今回の夏時刻の実施によつて更に一時間の差を生ずることとなり、国民生活上無理でないかとの質問に対しまして、政府は、勤務時間は事務上の都合で定められたものでありまして、本法案の夏時刻とは、その精神、その考え方が相違しておる旨の答弁がありました。

以上で大体この法案に関する主要なる質疑応答の概要の報告を終ります。右申述べました質疑応答以外にも、政府側と委員側とに詳細なる質疑応答が交換せられたのでございますが、これは速記録によつて御承知を願いたいと思います。

かくて質疑を終り、討論に移りまして、委員より熱心なる賛成意見の開陳がありました後、採決の結果、多数決を以て本法案は衆議院送付の原案通り可決せられたのであります。以上を以ちまして労働委員会の審議状況の報告を終ります。（拍手）

◎国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

（昭和二三、四、三〇、法三〇）

一、提案理由（四月二十七日）

○船田国務大臣　国家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案について、その大要を御説明いたします。

現行の行政官庁法は、来る五月二日限りその効力を失うこととなつておりまして、これに代るべき国の行政組織に関する恒久法を制定する必要があるのであります。よつて政府におきましても鋭意準備中でありましたが、相当なお研究を要すべき問題が残つておりますので、とりあえず現行制度をそのまま五月一ぱい延長し、その間に新基本法の制定をお願いいたし、六月一日から新制度に乗り移ることといたしたい所存であります。

次に、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力に関する法律により、行政官庁に関する従来の命令の規定で法律をもつて規定すべき事項を規定するものの効力も、本年五月二日までとなつておりまして、全部これに代るべき法律を制定いたさなければならないのでありますが、これら法律は、いずれもただいま申し上げました行政官庁法に代るべき新法律の基礎の上に制定を要しますので、行政官庁法の規定の効力を延長するのに伴い、その有効期限を延長しようとするものであります。

国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

経済安定本部令は、その有効期限が本年四月三十日までとなつておるのでありますが、現下のわが国の経済事情に鑑み、当分その存続を必要といたすのでありまして、その設置法とも申すべきものにより五月一日以後存置すべきでありますが、これまたさきに申し述べましたと同様の理由により、現行経済安定本部令の規定の効力を五月三十一日まで延長する必要があるのであります。

終りに建設院設置法の附則第二項により、国費の支弁に属する建物の営繕に関する事務のうち、各省大臣所管分は暫定的に本年五月二日までそのままとし、五月三日以後は新たな措置を必要とすることとなつておるのでありますが、これまた各省官制の新たな法的措置がとられるまで従前通りとしておくことを適当と認むるものであります。

以上が本法案の提案理由であります。何とぞ愼重御審議の上速やかに可決せられんことを希望いたします。

二、衆議院決算委員長報告（四月二十七日）

○竹山祐太郎君　ただいま議題となりました国家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案について、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の行政官庁法は、この五月二日をもつて効力を失うのであります。また経済安定本部は、四月三十日までをもつてやはり効力を失うのでありまして、それに伴う法律につきまして、政府は国家行政組織法というがごとき法律を用意いたしておつたのであります

が、その内容の検討にまだ多少時日を要するために、この期日までに国会の審議を得ることができないことに相なつたのであります。そこで、この際五月三十一日までこの経過のための暫定法律の処置を求めてまいりましたのが、この法律の趣旨であります。なおこれに関連をして、各省官制に関する問題がやはり同様五月二日をもつて切れますので、これも同様の措置を講ずる必要があるわけであります。

本日委員会を開いて政府の説明を求め、また国家行政組織法の内容等について質疑を繰り返したのでありますが、国家行政組織法については、政府の処置を各党とも了承いたして、委員会としては質疑を打切つて、全会一致これを承認することにいたしたのであります。ただ、国家行政組織法という法律がないのに法律施行に伴う問題という表題が不適当と考えまして、委員会としてこれを修正することに全会一致決定いたしまして、この表題及び附則の中に国家行政組織法云々とありますのを国家行政組織に関する法律の制定施行まで云々というふうに修正をいたすことに決定をいたしました。

以上、委員会は全会一致修正案を可決確定いたした次第であります。右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院決算委員長報告（四月三十日）

○下條康麿君　只今議題に上りました国家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案につきまして、委員会の経過並びに結果を御報告いたしたいと思います。

この法律案は現行の行政官庁法が明後日即ち五月二日限りで効力を失いますので、而してこれに代るべき行政組織に関する根本法がまだ提案の運びに至つておりませんので、暫くその繋ぎとして行政官庁法を五月三十一日まで延期して置きたいということを意味するものであります。同様の事情が経済安定本部等につきましてもありますので、これらにつきましてもやはり有効期間を五月三十一日まで延期したいというのであります。

決算委員会におきましては、この法案が行政機構改革に関連いたしまして、いろ〳〵の角度から論議せられたのであります。取分け今この法律案に掲げてあるような各般の法律が、いずれも規定が明白に期限を指定しておるにも拘わらず、今日までそれに代る代案ができませんということにつきましては、措置甚だ当を得ておらんというような意見が強かつたのであります。この点につきましては、政府から、実はやはり代案を作る目的を以て努力しておつたけれども、遂にそれができませんために、止むを得ずかような暫定措置を執ることになつたのである。以上が答弁であつたのであります。

尚現行法令の有効期間を五月三十一日まで一ヶ月間延長いたすのでありますが、それではこの一ヶ月間に、果して行政組織に関する根本的の法令、並びにこれと関連する各官庁の関係法規が提案されて実施に至ることができるかどうかという点について、相当疑問を持つた質問があつたのであります。で、これに対しては、政府は無論これまでには作つて提案をし、その実施を見るようにいたしたいという

ように述べておるのであります。

かような点の外に、この法案の附則の第二項に、行政官庁の職員の定員は政令でこれを決めるということが書かれてあるのであります。この点につきましては、たとえ暫定的措置とは申しながら、新憲法の下、かような各官庁における定員のごときものは、これを法律を以て定むべきものではないかというような意見がありまして、これに対しましても、近く提案さるべき国家行政組織法案の審議につきましては、是非さような点については十分検討して貰いたいというような意見が述べられたのであります。

その外、この法案の中に、題名の国家行政組織法ということが書いてありまするが、かような法律はまだ制定せられておりませんのであります。この点につきましては、先頃海上保安庁法案の審議の場合におきまして、未だ制定しておらないような法律の題名を法案の中に掲げることは適当でないという考えに基きまして、すでにその海上保安庁法案の場合におきまして修正を見ておるのであります。同じような理由によりまして、この国家行政組織法という、まだ制定せられておりません法律の名前を掲げることにつきましては、穏当でないという見解をこの委員会で述べたのでありますが、この考えが衆議院の方に反映しまして、衆議院においてこの点については修正を加えまして、国家行政組織に関する法令云々と、こういうふうに改めて参つたのであります。近来政府提案の法律案中に、往々このような誤りがありますことは誠に遺憾に思うところでありまして、これにつきましては、将来慎重にして貰いたいというような意見を述べて置いたのであります。

かような経過を以ちまして、委員会におきましては、衆議院の修正通り全会一致を以て可決せられたのであります。この段御報告を終ります。（拍手）

◎検察庁法の一部を改正する法律

（昭和二三、五、一、法三一）

一、提案理由（三月二十七日）

○鈴木国務大臣　ただいま上程になりました検察庁法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

そも〳〵検察官は公訴権の実行をその職責とするものであり、検察官による公訴権の実行が適正に行われなければ、刑罰法令の適正な適用実現も、これを期待することができないことは、論をまたないところであります。このためには、検察官の身分保障を強くし、検察官をしていかなる勢力にも影響されることなく、厳正公平に公訴権の実行に当らしめる用意が必要でありまして、検察庁法第二十三條は、まつたくこの趣旨に出た規定なのであります。しかしながら、現行制度のように、検察官の罷免事由を、心身の故障その他の事由により、その職務をとるにたえない場合のみに限り、検察官が職務上の非能率あるいは重大な非行等により、その職務をとるに適しない場合にも、なおこれを罷免することができないというのでは、その身

分保障が強きにすぎるとの批判もあり、また裁判官の身分保障に比して、権衡を失するとの意見もあるのであります。よつて政府においてきましては、以上の諸論を詳細研究いたしまして、検察官の職責の重要性に鑑み、検察事務運営の適正をはかるとともに、検察の民主化を期するために、新たに検察官の適格に関する定時審査制度を設け、併せて検察官の罷免事由を拡張し、さらに検察官適格審査委員会の構成員の過半数を、国会議員とすることに改めて、ここにこの法案を提出した次第であります。何とぞ愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことを望みます。

次に同じくただいま上程になりました検察審査会法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の法制によりますれば、公訴は検察官のみがこれを行うものでありますが、日本国憲法の精神に鑑みますと、公訴権の実行に関しても、できる限り民意を反映せしめて、その適正をはかるのが至当と考えられるのであります。しこうして、公訴権の実行に関し、民意を反映せしめる最も徹底した制度は、英米におけるがごとき起訴陪審でありますが、わが国の国情並びに英米における起訴陪審の実績などを詳細に研究いたしました結果、今にわかに起訴陪審を採用することは適当ではなく、むしろ検察官の不起訴処分の当否の審査、並びに検察事務の改善に関する建議または勧告を所掌する検察審査会制度を設けるのが、最もわが国情に合致するものと考えまして、この法案を提出する次第であります。

次にこの法案の内容の大要を御説明いたします。

第一、検察審査会は、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に置かれるものであつて、その数は全国を通じて二百を下つてはならないのであります。

第二、検察審査会は、その管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であつて、一定の欠格事由のない者の中から、くじで選定した十一人の検察審査員をもつて組織するものであつて、別に同数の補充員があり、検察審査員資格者名簿及び検察審査員候補者名簿の調製方法、並びにくじによる選定の方法などは、大体陪審法のそれに準じております。検察審査員及び補充員の任期は六箇月でありますが、この法律施行後最初に選定される検察審査員及び補充員各十一人のうち、各六人の任期は三箇月、各五人の任期は六箇月と定め、爾後三箇月ごとに六人または五人が新たに選定補充されるものといたしまして、いわゆる半数交替制をとつて、検察審査会の機能の低下を防止する方策を講じたのであります。

第三、検察審査会の所掌する事項は、検察官の不起訴処分の当否の審査並びに検察事務の改善に関する建議または勧告でありまして、検察審査会は、告訴もしくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件について請求をした者、または被害者の申立があるときは、必ず不起訴処分の当否の審査を行わなければならず、また検察審査会の過半数による議決があるときは、職権で不起訴処分の当否の審査を行うことができることとなつております。検察審査会は、その職権を行うにあたり、何人の指揮監督も受けず、まつたく独立してその職権を行うものであります。

第四、検察審査会の審査手続につきましては、検察官に対し審査に必要な資料の提出及び意見の開陳を要求し、審査申立人及び証人を呼び出してこれを尋問し、または相当と認める者の出頭を求めて、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができるのであります。検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査委員会に送付し、かつ議決の要旨を七日間掲示することといたしてあります。しこうして検事正は、検察審査会の議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手続をしなければならないのであります。

第五、検察審査会に関する経費につきましては、これを裁判所の経費の一部として、国の予算に計上しなければならないものといたしてあります。

以上で簡単ながら、提案理由の御説明を終えることにいたしますが、何とぞ愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことを望みます。

二、衆議院司法委員長報告（四月一日）

○山中日露史君　ただいま議題と相なりました検察庁法の一部を改正する法律案について、司法委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨について簡単に御説明をいたします。現行検察庁法は、検察官の厳正かつ公平な公訴権の実行を期待する意図から、その第二十三條において、検察官は心身の故障その他の事由によりその職務をとるにたえない場合にのみ限つて罷免されるという規定をいたしておりまして、強く検察官の身分を保障しているのでありますが、この現行制度に対して、検察官が職務上の非能率あるいは重大な非行等によりその職務をとるに適しない場合にも、なおこれを罷免することができないというのでは、身分保障があまり強きに過ぎるという批判があり、また裁判官との権衡を失するとの意見もあるので、その職責の重要性に鑑み、検察事務運営の適正をはかる必要から、三年ごとに行う検察官の適格定時審査の制度を設け、併せて検察官の罷免事由を拡張し、さらに検察官適格審査委員会の構成員の過半数を国会議員とすることに改めるのが、本案の要旨とするところであります。

委員会は、去る二十七日本案の付託後ただちに政府の説明を聴き、次いで二十九、三十日と審査を進めてまいりましたが、検察民主化のための新制度を採用する本案の重要性に鑑み、愼重な審議が続けられたのであります。

今、かいつまんで審査の内容を御紹介申し上げますと、質疑のおもなる点は、第一に、本案第二十三條の罷免事由と裁判官の彈劾による罷免の事由とを対照してみると、文言は必ずしも同一ではないと思われるが、たとえば、職務をはなはだしく怠つたときというのは、職務上の非能率に含まれるか、また威信を著しく失つた場合であつて、職務をとるに適しないときも、本案の罷免事由の中にはいるかどうかとの問に対し、本案では、全般の状態について非能率と

いう言葉を使用しているのであつて、裁判官彈劾法におけるこれらの文言の内容は、本案においても罷免の事由となる旨の答弁でありました。

第二に、同條第四項の但書における検察官適格審査委員会の委員となる国会議員の選定方法並びに数の割当はどうなるかとの質疑に対し、別に官制は政令で規定されるのであるが、それには両院同数の割当を考えているとのことでありました。

第三に、同條第一項及び第三項の法務総裁の行う罷免勧告の意義及び検察官適格審査委員会との関係、すなわち、たとえば法務総裁が審査委員会の決議の結果を相当と認めないときはどうなるかについて政府の見解を質しましたところ、政府の答弁として、最初審査委員会に議決を求めるのは法務総裁であるから、その議決と違うことはなく、ただ審査委員会が、たとえば一般からの通知により審査を開始し、職権をもつてみずから議決したような場合、まれに意見の相違を見ることも予想されるが、そのときは議決の結果の通知を黙殺するか、あるいは他の処分を求めることになるかもしれない、この適格審査委員会は、議決はしても結果から見れば諮問機関である、しかし、事実はその議決を尊重することを建前とし、法務総裁が責任をもつて当該検察官の罷免権者に対し罷免の勧告をするものであるとの見解を表明せられました。

以上は質疑応答のおもなる点でありますが、なお同條第四項の但書は、單に国会議員を委員に加えるというのであつて、必ずしも国会の代表者として参加せしめる趣旨ではないとの政府主張の根拠に

対し、議員は国会を離れて意味はなく、代表者として選出するのが通例であるから、選定方法も互選に限るべきではなく、また数の割当も両院の議席の割合に応ずべきであるとの意見によりまして、三月三十日、この点に対する各党の共同提案になる修正案が提出せられたのであります。

次いで、同日討論に際し、各党委員より修正案に対する賛成の意見が述べられ、採決の結果、本案は全会一致をもつて各党共同提案のごとく修正議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院司法委員長報告(四月六日)

○岡部常君　只今上程せられました検察庁法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。本案は検察庁法の第二十三條の改正でありまして、同條には、検察官が心身の故障、その他の事由に因り職務を執るに堪えないときは、検察官適格審査委員会の議決を経てその官を免ずることができることになつております。併し検察事務が国家の利害休戚に関係するところが非常に重大でありまして、これを処理する検察官の能力や品性等は十分吟味されなければならないところでありますから、單に心身の故障及びこれに類する事由のみならず、職務上の非能率及びこれに類する事由によりまして、その職務を執るに適しないときにも、その検察官を罷免できることにいたしたのであります。その手続といたしまして、従来通り検察官適格審査委員会の議決を経、その議決を相当と認めた法務総裁の勧告によりまして、内閣又は内閣総理大臣が免官の発令をするのであります。次に同様の趣旨からいたしまして、検察官の定時及び随時審査を行うことにいたしまして、このことを検察官適格審査委員会の権限といたしたのであります。即ちすべての検察官につきまして三年ごとに定時審査を行い、又委員会の職権で、又は法務総裁の請求によりまして、各検察官につき随時審査を行いまして、心身の故障、職務上の非能率、或いは重大なる非行等の有無について厳密なる審査を実行し、該当者があれば、委員会で議決して法務総裁に通知し、前述のような手続で免官することにいたしたのであります。更に委員会の構成も権威あるものといたしまして、国会議員六名の外、検察官、法務庁官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の代表とも目される人々から選任された合計十一名で組織することになつております。以上がこの改正案の内容の概略であります。

本委員会におきましては、前後五回に亘りまして愼重なる審議をいたし、各委員より熱心なる質疑が行なわれたのでありますが、その応答の詳細は速記録によつて御承知を願いたいのであります。

かくて討論に入りまして、星野委員と松村委員から修正の御意見が開陳されたのであります。星野委員の修正案は、第三項中法務総裁が「委員会の議決を相当と認めるときは、」という部分を削除し、委員会の構成員といたしまして、代表的労働組合及び農民組合からも委員を二名ずつ選任して、総計十五名とする案でありますが、採決の結果少数で否決となりました。次に松村案でありますが、この委員会が内閣総理大臣の「監督」に属し、とありますのを「所轄」に属し、と改め、予備委員として十一人を委員の選任分野に準じて選任することとし、各委員及び予備委員の任期を三年と限り、又委員中国会議員六人とあつた原案を、衆議院におきましては衆議院議員四人、参議院議員二人と修正して参つたのでありますが、この点を両院議員各三名ずつと改めたのでありまして、採決の結果は多数を以て松村委員の修正案は本委員会を通過いたしたのであります。尚右修正部分を除くその余の原案も亦多数を以て可決すべきものと決定せられた次第でございます。以上を以ちまして報告を終ります。(拍手)

◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二三、五、一、法三二)

一、提案理由(四月三十日)

○有田政府委員　ただいま上程に相なりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

地方公共団体の職員に関する職階級、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱いに関して規定すべき地方公務員法案につきましては、さきに国会の御審議を経て、昭和二十三年法律第十四号をもつて、地方自治法の一部を改正し、昭和二十三年五月一日までに、これを国会に提出しなければならないことと

いたしたのでありますが、しかしながらその後諸般の情勢により、当時予定いたしました本年五月一日までに国会に提出することがとうてい不可能となりましたので、さらに提出時期を延長するの余儀なきに至つたのでありますが、国会の会期等との関係もあり、かつ、現在までの準備の状況ともにらみ合わせ、本年十二月三十一日までに、これを国会に提出しなければならないものといたしたのであります。

何とぞよろしく御審議のほどを御願いいたします。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告

（四月三十日）

○坂東幸太郎君　ただいま上程に相なりました地方自治法の一部を改正する法律案につき、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の概要を説明いたしますと、地方公共団体の職員に関する職階制は、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱いに関して規定すべき地方公務員法案につきましては、さきに国会の審議を経て、昭和二十三年法律第十四号をもつて地方自治法の一部を改正し、昭和二十三年五月一日までに、これを国会に提出しなければならないことにいたしたのであります。しかるに、その後諸般の情勢により、当時予定いたしました本年五月一日までに国会に提出することがとうてい不可能と存じましたので、さらに提出時期を延長するの余儀なきに至つたのであります。そこで、問題の重要性に鑑み、十分審議をする必要上、これを昭和二十三年十二月三十一日までに提出しなければならないということにいたしたのであります。

本委員会におきましては、四月三十日、すなわち本日午前委員会を開き、本案に関して有田官房次長から提案理由の説明を聽取いたしました後、二、三の点につき質問応答があり、愼重審議の結果、地方公共団体の職員に関して規定する法律は、諸般の情勢により、国会に提出する時期を昭和二十三年十二月三十一日まで延期することを適当と認めましたので、政府の原案通り滿場一致をもつてこれを可決すべく議決した次第であります。

右、報告いたします。

三、参議院治安及び地方制度委員長報告

（五月一日）

○吉川末次郎君　只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申したいと存じます。

去る三月三十一日の本会議におきまして、地方自治法の一部を改正いたしまして、地方公共団体の職員に関して規定いたしまする、いわゆる地方公務員法案の国会への提出期日を、本年四月一日までとありましたのを、五月一日までと一ケ月延期するよう改正いたしたのでございます。然るに今回更にこの規定を「十二月三十一日までにこれを国会に提出しなければならない。」と再びここに改正せんとするのでありまして、御覽の如く極めて簡單なる法律改正案であります。政府当局の説明によりますれば、その後の諸般の情勢により当該期日までに国会への提出が不可能となりましたので、国会の会期等の関係をも考慮して、かくのごとく十二月三十一日までに提出しなければならないこととしたいということであります。

本改正法律案の内容は單にそれだけのことでございまして、我々の委員会におきましては、審議の結果、政府当局の説明を了解し、別に委員の間に御異論もなく、採決の末、本法案は衆議院送付、政府原案の通り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。（拍手）

◎大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律

（昭和二三、五、一、法三三）

一、提案理由（四月二十七日）

○森下政府委員　御説明申し上げます。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は別途提案いたしました昭和二十三年度特別会計暫定予算補正（特第一号）に計上してありますごとく、五月分の歳出としましては、人件費及び事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等、合計一億二千九百九十一万七千円を要するのでありますが、この会計の固有の歳入は、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等、七百五十二万二千円でありまして、差引き一億二千二百三十九万五千円の歳入不足を生じておるのであります。この歳入不足につきましては、本年会計の性質、健全財政等の見地からいたしまして、これを一般会計から繰入れることとするのを適当と考えるのであります。

このようにいたしますためには、「大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律」に規定してあります繰入金の限度額、すなわち一億三千二百十一万四千円を、さきに申し上げました一般会計からの繰入額、一億二千二百三十九万五千円だけ引き上げる必要があるのでありまして、これがためには法律をもつてその限度額を改訂する必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。以上をもつて説明といたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月三十日）

（昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎金資金特別会計法の一部を改正する法律（昭和二三、五、一、法三四）

一、**提案理由**（四月二十八日）

（小額紙幣整理法の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院財政及び金融委員長報告**（四月三十日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院財政及び金融委員長報告**（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（昭和二三、五、一、法三五）

一、**提案理由**（四月二十七日）

○水谷国務大臣　不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本邦経済再建において最も障害となつておりますのは、原材料、燃料等の物資の不足でありまして、これを打開するために、国内においては極力生産の増強に努めておる次第でございまするが、何ぶんにも荒廃した国力をもつてしては、自力回復がなか〳〵困難でありますので、これと並行いたしまして、海外からの輸入につきましても、連合軍最高司令部の援助を懇請しておりますことは御承知の通りでございます。しかしながら海外よりの支援を仰ぎまするためには、もとより日本国民自体におきまして、まず最善の努力をいたしますことがその前提でありまして、この意味におきましても、国内のいわゆるやみ物資その他不正物資及び遊休物資の総ざらいを断行いたしまして、これを経済再建のため活用いたしますことは、対外、対内両面におきましてきわめて緊要なことと考えられます。この種の方策といたしましては、一昨年二月隠匿物資等緊急措置令を公布いたしまして、さらにその後指定生産資材在庫調整規則を制定実施してまいりましたほか、現在中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる潜在物資の摘発活用に努めておるのでございまして、また第一国会で衆議院に設置されました隠退蔵物資特別委員会におきましても、これが推進に格別の御盡力を煩わしましたことは御承知の通りでございます。しかしながら潜在物資に関する措置につきまして、なお一段と整備改訂を必要とするものがございましたので、去る三月二十三日に臨時物資需給調整法に基き、過剰物資等在庫活用規則を制定いたしまして、これと並行して同月二十七日、ポツダム政令に基き重要物資在庫緊急調査令を制定公布いたしたのでございます。この過剰物資等在庫活用規則の対象となつておりますものは、所有または占有に関して、不正の事実のあつた

516644

不正保有物資と特定の物資でありまして、一定の限度を超えて保有されておる過剰物資でありますが、このうち不正保有物資の全部と、過剰物資中譲渡命令の対象となるものは、すべて政府みずからが買上げることといたしまして、別途その設置について提案されております不正保有物資等特別措置特別会計に吸収せしむることとなつております。しこうしてこれらの場合におきましては、その物資はいずれも不法に隠匿退蔵され、または流通秩序を乱して掻き集められた物資であるか、あるいは当面使用する見込みのない過剰数量を保有しながら、これが活用に協力せざる等のため、やむを得ず強権をもつてこれを国家が買上げするに至つたものであります。従つてその買上げに際しましては、経済復興に非協力のゆえをもちまして、一般の場合に比し取扱いを区別いたしまして、條件を嚴にすることがむしろ至当であると考えられますので、ここにこれらのものに対する対価の決済は国債をもつてすることとし、その利率も一般の国債に比べて低率といたしまして、しかも流通力を剝奪した登録国債とすべきであるとの結論に達しましたので、本法案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ御審議の上、御可決あらんことを希望する次第でございます。

二、**衆議院財政及び金融委員長報告**（四月三十日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院財政及び金融委員長報告**（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二三、五、一、法三六）

一、**提案理由**（四月二十七日）

○森下政府委員　最初に一言御挨拶を申し上げます。

今回はからずも大蔵政務次官に就任いたしました参議院議員森下であります。どうぞお見知りおき願いまして、せつかく御支援、御教授を賜わりたいと存じます。何分すでに御案内のことと思いますが、微力でございますのみならず、一向不案内でございまして、諸事はなはだ不行届きがちであろうと存ずるのでありますが、皆さん方のお引まわしを得まして、大過なく職責をはたしたい、かように存ずる次第であります。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま上程されました不正保有物資等特別措置別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。不正保有物資及び過剰物資の取扱いにつきましては、臨時物資需給調整法に基き、従来は没收せられるものを除くのほか、任意に、あるいは行政命令により、公団その他のものにおいて譲り渡しを受けておつたのでありますが、これらの物資の性質に鑑みまして、近く一定の場合においては、そ

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律の買取り売拂い等を国において行うことに改めるとともに、この国会に別途提出御審議を願つております る不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案により、その対価を登録国債で決済することといたしたいと考えております。その場合におきましては、これらの物資の取得、売拂い等に関する歳入歳出は、これを特別に経理して、不正保有物資等の取得及び処分の状況を明確ならしめるのが適当と思われるのであります。よつてこの特別会計を設置することとしたのでありますが、そのおもなる内容は、この会計において不正保有物資等の買取り売拂い等を行うこととし、従つて買取りの対価として交付する登録国債の額面総額に相当する金額は、これをこの会計の積立金として留保し、将来における当該登録国債の償還財源に充てることとし、なおこの会計決算上剰余を生ずる場合には、これを一般会計に繰入れ、不足するときは、これを一般会計より補填することといたす考えであります。

なお臨時物資需給調整法に基いて没収せられました不正保有物資も、商工大臣の指定する特定の物資を除きましては、その性質に鑑みこの会計に帰属せしめることとし、また従来公団より支拂つておりました潜在物資に関する情報提供者に支給する報償金は、その性質上国が直接この会計の負担において支給するのが適当と思われます。またこの会計の行う買取り売拂い等の実務は、これを各公団または他の各特別会計の管理庁をして取扱わしめることとし、これらの規定を設けたのであります。

以上簡単でありますが、御説明申し上げます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月三十日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律（昭和二三、五、一、法三七）

一、提案理由（四月二十七日）

○森下政府委員　提案の理由を御説明申し上げます。

製造タバコの売上げを増進いたしまして専売益金の確保をはかるために、政府が本年四月一日から五月十五日までの間において、製造タバコの購入者に対し発行する福引券に関する当せん金の支拂いその他の事務につきましては、政府が個々の当せん者である債権者に対しまして、直接当せん券を検査いたしました上、別々に小切手を振り出すことは、その事務の不円滑を来し、ひいては当せん者に少からぬ不便をかけるような結果をもたらすおそれもあり、また実行上多大の困難を伴い、不可能に近いことであります。従いましてこれらの事務を円滑ならしめ、また当せん者の便益のためにも、この種の事務の取扱いに経験を重ねておる日本勧業銀行に委託してこれを行わせ、もつてその円滑なる運営をはかることが必要なのであります。これに伴いまして当せん金の支拂いに必要な資金を同行に交付いたしますとともに、委託事務の取扱いに要しまする費用につきましても、概算拂いすることができるようにする必要があります。よつてこれに伴う必要な規定を設けるため、この法律を制定しようといたすものであります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月三十日）

（昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二三、五、一、法三八）

一、提案理由（四月二十七日）

○森下政府委員　昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府はさきに国会の審議を経て、本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決されたのち、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしたのであります。目下政府は賃金、物価等、経済諸情勢の推移等に照らし、租税負担を軽減するため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき具体案を検討中でありまして、できる限り速やかに成案を得て、これが改正案を国会に提案いたしたい方針でありますが、その提案の時期が、諸般の事情により、当初考えていたよりも遅延することに相なりましたので、今回さらに四月予定申告書の提出等につき特例を設けることといたしたいのであります。すなわち本年に限つて、所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとして、それぞれ二箇月繰延べることといたしますとともに、第二期の納期も、八月一日から同月三十一日までとして一箇月繰延べることといたしたいのであります。なおこれに伴い所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても、八月一日から同月三十一日までに提出することにいたしました。

以上提案の理由を御説明申し上げます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月三十日）

○梅林時雄君　ただいま議題となりました三法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について概略御報告申し上げます。

まず最初に、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、さきに国会の審議を経て、本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決された後、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしたのであります。目下政府は、賃金、物価等経済諸情勢の推移等に照らし租税負担を軽減するため具体案を検討中でありまするが、諸般の事情により、その提案の時期が予定よりも遅延することと相なりましたので、本年に限り、所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとして、それ〴〵二箇月間繰延べることといたしますとともに、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰延べる必要があるのであります。なおこれに伴い、所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても、八月一日から同月三十一日までに提出することといたしたのであります。

本案は、四月二十三日本委員会に付託され、二十八日提案理由の説明を聴いた後、民自党の宮幡委員、社会党の佐藤委員より二、三質疑のあつた後、討論を省略し、採決致しましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。

次に、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案について御説明いたします。

まず政府原案の要旨を申し述べますと、製造タバコの売上を増進し、専売益金の確保をはかるため、本年四月一日から五月三十一日までの間において製造タバコの購入者に発行する福引券に関する当籤金の支拂その他の事務について、政府が個々の当籤者である債権者に対して直接当籤券を検査した上、別々に小切手を振り出すことは、事務の不円滑を来すので、この種の事務の取扱いに経験を重ねておる日本勧業銀行に委託してこれを行わせることが適当と思われるのであります。これに伴い、当籤金の支拂に必要な資金を同行に交付するとともに、委託事務の取扱いに要する費用についても概算拂をすることができるようにする必要があり、本案が提出された次第であります。

本案は、去る二十四日付託になつたものでありまして、二十八日、社会党の川合彰武君より簡単な質疑のあつた後、討論を省略し採決の結果、全会一致可決をみた次第であります。

第三に、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は、別途提案されました昭和二十三年度特別会計暫定予算補正（特第一号）に計上してありますごとく、五月分の歳出としては、入件費及び事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等合計一億二千九百九十一万七千円を要するのでありますが、この会計の固有の歳入は、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等七百五十二万二千円でありまして、差引一億二千二百三十九万五千円の歳入不足を生じているのであります。この歳入不足については、本会計の性質、健全財政等の見地から、これを一般会計から繰入れることとするのを適当と考えるのであります。このためには、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補塡のための一般会計からする繰入金に関する法律に規定してあります繰入金の限度額、すなわち一億三千二百十一万四千円を、先に申し上げました一般会計からの繰入額一億二千二百三十九万五千円だけ引上げる必要があり、本案が提出された次第であります。

本案は、去る四月二十六日本委員会に付託されたものでありまして、二十七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、翌二十八日質疑に入り、社会党川合彰武君、民自党塚田君などから質疑のあつた後、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。簡単でございますが、右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月一日）

（小額紙幣整理法の委員長報告と一括して掲載）

◎軽犯罪法（昭和二三、五、一、法三九）

一、提案理由（三月十八日）

○鈴木国務大臣　ただいま上程になりました軽犯罪法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、警察犯処罰令に代るべき法律を制定する必要があるため、提案するに至つたものであります。警察犯処罰令は、明治四十一年現行刑法の実施と同時に制定施行され、違警罪即決例と相まつて、警察権行使の裏づけに使用されるとともに、国民生活に深い関係をもつてまいつたのであります。昨年五月新憲法の実施とともに、違警罪即決例は、新事態に適合しないものとしてまつたく廃止され、警察署長の即決処分に附されていたような事件は、あげて、新設の簡易裁判所において取り扱われることになつたのでありますが、警察犯処罰令の方は、準備の都合もあり、ただちにこれが改廃をする運びに至らなかつたのでありまして、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により、一まず、昨年末まで、法律と同一の効力を有するものとされ、その後同法の一部を改正する法律によつて、さらに、法律に改められたものとされるとともに、本年五月二日までに必要な改廃の措置をとらなければならないものと定められたのであります。それでこれに照応する措置として、この法律案が準備されたわけであります。

立案にあたりましては、各方面の意見をも徴し、警察犯処罰令の規

定を検討整備するとともに、若干の新規定をも收めることにしたのでありますが、その方針と致しましては、この法律には、日常生活における卑近な道徳律に違反する軽い罪を拾うことを主眼とし、特殊の行政目的遂行のための取締規定的のものについては、それ〴〵の行政法規に必要最小限度の罰則を定めるべきで、ここにこれを取り入れることは、好ましくないという考え方をとつたのであります。

警察犯処罰令と比較して異つたところを、大づかみに申し上げますと、まず第一点として犯罪の種類を整備したことであります。警察犯処罰令には、合計五十八個の罰号がありましたが、この法律案では、それが三十四個になりました。その中には、新設のもの五個、その他新設同様のものも二、三あります。すなわち、新設のものとしては、第一條第二号の危険な器具を携帯する罪、同條第三号の邸宅等に侵入用の器具を携帯する罪、同條第十七号の古物の売買等に関する帳簿に不実の記載をさせる罪、同條第二十三号の浴場等をひそかにのぞき見る罪、及び同條第二十九号の他人の身体に危害を加えることを共謀した罪がこれであります。新設同様のものとしては、第一條第五号の公共の娯楽場や乗物等の中で、入場者や乗客に迷惑をかける罪、同條第十三号の公共の場所で多数の人に迷惑をかけ、又は公共の乗物等を待つている人等の列を乱す罪、同條第十四号の楽器等の音を異常に大きくして近隣に迷惑をかける罪等がこれであります。これらの罪は、いずれも新しい事態に応じ必要とされるに至つたものであります。また警察犯罰令から受けついだその他の罪に関する規定も、用語を平易にし、かつ最近の事態に適合するように手を加えてあります。なお、警察犯処罰令に規定されていた罪で、この法律案にもられなかつたものは、入札妨害罪等のように、すでに刑法の一部改正により刑法の中に取り入れられているもの、流言浮説の罪のように新憲法の趣旨に副わないきらいのあるもの、道路交通関係や、食品衞生関係の罪等のように、道路交通取締法、食品衞生法等最近の新立法に取り入れられたもの、売淫罪などのように、他に特別の法律が立案されつつあるもの、その他、他の法令の改正に譲るを相当とするもの、社会教育の普及や個人の自覚にまつを相当とするもの、実益に乏しきもの等であります。

第二点といたしましては、罪の種類により刑に差別を設けることをやめるとともに、すべての罪について、情状により拘留と科料との併科を認める反面、広く刑の免除ができるものとしたことであります。何分、軽い犯罪で、刑の種類も拘留、科料だけでありますから、その間、刑の差別をつける実益も乏しく、警察署長の即決処分がなくなつた今日では、かえつて、刑の裁量の範囲を広くし、具体的妥当性は、裁判所の量刑に一任した方がよいと考えられたからであります。また、刑の免除を全部の罪について認めたのは、拘留、科料には刑の執行猶予の制度が定められていないことにも照応するものであります、なお立案の途中、拘留、科料の刑だけでは軽過ぎるから、ある程度の額の罰金刑をも科することができるようにしたらどうかという意見も出ましたが、拘留、科料という刑は、現行刑罰体系の中に現存するものであり、従来まさにこの種の罪こそ、これらの刑に相当するものであると考えられてきたところであります

し、違警罪即決例が廃止された今日でも、拘留、科料の刑と罰金の刑とでは、法律効果上、なお若干の差異もありますのみならず、罰金を加えよとの意見は、結局、科料の額が現在の経済状態に適応しなくなつたことに端を発するものと考えられますので、この刑種の点は、他日刑法の全面的改正の際、あらためて根本的な研究をすることとし、当面の措置といたしましては、別途、罰金の額とともに科料の額を引き上げることを、至急考えてみたいと思つている次第であります。

最後に、法律の名称でありますが、警察犯処罰令に附着した特殊のにおいを洗い去り、新らしい感じを出したい考えで、種々の名称が話題にのぼりましたが、結局、簡明で国民に親しみ易いものとして、軽犯罪法となつたのであります。

以上で簡単ながら、提案理由の御説明を終えることにいたしますが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを望みます。

二、衆議院司法委員長報告（四月十三日）

○松永義雄君　ただいま議題と相なりました軽犯罪法案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本案の要旨について御説明申し上げます。本案は警察犯処罰令に代るべき法律制定の必要から提出せられたものでありまして、いわば日常生活の道徳規律に違背するような軽い罪を拾うことを主眼とし、特殊な行政目的を遂行するための取締規定のごときはここに取入れることを適当としないという考え方に基き、従前の警察犯処罰令の規定を検討整備するとともに、若干の新規定等を收めたものであります。

すなわち、警察犯処罰令のうち、刑法に取入れられた入札妨害罪や、新憲法の趣旨に副わない流言浮説の罪、あるいは道路交通取締法、食品衞生法等によつて取締られるもの、売淫罪のように他の立法に譲るもの、その他社会教育の普及及び個人の自覚にまつことを相当とするものや、実益に乏しい規定等を除き、新しい事態に適合するように、新たに危険な器具を携帯する罪、浴場等をひそかにのぞき見る罪など五つの規定、及び公共の娯楽場や乗物等の中で入場者や乗客に迷惑をかける罪、楽器等の音を異常に大きくして近隣に迷惑をかける罪、その他新設同様の二、三の規定が收められているのであります。また本案においては、刑の裁量の範囲を広くし裁判所の量刑に委ねる建前から、罪の種類による刑の差別を廃止するとともに、すべての罪について刑の免除が認められることとなつたのであります。以上が本案の要旨であります。

委員会は、去る三月十八日政府の説明を聽き、次いで、同月二十三日本格的審査に入り、本案について六日間にわたつて委員会を開き、また別途数次に及ぶ協議懇談を重ね、特に本月六日には労働委員会との連合打合会を開くなどいたしまして、熱心に審議を続けてまいつたのであります。本案の内容は国民の日常生活に深いゆかりをもつ関係上、院の内外を問わず、各方面とも非常な関心を示され、殊に労働運動との関係におきましては、つとに多大の反響を呼

び、批判や改正意見が当委員会に寄せられたものも少くないのであります。各委員とも、これらの所論を考量研究し、各條号について具体的現実の場面に問題を展開し、かつ深く法理論の核心に触れて盛んな論議が交されたのでありますが、ここに特にその中心となりました二、三の点を、ごくかいつまんで御紹介申し上げることといたします。

第一に、労働運動や農民運動のごとき国民的大衆運動の弾圧または阻止に本法が悪用されるおそれはないかという点でありますが、この懸念は、この法案の前身であつた警察犯処罰令が、今日すでに廃止せられている彼の漫警罪即決例と相まつて、団体運動等の不当な弾圧の具に供せられた歴史的事情に顧みて、もつともの点であつたのであります。しかし、この点に関しましては、労働運動、組合運動については、労働組合法第一條第二項が全面的に働き、労働団体の団結権、団体交渉権は、基本的人権として憲法並びに労働組合法に明認せられるところであり、本案の目標とするところではないということを、政府から強く言明せられたのであります。

この問題に関し論議せられました條号は、第一條第十四号、第二十八号、第二十九号、第三十一号及び第三十三号等でありますが、たとえば第十四号について見るに、正当な政治行動や大衆運動のための示威運動は、刑法上明らかに正当な行為と見なければならないのであるから、この限りにおいて本案の適用はないとのことでありました。また、たとえば第二十八号について見ても、他人の進路に立ちふさがつて、その身辺に群がつて立ち去ろうとしないときとあるのは、不良が婦女子の行手に立ちふさがるようなたぐいであつて、決して労働争議中の団体交渉の場合に適用する考えはないとの答弁であつたのであります。

次に、本案の規定中に「正当な理由がなくて」とか「みだりに」という用語があつて、これが警察官の認定次第で、いかようにでも判定されることになれば、無制限に日常行為が犯罪となる結果を招き、また犯罪捜査その他の目的に悪用されるおそれがないかとの質疑があつたのであります。これに対して政府から、この用語を用いたのは、むしろ厳格な解釈による運用を明らかにしたものである。また違法性を具備するか否かの解釈は、結局簡易裁判所で定まるから、警察官の独断的解釈で処罰されることはないと思うが、なお警察官の判断が独断に陥らないように、軽犯罪行為成立の基準をあらかじめ指示するように手配する考えである旨の答弁があつたのであります。

さらに、これに関連いたしまして、捜査過程における人権の尊重については、刑事手続上の観点から質疑が行われたのでありますが、この点に関する政府の見解を要約いたしますると、原則として現行刑事訴訟法においても、五百円以下の罰金については身柄は拘束されないことになつているのであり、本案の手続として、警察官が取調べを行う際、いわゆる強制手続を用いないのが通常であるから、懸念の点は避け得られると考えられるが、来るべき刑事訴訟法改正の際には、さらに万全の考慮をめぐらす考えであるとのことでありました。

最後に、軽犯罪の中には、いわば社会風教の向上や公徳心の涵養の面において取上げるような行為があるが、この種の行為は法律で強制しても実益がなく、かえつて行われない法律ができる結果にならぬかという質疑がありましたが、これに対し政府より、単に刑事政策的見地だけからでなく、教育、厚生、労働等の方面からも社会不安の解消に努力し、とりわけ社会政策的施設を拡充強化して、軽犯罪の生れる温床を解消するように一段と努力するという答弁があつたのであります。

以上、中心問題と思われます点について簡単に御紹介申し上げました。

かくして審議を重ねました結果、十三日、各党の共同提案になる修正案が提出せられましたが、その趣旨といたしまする点は、すでに違警罪即決例は廃止せられており、今日さらに警察犯処罰令が軽犯罪法としてその構想を一新しようとするのでありますが、本法の適用にあたつては、かりそめにも、せつかく憲法に確定された国民の基本的人権を侵害するようなことがあつてはならないのでありまして、この点、厳格な適用をここに宣明する趣旨から、この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならないとの一條項を加え、また附則中の施行の期日を改めんとするものであります。なおまた佐瀬委員、鍛冶委員より単独修正案が提出せられたのでありますが、続いて討論の際、各党委員よりそれ〴〵意見が述べられ、採決の結果、佐瀬委員、鍛冶委員提案の修正案は少数をもつて否決せられ、各派共同提案になる修正案については、全会一致をもつて提案のごとく修正に決し、結局本案は多数をもつて修正議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院司法委員長報告（四月三十日）

○伊藤修君　只今上程になりました法案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法案は、御承知の通り、明治四十一年現行刑法と同時に施行されましたところの警察犯処罰令に代るべき法案として提案せられた次第であります。日本の警察制度の上におきまして、この旧法たる警察犯処罰令及び違警罪即決例というものが、警察国家としての弊害を多々残して参つたのでありまして、従つて新憲法の施行に当りましては、この法律を一日も早く改正するの要があるために、この法案が提案せられた次第であります。旧法は、明後日を以て廃止になります。故にこの法案は少くとも明日までに成立しなかつたならば、いわゆる警察犯処罰令乃至それに代るべき法律というものは存在しなくなる次第であります。故に司法委員会といたしましては、この法案に対しまして、過去におけるところの沿革並びに現情勢に鑑みまして、委員会は七回、懇談会を一回、公聴会を二日開きまして、正に慎重審議、この法案の審議に当つた次第であります。

この法律の内容と申しましては、非常に内容が平易に書かれてお

る、口語体を以て平易に書かれておるということが先ず一つの特長であり、第二には、警察犯処罰令という、警察という文字を嫌いまして、いわゆる軽い犯罪であると、刑法上における軽犯という意味ではなくして、より以上軽い犯罪であるという意味合から、軽犯罪法という国民に最も親しみ易い名称を附したという点に特長があるのであります。

又この法案の内容におきまして、過去の警察犯処罰令におきましては、五十八個の処罰條項を認めておりましたのを、この軽犯罪法において採入れましたのは三十四個であります。うち五個は新設せられたものであります。又新設同様としてここに掲げられたものは三個ある次第であります。従つてその余の過去の警察犯処罰令において規定せられておつたところの犯罪事項は総てこの法案から除かれておるのであります。併しこれは単にこれを不問に附する、罪として成立しないという意味ではないのでありまして、御承知の通り売淫行為に対しましては、近く法律案として単独法が提案せらるる運びになつておりますから、これはその法案に譲り、又衛生食品というような事項に対しましては、これに対するところの法案がすでに成立しておりますから、この法案において処理されておりますから、これも亦この軽犯罪法から除かれておる次第であります。又は虚偽の流説をした者、こういうような者に対しましては、新憲法下におけるところの言論の自由というところと多少疑義を生ずるので、さような意味からこれを除かれておる。かようにいたしまして、又道路関係、いわゆる交通関係に関する事項は、道路法に譲られておるというようにいたしまして、ここに旧法とその内容を異にしておる部分は、いずれも他の法律を以て賄い得るという観点からいたしまして、本法案の内容は三十四に縮められておる次第であります。かような次第でありまして、この法案の特長は、新らしい日本の文化国家を建設するために、国民生活に卑近なるところの道義を基底として規定せられておるというところに、この法案の根本の趣旨があるのであります。さような意味合からいたしまして、法律に規定するところの刑罰は、拘留又は科料と、いずれも併科することになつておるのであります。而して拘留、科料に対しましては、刑法上におきまして、執行猶予の制度が認められないのでありますが、本法におきましては免除することができるということを明らかにいたした次第であります。いわゆる執行猶予より一歩進んだところの処置をも取り得ることといたしたのであります。何となれば、その対象となるところの事実は極めて軽微なものでありますから、間違つてこの罪に触れる場合におきまして、その事情を斟酌いたしまして、執行猶予に値するような場合においては、これを免除することができるという量定を置いたのであります。要するに旧法の場合におきましては、各罪目ごとにその刑期を異にしておりましたが、例えば一日乃至十日間とか、或いは二十日間の拘留にするとかいうことにいたしておりましたが、本法においては、一律に三十四個の罪状に対して、一ヶ月未満の拘留に処するということになつておるのであります。この量刑は裁判官の認定に委ねた次第であります。かようにいたしまして、新らしい制度の意味におきまして、過去の

ごとき警察署に違警罪即決という手段を行わせずいたしまして、すべてこれを裁判所にこの審判を委ねた次第でありますから、この法律の上におきましては、従つて刑期の範囲も非常に拡められておる次第であります。大体以上申上げましたことが、本法案の内容のあらましである次第でございます。

委員会におきましては、つとにこの法案が労働運動、農民運動、その他大衆運動にこれを利用せられる虞れがある、この点に論点が集中されておつた次第であります。成る程過去の警察犯処罰令というものは、御承知の通り、警察のすべてがこれを以て活動しておつたと断言しても憚からない状態にあつたのであります。幾多の犠牲者が挙げられておつたのであります。又犯罪捜査の上におきましても、御承知の通り、毎日検束を繰返して、そうして三十日なり、十日なり、長きは百日に亘つておる。警察に、この法律を適用しまして捜査を継続しておつたというような事態が久しく続き、今日に至つた次第であります。さような沿革に徴し、この法律がたまゝ〳〵ここに提案せられることは、今日の社会情勢に照し合せまして、これが治安維持法に代るべき法案として、いわゆる代案として、これが提案せられたのではないかというような疑い、若しくは疑義あり、さような心配があるために問題はその点に集中されまして、論議せられました次第でございます。(「その通り」と呼ぶ者あり)故に委員会におきましても慎重にこれを取扱う上において、公聴会を開きまして、これが国民の輿論に問うたのであります。公聴会の結果は、皆さんにおいて御承知の通り、全国から各地域、各年齢、各職業を勘案いたしまして、平均に十名を取りまして、これが公述をお願いをいたした次第であります。而してその賛否は各五名ずつにこれを採用いたしたのでありますが、公聴会の結果は、これが一名の本案賛成者で、九名の反対という結果に現われたのであります。その中には相当聴くべき意見が多々ありまして、委員会におきましては、これらの意見を勿論参酌いたしまして論議を重ねた次第であります。その他法案の各條に対するところの御質疑が多々ありました。殊に二十一号でありますが、動物に対する虐待の罪でありますが、旧法におきましては、虐待する行為、即ち虐待の事実を、感情を法益といたして、これを処罰さしておつたのでありますが、この度は動物愛護という観点からいたしまして、動物それ自体が法益の対象になりまして、苛しくも動物に対して人の目のふるるところであると否とに拘わらず、これに対し、酷使若しくは食糧を與えない場合におきましては、罪が成立するという條項が設けられた点におきまして質疑は繰返えされました。これに対しましては、政府は少くとも文化国家として立つて行く日本といたしましては、動物愛護の念をこの法案に盛り込んで、而して日本国民が、動物に対してもかくばかり愛護の念を持つておるということを表示することは、今後におけるところの日本国民の行き方として、正にいいことであるというので、かような法條が設けられたというような趣旨の御答弁があつた次第であります。その他各條に亘りまして詳細なる質疑応答がありましたが、これはいずれも速記録に譲ることをお許しを願いたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしまして討論に入りました。然るに討論におきましては、先ず小川委員から修正案が提案されました。これは後で小川委員から少数意見としてお述べになることと存じますから、その修正の條項並びに理由は、ここに御報告申上げることを省略さして頂きたいと思うのであります。次に星野委員から修正案が提案されました。これに対しましても、次に少数意見として、星野委員から詳細にその内容並びに理由の御説明があることと存じますから、私の報告は省略さして頂きたいと思うのであります。次に松村委員から修正案が提案されました。即ち衆議院において修正せられましたところの、即ち第四條を次のように改める。「何人もこの法律を濫用して、国民の基本的人権を侵害してはならない。」と、こういうふうに改めるというのであります。衆議院においては、御承知の通りこの法律が先程申しましたごとく、他の目的に、即ち労働運動、大衆運動、農民運動等の阻止のために、弾圧のために利用せられることを禁止するために、少くとも抑制するために第四條というものを起しまして、そしてそこに、この法律は他の目的に使つてはならないということを明らかにしたのであります。凡そ他の目的というては、その範囲においてこれをどの目的であるか、何を指すかということが、少くとも後日においてこれを運用する者に対しては明確でないというので、むしろその他の目的に使用することを禁止するという趣旨は、即ち憲法においていうところの基本的人権を害する虞れのある行為である。であるから、それを率直に基本的人権云々と改めた方がよいのではないかという、こういうような御趣旨で、尚十分長い御説明がありましたが、これは速記録に譲らして頂きたいと思うのであります。

次に中村議員より修正案が提出されまして、即ち衆議院の修正を改めまして、本法の見出しの次に「平和文化国家の国民としての日常生活における規律に違反する軽微な罪を定める目的をもつて、ここに軽犯罪法を制定する。その適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害してはならない。その本来の目的を越えて、犯罪の捜査のために濫用し、又は労働運動その他国民の基本的人権を襲るための合法運動を妨げてはならない。」と、こういう文字を見出しの次に入れる。即ち見出しと第一條の間に入れると、こういう修正案が提出された次第であります。これは第四條に、衆議院において修正せられました文字が「他の目的」と書いてあつて、その他の目的は先程申しましたごとく何を指すかということが明確でない。故にここに例示的に、即ち労働運動とか、農民運動とか、そういう例示的の意味において、犯罪捜査又は労働運動、こういうものを例示して、そして基本人権を害してはならない。こういうふうに明らかにした方が国民も納得する。又この法を運用する者もこの法の目的、法の運用の範囲というものが明らかになる。少くとも現在の完全ならざるところの警察官の素質程度においては、さような親切心があつていいのではないかと、かような趣旨において提案された次第であります。これに対しましては、後に提案者より少数意見として御説明があると存じますから、私の報告といたしましては、この程度にいたしておきます。

以上の修正案に対しまして採決をいたしましたところ、小川議員の提案の修正案は少数否決と決定いたしました。又星野議員の修正案も少数否決と決定いたしました。松村議員の修正案もこれ亦少数否決と決定いたした次第であります。次に中村議員の提案に係るところの修正案も少数で否決せられました次第であります。以上修正案はいずれも否決となりまして、原案に対しまして改めて採決をいたしましたところ、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上委員会の報告を終ります。（拍手）

◎石炭庁設置法（昭和二三、五、一〇、法四〇）

一、提案理由（四月七日）

○水谷国務大臣　ただいま上程になりました石炭庁設置法案の提出理由を御説明いたします。

本法案の趣旨といたしますところは、第一に臨時石炭鉱業管理法案はいよいよ本年四月一日より施行になりましたが、同法の施行に関する事務は、すでに昨年御決定の通り、第一線業務は石炭局においてこれを行うのでありますが、中央機構として、若干の整備をなさんとするものであります。すなわち今日まで国管法施行準備のため、国管準備室を石炭庁に設けておりましたが、同法の施行の機会に、管理局に改め、従来の管理局を配炭局と改称せんとするものであります。

石炭庁設置法

第二に、新鉱開発の事務に関しましては、本年二月石炭庁生産局内に、臨時に開発本部を設けまして、処理してまいつたのでありますが、これを独立して開発局に改組せんとするものであります。

以上二つとも、従来の暫定組織を恒久的な組織に改組せんとするものでありますが、さらにこの機会におきまして、行政官庁法の趣旨に基きまして、現在勅令をもつて定められております石炭庁官制を、全面的に法律の形式に改めたいと存ずる次第であります。

何とぞ御審議の上御採択あらんことを切に希望いたす次第であります。

二、衆議院鉱工業委員長報告（四月十三日）

○生悦住貞太郎君　ただいま議題となりました石炭庁設置法案につきまして、鉱工業委員会における経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨といたしますところは、第一に、臨時石炭鉱業管理法はいよ〳〵本年四月一日より施行になりましたが、同法の施行に関する事務は、すでに昨年御決定の通り、第一線業務は石炭局においてこれを行うのでありますが、中央機構として若干の整備をなさんとするものであります。すなわち、今日まで国管法施行準備のため国管準備室を石炭庁に設けておりましたが、同法の施行の機会に管理局に改め、従来の管理局を配炭局と改称せんとするものであります。第二に、新坑開発の事務に関しましては、本年二月石炭庁生産局内に臨時に開発本部を設けて処理してまいつたのであります

が、これを独立して開発局に改組せんとするものであります。以上二つとも、従来の暫定組織を恒久的な組織に改組せんとするものでありますが、さらにこの機会におきまして、行政官庁法の趣旨に基いて、現在勅令をもつて定められております石炭庁官制を、全面的に法律の形式に改めんとするものであります。以上が政府原案の要旨であります。

鉱工業委員会は、四月七日、商工大臣より提案理由の説明を聴き、翌八日審議に入りましたが、第二條第二項について質疑後、討論を省略、全会一致をもつて原案の通り可決した次第であります。

右、本法案の御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院決算委員長報告(四月十四日)

○下條康麿君　只今議題となりました石炭庁設置法案につきまして、委員会の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法案の審議は決算委員会に付託せられましたが、その内容から申しまして必要がありますので、鉱工業委員会と連合委員会を開いて、審議に当つたのであります。この法案は極めて簡単な法案でありまして、すでに臨時石炭鉱業管理法が今月一日から施行せられておりますので、同法の施行に関する事務は、現在中央機構といたしまして、石炭庁の内部に国管準備室というものがありまして、そこでやつていましたが、いよ〳〵この法律の施行の機会にこれを管理局と改めまして、従来の管理局を配炭局と名称を変えるのであります。

第二は、石炭及び亜炭の開発に関して、その事務を取扱うために、すでに本年二月から石炭庁の中に臨時に開発本部というものがありますが、それを独立させて開発局としようというのであります。

以上がこの法律案の骨子でありますが、第一回国会におきまして、労働省設置法案の際に、行政機構の部局以上の改廃はすべて法律によることになつた関係上、この機会に石炭庁官制を全部法律を以て規定しようということであります。

簡単でありますから質疑も余りなかつたのでありまするが、亜炭局というものが亜炭庁の中にありまするが、石炭と亜炭とは大体同じようなもので、特に亜炭局を設ける必要がないのではないかという意見がありましたのに対しまして、政府から、石炭と亜炭とはその企業の規模も亦経営者も違つておりまして、相当事情に異なるところがあるから、独立の部局を設ける必要があるという答弁でありました。尚地方の石炭局には民間の経験者を多く採用する予定であるそうであるが、その実情はどうであるかという質問に対しまして、政府からは、石炭局長は労資双方の推薦によつて、近く発令する予定である。又課長級には実際生産事務に従事しておる人を多く採用する予定でありまして、現に各炭鉱に推薦を依頼しておるというような答弁であつたのであります。

案が極めて簡単でありますので、討論に入りましても別段意見もなく、多数を以て原案を可決した次第であります。この段御報告を終ります。(拍手)

◎製造たばこ「新生」の価格の改定に関する法律(昭和二三、五、一〇、法四一)

一、提案理由(五月六日)

○原田(富)政府委員　ただいま議題となりました製造たばこ「新生」の価格の改定に関する法律案について、提案理由を御説明いたします。

製造タバコ「新生」は、昭和二十二年度専売益金を確保するために、昨年十一月一日から、十本当り四十円の定価で新発売せられたのでありますが、その定価が割高であつた関係上売行が不振でありました。そこで政府におきましては、本年二月初旬から新たに福引券附売出しを実施して、大いに歳入確保に努めたのでありますが、昨年度四十二億本の販売計画に対しまして、約六〇%の販売成績を収めたに止まつたのであります。従つてなお二十億本に近い新生が売れ残つておるのでありまして、福引券附売出しの期間もすでに過ぎておりまして、これを現在のままの価格で販売するとしますれば、売り盡しに長日月を要し、その間、やみタバコをさらに蔓延させることともなりますし、また気候の関係からも品質が悪くなるおそれもありまして、社会的にも、財政的にも、おもしろからぬ結果となるのであります。従いまして政府におきましては従来の行きがかりを一擲いたしまして、この際新生の定価を十本当り二十円に値下げしまして、これを短期間に売り盡し、専売益金を確保いたしますと同時に、やみタバコの防止にも役立たせたいと考えまして、財政法第三條の規定により、この法律案を提案いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことを切望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告(五月六日)

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました、製造たばこ「新生」の価格の改定に関する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

製造たばこ「新生」は、昨年十一月一日より、十本当り四十円の定価をもつて発売せられたのでありまするが、売行きが思わしくないというので、政府においては、本年二月初旬、福引券をつけて売出しを実施し、歳入確保に努めたのでありまするが、昨年度四十二億本の販売計画に対して、約六〇%の販売成績を収めたに過ぎず、なお二十億本の売れ残りがあるのでございます。これを現在のままの価格で販売するとすれば、売り盡しに長い日月を要し、その間やみタバコをさらに蔓延させることともなり、また気候の関係からも品質が悪くなるおそれもあるのであります。そこで、この際「新生」の定価を十本当り二十円に値下げしまして、これを短期間に売り盡し、専売益金を確保するとともに、やみタバコの防止にも役立たせたいと考え、本案が提出されたのであります。

本案は、昨五日、本委員会に付託されたものでありまして、本日

製造たばこ「新生」の価格の改定に関する法律

提案理由の説明を聽取した後、ただちに審議に入り、社会党の川合彰武君、民主党の中曾根君、国協党の内藤君、民主自由党の石原、淺利の二君、社会革新党の本藤君より、やみタバコ、配給制度、タバコの原価等に関して種々質疑がありましたが、詳しくは会議録に讓りたいと存じます。次いで、討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしたのであります。

右、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月七日）

○伊藤保平君　只今上程されました製造たばこ「新生」の価格の改定に関する法律案につき、委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、製造たばこ「新生」が昨年十一月一日から十本当り四十円の定価で新発売せられましたが、当初から割高であつたために売行が甚だしく不振に陷つたので、本年二月初旬からは福引券附売出しを実施し、極力これが売広めに努めたが、四十二億本の販売計画に対し、辛うじてその約六〇％の販売成績を收め得たに止まりまして、尚二十億本に近い売残りを抱えておる状態で、而も福引券附売出しの期間もすでに過ぎましたので、これを現行のままの価格で普通の販売方法を続けていたのでは、全部を売り盡すまでには相当長い時日を要し、その期間が延びれば延びるだけ闇たばこの跳梁暗躍を蔓延させることになり、気候の関係から申しまして、梅雨期を控えまして品質劣化の虞れが多分にありますので、政府は従来の行きがかりを一擲いたしまして、この際定価を十本当り二十円に値下げを断行し、以て短期間内に一挙に売り盡し、專売益金の確保を図りますと同時に、闇たばこの防止にも役立たせたいとの目的を以ちまして、財政法第三條の規定により、この法律案を提出した次第であると説明されたのであります。

これにつき委員から、二十円という価格はどういう標準によつて決めたのかという質問があり、これに対し政府委員からは、これは闇たばこへの対抗上からと、品質の劣悪化を恐れて、一日も早く売り盡したいため、半値の二十円を適当として定めた次第であるとの答弁があつた次第であります。又本年度の販売計画はどうするのか、「新生」は依然として売り続けて売つて行くのか、又はこれで打切るのかという質問がありましたが、これに対しまして政府委員は、「新生」は現在の手持を売り盡したら一応これを廃止いたしまして、その代りに新らしい製品の自由販売を計画しておる、そうして昨年度の四百七十億本を五百三十億本程度に増産して、これを自由販売三五％、家庭配給六五％とする目的で計画を立てておるとの答弁がありました。

かくて討論に入り、採決いたしました結果、全会一致を以て委員会は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

◎小額紙幣整理法（昭和二三、五、一三、法四二）

一、提案理由（四月二十八日）

○荒木政府委員　私からただいま上程に相なりました法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず小額紙幣整理法案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

臨時通貨法により発行いたしました五十銭の小額紙幣のうち、富士山及び靖国神社を配した小額紙幣は、その図柄が適当でありませんので、本年八月三十一日限り、その通用を禁止いたしまして、速やかにこれを回收いたしたいと存じます。なお、このほか大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行いたしました五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣の発行残高は、現在きわめて少く、その回收実績もここ数年至つて少額でありますので、この際併せて整理いたしたいと存じます。

以上の小額紙幣を政府におきまして引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号の規定によりますと、通用廃止の翌日から起算し満五箇年以内となつておりますが、今回は特に整理を促進するため、これを一年間とし、昭和二十四年八月三十一日までといたしました。ただ外国その他大藏大臣の指定する地域から引揚げ、明年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分につきましては、到着の

日から一月以内は引換えができることといたしたいと存じます。

次にその引換え事務は、日本銀行の本支店及び代理店で取扱いますほか、大藏大臣の定めるところによりまして、一定期間を限り、全国の郵便官署及び金融機関におきましても取扱うこととといたし、引換者の便をはかりたいと存じます。また引換期間の満了いたします明年八月三十一日におきまして、以上の小額紙幣のうち回收不能のものがありました場合は、その分については、政府が引き換え義務を免れたものでありますから、ただちに歳入に受入れることといたしたいと存じます。

何とぞ御審議の上速やかに協賛あらんことを希望いたします。

次に金資金特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようといたします点は、まず第一は、金資金の不足を補足するための、一般会計からの繰入金の限度額の拡張であります。繰入金の限度額につきましては、さきにとりあえず一億円の繰入限度額を規定したのでありますが、なおこの年度中五月以降におきまして、五億円の不足を生ずる見込みでありますので、さきの一億円の限度額に、さらに五億円を増額いたしまして六億円とし、金資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。第二は、金資金の運用範囲に関する規定の整備でありまして、現在運用範囲につきましては、その一部を勅令に讓つておるのでありますが、これを今回法律に吸收し、法律をもつて運用範囲を明らかにすることといたしますとともに、今後運用の対象から除外するのを適当と認めら

れる帝国鉱業開発株式会社株式等を、その範囲から除こうとするものであります。第三は、現行法第二條及び同附則第二項の規定の整理でありますが、これらの規定は、すでにその使命を終えて、現在不要となつた規定でありますので、これを整理いたそうとするものであります。

改正のおもなる点は以上申し上げました三点でありますが、この機会に金資金特別会計法の規定内容を、さきに制定せられました財政法の趣旨に適合せしめるため、所要の改正を併せ行うこととといたした次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを御願い申し上げます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（四月三十日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました各案について、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一の小額紙幣整理法案について申し上げますが、本案は、臨時通貨法により発行いたしました五十銭の小額紙幣のうち、富士山の図柄並びに靖国神社を配したるものは、その図柄が適当でないというので、本年八月三十一日限りその通用を禁止し、速やかにこれを回収いたしたいというのであります。なおこのほかに、大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号によりまして発行された五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣がありますが、この残額はきわめて僅少でありますので、これも併せて回収したいという法律案でありますが、委員会においては、全会一致原案の通り決定をいたした次第であります。

次の不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案でありますが、本案は委員会においても非常に問題になり、論議が交されましたが、特に民主自由党の塚田委員より、本案は往年の国家総動員法のごとく国民の権限を侵害するおそれがある、憲法の保障する個人の財産権を侵すおそれがある、すなわち憲法第二十九條第三項の規定に違反することなきやの疑いが多分にあるという点と、さらにその物資を買い上ぐるにあたりまして、利息二分の不融通性の国債をもつてすることは、どうしても適当と思われないが、わが国経済再建のため真にやむを得ざるものとして賛成をする、従つて、本法案の運用にあたつては特に留意をし、二箇月の猶予期間中に、この法律のために買い上ぐべき物資がやみ市場に流れ出し、物価の高騰を来すごときことがあつたり、あるいは政府が買い上げたる品物を拂い下げる場合、隠匿物資摘発等の場合に見たるがごとき忌わしき事件の起らないように努められたい、あくまで国民の利益を侵害せざるよう、いわゆる運用の妙味を発揮せられんことを強く要望されたのでございます。さらに、社会党を代表して川合彰武委員、民主党を代表して中曾根委員等よりそれぐ〳〵意見がありましたが、本案は最後に満場一致可決確定をいたした次第であります。

次の不正保有物資等特別措置特別会計法案は、ただいま御報告をいたしました不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案によつて取扱いますところの物資の取得、売拂い等に関する収支を明確にするため特別会計を設置しようとする法律案でありますが、二、三の質疑応答を重ねた後、全会一致をもつて可決いたした次第であります。

最後の金資金特別会計法の一部を改正する法律案でありますが、本案は前に一億円の繰入限度を定めたのであります。しかし、五月以降において不足を生ずる見込みでありますので、この際五億円を増額し、金資金を六億円にしたいという改正案でありますが、詳細は速記録に譲りまして、多くを申し上げることを省きたいと存じます。なお詳しいことについては速記録によつて御高覧をいただきますようお願いいたします。

以上の四案とも全会一致をもつて可決確定したことを御報告申し上げる次第であります。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月一日）

○黒田英雄君　只今上程されました各案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず小額紙幣整理法案につきまして、御説明を申上げます。この法案は臨時通貨法によりまして発行されました五十銭の小額紙幣の中で、富士山と靖国神社を配しました模様のあります小額紙幣は、その図柄が適当でありませんので、本年八月三十一日を限つてその通用を禁止いたしまして、又その外大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号によつて発行いたしました、五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣の発行残高は、現在極めて小額になつておるのでありまして、その回収実績も極めて近年小額であるのであります。これをこの際併せて整理しようというのであります。従いまして、八月三十一日を以て通用を禁止いたしまして、速かにこれが回収をいたすのであります。その回収の期間は明治二十三年法律第十三号の規定によりますというと、通用禁止の翌日から起算いたしまして、満五ヶ年以内となつておりますが、今回特にこの整理を促進するためにこれを一年として、昭和二十四年八月三十一日までとしたのであります。その他外国から引揚げたような者につきましては、例外の規定を設けておるのであります。その引換の事務は、日本銀行の本支店、代理店で取扱いますが、その外に大蔵大臣が一定の期間を限りまして、全国の郵便官署又は金融機関において取扱うことにいたして、引換者の便宜を図ろうといたしておるのであります。引換期間が満了いたしました、来年の八月三十一日におきまして、小額紙幣の現行発行されております中、回収不能のものがありました場合におきましては、その分については政府が引換の義務を免れるのでありますから、直ちにこれを歳入に繰入れるということにいたしておるのであります。現在の発行高は十一億円ぐらいあるのであります。

本案につきまして質疑応答に移りましたところ、回収の実績についての御質問があつたのでありまするが、昨年の十一月以降、自然回収を始めておるのでありますが、本年の二月までの四ヶ月間に約一億一千余万円を回収いたしまして、三月末までは一億八千三百余

万円に相成つておるということであつたのであります。尚この引替につきましては、五十銭の小額紙幣については五億円を限る限度において、新たな五十銭を以て引替えるということにいたしておるのでありまするが、漸次政府においては補助貨を以て小額紙幣に替える方針であるということであつたのであります。

次に不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案につきまして御説明を申上げます。これが御承知の通り、不正保有物資、即ち所有又は占有に関しまして、不正の事実があつた不正保有物資、又は特定の物資でありまして、一定の限度を超えて保有されておりまするところの過剰物資というものにつきましては、隠匿物資等緊急措置令であるとか、或いは臨時物資需給調整法等に基きまして、その摘発をいたす。これを回収いたしまして物資の不足を補なう、活用させることにいたしておるのでありまするが、これらを今回すべて政府がみずから買上げることにいたしまして、その買上げについては、次に御説明申上げますが、不正保有物資等特別措置特別会計で吸収するのでありますが、これらの場合におきまして、それらの物資というものは、いずれも不法に隠匿退蔵されており、又流通秩序を紊して掻き集められた物資でありますとか、或いは又当面使用する見込のない過剰の数量を保有しながら、活用に協力しないところの事情がありますので、止むを得ず強権を以てこれを国家に買上げるに至つておるのでありますから、従つてその買上げに際しましては、経済復興に非協力の故を以て、一般の場合に比して取扱いを区別して、條件を嚴格にいたすということを至当と考えて、この法案を提出したということであるのでありまするが、その條件は、これらはすべて登録国債でそれを保護することになつておるのでありまして、その登録国債は保護価額は百円について百円であります。償還期限は十年以内、利率は一般の国債に比しまして低率であるのであります。即ち登録国債でその流通力を奪つておるのであります。

これにつきましては、大体不正保有物資等の数量はどれくらいの見込であるかということであつたのでありまするが、これに対しましては、大体まだ十分の調査が行届かず、報告も参つておらないのでありますが、今までの見込では、不正保有物資が約二十億円、それから過剰物資が約三億円くらいの見込であるということであつたのであります。

次に不正保有物資等特別措置特別会計法案について御説明を申上げます。これらの先申上げましたような、不正保有物資並びに過剰物資等の取扱につきましては、臨時物資需給調整法に基きまして、従来没収されたものの外は任意に、或いは行政命令によりまして、公団その他のものに譲り渡しを受けておつたのでありまするが、これを今回は、先程申上げましたように、登録国債によりまして政府が決済をして買上げるということにいたそうとするのであります。これらの物資の取得売拂いに関しまする歳入歳出は、これを特別に経理いたしまして、不正保有物資等の取得及び処分の状況を明かにし、尚その経理を明かにしようとすることは適当であると考えて、特別会計を設置しようといたすのであります。その内容は、この会

計におきまして、不正保有物資等の買取り、売拂い等を行いまするが、その買取りの対価として保護するのは登録国債でありまするが、登録国債の額面総額に相当する金額を、これをこの会計の積立金として留保して置いて、将来におきまする登録国債の償還財源に充てることといたしておるのであります。尚この会計の決算上に剰余が生じましたような場合には、これを一般会計に繰入れて、不足を生じた場合におきましては、これを一般会計から補塡することにいたしておるのであります。尚臨時物資調整法に基きまして、没収されました物資につきましては、特に商工大臣が指定しておりまするものを除きましては、その性質に鑑みまして、この会計に帰属せしめることとし、又従来公団から支拂つておりました潜在物資に関する情報提供者に支給いたしておりました報償金は、これを国が直接にこの会計の負担において支給するのが適当と考えて、そういうふうにいたしておるのであります。この会計の行いまする買取り、売拂い等の実務につきましては、これをいろ〳〵な公団とか、或いは他の特別会計の管理庁をして取扱わしめることにいたしておるのであります。

次に金資金特別会計法の一部を改正する法律案について御説明を申上げます。金資金特別会計法につきましては、先般すでにこの一億円の繰入の改正をしました際に、御説明申上げておるのであります。今回の改正におきましては、先ず第一に金資金の不足を補塡いたしまするために、一般会計からの繰入金の限度を、一億円となつておりまするのを改正しまして、これを六億円に改めたのであります。この五億円を増加いたしたのでありまするが、これは今後におきまする今年度一ぱいの所有金、銀、その他貴金属を買取りまする資金の不足を補う見込であるのであります。

第二には、金資金の運用範囲に関する規定を整備いたしまして、現在はその一部を勅令に譲つておつたのでありますが、これを法律に吸収いたしまして、法律に運用の範囲を決めておるのであります。即ち経費を支弁するために必要な金額を除くの外は、大蔵大臣の定むるところにより、金、銀、白金、その他いろ〳〵な貴金属並びに国債、外貨又は大蔵省預金部への預金に運用することができるという規定を設けたのであります。

その外二條を削つておるのでありまするが、これはすでに必要がなくなつた規定を削つておるのでありまして、これも整備いたしておるのであります。

その他、帝国鉱業開発株式会社等の株式は、資金の運用から削つておるのであります。尚金資金特別会計会の規定の内容を、財政法の趣旨に適合せしめるように、所要の改正をいたしておるのであります。

質疑応答の際におきまして、五億円を増資いたしましたことは、その中の四億六千三百余万円は、金その他の買入れに必要な資金でありまするが、一億六千万円余は、これは金資金特別会計が鉱業債券を持つておりましたのを、日本銀行に売つておつたのでありまするが、御承知の通り、先般金融債券が第二封鎖に移ることに相成つたのでありまするから、従つてこれを日本銀行から戻す、又それに利

子の支拂いを受けておつたものは、これを返さなければならん。又遅れたその遅延利息を拂うとかいうような関係で、一億六千余万円というものは、その金に要るのであります。現在この会計が持つておりまする資金は、十億一千二百余万円を持つておるのであります。

次に、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案、これについて御説明申上げます。これは先般すでに所得税法の改正を政府はいたす考えであるから、それまで四月の予定申告書の提出、又第一期の納期を延ばすということで、先般御報告申上げた法律ができたのでありますが、更に所得税法の改正が、諸般の事情から尚遅れるのでありまして、従いまして、新らしくできまする所得税法によつて申告等をいたすことが適当であるというので、それまで延ばそうというのでありまして、四月の予定申告書の提出は五月一日になつておりましたのを、六月一日から六月の三十日までに、一月遅らせまして、従つて第一期の納期もやはり六月一日から六月三十日に延びるのであります。従いまして、第二期の予定申告並びに七月修正予定申告というものにつきましても、これを一月延ばしまして、七月予定申告書及び七月修正予定申告書は、八月の一日から同月の三十一日までに提出するようにということに延ばしまして、尚第二期の納期も、やはり一月を遅らせまして、八月の一日から八月の三十一日までにするというのが、法案の趣旨であるのであります。

次に、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案について、御説明を申上げます。これは先般、福引券の当せん金の所得税の免除の法律につきまして、すでに御報告を申上げたのでありまするが、即ち「新生」の売出しにつきまして、福引券を附けておるのでありまするが、その福引券は、四月の一日から五月の十五日までの間に発行するのであります。その福引券に関しまする当籤金の支拂その他の事務を日本勧業銀行に委託して行わせようとするのであります。そうしてその場合には、必要があるときには、日本勧業銀行に対して、前項の当籤金の支拂に必要な資金を交付し、又前項の委託事務の取扱に要する費用につきましては、概算拂いができるということになつておるのであります。

これにつきまして、質疑応答におきまして、「新生」はどれくらい売れたか、又どれくらい残る見込であるかという質問に対しましては、三月末までには、二十六億本程売れたのであります。持越されたものは約十七億本程あるのであります。四月にはあまり売れないのでありまするから、大体十七億本くらい残るというのであります。製造は、もう三月上旬に止めておるということであつたのであります。これらの売れ残つたものは、どうするかということにつきまして、政府においては、只今これについては対策を研究しておるのであつて、或いは価格を引下げて家庭配給にするとかいうようなことについても、研究をしておるということであるのであります。尚この売残りができました場合については、当籤福引券の処置はどうするかということにつきましては、売れ残つた煙草に対しまする福引券は、これは速やかに回収をする。然らば、その売れ残つたものが非常に多数あるのであるからして、百万円の懸賞金も、購入者

に当らないで、残つたものに当つてしまうというようなことがあつては、非常に国民の感情が悪いではないかというような御質問に対しましては、とにかくこれは抽籤の上でなければわからないことでありまするが、併し八十組に分けてこれをいろ〳〵出しておるのであるから、先ずさようなことはないと思うというような答弁であつたのであります。

次に、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明を申上げます。これは先般四月の暫定予算の提出の際にすでに御説明を申上げたのでありまして、今回二十三年度の特別会計暫定予算案補正(特第一号)に計上されておるのでありまするが、五月分の歳出といたしまして、預金部の特別会計におきましては、人事費その他の歳出におきまして、一億二千九百九十一万七千円を要するのでありまするが、この会計の固有の歳入、即ち預金部資金の運用による利子とか、有価証券の償還による益金等は、七百五十二万二千円であるのであります。差引き二千二百三十九万五千円というものが不足を生ずるのであります。そうしてその不足をこの前も申上げました通り本会計の性質に鑑みまして、これを一般会計から繰入れるというので、現在一億三千二百十一万四千円とありまするのを、これを只今申上げました金額を加えまして、二億五千四百五十万九千円に改めるという法律であるのであります。

以上各案につきまして採決をいたしましたところ、各案ともに全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。これを以て私の報告を終ります。(拍手)

◎行政代執行法 (昭和二三、五、一五、法四三)

一、提案理由(四月六日)

○佐藤(達)政府委員　本案は行政執行法を廃止いたしまして、新たに行政上の代執行に関する法規を整備せんとするものであります。

現行行政執行法は、古く明治三十三年の制定にかかるものでありまして、その内容において、たとえば行政検束の規定のごとく、過去の歴史において暗い陰影に満ちておるものがあり、その他これを新憲法の光のもとに照しますならば、調整を要するところ少からざるものがあると思われるのであります。よつて政府は、これが調整について、今日まで種々研究を進めてまいつたのでありますが、その結論として、この際行政執行法を全面的に廃止して、これに伴う暗い連想を拂拭するとともに、将来における濫用の余地を閉して、今日必要なる限度において、新たなる制度の出発を企図することといたしたのであります。

御承知の通り、従来の行政執行法には、前述の検束、仮領置等の警察的処置のほか、行政上の義務の履行確保に必要な手段について、若干の條項を設けておるのでありますが、本案は、これに規定されておりました代執行に関する手続を補足整備いたしまして、単

独の法案といたしたものであります。

本案の内容は、法令に基づく行政上の義務を義務者が履行しない場合、他の手続によつて、その履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、みずから義務者のなすべき行為をなし、または第三者をして、これをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨を定め、これに必要な手続を規定したものであります。すなわちたとえば違法の建築物あるいはやみの建築物に対しまして取りこわしの命令が出ておりますにかかわりませず、義務者がこれを実行しない場合には、行政庁においてその取りこわしを行いまして、費用を義務者から徴収するというような場合が、これに該当するわけであります。

なお現行行政執行法には、行政上の義務履行確保の手段として、右のいわゆる代執行のほかに、執行罰及び直接強制の途をも存しているのでありますが、執行罰については、その効用比較的乏しく、罰則による間接の強制によつておおむねその目的を達し得るものと考えられ、また直接強制は、人または物に対して直接実力を加えるものでありますがゆえに、すべての場合に通じて、一般的にその途を設けるのは行き過ぎであろうと考えるのであります。従つてこれらの手段は、特に行政上の目的達成上必要な場合に限り、それ〴〵法律において、各別に適切なる規定を設けることとし、本案におきましては、行政上の義務履行確保の手段として、一般的に必要であり、かつ適当と認められる代執行に関して、その手続を定めることとした次第であります。

以上をもつて本案の要旨の説明を終ります。何とぞよろしくお願いします。

二、衆議院司法委員長報告（四月十三日）

○井伊誠一君　ただいま議題と相なりました行政代執行法案及び行政件訴訟特例法案の両案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、行政代執行法案について御報告いたします。

本案は、現行行政執行法の内容が、たとえば行政検束の規定のごとく過去に暗い歴史をもつものがあり、日本国憲法の趣旨に照らし調整を要するところが少くないので、この際これを全面的に廃止して、将来における濫用の余地をなくし、必要な限度において、新たなる制度のもとに出発する考えに立脚し、さらに執行罰及び直接強制の途も一般法に存置する理由を認めないという見地から、これを特に行政目的遂行上必要とする場合に限つて他のそれ〴〵の法律に委ねることとし、従来の行政執行法に規定されていた代執行に関する手続のみを補足整備し、単独法案として提出せられたものであります。

その内容は、法令に基く行政上の義務を義務者が履行しない場合、他の手続によつてその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁はみずから義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨を定め、これに必要な手続を規定したものであります。

従前の代執行手続との主要な差異としてあげられます点は、発令機関が行政官庁から行政庁一般にまで拡張せられたこと、代執行の手続をとるために二つの條件をはめ、濫用を防いだこと、及び代執行に関し不服のある場合、訴願あるいは異議申立の途をも開き、不服の申立について十分の機会を設けたこと等があげられるのであります。以上が本案の要旨であります。

委員会は、本月六日政府の説明を聽き、引続き質疑をいたしましたところ、次のような質疑応答が交されたのであります。そのおもなる点について簡單に御紹介申し上げます。

第一に、本法案により適用を予想せられる具体的事例いかんとの質疑に対し、従来、市街地建築物法あるいは臨時建築物取締規則による統制違反建築物に対し行政庁の命ずる除去処分を義務者が履行しないで放置するため非常に困るというような場合、やむを得ず行政庁が建物の取壊しをやり、義務者から費用を取立てるというような事例が比較的多く、その他交通取締り、広告物取締り等による場合もあげられるが、今後本案による適用についても、以上のような事例が予想せられる旨の答弁でありました。

次に、義務者が執行責任者の行為に対して反対するような場合における執行責任者の権限いかんとの問いに対し、これは過去における公務執行妨害の場合と同様、その措置も同じでよいと考える旨の答弁でありました。

次に、行政執行法廃止に基く影響についての考慮いかんとの問いに対し、政府としては十分検討した結果、憲法に照らし何ら調整を要する法條はすべてこれを抹殺し、新しい措置のもとに必要な点について立法をするという結論を得たのであるが、廃止される行政執行法の規定について現在それ〴〵問題となる点は、すでに他の法律によつて賄い得る事項が多く、いずれも存置の必要がないと考えるという見解でありました。

以上が質疑応答のおもなる点でありますが、従来の行政執行法は人権蹂躙の法規として存在したという非難があり、その全面的調整はまつたく趣旨として賛成であり、また代執行についても、ほぼ妥当なる構想のもとに改正せられておるとの一致した意見に達しましたので、翌八日、ただちに討論に移つたのであります。討論におきましては、民主自由党の委員より、代執行の手続きをとるに必要な條件はこれを嚴格に守り、人権蹂躙の先轍を踏まざるよう、その運用にあたつては愼重を望むという附言がなされ、各党委員いずれも原案に賛成の意見を述べられたのであります。次いで同日採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

次に、行政事件訴訟特例法案について御報告申し上げます。

まず、政府原案の報告を申し上げます。従来の行政訴訟は、日本国憲法及び裁判所法の施行により、すべて裁判所の管轄するところとなり、その手続は民事訴訟法により審判、裁判されることになりました。しかし、この種の事件は公法上の権利関係に関する争いを内容とし、公共の福祉に重大関係がありますので、民事訴訟法に対

し特例を設ける必要があります。これがこの法案を提出する趣旨であります。

以下、この法案の内容を御説明申します。

第一は、行政庁の違法な処分の取消または変更を求める訴えを提起するには、その前提として訴願を経なければならぬとしたのであります。その理由は、まず行政庁にその処分を匡正する機会を與えるとともに、それが迅速に行われる限り、国民の方でも便利であろうと考えたのであります。かくて原則としては、訴願の裁決を経た後でなければ行政訴訟を提起することができないこととといたしました。

第二は、右の訴えの被告及び土地管轄を定めてあります。この訴えは行政処分の適法性を争うものでありますから、直接処分をした行政庁を被告とすることによつて裁判の適正と迅速を期することができると考えたのであります。

第三は、行政庁の違法な処分の取消または変更を求める訴えについて、出訴期間を定めたことであります。行政処分は公共の利害にも関係することが深いから、これを長く未確定の状態におくことは避けなければならないので、この期間を、原則として処分のあつたことを知つた日から六箇月と定めました。出訴期間は六箇月でありますが、原告が被告とすべき行政庁を誤つたときは、訴訟の係属中何どきでも被告を変更することができることといたしました。

第四は、行政訴訟に併合し得る訴えの種類を定めたことであります。この訴えには、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求にかかる訴えに限り、これを併合することができるものとしました。これによつて当該行政処分に関連する紛争を一挙に解決することといたしました。

第五は、行政処分は出訴によつてその執行を停止されないことを明らかにし、併せてこれに対応して必要な規定を設けたことであります。すなわち裁判所は、処分の執行により生ずべき、償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があると認めるときは、一時行政処分の執行の停止を命じ得ることといたしました。しかし、行政処分の執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないこととといたしました。

第六は、行政処分の取消または変更を求める訴えの提起があつた場合において、請求の理由があるときでも、裁判所は請求棄却の判決をし得ることとしたことであります。すなわち裁判所は、一切の事情を考慮し、行政処分を取消または変更することが、かえつて公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができることとしたのであります。

以上が、行政事件訴訟特例法案のおもなる内容であります。

司法委員会は、四月五日政府の提案理由の説明を聽き、五日、六日と懇談会を開きました。懇談においては、まず訴願前置主義の可否については、訴願法の改正を期待して訴願の前置主義を可と認めたのであります。次に、広義における訴願には異議の申立その他の不服の申立を含むものと了解したのであります。終りに、行政訴訟につき裁判所が請求棄却をなした場合にも、損害賠償の請求を排除するものでないと了解したのであります。

かくて、四月八日委員会は本法案を採決する運びとなり、採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決いたした次第であります。

以上、両案についての御報告を終ります。(拍手)

三、参議院司法委員長報告(五月六日)

○岡部常君　先ず行政代執行法について申し上げます。

本案は行政執行法を廃止いたしまして、新たに行政上の代執行に関する法規を整備せんとするものであります。現行行政執行法は、古く明治三十三年の制定にかかるものでありまして、その内容におきましては、例えば行政検束の規定のごとく、過去の歴史におきまして、暗い陰影に満ちているものがあります。その他これを新憲法の光の下に照らして見まするならば、調整を要するところが少なからざるものがあると思われるのであります。よつてこれが調整につきまして、政府におきましても種々研究を進めて参つたのでありますが、その結論といたしまして、この際行政執行法を全面的に廃止いたしまして、これに伴なう暗い連想を拂拭いたしまするとと共に、将来における濫用の余地を閉ざし、今日必要なる限度において、新たなる制度の出発を企図することといたしたのであります。御承知の通り、従来の行政執行法は、前述の検束、仮領置等の警察的処置の外、行政上の義務の履行確保に必要な手段につきまして、若干の條項を設けているのでありますが、本案はこれに規定されておりました代執行に関する手続を補足整備いたしまして、単独の法案といたしたものであります。本案の内容は、法令に基く行政上の義務者が履行しない場合、他の手続によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められるときには当該行政庁は、みずから義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨を定め、これに必要な手続を規定したものであります。尚現行行政執行法には、行政上の義務履行確保の手段といたしまして、右のいわゆる代執行の外に、執行罰及び直接強制の途をも存しておるのでありますが、執行罰については、その効用が比較的乏しく、罰則による間接の強制によつて、概ねその目的を達し得るものと考えられ、又直接強制は、人又は物に対して、直接実力を加えるものでありますが故に、すべての場合を通じて、一般的にその途を設けるものは行過ぎであろうと考えるのであります。従つてこれらの手段は、特に行政上の目的達成上必要なる場合に限り、それ〴〵の法律において、各別に適切なる規定を設けることとし、本案におきましては、行政上の義務履行確保の手段として、一般的に必要であり、且つ適当と認められる代執行に関して、その手続を定めることとした次第であります。

本案の御審議に当りましては、各委員熱心に愼重審議を重ねたのでありますが、討論に至りまして、多数を以て可決することに相成りましたのであります。

次に行政事件訴訟特例法案の審議状況を御報告いたします。

日本国憲法及び裁判所法の施行によりまして、従来行政裁判所が取扱つておりました行政庁の違法な処分の取消又は変更にかかる訴訟、その他公法上の権利関係に関する訴訟は、すべて裁判所の管轄するところとなりまして、民事訴訟法の定める手続によつて審理裁判されることになりました。併しこの種の事件は、公法上の権利関係に関する争いを内容とするものでありますから、民事事件とはその趣きを異にいたしまして、その裁判は直接公共の福祉に重大なる関係を有するものでありまするため、若干の点について、民事事件とは別個の取扱いをする必要があると存ずるのであります。この行政事件の特質に鑑みまして、この度民事訴訟法の一部を改正いたしまする機会に、行政事件の訴訟について必要なる特例を設け、この種事件の適正なる処理を図ろうとするのが、この法案を提案する理由であります。

次にこの法案の要点を申上げまするとと、先ず第一は、行政庁の違法な処分の取消又は変更を求める訴えを提起するには、その前提といたしまして、訴願を経なければならないものとしたことであります。違法な行政処分に対しましては、先ず訴願による救済を求め、行政庁に処分を匡正する機会を與えることが訴願制度を認める趣旨に適合し、又それが迅速に行われる限り、国民のためにも便宜であると考えられますので、法令上訴願の途が開かれておる場合には、原則として訴願の裁決を経た後でなければ訴えを提起することができないものとなつております。

第二は、右の訴えの被告及び土地管轄を定めたことであります。

この訴えは、行政処分の適法性を争うものでありますから、従来の行政訴訟におけると同様に、直接処分をした行政庁を被告とすることが裁判の適正と迅速を期する上に適当であると考えまして、その旨の規定を設けられたのであります。又この種の訴えにつきましては、専属管轄の制度を採用いたしまして、事件につき審理の円滑を期すると共に、訴訟の取扱が区々に亘ることのないように万全を講じられておるのであります。

第三の点は、行政庁の違法の処分の取消、又は変更を求める訴えについて出訴期間を定めたことであります。行政処分は処分を受けた者のみでなく、公共の利害にも関係することが深いものでありますから、これを長く未確定の状態に置くことは避けなければならないのであります。日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律第八條と同じく、この期間を原則として処分のあつたことを知つた日から六ヶ月と定めました。尚この出訴期間の制限と関連して、原告が、被告とすべき行政庁を誤つたときは、訴訟の係属中いつでも被告を変更することができることとされたのであります。これは従来の行政裁判の経験に徴しまするとと、原告が、被告とすべき行政庁を誤つたために、回復することのできない不利益を受ける事例が往々ありましたので、かような事態を避けようとする趣旨に出たものであります。

第四の点は、違法な行政処分の取消又は変更を求める訴えに併合し得る訴えの種類を定めたことであります。この訴えには、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求にかかる訴えに限り、これを併合することができるものといたしまして、これによつて当該行政処分に関連する紛争を一挙に解決すると共に、他面広く訴えの併合を認めることによりまして、行政事件そのものの裁判が遅延することを避けようとするものであります。

第五の点は、行政処分は出訴によつてその執行を停止されないことを明らかにし、併せてこれに対応して必要な規定を設けたことであります。出訴が行政処分の執行を停止する効力を有しないことは、事柄の性質上明らかなところであると存じまするが、これを貫きますと、折角勝訴した者のため甚だ酷に過ぎる結果となることがありますので、裁判所は処分の執行により生ずべき、償うことができない損害を避けるため、緊急の必要があると認めるときは、事件の終局的解決に至るまで、一時行政処分の執行の停止を命じ得ることといたしましたのであります。併しながら、行政処分の執行の停止が公共の福祉に重大なる影響を及ぼす虞れのあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないこととといたしまして、国家公共の利益の保護に遺憾なきことを期したのであります。

第六は、行政処分の取消又は変更を求める訴えの提起があつた場合において、請求の理由があるときでも、裁判所は請求棄却の判決をなし得ることとしたことであります。即ち裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分を取消し又は変更することが却て公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができることといたしまして、公共の福祉の確保を図つたのであります。その他

行政事件の特殊性に鑑みまして、裁判所は必要があると認めるときは、職権を以ちまして、訴訟の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者を訴訟に参加させることができるものといたしまして、又公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、職権を以て証拠調べをなし得る途を開きまするとと共に、確定判決はその事件につき関係行政庁を拘束するものと定めて、裁判の実効性を確保いたしておるのであります。

かくいたしまして慎重審議本案は処理いたされましたが、質疑応答の詳しいことは速記録に譲りたいと存じます。討論におきましては修正動議が出ました。松村委員から修正動議が出ましたのでありますが、その修正案をここに御披露いたします。

第二條を次のように改める。

「第二條　行政庁の違法な処分の取消又は変更を求める訴は、その処分に対し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政庁に対する不服の申立（以下單に訴願という。）のできる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分（以下單に裁決という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつたときから三箇月を経過したとき、又は訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる。

第十一條第一項中「場合において、」の下に、「処分は違法ではあるが、」を加え、次の二項を加える。

行政官庁法等の一部を改正する法律

前項の規定による裁判には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

この修正動議につきまして採決いたしましたところが、全会一致を以て可決せられたのであります。次に、修正を除く部分につきまして採決いたしましたところ、これも亦全会一致を以て可決されたのであります。以上を以て報告を終ります。（拍手）

◎日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二三、五、三一、法四四）

一、提案理由（五月二十日）

（行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院司法委員長報告（五月二十六日）

（民事訴訟法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院司法委員長報告（五月二十八日）

（行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎行政官庁法等の一部を改正する法律

（昭和二三、五、三一、法四五）

一、提案理由（五月二十七日）

○船田国務大臣　昨日実は印刷物がこちらでできて、皆さんにお配りしたはずだという話だつたのですが、今委員長に承りましたら、その運びになつておりませんので、かりに私どもの方で一昨日つくりましてお配り申し上げました謄写版刷りがございますので、その改正法律案をまず朗読申し上げます。

行政官庁法等の一部を改正する法律案

行政官庁法等の一部を改正する法律

行政官庁法（昭和二十二年法律第六十九号）附則第二項、経済安定本部令（昭和二十二年勅令第百九十三号）附則第三項、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の三及び建設院設置法（昭和二十二年法律第二百三十七号）附則第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

以上が本法律案の全文ですが、本法律案の提案理由について御説明申し上げます。

行政官庁法、経済安定本部令、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法の規定は、それ〴〵本年四月三十日または五月二日をもつて効力を失うこととなつておりましたので、これに代るべき国家行政組織に関する法律を制定する必要があつたのでありますが、種々の事情のため、この法律を五月三日から施行することが困難となりましたので、御承知のように、さきに国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律案を提出いたしまして、御審議の上可決を見、これによつて、行政官庁法等の効力が五月一ぱい延長せられたのであります。しかして、この間、内閣は国家行政組織法案を去る五月十日国会に提出いたし、なおこれと併行して、約二十に上る各省設置法案を立案し、提案を急いだのでありますが、諸種の事情のため、予想以上の時日を要することとなり、ためにかりに国家行政組織法案が、五月三十一日までに成立を見るにいたしましても、これと一体をなす各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、きわめて困難視せられる事態となつたのであります。事態かくのごとく相なりました以上は、さらに目下の暫定措置を一箇月延長いたし、その間に国家行政組織法案並びに各省設置法案を、十分に御審議いただくこととといたしたいと考えるものであります。これが本法律案を提出いたした理由であります。何とぞ事情御了察の上、速やかに可決せられんことを希望いたします。

二、衆議院決算委員長報告（五月二十七日）

○松原一彦君　ただいま議題に上りました行政官庁法等の一部を改正する法律

行政官庁法等の一部を改正する法律案につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

行政官庁法、経済安定本部令、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法の規定は、それ〴〵本年四月三十日または五月二日をもつて効力を失うこととなつておりましたので、これに代るべき国家行政組織に関する法律を制定する必要があつたのでありますが、種々の事情のため、この法律を五月三日から施行することが困難となりましたので、御承知のように、さきに国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律案を提出いたしまして、御審議の上可決を見、これによつて、行政官庁法等の効力が五月一ぱい延長せられたのであります。しかして、この間、内閣は国家行政組織法案を去る五月十日国会に提出せられたのでありますが、なおこれと一体をなす各省設置法案は未だ提出を見るに至つておらないのであります。このため、かりに国家行政組織法案が五月末日までに成立いたしましても、各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、きわめて困難なる事態に相なりましたので、現在行われている暫定措置を、さらに六月三十日まで延長いたし、その間に国家行政組織法案並びに各省設置法案の審議を完了せんとするものであります。

本委員会は、以上の事情に鑑みまして、本日午前中政府当局の説明を聴取の上、質疑並びに討論を省略いたしまして、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしたのであります。

以上、決算委員会の報告を終ります。（拍手）

三、参議院決算委員長報告（五月三十一日）

○下條康麿君　只今議題となりました行政官庁法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の状況を御報告申上げます。

この行政官庁法等の一部を改正する法律案は、実は同じような題名の法律案が、先月三十日に決定になつておるのであります。その内容は、行政官庁法等の施行が、或いは四月三十日、或いは五月二日という期限がありまして、これに代るべき法律の制定が時間がかかりますので、本月三十一日まで延期になつておつたわけであります。然るに、今の行政官庁法に代るべき国家行政組織法というものが、これは既に提案になつておりまして、国会に提案になつておりまするけれども、この案につきましても、相当内容について議論がありますし、又この国家行政組織法に基きまして、各省設置法が提案さるべき筈でありますが、今まで一つも提案されていない状況であります。従いまして、若し五月三十一日限りに、この行政官庁法等が、そのまま廃止になりますというと不都合を生じますので、取り敢えずもう一ヶ月延しまして、その間に、国家行政組織法並びにそれに基く各省設置法を審議すると、こういう段取にしたいというのが、この法律案の要旨であります。

かような簡単な法案でありまするが故に、委員会におきましては、別段大した意見もなかつたのでありまするが、ただかようにだらだらと法案が延びまして、審議が延びまして、そうして一日も早く決定を要する事項が決まらないことにつきまして、これは政府の責任じやないかというような質問がありましたに対しまして、政府も明かに、これは政府自体の責任であるということを認めたのであります。

討論に入りましても、別段何らの意見もなく、本法律案は、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告を終ります。（拍手）

◎政府職員の新給與実施に関する法律

（昭和二三、五、三一、法四六）

一、提案理由（五月二十日）

○北村国務大臣　このたび本国会に提出いたしました政府職員の新給與実施に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたしたいと存じます。

政府は、政府職員の待遇改善をめぐる官公職員労働組合の争議を解決するため、先般臨時給與委員会の報告書に基き、給與水準を二千九百二十円に引上げるとともに、とりあえず、二千五百円水準の暫定給與の内拂いを行うため、政府職員の俸給等に関する法律案をもつて、本国会の御審議を願い、その御賛同を得た次第であります。しこうして政府は、右の暫定給與の支給については、各組合と団体交渉を行つた上で支給いたす方針にいたしましたが、遺憾ながら、一部のものを除いて、組合側の容易に承諾するところとならず、争議の解決はいたずらに遷延を重ねていたのでありますが、遂に去る四月十六日覚書の調印を了し、組合側も二千九百二十円水準の給與を、現在の給與争議の最終的解決として受諾するに至つたのであります。これによりまして、昨年以来、半歳以上に及ぶ争議も、ようやくここに完全なる妥結を見るに至りましたことは、国家の現状より見まして、まことに御同慶にたえないところであります。しこうして、政府は、右覚書に基きまして、ただちに差額を支給するとともに、他面一切の政府職員組合の参加を得まして、新給與整備委員会を設置し、二千九百二十円水準の給與の配分方法、なかんずく職階制給與の線に沿う新給與体系の具体的方針の協議立案に当つたのであります。右委員会は四月二十日以来数回にわたり会議を重ね、去る四月二十七日両者の意見が完全に一致し、首尾よく成案を得るに至つたのであります。政府はその成案に従いまして、この法律案を作成いたし、ここに本国会へ提出の運びに至つた次第であります。

次にこの法律案の内容を御説明申し上げます。さきに政府職員の俸給等に関する法律本則におきまして、臨時給與委員会の報告書に基き、二千九百二十円の新給與水準及び職階制の精神に沿う給與体系を、一月一日に遡及して実施することとし、その具体的事項は、別に法律をもつて定める旨を規定したのでありますが、この法律は、右の規定に基き定めるものでありまして、一般の政府職員に適用されるものであります。

この法律は、臨時給與委員会の報告書に基き、いわゆる、職階給與制度の実現に一歩を踏み出したものであり、かたん〳〵従来のわが国の給與制度に対して、根本的な変革をもたらすものであります。従つて、これが、完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣所轄のもとに、新給與実施本部、地域給審議会及び新給與苦情処理委員会の三機関を置くこととといたしました。

新給與実施本部は、主として新給與制度に関する総合調整の機関とし、本部長には内閣官房長官、次長には大蔵省給與局長をもつて、これに当てることにいたしております。

地域給審議会は、勤務地手当の地区区分、支給割合等を調査審議するものとし、職員側及び政府側を代表する同数の委員をもつて組織することにいたしております。勤務地手当に関しましては、生計費が地域別に相当の差がある現状からいたしまして、従来種々やつかいな問題があつたのでありますが、今後は、すべて民主的に組織された地域給審議会の議を経て、大蔵大臣がこれを行うことになるわけであります。

新給與苦情処理委員会は、新しい給與体系への移り変りに伴つて、生ずることを予想される俸給の決定に関する苦情を、最終的に審査決定する機関とし、職員側、政府側及び第三者を代表する委員をもつて組織することにいたしております。この制度はわが国においては初めての試みのものでありますが、職員の意に反する不利益な処分に対し、正当な発言と修正の権利を確保するものでありまして、今後における人事管理に大きな寄與をなすものと期待している次第であります。

次に、この法律による給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種に致してあります。

まず俸給について御説明いたします。わが国における従来の俸給制度は、学歴、資格、勤続年数、生計費等に応じて漫然と定められており、その人の従事している職務とは、必ずしも合理的な相関関係がなかつたのであります。しかしながら本来職階給與制度においては、同等の職務に対しては同等の俸給を與え、職務に関係のない事項によつて、俸給に差別が設けられてはならないというのが根本の原則であります。従いまして、この法律では第十三條において「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労に関する條件に基いたものでなければならない」と規定し、新しい給與体系のあり方と考え方とを明らかにいたしたのであります。

このようにして、各職員の受ける俸給が定められてこそ、初めて勤労意欲の向上も、行政能率の発揮も期待し得られるわけであります。この意味におきましてこの法律により従来のわが国における因襲的な俸給制度を一擲いたし、新憲法下における民主的行政機構にふさわしい給與制度への、画期的転換を行うことになつたのであります。

しかして具体的に、いかに俸給を定めるかと申しますと、まず職員の職務を、その職務内容、責任の軽重、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労に関する條件に応じて、これを十五級に分類いたします。その分類の具体的基準は、新給與実施本部長が定めることになつております。

次に十五級に分類せられた職務の各級につきまして、この法律の別表にありますごとく、一定の俸給の幅を設け、職員はその幅のうちのいずれか一つの俸給を受けることにいたしております。もちろん、一般の行政官庁と現業官庁等とでは、職務の級のわけ方、各級における俸給の幅について、おのずから別箇の取扱いが必要とされるわけであります。従つて特殊の職務、特殊の職域につきましては、政令で一般の行政官庁とは異なる級のわけ方、俸給の幅を定め得ることといたしました。

右のようにして一応各職員の職務の級に応ずる俸給が定まるわけでありますが、各職員の現に受けている俸給の額が、その者の職務の級に応ずる俸給の幅の最高をも超えるような場合には、特に極端な場合を除いて、当分の間、その現俸給の額を認めてゆく方針にしております。なお現行の年齢による最低保証給も、第二十七條の規定により、臨時給與委員会の第一報告書の定めるところによつてこれを改訂することにいたしてあります。

扶養手当は暫定給與の場合における暫定扶養手当と同様、扶養親族一人につき二百二十五円でありまして、その支給方法はすべて従前通りであります。

勤務地手当はその地区区分、支給割合等、すべて大蔵大臣がこれを決定してきたのでありますが、前にも述べましたように、新たに地域給審議会を設け、この審議会の議を経て、大蔵大臣がこれを行うことにいたしました。

特殊勤務手当につきましては、従来必ずしも明確な法令の根拠をもたない種々雑多な手当が存在し、給與体系の混乱を来していたのでありますが、この法律施行に際しましてはこれらを整理いたしまして、俸給をもつて処理し得るものはできる限り俸給に取入れることとし、今後における特殊勤務手当は、正常の職務以外の特殊の勤務で、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合に限り、これを認めていくことにいたしました。その細目についてはこの法律に基く政令をもつて定めることにいたしてあります。

最後にこの法律による給與と、すでに支給済になつている二千五百円水準の給與との差額は、この法律案が御賛成を得て公布されましたならば、速やかに、これを支給すべく準備を進めている次第であります。

次にこの法律案を実施するに必要な予算額は、一月ないし三月分につきましては、昭和二十二年度一般会計予算補正(第十五号)及び特別会計予算補正(特第十号)に、四、五月分につきましてはそれぞれの暫定予算に計上いたし、すでに御承認をいただいた通りであります。

この法律案は先に本国会の御賛同を得ました政府職員の俸給等に関する法律の委任に基いてつくられたものであります。またその内容についてもすでに組合側とおおむね意見の一致を見ておりまする関係上、本国会におかれてもなるべく速やかに御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。

政府職員の新給與実施に関する法律

二、衆議院財政及び金融委員長報告(五月二十九日)

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について概略御報告を申し上げます。

まず、原案の内容を簡単に御紹介申し上げます。政府は、さきに政府職員の俸給等に関する法律本則におきまして臨時給與委員会の報告書に基き、二千九百二十円の新給與水準及び職階制の精神に副う給與体系を一月一日に遡及して実施することとし、その具体的事項は別に法律をもつて定める旨を規定したのであります。この法律は、右の規定に基き定めるものでありまして、一般政府職員に適用されるものであります。

この法律の完全なる実施を確保するため、内閣総理大臣所管のもとに、新給與実施本部、地域給審議会及び新給與苦情処理委員会の三機関を設けることといたしております。新給與実施本部は、新給與制度に関する総合調整の機関とし、本部長には内閣官房長官、次長には大蔵省給與局長をもつてこれに充てることといたしております。地域給審議会は、勤務地手当の地区区分、支給割合等を調査審議するものとし、職員側及び政府側を代表する同数の委員をもつて組織することに相なつております。新給與苦情処理委員会は、新しい給與体系への移り変りに伴つて生ずることが予想されます俸給の決定に関する苦情を最後的に審査決定する機関とし、職員側、政府側及び第三者を代表する委員をもつて組織することに相なつており

ます。

この法律による給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種になつております。

まず俸給について御説明申し上げますならば、わが国における従来の俸給制度は、学歴、資格、勤続年数、生計費等に応じて漫然と定められております。その人の従事しておる職務であるとか、その他のこととは、必ずしも合理的な相関関係がなかつたのであります。しかしながら、本来職階給與制度においては、同等の職務に対しては同等の給與を與え、職務に関係のない事項によつて俸給に差別が設けられてはならないというのが根本の原則であります。従つて、まず職員の職務を、その職務内容、責任の軽重、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労に関する條件に応じて、これを十五階級に分類いたします。その分類の具体的基準は、新給與実施本部長が定めることに相なつております。この十五級に分類せられました職務の階級について、一定の俸給の幅を設け、職員は、そのうちいずれか一つの俸給を受けることにいたしてあります。もちろん、特殊の職域につきましては、政令で一般の行政官庁とは異る級のわけ方、俸給の幅を定め得ることといたしてあります。右のようにいたして、一応各職員の職務の級に応ずる俸給が定まるわけでありますが、各職員の現に受けている俸給の額が、その者の職務の級に応ずる俸給の幅の最高をも超えるような場合には、特に極端な場合を除いて、当分の間その現俸給の額を認めていく方針にしております。なお、現行の年齢による最低保障給も、臨時給與委員会の第一報告書

の定めるところによつて、これを改訂することにいたしてあります。

なお扶養手当は、扶養親族一人について二百五十円、その支給方法は従前の通りであります。

勤務地手当の地区区分、支給割合は、地域給審議会の議を経て大蔵大臣がこれを定めることにいたしております。

特殊勤務手当につきましては、従来種々雑多な手当が存在し、給與体系の混乱を来していたのでありますが、それらを整理して、処理し得るものはでき得る限り俸給に取入れることとし、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合に限つてこれを認めていくことにいたしたのであります。その細目については、この法律に基く政令をもつて定めることにいたしております。

さらに、この法律による給與と、すでに支給済みになつておる二千五百円水準の給與との差額は、この法律案が公布されましたならば、速やかにこれを支給すべく準備を進めておるのであります。

次に、この法律案を実施するに必要な予算額は、一月ないし三月分については昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)及び特別会計予算補正(特第十号)に、四月、五月分についてはそれ〴〵の暫定予算に計上されてあります。

以上が本案の要旨であります。これは、去る十八日附本委員会に付託されたのでありまするが、二十日には大蔵大臣より提案理由の説明を聽取し、ただちに質疑に入り、爾来四回にわたつて、きわめて愼重に審議を続けてまいりました。すなわち二十日には、審議の愼重を期するため、参考人として日本教職員労働組合中央執行委員の岡三郎君、全官公職員労働組合協議会法制專門委員の平本充宏君の両君に出席を求め忌憚なき意見を聽取いたしたのであります。次いで二十二日には、今井給與局長と種々懇談を続け、二十五日よりは逐條審議に入り、地域給等の問題について、委員諸君と政府委員との間激しい質疑応答が交されたのであります。次いで二十八日には、根本的な問題について質疑が行われました。

まず民主党の梅林委員より、私は賃金は国民の消費生活における現実とにらみ合わせて考慮さるべきものであると思う、従つて、本案は一応了承するけれども、あくまでもこれが暫定措置であるとするならば、将来は賃金に対し、大蔵当局はいかような構想をもつて臨む考えであるかという質問がありました。これに対し、大蔵大臣より大体次のような答弁がありました。梅林君の説のごとく、給與は人間生活の基本である以上、現実の消費生活に即したものでなければならず、今後ともその線に沿つて努力したい、なお本案は、一月から三月の分としてきめたものではない、必要によつて改訂を行うまでの間続くものであるという答弁があつたのでございます。

次に社会党の川合彰武委員より、本法律案のうちに、政府と組合との団体交渉の結果による協定外の條項が加わつておる。すなわち、第一條第一項に「人事」という文字を加えたこと、同條第二項には国家公務員法の條項を入れたこと、同條第三項に職階制度を入れたこと、さらに第二十二條末尾に、新給與実施本部長に更正決定変更の命令権を與えたこと等は、明らかに協定の違反ではないかとの質問があつたのであります。これに対し、政府を代表して西尾国務大臣より、それら條項中協定に含まれないものがあるが、諸般の情勢により、政府の責任においてこれを加えたものであるとの答弁がありました。

さらに川合委員は、本法案の基礎たる二千九百二十円の賃金水準は、一月ないし三月の暫定的なものであつて、新年度以降においては新給與によつて支給されるものであると思うが、いかがであるかという質問に対し、北村大蔵大臣より、新給與が決定するまでの暫定給與であると答え、さらに西尾国務大臣より、新給與は物価改訂と同時に決定する旨の答弁があつたのであります。

次いで川合委員より、第二十一條の「執務しなかつた」という條項の解釈を求めたところ、西尾国務大臣より、本人の都合による遅刻、早退等はもちろん、争議の場合等をも含むとの答弁があつたのであります。さらに、本法案が原案のまま通過した場合、組合はどういう態度をとると思うかという質問に対し、加藤労働大臣、岡田運輸大臣より、この法案は政府と組合との協定を精神とするものであつて、ただ二、三の点で違つた字句の表現があつて疑問が出たようであるが、こうならなければならなかつた事情をよく了承していただけるものと信ずる、かような答弁があつたのであります。

次いで、社会党の田中織之進君より、これとほぼ同様の点につき補足的質疑がなされ、かくて本法案は、以上のようにきわめて愼重に審議を行い、同日討論を省略、ただちに採決に入りましたところ、大多数をもつて原案の通り可決いたしたのであります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月三十一日）

○黒田英雄君　只今上程されました政府職員の新給與実施に関する法律案につきまして委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

委員会はこの法案が労働委員会と関係が深いと考えまして、連合委員会を開きますことが、四回、更に財政及び金融委員会を二回、午前午後に亘つて開きまして極めて愼重に審議をいたしたのであります。

本法案は、先般国会の議決を経て、法律第十二号として公布されました政府職員の俸給等に関する法律、即ち給與水準を二千九百二十円に引上げ、取り敢えず二千五百円水準の暫定給與の内拂いをするというのであつたのでありまするが、爾来一部の組合を除きまして、組合側の承認が得られなかつたのであるが、漸く四月の十六日に覚書に調印して争議は解決したのであります。その覚書に基きまして、一切の政府職員組合の参加を得まして、新給與整備委員会が設けられ、二千九百二十円水準の給與の配分方法、特に職階制給與の線に沿う新給與体系の具体的方針の協議立案に当つたのであります。四月二十七日意見が一致して、成案を得て、政府はその成案に従つてこの法律案を作成したというのであります。

この法案の内容について簡単に申上げますが、この法律案は、法律第十二号の本則の第三項の規定に基いてできた法律案であるのであります。先ず給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種といたしているのであります。次になかんずくこの俸給につきまして、従来我が国の因習的な俸給制度を一擲して、新憲法の下に民主的行政機構にふさわしい給與制度への画期的転換を行うことを目標といたしておるのでありまして、従来単に学歴、資格、勤続年数等に応じて、その人の従事している職務とは必らずしも合理的の関係がないのであつたのでありますが、今回職階給與制度を原則といたしまして、新しい給與体系を採りまして、各職員の職務の内容、責任の軽重、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤労に関する條件に応じて定めることにいたしておるのであります。而してこれらの條件に応じまして、これを十五級に分類し、各級に一定の俸給の幅を設けておるのであります。そしてこれは事務官庁について規定しておるものでありまして、現業官庁その他のものについては、これに準じて決めることになるというのであります。この給與制度はいわゆる完全な職階制度とも言えないのでありまするが、職階給與制度の実現に一歩を踏み出したものでありまして、従来の我が国の給與制度に対しては根本的に変革を来たすものであるのでありますから、その目的を完全に達成するために、内閣総理大臣所管の下に、新給與実施本部、地域給審議会、新給與苦情処理委員会の三機関を置くことにいたしておるのであります。そのうち新給與苦情処理委員会というのは、新らしい給與に当嵌めました場合におきまして、各個人に苦情、異議があつたような場合において、これを最終的に決定する機関といたしてあります。

かくて質疑に入つたのでありまするが、各委員から極めて熱心な論議が交されたのであります。或いは特に大蔵、労働の両大臣、西尾、苫米地両国務大臣も列席して貰つて質問をするということもあつたのでありまするが、政府の都合によつて全部一緒にはなりませんでしたが、大体出席を得たのであります。これを一々質疑を御紹介するのは長時間を要するのでありまするから、速記録に譲ることをお許しを願いたいと考えるのでありまするが、極めて若干の点について簡単に御紹介をいたします。先ず法案は、政府ばその内容について、すでに組合側と意見の一致を見ておるというが、組合側においては、今日尚異議を唱えておるようであるが、どうであるかということに対しましては、政府委員より、その点は第一條に二項、三項が加わつたのであるが、これは交渉の際なかつた條項であるのである。これは国家公務員法に関する規定でありまして、公務員法を施行させるについては、当然の関係があるので適当と認めたのであるということであつたのであります。尚二十一條の欠勤の場合の月給の引き方とか、或いはその他二三の点があるのでありまするが、これは政府の見るところでは、組合側の誤解を招いておることは誠に遺憾であるというような答弁であつたのであります。これについては懇談会に移つて組合側の代表の申し分も聽取いたしたのであります。これらの喰違いの問題につきましては、いろ〳〵論議が長い間交されたのでありまするが、これも速記録で御覧を願いたいと存ずるのであります。この法律案の二千九百二十円水準は、一月から三月までのものではないかという問に対しましては、二千九百二十円の水準は、新しい給與水準が決まり、新給與が決まるまでのものであると解釈しておるという答弁であつたのであります。又法第十二号を審議した際に、政府は二千九百二十円水準は、一月から三月までのものであつて、四月から更に新給與水準を定めるというような答弁があつたかどうかということに対しましては、加藤労働大臣は、私が言つたのは、四月になつたら直ちに改訂するという意味ではないのであつて、物価の改訂とか、その他重要な問題が起つた時には、改めて論議すべきものであつて、その当時は四月末か、五月初め頃には物価の改訂が行われるであろうと考えておつたので、そのことを述べたのである。新しい給與水準が決まるまで、これは適用されるものであるという答弁であつたのであります。然らばいつ頃物価の改訂が行われて、給與水準が改められる見込であるかということの問に対しましては、

〔議長退席、副議長着席〕

加藤労働大臣は、今の予定では大体六月十五日頃には物価の改訂か、補正が行われる。従つて給與問題も、六月初め頃から変更される段取りになるであろうというような答弁があつたのであります。新しい給與水準が決まれば、更に新しい給與に関する法律を作るかということの質疑に対しましては、この場合には改めていろ〳〵の角度から研究して法律を作らなければならんと考えておる。而してこの法案にある規定で尚残さなければならんものは、その法律に取り入れられて適当に規定されるものと思うというような答弁があつたのであります。それから尚法案の中の第一條に、「人事及び給與

に関する方針の統一をはかるため、」とありますが、「人事」は組合の折衝の際になかつたのが、何故こういう規定を置く必要があるかということにつきましては、職階が決まりますと、どういつた程度の人を係長にするか、どういつた資格、経験の人を課長にするかということは、おのずから決まつて来るのであつて、それが人事に関する方針の統一になる意味で用いたのであるという答弁であつたのであります。尚公務員法の給與準則としては、給與を成るべく簡素化する方針と承知しておるが、扶養手当は尚残つておるが、これは公務員法施行の七月一日からなくなるものかという質問に対しましては、公務員法の本来の狙いはそうでありますが、職階制の意味から見れば、どうもこの扶養手当などはそくはないことは認めるのである。家族手当、扶養手当が全体の給與の中で占める比率は段々減らして行かなければならんと考えておるのでありますが、七月一日から直になくなるとは言えないのである。現実の実態、経済の安定等と睨み合せて、段々比率を少くして遂になくする措置を取ることになるものと思うというような答弁でありました。時間外給與の規定がこの法律にはないが、又時間外の支拂いが非常に高額に上ぼつておると聞くが、重大な問題ではないか、特に日本タイムスに出ておつたのを引かれての御質問もありました。その答えは、昨年九月労働基準法施行に伴つて、一般官吏もこれに倣うようになつたので、実働労働の八時間以上でないと割増しは附けないが、それによつて支給するので、法律には規定しなかつたということであるのであります。実績は報告が十分集まつておりませんが、一部の事務官庁の平

均は三十分くらいの程度である。又これは誰でも残つておれば支給をするものではなくして、上司が必要と認めて積極的に居残りを命じた場合に限つて支給する建前であるという答弁であつたのであります。その他後に申しますが、修正案に出ますような一條の第二項中に期限を附した点とか、三機関の存続の問題とか、争議中の給料の問題であるとか、或いは苦情処理委員会がいわゆる紛争処理委員会とどういう点が異なるかということにつきまして、又他の種々の点について御論議がありましたが、すべて速記録に譲ることをお許し願いたいと思うのであります。

かくて質疑を終了いたしまして討論に入りましたが、無所属懇談会の栗山委員からいたしまして、修正案の提出があつたのであります。それは第一條第一項中、「人事及び」を削る。第一條第二項中、「この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失うものとする。」を削る。第一條第三項削除ということであつたのであります。これらについては、理由は後に栗山委員が少数意見を述べられると聞いておりますから、省略をいたします。これについて、日本社会党の木村委員から修正案に賛成をするという賛成の意見があつたのであります。更に共産党の中西委員から、共産党として栗山委員の修正には賛成であるが更にこれに追加するということでありまして、第一條第一項中に、「この法律は、」の次に「二千九百二十円を一月一日に遡つて支給するための法律である。」ということを入れる、同條第一項中の「政府職員の人事及び」を削除する。これは栗山委員と同じであります。同條第三項を全部削除、二十一條全部削除、二十二條中、「又はこれらの者に対しその決定を更正すべき旨を命ずることができる。」を「又は相互の協議により決定することができる。」と改める。第二十九條第一項中、「財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律による手当その他この法律による給與に相当する給與は、」を削るという修正案が提出されたのであります。これも中西委員が後で少数意見を述べられるだろうと思いますから、その理由は省略いたします。そうして民主党の木内委員からは、原案に賛成する。かかる修正を加えなくても目的は達し得ると思うから、原案に賛成するという御意見の発表があつたのであります。

かくて討論を終りまして採決に入りまして、先ず栗山委員の修正案を議題にいたしまして諮りましたところ、賛成者少数でありまして、否決と相成つたのであります。次に中西委員の修正案を議題として、中西委員の修正案中、栗山委員の修正案と同じ條項を除きまして、その他について採決をいたしましたところ、これも少数で否決と相成つたのであります。かくて政府提出原案について採決をいたしましたところ多数を以て原案通り可決すべきものなりと決定いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎食肉輸移入取締規則を廃止する法律

（昭和二三、五、三一、法四七）

一、提案理由（五月二十六日）

（墓地、埋葬等に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院厚生委員長報告（五月二十九日）

（墓地、埋葬等に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院厚生委員長報告（五月三十一日）

（墓地、埋葬等に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎墓地、埋葬等に関する法律

（昭和二三、五、三一、法四八）

一、提案理由（五月二十六日）

○喜多政府委員　ただいま議題となりました墓地、埋葬等に関する法律案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

従来墓地、納骨堂または火葬場の管理、及び埋葬、火葬等に関しましては、次の三つの規則、すなわち墓地及び埋葬取締規則、これは明治十七年太政官布達第二十五号であります。それから墓地及び埋

葬取締規則に違反する者処分方、これは明治十七年太政官布達第八十二号であります。さらに埋火葬の認許等に関する件、これは昭和二十二年厚生省令第九号であります。以上三つの規則によつて規制されてきたのでありますが、これらの規則は昭和二十二年法律第七十二号、すなわち日本国憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の第一條の四の規定によりまして、法律に改められたものとされたのであります。しかしながら同時にその効力は暫定的なものといたしまして、必要な改廃の措置をとらなければならないことになつておりますので、その措置といたしまして、前掲三つの規則を総合した本法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

次にただいま議題となりました食肉輸移入取締規則を廃止する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。食肉輸移入取締規則は、輸移入食肉の衞生上の取締を徹底するため、昭和二年内務省令第四号をもつて制定したものでありますが、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によりまして、必要な改廃の措置をとらなければならないことになつております。しかしながら未だ食肉の輸移入が行われるに至つておりませんので、一応これが廃止の措置といたしまして、この法律案を提出いたした次第であります。何とぞ御審議の上速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告（五月二十九日）

○山崎岩男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、墓地、埋葬等に関する法律案について申し上げます。

本案の提案理由について申し上げますれば、従来墓地、納骨堂または火葬場の受理及び埋葬、火葬等に関しては、墓地及埋葬取締規則に違反する者処分方及び埋火葬の認許等に関する件の三規則によつて規制されてまいつたのでありますが、これらの規則は、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定により、必要な改廃の措置をとらなければならないこととなりましたので、その措置として、これら三つの規則を総合いたしました法律案を提出いたすこととなつた次第であります。

本法律案のおもな内容は、埋葬、火葬及び改葬に関し手続その他必要な規定をするとともに、墓地、納骨堂及び火葬場の管理者の義務その他管理に関する規定を設けたのであります。

本法案は、五月四日本委員会に付託されたのでありますが、委員会は、五月二十六日政府の説明を聴いた後、ただちに質疑に入つたのであります。そのおもなものを申し上げますれば、第一に、墓地、埋葬等の施設の基準に関する規定を欠くが、いかなる措置を講ずるか。その質問に対しては、政府委員により、施設の基準は都道府県知事がそれ〴〵地方の実情に応じて定めることとなつているが、その際立法の趣旨に副うよう考慮するとの答弁がありました。

第二の質問といたしまして、第十三條の「正当の理由がなければ」とはどういう場合かとの質問に対しましては、施設に收容能力があるにもかかわらず、経済上不利であるため拒絶するというような場合であつて、その判定は社会通念でおのずから定まつてくるとの答弁がありました。第三は、管理者の遺骨保管の義務年限についての質問に対しましては、それは個々の寄託の條件によつて異なるとの答弁があつたのであります。

かくして、五月二十八日討論を省略して採決をいたしましたところ、全員一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

次に、食肉輸移入取締規則を廃止する法律案につきまして申し上げます。

本法案の提案理由を申し上げますれば、食肉輸移入取締規則は、輸移入食肉の衞生上の取締りを徹底するため、昭和二年内務省令第四号をもつて制定されたものでありますが、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によりまして、必要な改廃の措置をとらなければならないこととなつております。しかしながら、未だ食肉の輸移入が行われるに至つておりませんので、一応これを廃止する措置をとる必要があるというのであります。

本法律案は、五月五日本委員会に付託されましたが、本委員会は、五月二十六日政府の説明を聴いた後審議に入り、特に質疑もなく、五月二十八日、討論を省略して採決いたしましたところ、全員一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院厚生委員長報告（五月三十一日）

○塚本重藏君　只今上程せられました墓地、埋葬等に関する法律案、食肉移輸入取締規則を廃止する法律案、両案につきまして、厚生委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず墓地、埋葬等に関する法律案につきまして御報告申上げます。本案に関しまする厚生委員会は、五月の二十五日、二十七日、二十九日及び三十一日の四回に亘つて開かれました。最初に政府委員より、本法律案は、従来墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬、火葬等に関しましては、墓地及び埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）、墓地及び埋葬取締規則に違反する者の処分方（明治十七年太政官達第八十二号）、埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）によつて規整されて来たのでありますが、これらの規則は昭和二十二年法律第七十二号日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定によりまして、法律に改められたものとされたのであります。併しながら同時にその効力は暫定的なものとして必要な改廃の措置を取らなければならないことになつておりますので、その措置として前掲三つの規則を綜合した本法律案を提出した旨の説明がありました。

本法案の内容について、その概略を申しますと、本法律案は四章及び附則を加え全文二十八條よりなつておりまして、第一章総則において、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬が、国民の宗教的

感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする旨の規定、及び埋葬及び火葬、改葬、墳墓、墓地、納骨堂及び火葬場等の定義を明記し、第二章におきまして埋葬、火葬及び改葬に関してその手続その他必要な規定をすると共に、第三章におきまして墓地、納骨堂及び火葬場の管理者の義務、その他管理に関する規定を設け、第四章におきまして罰則を規定いたしておるのであります。

本法案に対しまする質疑の主要なる要点を申上げますと、質問の第一、第二條の中の人の死体として取扱うものを「妊娠四箇月以上の死胎」となつているのを、四箇月未満のものも含めてはどうか。答、四箇月未満の者は医学的根拠から見てもその判定が困難でありまして、従来もこれと同一の方法を以て行なつてきて支障はなかつたとの答弁であります。質問の第二は、寺院内に宗教儀式として焼骨を一時的に保管しておるものは、納骨堂として取扱うのか。答、納骨堂としては取扱わないが、実際問題として多くの寺院は、期限附のものと一諸に無期限のものも保管しておる実状であるから、この面から本法が適用される。質問の第三、第十三條の正当の理由を以てこれらの埋葬又は納骨堂を拒め得る規定がありまするが、その拒み得る正当な理由とは如何なる場合であるか。答、例を挙げて申上げますと、死体が多いために火葬場において処理が困難であるというような場合がある。又宗旨の異なる場合のごときは、従来の内務省令の細目にも宗教的慣習を尊重するよう規定しており、正当な理由の一つと認められる。質問の第四、分骨の場合はどういう取扱をするのであるか。答、一旦収蔵しました遺骨の場合は、その施設が許可を得て収蔵し、これを分骨するものであるという証明書を発行し、これを行うことができる。質問の第五、第十八條の当該吏員の立入検査の場合は、関係者の要求があつた場合にその身分証明書を呈示するのではなくて、立入りの際要求の有無に拘わらずこれを呈示するように規定した方が宜いと思うが、如何。答、従来の法規では身分証明書を携行するだけで呈示する必要がなかつたが、今後は要求があつた場合には呈示しなければならないように規定したもので、運用を誤らないように十分なる処置をいたすつもりである。又質問の第六に、従来の陸軍墓地の管理はその後変遷されているようであるが、その取扱はどうか、尚厚生省の一つの所管に移すべきではないか。これに対する答、旧陸軍墓地については国有財産として大蔵省が所管しており、実情は市等の公共団体に委託して管理せしめておるということになつておる。これらを厚生省所管として一つに管理するには、国有財産としての処理上、全般的の関係もあるので、大蔵省方面或いは建設院方面とも連絡し、研究して善処する考えである。質問の第七、第七條に「船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、」とあつて、水葬の場合の規定がないが、水葬の際の処置は如何ようにするのか。答、水葬の場合は船員法の第十五條の規定に指示してあるので、これによつて処置するのである。質問の第八、納骨堂とは他人の委託を受けて焼骨を収蔵する所とあるが、古い墓地の改葬の場合の古骨を納骨堂に収蔵するときは、焼骨にする必要があるのか。答、古い

骨は広く解釈して枯骨と化しておるから、そのままにて礼を失わんように収蔵することを認め、未だ枯骨と化していない新しいものについては、火葬に付するように省令にて規定して行くつもりである。質問の第九、焼骨を埋葬したものを改葬する場合に、改めて許可を要するか。答、許可の手続は極めて簡単であるから、是非実行いたすようにしたい。

以上のような質疑応答がありまして、本日厚生委員会において討論に入りましたところ、一委員より、第七條に「船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。」とあるが、これは実際問題として「最初に入港した地」と限られてあることは不便であるから、「最初に入港した地」の次に、「若しくはその上陸地」と挿入するよう、修正の意見が提出せられたのでありますが、これに対しまして政府委員の説明を聴取いたしましたところ、第七條の規定は死亡又は死産届出と埋火葬許可とを一致させるものであつて、これを直ちに修正する場合は、戸籍法の特例死産届出に関しまする規定との調整を必要といたしまするので、これのみの修正では取扱上困難な場合もあるので、将来愼重に研究して行きたいとの答弁がありましたので、修正案提出者から、当局も規定の欠陥を認められておるし、各種の法令に対しては相互調整する必要があるから、今後更にこの点を研究し改正を図るように強く要望して、一先ず修正案を撤回せられたのであります。更に一委員より、本法案は賛成であるが、第一條に国民の宗教的感情に適合するように目的が規定せられてあるが、本法案の内容が全般に亘つて事務的な手続上の取扱いが多いから、故人の霊を取扱う場合、第一條の趣旨を運営の面において、宗教上、又人道上道徳上においても十二分に礼儀を失わないように取扱つて貰いたいということの希望意見が述べられました。

以上を以て討論を終りまして採決に入りましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に食肉輸移入取締規則を廃止する法律案につきまして、その審議の経過並びに結果について簡単に御報告申します。

本案に関しまする厚生委員会は、五月六日予備審査付託となりまして、五月二十五日、二十七日、二十九日及び三十一日の四回に亘つて開会いたしました。

先ず本法律案の提案理由の要旨を申上げまするると、食肉輸移入取締規則は、輸移入食肉の衛生上の取締りを徹底するため、昭和二年内務省令第四号を以て制定したものでありますが、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によりまして、必要な改廃の措置を取らなければならないことになつております。併しながら未だ食肉の輸移入が行われるに至つておりませんので、一応これが廃止の措置を取ることとして提案されたのであります。

尚政府委員より、従来の輸移入食肉の衛生取締りは、専ら食肉輸移入取締規則によつて行われて来たのでありますが、この規則の取締りの対象となりまするものは、食肉に供する件、緬羊、山羊、豚

及び馬の生肉販売の用に供するものでありまして、これには輸出又は輸出国の官憲の屠畜検査を経た上、特に指定した海港、例えば大阪、横浜、神戸、長崎、厳原、敦賀、下関、門司、宇品において、都道府県知事の検査を受けて輸移入されることとなつておつたのであります。終戦以後これら肉類の輸移入が中止せられましたため、事実上は殆んど実施されておらない現状であります。

この規則の廃止に伴つて国内におけるこれら肉類の衛生取締りにつきましては、食品衛生法により万全を期することになつておるとの説明がありました。

五月二十九日本審査付託となり三十一日の委員会におきましては、本案は、内容も極めて簡明なものでありまするので、討論もなく、当然の立法措置と認めまして、全会一致を以て討論を省略しまして採決、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上簡単でありますが、二法案の委員会におきまする経過並びに結果を御報告申上げた次第であります。（拍手）

◎農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二三、五、三一、法四九）

一、提案理由（五月二十一日）

○永江国務大臣　農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく、農地開発営団は、昨昭和二十二年九月二日附をもつて閉鎖機関に指定せられ、爾後閉鎖機関整理委員会において特殊整理を実施中でありますが、農地開発営団の実施しておりました事業のうち、農地開発法の規定による農地開発事業と、政府の委託による緊急開拓事業は、政府みずから実施することといたし、この場合における必要な措置に関しまして、さきに第一回国会において農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の成立を見た次第であります。

政府はこの法律によりまして農地の買収、農業水利事業の負担金の徴収の手続を進めるとともに、一方政府が事業を引継ぎ実施するに必要な資材の買収、人員の引継等を行い、事業の円滑なる施行に努力を続けてまいつたのであります。しかして、政府において事業

をみずから実施するために農地開発営団から引継ぎました職員に、あるいは資金前渡官吏を命じ、あるいはその他の責任ある任務を負担せしめることは、事業遂行上必要欠くべからざるものでありますので、その一部を政府の官吏といたす必要があるのであります。ここにおきまして、この職員設置の理由たる政府の機能の増大せるゆえんを法律をもつて明確にすることが適切であると考えられますので、ここに本法案を提出いたした次第であります。

何とぞ愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院農林委員長報告（五月二十二日）

○井上良次君　ただいまより、本日議題となりました、内閣提出、農林委員会付託にかかる、農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

農地開発営団は、さきに閉鎖機関に指定せられ、目下特殊整理を実施中でありまして、そのため、営団の行つてきた農地開発事業は政府がこれを引き継いだのであります。この場合に必要な措置に関しましては、第一回国会において、内閣提出の農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案を審議し、これを可決しましたことは、すでに御承知の通りでございます。しかるに、この事業を継承し、実施するにあたりまして、旧営団より引継いだ職員を国家の資金前渡官吏その他の官吏とする必要が生じ、この際その定員の増加を行いたいというのが、本法律案提出の理由でございます。

農林委員会は、本議案の付託せられましたのを機会に、開拓政策上の各般の問題にわたり詳細に検討を遂げ、疑義の解明に努めました次第でございますが、以下質疑応答を整理しまして、その重要と思われる主要点を御紹介申し上げたいと思います。

まず質疑の第一は、現在開拓関係職員は相当の数に上り、開拓予算は昭和二十年以来約五十億円を使用し、二十三年度においても五十億円を予定している、しかるに、開墾・作付は予定のごとく進捗せず、食糧増産に寄与するところも少く、入植者の状態もきわめて劣悪である、しかるに政府は、緊急五箇年開拓計画を十箇年に延長し、さらに官吏定員を増加しようとしている、国家財政、食糧事情の悪化せる今日、開拓政策の重点を、端的に効果を発揮し得る土地改良、農業水利、耕地災害復旧等の方向に移行する等、この際徹底的なる検討を行う必要があると思われるが、政府の所見いかん、というのであります。

これに対する政府の答弁は、農林省の行つている公共事業の重点を、地元増反の形における既墾地の土地改良か、あるいは数年先に効果を現わす開拓か、そのいずれにおくかということについては大いに問題がある、元来開拓事業の目的は、食糧増産に寄与せしめるという点にも存するが、同時に戰争犠牲者を救済せしめるというところにも重要なねらいがあるからである、本法律案は、営団より引

継いだ約二千八百人の職員のうち九百八十人を本官に採用し、嘱託として現に使つている者の一部を官吏としてその身分を明らかにすることを目的とするものであつて、別段の予算的措置を伴うものではない、今後の開拓事業は、行政機構を改革して治山治水事業等との調整をはかり、またこれからの新規入植者は厳選して中途で脱落しないようにし、すでに入植している者についても、資金・資材の両面でできるだけ保護を加えていきたい、との答弁でございました。

次の質疑は、未墾地の買収、山林・原野の開墾はきわめて粗雑な計画のもとに行われ、水源が枯れて良田がつぶれ、地元農民の採草地、薪炭林が欠乏して、入植者と反目するような事態が各所に起つている、政府の所見いかん、というのであります。

これに対する答弁は、今後山林・原野の解決は慎重に行う、地元と入植者との対立は調停をはかる、というのであります。

最後に、開墾・開拓の費用は労務費が大きな部分を占めている、国営開墾は人手不足であつて、官吏を増加しても及ぶところではない、むしろ農閑期を利用する市町村民または民間組合の補助開墾を大規模に行つてはどうか、という質問でありました。

これに対して政府からは、基本工事は地方公共団体、直接開墾は入植者が行う建前でいく、補助開墾の拡張については予算を折衝中である、という答弁が行われたのであります。

質疑応答の概略は、以上の通りでございます。

農林委員会は、昨五月二十一日、本議案に関し審議を行つたのでありますが、本法律案そのものの趣旨はごく簡単であり、かつ六月一日を予定とする施行期日の関係もございますので、委員長より、政府に対する質疑を打切り討論に付したる後、ただちに表決に入りたい旨を各派に諮つて賛成を得、それより討論に入つたのであります。まず社会党の野上委員より、開拓の実績は十分とは言いがたく、実体についての把握も不十分である点は遺憾である、食糧増産、戦争犠牲者の救済という開拓の二大目的に鑑み、今後の善処を要望するものである、本法律案は、提案理由もきわめて明瞭であるから、そのままこれを了承することとし、賛意を表するものである、という意見が述べられ、次に民主自由党を代表して野原委員より、本法律案に賛成する、但し、開拓は国営事業となつたのであるから、今後の運営に慎重を期し、官吏の増員のための単なる手段に堕しないよう注意せられたい、という意見の開陳をみたのであります。かくて討論を終結し、ただちに採決に入り、全員一致をもつて本法律案を政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単ながら御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（五月三十一日）

○楠見義男君　只今議題になりました法律案につきまして委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律は、去る第一回国会におきまして制定せられた法律でございまして、この法律は当時御報告申上げましたように、昨年九月農地開発営団が閉鎖機関に指定せられましたために、それまで営団が行なつておりました農地開発或いは緊急開拓の事業を政府が引き継ぎ、政府みずからその実施に当ることとなり、これに伴う善後措置を規定した法律でございます。

而して爾来政府は右の法律に基きまして、営団から引き継いだ事業の実施に必要な資材の買収、或いは営団職員の引き継ぎ等を行なつて参つたのであります。而してこの政府に引き継がれた職員約三千名は、本年の三月までは農林省の嘱託乃至雇傭人として、又四月以降は同じく臨時職員として事業に従事して参つたのでありますが、右の職員中その約三分の一に相当する者につきましては、或いは資金前渡官吏として、或いはその他の責任ある地位を負担せしむることが事業遂行上是非共必要でありますので、今回法律を改正し、これらの者を官吏となし得るための根拠規定を一ヶ條新たに設けんとする次第であります。

本改正法律案の内容は以上の通りでありまして、その趣旨とするところは妥当なるものと認められ、従つて委員会の審議に当りましても、改正案自体につきましてはさして意見もなかつたのでありますが、ただ本件に関連いたしまして、開拓乃至開墾事業の実施上重要なる質疑が行われましたので、それらの中一二をここに御報告申上げておきたいと存ずるのであります。

先ずその一つは、開拓と林業及び畜産との調和関係についてでありますが、この問題は前国会におきましても極めて真剣に論議された問題でありまして、即ち開拓事業が若し適当に行われない場合におきましては、治山、治水に重大なる影響を及ぼし、或いは畜産に大きな障害を與え、或いは又地方的に無用の摩擦と混乱とを生ぜしむるわけでありますが、当時政府はこれらの関係産業の綜合調整については十分善処することを強調せられたのでありますが、その後の実情に照して尚遺憾の点も少くなく、かたゞ〳〵先般関係方面より開拓政策に対する批判的な声明等のあつた事情もありまして、これらを中心として再び熟心なる質疑が行われたのでありますが、これに対する政府の答弁は、要約いたしまするに、開拓事業については、従来の実績に徴して、十分再検討を加え、今後その万全を期したい。而して具体的には、従来の入植者の生活安定と、引揚者で待機中の農業者を主たる対象とし、これに従として補助開墾等を附加して行きたい。又林業、畜産等との調整上、開拓の行過ぎの弊を防止するためには、開拓適地の調査は、これらの関係者との共同調査によつて行い、立地條件は勿論、その他社会的、経済的條件を綜合的に見るように、地方庁を十分指導監督する方針を立て、それ〳〵通達しており、これでも尚今後の推移に鑑み、不十分の場合は、将来法的措置をも考慮するの要あるべしとの趣旨の答弁がございました。尚開拓地決定の不安定な状態から生ずる地方的の無用の摩擦と混乱を除去するために、内地においては、本年中に開拓予定地を決定する方針を明らかにせられました。次の問題は、開拓と土地改良との比較考慮の問題でありまして、即ち、当面の食糧増産に対する緊急要請から、又限られた国家財政の下における予算の有効使用の観点から、政府は開拓事業と土地改良事業を如何に調整するか、言い換えれ

ば、土地改良事業に、より多くの重点を指向すべきではないかとの質問に対しまして、政府当局は、両者それ〴〵の長所を有し、開拓も、海外からの引揚開拓民の関係もあり、又長い目で見れば必要と思う。併しながら、具体的には食糧増産上、土地改良は早急に効果が挙るのであるから、この方は是非大規模にやつて行きたいとの趣旨の答弁がございました。右の質疑の外、いろ〳〵の重要な質疑応答が行われましたが、これらは遺憾ながら速記録に譲りたいと思います。

かくて質疑終了後、本改正法律案について討論に入りましたところ、別に御意見もなく、採決に当りましては、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。

◎昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二三、五、三一、法五〇）

一、提案理由（五月二十七日）

○荒木政府委員　ただいま議題となりました昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

改府は、さきに国会の審議を経まして、本年に限り、所得税の予定申告書の提出及び納期に関し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決された後、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしたのであります。目下政府は、最近における賃銀、物価等経済諸情勢の推移等に照らしまして、租税負担を軽減するため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき具体案を検討中であり、近く成案を得てこれが改正案を国会に提案いたしたい方針でありますが、その提案の時期が諸般の事情により遅延することと相なりましたので、今回さらに所得税の四月予定申告書の提出等に関する特例について改正を加えますとともに、所得税の納期についても特例を設けることといたしたのであります。すなわち、本年に限り、所得税の四月予定申告書は、本年七月一日の現況によつて記載し、七月一日から同月三十一日までに提出することとし、所得税の第一期の納期も、七月一日から同月三十一日限りとして、それ〴〵三箇月繰延べることといたしました。また右に伴い、本年に限り、所得税の納期はこれを三期とし、予定納税額の三分の一ずつを七月、十月及び一月に納付するようにいたしますことが、官民相互の手数の点から見ても、この際適当であると考えられるのであります。

何とぞ御審議の上、速やかに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（五月二十九日）

（食糧管理特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（五月三十一日）

○黒田英雄君　只今議題と相成りました昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

この法律案は前に、本年に限りまして所得税の四月予定申告書の提出期間を延ばすことにつきまして、すでに二回御報告申上げておるのと、それは全く同じ理由に基いておるのであります。第一回は四月のを五月にし、更に又五月のを六月にいたしたのでありますが、今回はやはり税法の改正がまだ国会の承認を得ませんので、更にこれを七月に延期しました。従いまして七月の予定申告はこれは取止めることにして、そうして本年に限つて三回の申告になります。これに伴いまして納期も又七月、十月、一月という三回になります。三分の一ずつを納めるということにいたさんとするのであります。これに伴いましていろ〳〵な規定を設けておるのでありまして、委員会におきまして討論に入りましたが、別に御発言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものなりと議決いたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎戸籍手数料の額を定める法律

（昭和二三、六、一、法五一）

一、提案理由（四月十五日）

○村上（朝）政府委員　戸籍手数料の額を定める法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

本年一月一日施行をみました戸籍法を改正する法律においては、その第五條第二項により「手数料の額は、別に法律でこれを定める。」とされております。ただ同法第百四十三條には、この額は「財政法第三條の規定の適用があるまで政令の定によることを妨げない。」とされておりまして、現行の戸籍手数料規則は、一応その効力を認められておりますが、しかし財政法第三條の規定は、早晩その施行をみることと存ぜられますので、その施行以前に戸籍手数料規則を法律に切換える必要があります。これが本法律案を提案する理由でございます。

本法律案の内容は、現行の戸籍手数料規則の定めるところと、まつたく同一でありまして、すなわち戸籍簿等の閲覧は一回につき五円、戸籍等の謄抄本は一枚につき五円、戸籍の記載事項その他の証明も一件につき五円となつております。この額は、昨年政令第二百一号で、従来各一円であつたのを増額し、十月一日より実施したものであります。何とぞ慎重御審議の上速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。

戸籍手数料の額を定める法律

二、衆議院司法委員長報告（五月七日）

○鍛冶良作君　ただいま議題と相なりました戸籍手数料の額を定める法律案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

改正戸籍法によりますれば、戸籍手数料の額は別に法律で定めることになつております。ただ財政法第三條の適用があるまでは政令によることを妨げないという規定によりまして一応効力が認められていた現行戸籍手数料規則を、このたび財政法第三條の規定の施行にあたつて、法律に切りかえる必要から提出せられたものであります。その内容は現行規則とまつたく同様でありまして、委員会においても別に問題となるところはなく、四月十五日政府の説明の後、質疑を省略いたしまして、昨六日討論の際、各党委員よりそれぞれ賛成の意見が述べられ、同日採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決をいたしました次第であります。

右、簡単に御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院司法委員長報告（五月二十一日）

○岡部常君　只今上程せられました戸籍手数料の額に関する法律案についての委員会の経過並びに結果を御報告申上げます。

本年一月一日施行を見ましたところの戸籍法を改正する法律にお きましては、その第五條第二項によりまして、「手数料の額は、別に法律でこれを定める。」とされております。ただ同法第百四十三條に

は、「この額は財政法第三條の規定の適用あるまでは、政令の定めるところによることを妨げない。」とされており、同條は、財政法第三條の特例に関する法律により、現在のところ一般には適用がないことになつておりますので、現行の戸籍手数料規則は現在もその効力を認められておりますが、成るべく速かに戸籍手数料規則を法律に切替える必要があるのであります。これが本法案を提案する理由なのであります。

簡単に法律案の内容を申上げますが、本法律案の内容は、現行の戸籍手数料規則に定めるところと全く同一でありまして、即ち戸籍簿等の閲覧は一回につき五円、戸籍等の謄抄本は一枚につき五円、戸籍の記載事項その他の証明も一件につき五円となつておるのであります。この額は、昨年政令第二百一号で、従来各一円であつたのを増額いたしましたような次第で、これは十月一日より実施しておるのであります。これが本法案の内容でございます。

本法案につきましては質問はございませんでしたし、又討論もお申出がございませんで、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定せられたのであります。（拍手）

◎海上保安庁の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律

（昭和二三、六、三、法五二）

一、提案理由（五月十八日）

○木下政府委員　ただいま議題となりました海上保安庁の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案について提案の理由を簡単に御説明致します。

現在地方自治法第百五十六條第五項におきましては航行施設、気象官署水路官署、これを規定しておるのでございますが、航行施設及び水路官署は今回海上保安庁に統合せられました結果、海上保安庁といたしましては、このほかに巡視船の整備補給等第一線的活動に関する事務のみを行い、何らの行政的監督的権能を有しない基地施設及び海上保安庁の迅速敏活な在務遂行のためもつぱら通信連絡の用に供せられる通信施設を有するものでありまして、これらのものをも同様に取扱うのが適当であると考えますので、航路標識及び水路官署が海上保安庁に統合されましたことによつて地方自治法第百五十六條第五項の整理の意味合をも兼ねまして、この法律案第一條の規定を設けた次第でございます。

次に掃海及び旧海軍艦船の保管に関する事務について、御説明いたしますと、これらの事務は、さきに連合軍最高司令部覚書に基く第二復員局の解体に伴いまして、ポツダム政令第三百二十五号により、運輸大臣の管理のもとに運輸省海運総局及び海運局の所管に属しておつたものでありますが、今回海上保安庁法により、これらの事務は海上保安庁の所管となりましたので、ここに両者の法律的調整の必要上、この法律案第二條の規定を設けた次第でございます。

以上この法律案の提案理由を簡単に御説明致しました次第であります。何とぞ慎重御審議あらんことをお願いいたします。

二、衆議院治安及び地方制度委員長報告

（五月二十一日）

○門司亮君　ただいま議題となりました、海上保安庁の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案に関し、治安及び地方制度委員会における審議の経過及び結果につき、その概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の内容及び提案理由を要約して申し上げますと、第一点は、地方自治法第百五十六條第五項の中に「航空施設、気象官署、水路官署」とありますのを、「気象官署、海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」と改めんとするものであります。元来、地方自治法第百五十六條第五項の規定は、同項の中に掲げてある諸施設は、同條第四項の規定による国の地方行政機関のように、その設置に関しては国会の承認を経なくてもよろしいのでありますが、今回これらの諸施設の中に、海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識を加えようとするのは、これらの諸施設が行政権に基く監督的の機能を果すものでなく、海上保安業務を行う現場的

海上保安庁の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

業務となりますので、他の病院、鉄道の駅あるいは監視所等と並んで、これの例外として、その設置変更の点について彈力性をつけようとするためであります。

法案の第二点は、法律と同一の効力を有しまする、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令中、第五項より第七項までを削除せんとするものであります。これは、この政令によつて、掃海及び旧海軍艦船の保管に関する事務は、運輸大臣の管理のもとに運輸省海運総局及び海運局の所管に属しておつたのでありますが、先般海上保安庁法の制定によりまして、これらの事務は海上保安庁の所管となりましたので、これに吸収せしめまするために、本法案に第二條を設けまして、この政令の第五項より第七項までを削ることにいたしたのであります。

本委員会におきましては、去る五月十八日委員会を開きまして、この法案を議題に供しまして審議いたしたのであります。木下運輸政務次官及び大久保海上保安庁長官より、それ〴〵提案理由及び内容の概要の説明を聽取いたしまして、愼重審議いたしました結果、海上保安庁法の制定に伴い地方自治法及び昭和二十二年政令第三百二十五号の一部を調整する必要があると認め、さらに松澤委員より、瀬戸内海等の海上治安について具体的事実に即せる要望あり、これに対しましては大久保長官より、その点については万全を期するとの答弁がありました。次いで小暮委員より、討論省略、原案を可決すべしとの動議がありまして、満場一致原案を可決すべく議決いたしたのであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院治安及び地方制度委員長報告

（五月二十六日）

○吉川末次郎君　只今議題となりました海上保安庁の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案につきまして、本委員会の審議経過並びに結果について御報告申上げたいと存じます。

先ずこの法律案の内容といたしますところは、第一点は地方自治法第百五十六條第五項に規定せられておりまする、いわゆる地方出先機関設置に関しまして、国会の承認を要しないところの業務の項目というものを挙げておるのでありますが、その項目を更に追加せんとするものでございます。即ち先に成立いたしました海上保安庁法によりまして、海上保安庁は航路標識及び水路官署を統合することとなりまして、且つ巡視船の整備補給等の基地施設並びに通信施設を有することとなりましたので、この際本規定の整理の意味合いをも兼ねまして、改正せんとするものでありまして、次に

その第二点といたしますところは、掃海及び旧海軍の艦船の保管に関するところの事務につきましては、先に連合国最高司令部覚書に基きますところの第二復員局の解体に伴いまして、いわゆるポツダム政令第三百二十五号により、運輸大臣の管理の下に運輸省の海運総局及び海運局の所管に属しておつたのでございますが、今回海上保安庁法によりまして、これらの事務というものは海上保安庁の所管となりましたので、ここに両者の間の法律的調整の必要を生ずるに至つたのでございます。

以上が本法律案の趣旨内容でありまして、治安及び地方制度の常任委員会は、これが付託を受けましてより、愼重審議をいたしました結果、大体これを了承するところがあつたのでございます。更に討論採決いたしましたところ、全会一致本法律案は、これを可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げました次第でございます。（拍手）

◎高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法

（昭和二三、六、一一、法五三）

一、提案理由（五月三十一日）

○佐藤（達）政府委員　御説明にはいります前に、一言御了解を得ておきたいと存ずるのでありますが、実はお手もとに活版刷りで出ておりまする法律案に対しまして若干の正誤がありまして、その手続はすでに数日前にとつておるのでありますけれども、その正誤がお手もとにおそらく印刷によつて届いておらないものと考えまして、とりあえず正誤済の形のものを謄写版刷りにいたしましてお届けしたつもりでございます。従つて便宜それによつて御審議をお願いしてはいかがであろうかと考える次第でございます。

次に、本案につきましての提案理由を御説明申し上げます。御承知のように国家公務員法は来る七月一日から施行されるのでありますが、その実体的の規定が現実に適用されますのは、まず職階制が確立され、おの〳〵の職階に応じまして試験制度その他の諸制度が完成した後ということになるのであります。従いましてそれまではなお暫定的に現行の官吏制度が適用されまして、ただいま御審議いただきますこの高等試験委員及び普通試験委員の制度も、ここ当分は、七月にはいりましてもなお存置される次第であります。本案は右の事情を基礎といたしましてこの高等試験委員及び普通試験委員の制度について大略二点の改正を加えんとするものでございます。

その第一点は、近く実施せらるべき国家行政組織法との関連をあらかじめ見越しまして、この際これに伴う形式的なる調整を加えておこうというのがその一点であります。すなわち高等試験委員は新しい行政組織法の目をもつて見ますれば、外局としてこれを扱うのが適当でありますから、その名称を高等試験委員会――すでに御審議をいただいておると思いますが、国家行政組織法においては、外局の名称を委員会、庁、院というふうに統一しております関係上、これを委員会といたしたのであります。

それから第二点は、高等試験委員の委員会の構成、殊に司法科試験を担任しております第三部の組織を中心といたしまして、所要の変更を加えんとするものであります。すなわち行政科試験がすでに廃止されました今日におきましては、司法科試験の実施ということは、この試験委員の重要な仕事になりますので、この点に着目いた

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法

しまして、従来は高等試験委員は総理大臣の所轄にありましたのを、今度は法務総裁の所轄に移しまして、かつこの司法科試験を所掌いたします第三部長は、現在は法務総裁の官房長が当つておるのでありますが、今度は司法科試験殊に裁判官の資格試験ということに重点をおきまして、最高裁判所事務総長をもつてこの第三部長に充てることにいたしまして、なお常任委員の中の二人までは最高裁判所の一級または二級の官吏から選ぶということにいたしたのであります。申し添えますが、現在常任委員は全体で九人ということになつておりまして、九人が第一部、第二部、第三部にわかれて属するという建前にしております。その中の二人は最高裁判所の方からとつてくるということにいたした次第でございます。

これがこの法案の大要の御説明でございますが、あとは御質疑でもございましたら、お答えいたしますことにいたし、説明を終ります。よろしくお願いいたします。

二、衆議院決算委員長報告（六月一日）

○松原一彦君　ただいま議題に上りました高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、国家公務員法が来る七月一日から施行されるのでありますが、その実体的規定が適用されますのは、職階制及びこれに応ずる試験制度等が完成した後となります。なおそれまでの間現行の試験制度を存続せしめんとするものであり、同時に、この機会に右の事情を基礎として、その組織に若干の改正を加えんとするものであります。すなわちその第一点は、国家行政組織法案との関連上、高等試験委員を外局として扱うのを適当として、高等試験委員会と改めたことであります。第二点は、高等試験委員の構成、殊に司法科試験を担当する第三部の組織を中心として、所要の変更を加えんとするものであります。すなわち、行政科試験が廃止された今日では、司法科試験の実施が重要な仕事になりますので、従来総理大臣の管轄下にありました高等試験委員は、これを法務総裁の所轄に移し、かつ第三部長は最高裁判所事務総長をもつて充てんとするものであります。

本委員会は、以上の諸点につき、昨日午前中政府当局の説明を聴取いたしましたが、これに対する質疑はなく、討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしたのであります。

以上、決算委員会の報告を終ります。（拍手）

三、参議院決算委員長報告（六月四日）

（電波物理研究所を電試験所に統合する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（昭和二三、六、一四、法五四）

一、提案理由（五月二十日）

○佐藤（達）政府委員　行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。さきに本委員会の御審議を経ました行政代執行法は、すでに成立いたしまして、公布に相なつたのでありまするが、この行政代執行法は、その附則におきまして、行政執行法を廃止いたしたのであります。その結果従来のいろ〳〵の法律の中に、行政執行法の條文を引用しておる規定がありますので、これを整理いたさんとするのが本案の趣旨でございます。一口にこの内容を申し上げますと、大体二つにわかれるのでありまして、その一つは、たとえば森林法のごとくに、費用の徴収に関する規定において、従前の行政執行法を準用しておつた、その関係のものであります。すなわち強制徴収の方法として、もとの行政執行法の第六條におきましては、国税滞納処分の例によるという條文がありました。それを準用しておつたのであります。ちようど今度の行政代執行法におきましても、その関係においては、同じような條文が第六條として出ておりますので、その点の整理をいたしました。「行政執行法第六條」とあるのを、これに相当する「行政代執行法第六條」と改めるというのが、その第一の部類であります。

それから第二の部類として、都市計画法等にあるのでありますが、御承知のように、前の行政執行法におきましては、代執行等をなし得るのは行政官庁に限られておりまして、地方公共団体あるいはその機関というものは、代執行をする権能が一応ないということになつております。その関係上都市計画法のような場合においては、公共団体にも代執行の権能を認めなければならぬという必要があるので、その意味で行政執行法を準用しておつたのであります。ところが行政代執行法におきましては、一般の規定として、行政官庁以外の公共団体等においても代執行ができるという建前にしてしまいましたから、わざ〳〵今申しましたような準用をする必要はなくなつたわけであります。その意味で当該條項を削除いたしたのであります。大別してさような内容になつておるわけであります。きわめて簡単でありますが、提案の説明を終ります。

次に日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を申します。

日本国憲法施行の際に効力を有しておりました命令で立法事項をきめておりますものは、すでにほとんど法律に書直す作業を終りまして、法律として、大部分のものは制定されておるのでありますが、なおこの憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の第一條四に列記されております若干の命令につきまし

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

ては、命令の形のままで今日まで法律とみなされてきておるのであります。すなわち左に掲げる法令は、国会の議決によつて法律に改められたものとするということにおいて、法律の力を今日まで與えられておつたものが若干ございます。なおこれらの法令につきましては、本年の五月二日までに改正あるいは廃止というような必要な措置をとらなければならないという條件が附け加えられておつた関係もございまして、五月二日までにその措置をとることのできないものが若干生じました。よつてこの際この條項の改正を願いまして、五月二日という期間を七月十五日と改めていただきますとともに、七月十五日までに法律化の手当が完成しなかつたものは、爾後の効力を失うということをはつきり定めようといたすものであります。

以上が本案の提案の理由でございます。何とぞよろしく御審議を願います。

二、衆議院司法委員長報告（五月二十六日）

（民事訴訟法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院司法委員長報告（五月二十八日）

○鈴木安孝君　只今議題となりました行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の、司法委員会の審議の経過及び結果について御報告申上げます。

行政執行法が廃止となり、新たに先般行政代執行法が本院を通過いたしまして、法律として制定公布されましたことは御承知の通りであります。そこで廃止の行政執行法の第五條、六條が他の法律、例えば森林法や道路法等の七つの法律に準用されてありますので、これを整理する必要があるのでございます。その整理の方法としまして前の行政執行法は行政官庁だけに適用される規定の仕方でありましたため、公共団体等の行政庁の代執行の場合には、どうしても準用條文が必要とされるのでありますので、今度の行政代執行法は行政官庁だけでなしに、自治体等の行政庁の代執行につきましても、これを含めて規定いたされましたので、自然準用の必要がなくなつたといいますけれども、これが本法案の第二條乃至第五條、及び第七條でありますし、第一條及び第六條即ち森林法、森林資源造成法の整理は行政執行法の第六條がたま〳〵行政代執行法の第六條に相当いたしまするので、そのように改められたわけであります。

以上が本法案の内容でございますが、委員会におきましては慎重審議いたしまして、質疑を行ない、討論を省略いたしまして全会一致これを可決すべきものと決した次第であります。

次に日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、新憲法によりますれば法律を以て規定すべき事項を規定内容といたしておりますものは、先に一応暫定的に昨年十二月末日まで法律と同一の効力を有するものと定めまして、その間に整理いたし、いろ〳〵の都合で整理できなかつた若干のものにつきましては、昭和二十二年法律第二百四十四号で国会の議決により法律に改められたものといたし、その効力は暫定的なものといたしまして、本年五月二日までに必要なる改廃の措置をとらなければならないものといたしました。そうして五月二日までに大部分の法令がそれ〴〵改められたのでありますが、種々の関係上遺憾でございまするが、まだ必要な改廃の措置ができないものも若干ございますので、これは本年七月十五日までに必要な改廃の措置をとらなければならないことといたし、それまでに法律として制定され、又は廃止されない限り、同日十六日以後はその効力を失うことにいたしましたのが本法案の内容でございます。

本委員会におきまして愼重審議いたしましたが、政府の答弁によりまして、本法案の適用を受ける法令は極く僅かでありまするや、その中現に国会に提出されておるもの二、三ありまして、その他のものも殆ど提案されんとしておるような状態であります。その遅延の事情も諒とせられる点がありまするので、討論を省略いたしまして全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上簡單でありまするが御報告申上げます。（拍手）

◎内閣総理大臣等の俸給等に関する法律

（昭和二三、六、一九、法五五）

一、提案理由（六月九日）

○荒木政府委員　ただいま議題となりました内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案につきまして、私より提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

内閣総理大臣、国務大臣その他日本国憲法第七條の規定による認証官の担当する職務の内容と責任とは、特に重大なものがありますので、従いましてその給與は、その職責に真に相応したものでなければならないことは申すまでもありません。もつともただ單に職務に相応じた給與という原則からだけでは、一般の公務員と選ぶところはないわけでありますが、これらの者は原則として管理者、監督者としての地位にあり、一般勤労者と同一に律することが必ずしも適当でない面がありまするとと同時に、これらの者の職務内容は、それぞれの官職に応じて明瞭でありますので、従来からこれらの者に対する給與は、一般官吏とは別にそれ〴〵官職別に定額を定めるとともに、給與の体系におきましても、一般官吏とは異つた独自の制度をとつてまいつたのであります。すなわち、俸給の額は一般官吏よりも高い額にいたしますとともに、報酬は俸給一本で支拂い、家族手当や勤務地手当は支給しない建前といたしておつたのであります。ただその法制の形式といたしましては、今までは一般の官吏と

同様に、官吏俸給令その他の規定によつておりまして、特別の法令は制定せられていなかつたのであります。今回政府職員の新給與実施に関する法律が制定せられ、一般官吏の給與制度に大きな改正が加えられるに伴いまして、内閣総理大臣等の給與についても、その給與額その他の点につきまして、これを改正する必要が生じたのでありますが、前に申し上げましたような従来からの実情でありますので、この際従来の方式を改めまして、これらの官吏につきましては、一般官吏とは別箇の法律に規定することといたした次第であります。なお裁判官その他認証官等でありましても、従来から特別法に規定されております者につきましては、それ〴〵の法律を改正し、または新たな法律を別途制定いたしまして、その給與制度に所要の改正を加えることといたしました。

今回の制度で従来と異つております点は、総理大臣等の給與について、従来各種の法規と別々に規定されておつた事項を、統一的にこの法律に規定したこと、俸給額を相当増額したこと、従来の給與に新たに勤務地手当を加えたこと、及び俸給の支給方法に改正を加えたこと等であります。

この法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。まずこの法律の適用を受ける者は、第一條に規定してありますように、内閣総理大臣、国務大臣、会計検査院の検察官、人事委員会の人事委員長及び人事委員、特命全権大使、宮内府長官、侍従長及び特命全権公使であります。その俸給月額は、別表に掲げてありまする通り、内閣総理大臣二万五千円、国務大臣、検査官、人事委員長、人事委員及び特命全権大使がいずれも二万円、宮内府長官一万八千円、侍従長及び特命全権公使がいずれも一万五千円であります。

次に俸給の支給方法といたしましては、まず支給期日は、従来は各省で多少異つておりましたが、今回は内閣総理大臣等には、いずれも毎月二十一日に支給することといたしました。また俸給支給の始期は、従前の発令の翌日からとなつていましたが、これを今回は発令の当日からに改めるとともに、俸給支給の終期としましては、従前は退官又は死亡の場合、その月分の俸給全額を支給する建前でありましたのを、今回は退官または死亡の当日まで日割により支給することに改めました。このような場合の日割計算の方法といたしましては、従来は月額をその月の現日数で除して得た額を日額としておりましたのを、今回は月額の二十五分の一をもつて日額とすることにいたしました。

次に俸給以外の給與として勤務地手当を新たに設けまして、俸給の補完的作用をなさしめることといたしました。その支給率等は一般官吏と同様であります。その他に退官又は死亡の場合には、従前同様退職手当及び死亡賜金を支給する旨、及び実費弁償として旅費を支給することを規定いたしました。なお内閣総理大臣等には、扶養家族に対する手当は、今まで通り支給いたさないこととしております。

最後にこの法律による給與は本年一月一日に遡及してこれを支給すること、すでに支拂われた給與は、この法律による給與の内拂とみなすこと等は、一般政府職員に対する取扱とまつたく同様であります。

以上この法律案につきまして、立案の趣旨及び法律案の内容につき御説明申し上げた次第であります。何とぞ速やかに原案通り御賛成くださいますよう希望いたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告(六月九日)

(会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院財政及び金融委員長報告(六月十四日)

(臨時通貨法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭和二三、六、一九、法五六)

一、提案理由(六月七日)

○北村国務大臣　臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を簡単に御説明申し上げます。臨時通貨法は政府が当分の間発行することのできる臨時補助貨幣として、五十銭、十銭、五銭、一銭の四種を規定しております。このうち現在製造しておりますものは、五十銭の黄銅貨のみでありますが、最近の物価情勢から申しますれば、従来の五十銭の補助貨幣では額面価格が低きに過ぎ、日常取引に不便でありますので、これよりも高額面の補助貨幣を発行することが、日常取引の便利を増進するゆえんであると考えられるのみならず、近く物価改訂に伴い、人件費の高騰及び物件費の上高が起りますれば、現行の五十銭補助貨幣は、一枚当りの製造経費が五十銭を超えることを予想されますので、臨時通貨法の一部を改正いたしまして、臨時補助貨幣の種類を増加し、従来のものの外に五円及び一円を加え、今後主としてこれらの補助貨幣を製造することによりまして、造幣局の收支を改善し、貨幣製造能力の維持を図りたいと、かように存ずる次第であります。

次に新しい五円及び一円の補助貨幣は、それ〴〵百円及び二十円まで法貨として通用する旨の制限を設けました。以上が今回の臨時通貨法改正の理由でございます。何とぞ御審議の上速やかに御協賛あらんことを希望する次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告(六月九日)

(会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院財政及び金融委員長報告(六月十四日)

○黒田英雄君　只今上程されました両案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず臨時通貨法の一部を改正する法律案でありまするが、その政府が提案をいたしました理由、並びに内容について申上げますが、

臨時通貨法は臨時補助貨幣として五十銭、十銭、五銭、一銭の四種を只今規定しておるのであります。その中で現在はただ五十銭の黄銅貨だけを製造しておるのでありますが、最近の物価の騰貴により取引の状況から見まして、尚高額面の補助貨、即ち硬貨でありますが、硬貨即ち五円及び一円の補助貨幣を加えて製造しようというのでありまして、つまり四種を六種に改めるというのが内容であります。又五十銭の黄銅貨は、近く物価改訂に伴つて人件費、物件費等の上昇が起りますというと、一枚の製造費が五十銭を超すというようなことが想像されますので、これは新らしい五十銭の兌換券の方に譲つて、今後は專ら五円と一円の硬貨を製造しようというのであります。そうしてこの新らしい五円は百円まで、一円は二十円までを法貨として強制通用力を持たせようというのであります。

質疑応答に移りまして、その中の一二を御紹介しまするが、これらの硬貨の製造の経費はどのくらい要するかということにつきましては、現在の賃金ベースでありますというと、五十銭は四十五銭ぐらいでありまするが、千八百円ベースになりますというと、六十五銭を要するのであります。五十銭を超すということになるのであります。一円は新賃金ベースで以て六十九銭、五円は七十二銭かかるということでありました。次にこれらの硬貨はどれくらい製造する見込であるかということにつきましては、まあ取引の状況によつて変つて行くのでありまするが、現在のところでは技術上の関係から、一円は十一月頃から、五円は十月頃から製造するそうであります。大阪造幣局は五円を一億二千八百万枚、金額にして六億四千万円、一円は東京と広島の支局で以て八千四百万枚を造る見込である。そうしてその採算の上から見ますというと、三億円以上利益があるということであります。

かくて質疑を終りまして、討論に入りまして、採決をいたしたのでありますが、全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案について御説明をいたします。

先ず法案の内容と政府が提案いたしました理由について申上げますが、内閣総理大臣等と申しますのは、内閣総理大臣、国務大臣、検査官、人事委員長及び人事委員、特命全権大使、宮内府長官、侍従長、特命全権公使、これらの者に対しまする俸給給料をこの法律で定めようというのであります。そうして内閣総理大臣の俸給は月額二万五千円、国務大臣、検査官等は二万円、その外一万八千円、一万五千円というような階級であるのであります。そうしてその外支給の期日を一定して毎月二十一日にするとか、或いは支給を始めるとき、或いは支給を終るとき等にいろ〳〵規定を設けているのであります。そうして俸給の外に新たに勤務地手当を加えまして、俸給の補充作用をなさしめようといたしているのであります。又これは本年一月一日に遡つて支給をいたしまして、すでに支拂われております給與は、この法律によりまして給與の内拂と見ることにいたしているのは、先きに議決になりました一般官吏の場合と同様であるのであります。従来内閣総理大臣、国務大臣等は、しば〳〵一般官吏の給與がいろ〳〵な形で増加されましたに拘わらず、扶養家族手当とか勤務地手当はなくして、俸給一本で以て、且つその金額も極めて少かつたのであります。今回政府職員の新給與実施に関する法律が制定されまして、給與制度に大きな改正が加えられるに伴いまして、この内閣総理大臣、国務大臣等の職務の内容と責任は特に重大なるものがあるのでありまして、給與の額を相当引上げますと同時に、従来の法律の形式を改めまして、一般官吏とは別個の法律にしたというのであります。

この法案の質疑に移つたのでありますが、その一二を申上げます。総理大臣、国務大臣の俸給の額はこれでも尚低きに過ぎはしないかというような御質問に対しましては、これはいろ〳〵前から論議があつたのでありますが、公的生活は極力国費で以てこれを持つことにし、私的生活につきましては、現在の我が国の国情からいたしまして、できるだけ一般国民との開きをないようにして行きたいという閣僚の意見もあつたのでありまするが、併し現在の給與は全体からいうと尚少いのであります。併し又これを余り多くするということは、国民に対しても言いにくいというようなところから、本法案のようになつたという説明でありました。又一方には裁判官との関係も考慮しておるということであつたのであります。尚他の御質問は、これは二千九百二十円ベースに準じたものであろうと思うが、三千八百円になるとするならば、これも引上げるようになるのかという御質問に対しましては、政府委員から、事務的に言えば、まあそういうふうな関係になるんでありますが、併し前に申したような電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

いろ〳〵な関係もあるので、必ずしもそうなるかどうかということは、まだ決まつて……はつきりと申上げることはできないというような答弁であつたのであります。その他の質疑応答は、速記録に譲ることをお許しを願いまして、かくて討論採決に移りまして、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものなりと決定いたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

（昭和二三、六、二五、法五七）

一、提案理由（一月三十日）

○三木国務大臣　ただいま議題となりました電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

戰争前におきましては、加入電話の総数は百八万に達しておりましたが、戰争のため、多数の電話が燒失または破壊せられ、あるいは動員せられたために終戰当時開通しておりました加入電話の数は、戰争前の約四割五分の四十七万に減少いたしたのであります。その後電話の復旧、新設に対する各方面の熾烈な要望にこたえて、政府は全力をあげて努力してまいりましたので、昨年三月末までに、約二十六万を復旧、新設することができました。本年度におき

ましては、七万八千の復旧、新設を行う計画のもとに、当初約七億円の予算の承認を受け、昨年十月までに、約六万三千の開通工事を終えたのでありますが、その間中途において物価の改訂が行われました結果、当初の予算に不足を生じたのみならず、これだけの復旧、新設では、一般社会の要望に副うことができませんので、当初の計画を変更し、本年度内に八万七千を復旧、新設し、また増設、接続電話は、これまでは民間で施設していたのでありますが、これも政府において行う方針に改め、その新設数を三万八千とし、合わせて十二万五千の開通を行う計画をもちまして、これらに要する経費として、約十四億円を要求いたしたのであります。もちろんこれらの建設に要します資金は、一般公債発行による財源をもつて充てることとなつていたのでありますが、国家全般の財政事情から、この一般公債の発行高が極度に制限されました結果、加入電話等の復旧新設に充てられるものは、わずかに四億円に縮減されたのであります。この金額では、すでに開通しました加入電話の復旧新設の費用をようやく賄うにすぎませんので、十二月以降においては、資金欠乏のために、電話の復旧、新設はほとんど全面的に停止しなければならない窮状に立ち至つたのであります。

しかしながら電話工事を中止することは、わが国産業経済に及ぼす悪影響が甚大でありますので、ここにやむなく臨時的な措置として、電話の利用者から、加入電話の設備を増加するために要する費用を、政府が直接借り入れて、電話の復旧新設を継続することといたしたいと考えました次第であります。

次に公債を引き受けるべき利用者の範囲は、開通によつて直接利益を受ける復旧加入者及び新規加入申込者に限り、既設の開通加入者には及ばないのでありますが、ただ既設の開通電話を譲り受けて利用する者は、新たに電話の利用関係に入る点においては、新規加入の申込者または復旧電話の加入者と何ら選ぶところはないのでありますから、やはり公債を引き受けるべき範囲内に入れた次第であります。

第三に公債の引受額は、予算上の金額によらず、実際の経費を基準とすることといたしまして、過去六箇月間に支弁しました経費の総額を、その期間内に開通、復旧または譲渡（公債を引き受けるべき譲渡）した電話の数で割つた一加入電話当りの平均額を基準とすることといたしました。この場合過去の実績が基準でありますから、その後物価の変動があつたり、または変動が予想される場合には、これを考慮して、適正な金額の算定をすることになつております。

第四に公債の発行條件でありますが、この公債が一般公債と同様に、金融市場で自由に取引されることは、国家の財政事情並びに国内経済事情からして、好ましくない点があり、また一面この公債を引受ける者は、電話の加入者として、利用ができる利便を受けるものでありますから、これらの点を考慮して、一般公債にはない特殊の條件を附することといたしました。すなわちこの公債またはこれを担保とする貸付金は、日本銀行の発券準備に充当することができないこととして、融通性に制限を加え、また発行価格は、額面百円につき百円、償還は十五年以内に電話事業財政の状態に応じて、できるだけ早く償還する方針とし、利率は年四分、利息支拂は年一回としている等であります。

以上、本法案の目的、内容につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださることを御願いいたす次第であります。

二、衆議院通信委員長報告（五月二十一日）

○土井直作君　ただいま議題となりました、電話の加入申込者に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案に関し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法律案の制定理由でありますが、最近における財政の状況は、加入電話の設備の増加に要する資金を一般の公債財源に求めることを困難とする事情にありまする一方、企業再建の基礎たる電話に対する需要はますます旺盛でありますので、政府はこの間に処する臨時の措置といたしまして、電話設備拡張に要する資金を電話の加入申込者等より直接借り入れることを目的として本法案を提出するに至つたのであります。

次に、本法律案の要点は大体次の通りであります。

一、電話の加入申込者、加入電話を譲り受ける者、戰災を受けた電話の復旧を請求する加入者、政令で定める増設機械の裝置の請求者に一定の電話公債を引受ける義務を課すること。但し、電話を国または地方公共団体の用に供する場合その他特定の場合につき例外を認めること。

二、引受けるべき公債の額は、最近六箇月間において電話の開通または復旧に要した経費の平均を基礎として、これに将来における費用の額の変動を考慮して、政令で定めること。

三、電話公債の発行條件は額面百円につき百円、償還期限十五年以内、利率年四分、利息支拂方法は毎年一回支拂いとすること。なお、この公債またはこれを担保とする貸付金は、日本銀行券の発行保証に充てることができないこととすること。

四、この法律は公布の日からこれを施行し、昭和二十四年四月一日からその効力を失うこと。

以上、本法律案の概要につき御説明申し上げたのでありますが、本案は去る一月二十九日委員会に付託、その後内閣の更迭に伴い、三月三十日あらためて芦田内閣総理大臣から、これが審議を進められるよう申入れがあり、委員会は数次にわたつて会議を開催し、政府の提案理由並びに内容の説明を聽取した後、政府との間に詳細にわたつて質疑応答を重ねたのであります。その細部は会議録に譲ることにいたしまして、以下二、三につき要点をかいつまんで申し上げます。

第一に、電話は一切の政治・経済・社会活動の基礎をなす公益事業であり、国はつとめて架設費を低廉ならしめ、これが普及発達をはからねばならないにもかかわらず、電話の架設もしくは復旧請求者に多額の公債を負担せしむることは、電話を新円階級の独占物たらしめ、その公益性を阻害するものではないかという質疑に対し、現在電話の普及を妨げている最大の原因は拡張財源の不足であり、これ

が調達のためには、受益者にこれに要する経費を負担せしむるよりほかなく、政府は必要やむを得ざる暫定的方法としてこの措置に出でた旨答弁がありました。

第二に、電話の架設費は地域または交換方式の別により相当の差異があり、殊に加入電話を譲り受ける場合は、新規申込みの場合に比し所要の経費も低廉であるのが通例であるから、引受けるべき公債の額も均一主義をとらず、一定の差等を設けてはいかんという質疑に対しては、政府は、地域または交換方式別の架設費の差異はさして著しくなく、また電話を譲り受けた者も、電話の新規利用者たることは新規申込者と同様であるがゆえに、特に両者の間に差別を設けない建前をとつた旨答弁がありました。

第三に、電話公債の一加入当り負担額いかんという質疑に対して、政府は、本法案実施当初における負担額はおおむね三万六千円程度と予定している旨答弁がありました。これに関連して、右負担額をこの法律に規定してはいかんという質疑がありましたが、政府は、物価変動の著しい現在においては、臨機の措置をとる必要上政令に委ねられたい旨の希望の表明がありました。

最後に、この方策は本年度限りの措置であるか、あるいは来年度以降にも継続したい意向であるかとの質疑に対しまして、政府はなるべく短期間の暫定措置に止めたい方針であるが、状況によつては次年度以降にも継続することもやむを得ないと考える旨を答えたのであります。

かくして委員会は、五月十八日本法案に対する質疑を打切り、引続き討論に入り、民主自由党を代表して森直次君、日本社会党を代表して重井鹿治君、民主党を代表して長谷川政友君より、それぞれ原案に賛成の意見を述べられ、併せて政府に対し、本法案施行の上はその運用の適実を期し、電話架設の促進、サービスの向上等事業の健全なる発達に努力されるよう要望するところがございました。なお附け加えて申し上げますが、本法律案には法文の字句に多少疑義にわたる点があるのでありますが、本案は短期間施行の暫定措置であり、かつその成立が急を要する等の事情を考慮して、委員会は特に原案のままとすることにいたした次第であります。次いで委員会は、本法律案の採決を行いました結果、全員一致をもつて原案の通り可決いたしたのであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院通信委員長報告（五月二十八日）

○深水六郎君　只今議題となりました電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案につきまして、通信委員会の審議の経過及び結果について御報告申上げます。

先ず本法案提出の理由といたしますところは、我が国の電話は、戦争前におきましては約百八万個あつたのでありますが、或いは戦災のため、或いは強制転用のために、終戦当時には、戦争前の約四割五分の四十七万個に減少したのであります。電話の復旧並びに新設に対する各方面の熾烈なる要望に応えるべく、政府当局では鋭意努力をいたして参りました結果、昭和二十一年度末までに約二十六万個、即ち減りました電話の約四割二分に当る復旧並びに新設をみたのであります。而して昭和二十二年度におきましては、加入電話の復旧、新設数を合わせまして十二万五千個、即ちその所要経費約二十一億円の計画を樹立したわけでありますが、財政の都合上、僅かに十一億円に縮減の止むなきに至り、結局昨年十二月以降においては、資金欠乏のために工事は全面的に停止しなければならない状態に立至つたのであります。電話の復旧、新設を停止いたしますことは、我が国復興の上に至大の影響を與えますので、何とかこの状態を打開すべく、ここに臨時的措置として、電話の利用者から、加入電話の設備を増加するために要する費用を、政府が直接借入れて、電話の復旧、新設を継続することといたしたいというのであります。

次に本法案の大要を申上げますると、第一に公債を引受けさせるべき者の範囲は、電話開通によつて直接利益を受ける新規加入者及び復旧加入者、並びに既設電話の譲受人となつておるのであります。第二に公債の引受額は、予算上の金額に拘わらず、最近六ケ月間における実際の経費を基準として計算するということになつております。第三に、公債の発行條件は、この公債が一般公債と同様に、金融市場で自由に取引されますことは、財政並びに経済事情からいたしまして好ましくない点があり、又一面この公債は、受益者負担的な性質のものであります点からいたしまして、一般公債にない特殊の條件を附けることとしてあるのであります。即ちこの公債、又はこれを担保とする貸付金は、日本銀行発券準備に充当することができないこととしており、又発行価格は額面百円につき百円、償還は十五年以内、利率は年四分、利息支拂は年一回としてあるのであります。尚本法案は、今年度一ぱい有効である。即ち昭和二十四年四月一日から効力を失うということになつておるのであります。

本法案の提案理由並びに内容は以上の通りでございますが、次に委員会の審議の経過並びに結果の概要について申上げますと、委員会は、本案が付託されましてから、数回に亘つて慎重に審議いたしまして、各委員から熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願うことといたしまして、その大要を申上げますと、先ず本案と別な方法で資金の調達はできないものか、又本案は電話の普及を阻害しはしないか、この質問に対しまして、従来は設備料は安くして、使用料金で利益を挙げて行くというやり方をやつて来ましたが、事業会計の現状では相当多額の料金値上げをいたしましても、設備費を賄えるような原資は出て来ない。又富籤なども一応考えたが、結局諸般の事情を考慮して、本案に落ち着いたのである。又現在の経済事情及びこの措置が一時的のものである点から考えて、普及を阻害するとは思わないとの答弁がございました。又これが先例となつて、他の公共事業、例えば電気、ガス、水道等についても、受益者負担ということで、多額の設備費を公債か、社債で引き受けさせるようなことになりはしないかという質問に対しましては、この案は財源捻出の困難からいたしまして、止むを得ず採つた措置でございますので、特例的なものでありますので、この方法を他の事業にも及ぼすというようなことは避けるつもりであるという

御答弁がございました。更にこの法律は、昭和二十四年四月一日からその効力を失うとあるが、来年度以降も存続する考えではないかとの質問に対しましては、この案は極めて臨時的な特例であり、本年度限りで打切りたいと考えておるが、来年度においても財政状態が特に改善されなければ、これを続けなければならないかも知れないという答弁がございました。又国の都合によつて復旧の遅れたものに対して公債を引受けさせることは、すでに復旧したものとの間に不公平を生じはしないかとの質問に対しましては、新規架設のものにだけ公債を引受けて貰つたのでは財源が十分とならない。又この金はお返しする金であるから、我慢を願いたいとの答弁がございました。次に公債の額は幾らぐらいになるか、及び何ら工事を伴わない單なる名義変更にまで公債を引受けさせるのは妥当ではないではないか、又都会も地方も同じ額の公債を引受けさせるのは不公平ではないかとの質問に対しましては、公債の額は約三万六千円程度になる見込である、又工事を伴わないものにも公債を引受けさせるのは、利用関係に入る点では、工事を伴うものと同一であるから、これに含めた。そしてそのことによつて、一件当りの公債額を低くすることができるのである。又都会と地方とを区別しないのは、設備費は都会と地方によつて異なるのでなくして、主として交換方式によつて異なるものであるが、地方に最も進んだ、而して最も設備費の高くつくところの自動式の所があり、却つて都会にそれに次ぐ共電式があつたりする等の関係で、これを厳密に区別いたしますことが至難なので、これを一律にしたわけであるとの答弁がありました。更に折角公債で財源ができましても、資材、工事能力の点で行詰まるようなことはないかとの質問に対しましては、現在予算で見込んでおる数に対しては、資材の面及び工事能力の点では大丈夫であるとの答弁がありました。次に現在電話についていろ〳〵と不正事故があるようであるが、今後どのようにして、これに対処して行くつもりであるかとの質問に対しましては、先ず電話局又は郵便局の電話関係の窓口に、そういう関係の地図を掲げまして、どの地域が工事が可能であるか、不可能であるかということを公示し、又申込受理の順位表等も窓口に公示いたしまして、不都合のないようにして行きたい。又内部の事務能率の向上により、受理決定があれば、三ヶ月以内に必ず通話開始ができますようにして、又監察制度を充実し、これを機会に、これらの事故を一掃したいと、そういうふうに考えておるとの答弁がありました。

以上質疑応答の大要でございますが、質問を終えまして、討論に入りましたところ、新谷委員より、本案は法文及び内容において考えるべき点があるが、本案は緊急止むを得ない財政上生じた臨時的措置であることを了承して、これを可決することとしたい。而して政府はこの実地に当つては、本委員会における審議の状況に鑑み、本委員会の意のあるところを十分に参酌して、運用上遺憾なきを期して貰いたいとの意見がありました外、別段の御発言もなく、採決に入りましたところ、本法案は全員一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上簡單でございますが、御報告申上げます。（拍手）

◎電波物理研究所を電気試験所に統合する法律（昭和二三、六、二六、法五八）

一、提案理由（六月十六日）

○五坪政府委員　電波物理研究所の電気試験所移管の問題につきましては、電波物理の研究が電気通信事業の技術的運営にきわめて重要な関係を有しているために、文部省、逓信省のほかにわが国における科学技術の最高権威者をもつて組織いたしました日本学術研究会議におきまして、種々検討を加えました結果、逓信省に属している電気試験所に取急ぎ統合することが以下述べるような事情により最も適切であるとの結論を得たのであります。

その一は通信事業における電波研究の国際的協力であります。主として短波を使用する国際無線通信のための電波研究は、国際的規模を要するのであつて、研究の計画、準備また実施は、通信事業体の中にあつてその運用面と直結することが特に必要であります。もに、またこれが研究は通信施設の利用を不可欠とするものでありまして、先般の金環日食を契機といたしまして、内外識者に一日も早くこれを移管することの必要が痛感されたのであります。

その二は通信障害の予報とその対策であります。各種の無線通信障害の予知は、学術的には最近に至り一応可能性を認められるに至つたのでございますが、これを通信の実施に、一日も早く応用して、事業障害を未然に排除し、業務の円滑な運営をはかるためには、電波物理の研究を電気通信研究の各部門と深く結合しますとともに、細部の通信系統に直結いたしまして、その障害予報の態勢を急速に整備する必要があるのでありまして、かかる関係上電波物理研究所の電気試験所移管の遅延は事業の運営上多大の不利を招来しているのであります。最近の適例は太陽黒点の爆発による対外通信の杜絶に対する研究の協力であります。もし電気試験所に吸収してあればもつと業務運営に改善を加え得たのであろうと思われます。

その三は各種国内無線に超短波を採用するための対策であります。短波無線周波数の世界的不足によりまして、国内通信には短波が使用できなくなり、その代りに超短波を採用せねばならぬことは、昨年来世界的に国際会議により論議せられ、その実施は必至の情勢にあります。そのための計画、実施準備は本年初頭よりすでに進行しつつあるのでございますが、その準備として重要なる部面をなす電波関係研究部門が、今なお通信省の管轄外にありますことは、右総合準備活動の円滑有効なる遂行に支障を来す恐れがあるのであります。一日も速やかに総合運営のできますよう関係方面で希望しています。

かようの次第でありますから、本案につきましては、愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院決算委員長報告（六月四日）

○下條康麿君　只今上程になりました二案につきまして委員会の審

議の状況を御報告申上げます。先ず電波物理研究所を電気試験所に統合する法律案について御説明申上げます。

この法案は、電気通信研究の一元化を図るために、現在文部省所管の電波物理研究所を逓信省所管の電気試験所に統合することにしたいというのであります。簡単な法案でありまして別段異議はないのでありますが、ただ現在国家行政組織法を中心とする行政機構改革が問題になつておりまして、これら行政機構改革の全般的問題を検討した上でこの法案を審議した方がいいという意見があつたのであります。併しながら今申した電気通信に関する研究一元化ということは、行政機構の整理統合の見地からいたしましても妥当なものでありますし、又文部省と逓信省の両省に跨る権限の移動でありますので、これは現在の法制におきましても当然法律事項であると考えまして、一応一般行政機構の改革問題と切り離しまして、本案の審議を進めることになつたのであります。別に何ら修正等もなく、全会一致原案通り可決を見たのであります。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案について申述べます。

実は近く国家公務員法が七月一日から実施されるのでありまして、それに伴いまして、この試験に関する制度も根本的に改革される筈でありますが、諸般の都合でまだ準備が整つておりませんので、暫く現在の高等試験並びに普通試験の制度を継続したいということであります。尚今申しました国家行政組織法の制度がありますのというと、この委員会は法律を以て決めることになつておりますので、それらの点も加味しまして、暫定的にこの制度を法律を以て延長しようという案であります。別に支障のないものと認めまして、これ亦全会一致を以て可決を見たのであります。この段御報告を申上げます。

三、衆議院決算委員長報告（六月十九日）

○松原一彦君　この法律案の決算委員会における審議の経過と結果を御報告申します。

現在、電波物理研究所は文部省の所管となつておるのでありますが、これを逓信省所管の電気試験所に統合せんとするものであります。その理由の第一は、無電の国際的協力のために、第二は通信障害予防のために、第三は国内における超短波使用研究等のために必要であつて、日本科学技術の最高権威者をもつて組織しております日本学術研究会議において特に慎重なる討議を遂げた結果、この措置をもつて最も適当であるとの見解に達したものであります。

本委員会は、以上政府当局の説明を聴取し、その趣旨を了承して、質疑・討論を省略し、全員一致をもつて昨十八日原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

◎郵便為替法（昭和二三、六、二六、法五九）

一、提案理由（六月十八日）

○村上(好)政府委員　ただいま議題となつた郵便為替法案の提案理由を御説明申し上げる。

現行郵便為替法案は、明治三十三年に制定されたのであるが、その後約五十年間において、大正五年郵便為替証書の有効期間に関する第十條の規定の改正を見たほかは、何らの改正もなく、今日に及んだのである。しかるに先般日本国憲法が公布施行されて、国民の権利の尊重及び官業の民主化が強く要請され、併せて法律用語の平易化及び明確化が率先されたのに鑑みて、先般第一回国会を通過して、昨年十二月一日から施行を見た郵便貯金法と同じく、郵便為替法についても根本的な再検討を加えた結果、新憲法の精神に副つてこれを修正する必要が生じて参つたので、現行郵便為替法を廃止して、新たに郵便為替法を制定しようとするのである。

今その内容について御説明申し上げるが、業務の実体は、大体において現行制度にあまり大きな改変を加えておらない。以下改正を加えた諸点を申し述べるに、まず第一に、本法は郵便貯金法の姉妹法とも申すべきであり、郵便貯金法と同様、事業経営の民主化をはかり、全條文を口語体をもつて平易かつ明確に表現するとともに、事業国営の理由並びに事業運営の指針を明らかにし、また事業の管理者たる逓信大臣の職責を明定した。また利用者との法律関係においても、事業の公共性に基く保護規定として認められてまいつた一般私法に対する例外規定をでき得る限り除くこととした。すなわち現行規定においては、郵便為替の利用に関して、無能力者の行為は能力者の行為とみなし、従つてこれを取消し得ないものとして民法の規定を排除しておるのであつて、これは事業の性質上取扱いの簡易及び敏速を期するための事業保護の規定ではあつたのであるが、新憲法の精神に副わないので、国民の権利尊重の立場から、無能力者保護の一般私法規定によることとして、この特例的規定を削除することとした。また現行規定においては、郵便為替に関する取扱いの遅延によつて、利用者が損害を受けた場合、国はすべてその賠償の責任を免れることとして、民法の債務履行遅滞の規定を排除しているのであつて、これもやはり大量の取扱いを処理する事業の特質上、認められた保護規定ではあるが、このように無制限に免責を認めることは、新憲法下許されないものと考えるので、その免責の範囲を不可抗力その他事業の運行上、真にやむを得ない遅延の場合に限つて、その他の場合における取扱いの遅延については、一般私法の規定に従つて利用者の損害を賠償することといたしたのである。このほかなお郵便為替利用上の料金は、現在すべて命令で規定されておるが、これを法定して、将来料金改正の必要を生じた場合においても、国会の議決を得て料金額を決定することとした。

次に業務の内容、利用者の権利義務に関する規定等の実体的規定を、広く明確に法定した。すなわち郵便為替の種類別の内容、利用者の各種請求権等、従来はすべて命令で規定されていたのである。

が、事業の実体に属する事項は、これを法律で規定することとして、業務の実質、取扱いの内容が事業主体の恣意によつて決定、変更されるがごときことのないよう、保障することによつて、事業の民主的な運営を期しておる。

この法律の制定によつて、郵便為替の制度は、簡易確実な送金手段としてます〳〵その機能を発揮して、国民生活に多大の便益を供与するものであることを確信しておるが、以上御説明申し上げた点を御了承の上、何とぞ十分御審議されて、速やかに御賛成あらんことを切望する次第である。

次に、ただいま議題となつた郵便振替貯金法案の提案理由を御説明申し上げる。

振替貯金制度は、郵便貯金の一態様として、明治三十八年に制定された郵便貯金法中に規定されていたのであるが、その郵便貯金法は、先般の第一回国会で新郵便貯金法に改められ、郵便振替貯金に関する部分のみは、旧郵便貯金法の規定によることとなつていたのであつて、その際近く郵便振替貯金法を提案いたしたい旨を申し上げておいたが、これがその法案である。

御承知のごとく、郵便振替貯金の制度は、送金及び債権債務の決済の手段として提供され、かつ利用されているのであつて、貯蓄手段としての郵便貯金とはまつたく本質を異にするものである。従つて、明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法には単に「振替計算のためにする預金については、貯金総額を制限しない」旨が規定されているのみで、振替貯金制度の目的、内容、利用条件等すべて郵便貯金とは別個に命令で規定されていたのである。しかるに先般日本国憲法が公布施行されたので、郵便振替貯金においても、新郵便貯金法と同様に、新憲法に即して利用者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項等については、すべてこれを法律で規定することとし、ここに郵便振替貯金の利用関係の準拠法規を確立するため、本案を提案する次第である。

今法案の内容について申し述べると、大体において業務の内容、利用条件、利用者の権利義務等については、従来の制度を踏襲しているが、以下の諸点において若干の改正を加えたのである。まず事業の民主的な運営を期する立場から、法律の目的、国営の理由並びに事業運営の指針を明らかにするとともに、事業管理の責任者としての逓信大臣の職責を明定し、さらに従来事業の公共性に基く特例として広く認められてきた取扱いの遅延による損害の免責範囲を、事業の特質から生ずる必要の最小限度に止め、不可抗力その他真にやむを得ない事由による場合を除いては、一般民法の規定によつて損害賠償の責に任ずることとして、必要なる規定を設けた。また利用上の料金をすべて決定しているが、これは将来料金改定の必要を生じた場合においても、国会の議決を得て料金額を決定せんとするものである。次に小切手の制度を創設して必要な規定を設けた。すなわち従来の局待拂の制度は、振替貯金の加入者が金銭の支拂いにかえて局待拂拂出書を交付し、その交付を受けた者が、これを郵便局に呈示して現金の拂渡しを受けるという制度であつて、その内容、利用方法等はとんど小切手制度と異なるところがないのである

が、小切手法の適用を受けない別異の制度としておつたために、決済の手段として、小切手のごとく十分なる機能を発揮し得ない憾みがあるので、この際これを小切手制度に統合せしめて、経済取引の要請にこたえんとするものである。その他新法律制定を機会になお細部の点に修正を加えだものがあるが、事業の本質にはあまり影響がないものと認められる。

以上御説明申し上げたごとく、この法律の制定によつて、郵便振替貯金の制度は普遍的な、かつ確実な送金及び決済の手段としてその機能を十分に発揮することができて、経済社会に多大の便益を供与するものであることを確信している。

以上御説明申し上げた点を御了承の上、何とぞ十分御審議されて速やかに御賛成くださるよう切望する次第である。

二、参議院通信委員長報告(六月十四日)

○深水六郎君　只今議題となりました両法案の中、郵便為替法案につきまして、委員会の審議の経過及び結果について御報告申上げます。

先ずその提案理由についてでございますが、現行郵便為替法は、明治三十三年に制定されたものでありまして、その後約五十年間を経過いたしておりまするが、その間大正五年に郵便為替証書の有効期間に関する規定が改正されました外、何らの改正もなく今日に及んでおります。従つて新憲法公布後の今日の事態に即しない点が多々ありますので、この際根本的に再検討を加えまして、その結果その精神に則りましてこれを修正する必要が生じましたのでありまして、現行郵便為替法を廃止して新らしい郵便為替法を制定しようとするものであります。

次にその内容でありますが、業務の実体は大体において現行制度に大きな変更は加えてありませんが、改正の要点を申上げますと、第一にその用語体裁を平易且つ明確にいたしますと共に、事業国営の理由並びに運営の指針を明らかにして、又事業の管理者たる逓信大臣の職責を明定したことであります。

第二に事業の公共性に基く保護規定として認められておりました、一般私法に対する例外規定をできるだけ除いたことであります。即ち現行規定におきましては、郵便為替の利用に関しまして、無能力者の行為は能力者の行為とみなしてこれを取消し得ないものとして、民法の規定を排除しているのでありますが、これは事務の取扱を簡易且つ敏速ならしめるための事業保護規定であつたのでありますが、国民の権利尊重の立場から無能力者保護の一般規定によることといたしまして、この特例的規定を削除することにしてあるのでありまして、その他これに類する規定があるのであります。

第三に為替利用上の料金は現在すべて命令で定められておりますが、これを法律で定めましたこと、並びに業務の内容、利用者の権利義務に関する規定等の実体的規定を、広く明確に法律で定め、料金、業務の実質、取扱の内容が事業主体のみの意思によつて決定変更されることのないように保障いたしていることであります。

この法案につきまして委員会では愼重審議を重ね、各委員から熱

心な質疑がありましたが、その主なる点を申上げますと、先ず本事業における犯罪の状況はどうなつているかというような質問に対しましては、犯罪の状況は終戦後金額人員共激増いたしております。その原因が戦争中、並びに戦災による事務取扱の簡易化によつて、監査方法が制限されたこと、及び原簿の焼失、並びに従業員の素質の低下等が主なるものである。而して犯罪の防遏策といたしましては、先ず戦災原簿の復旧でありますが、これはもう大体峠を越しておる。次に事務取扱の簡易化も段々と元に復しておるということでありました。又従業員の訓練を強化いたしまして、他方監察制度の強化を図つておるという答弁がございました。次に組合運動によつて自然、官の規律が紊れ、それがために犯罪の発生が懸念されるようなことはないかという点に対しましては、組合運動によつて特別の影響は認められないが、併しこれによる事務上の間隙に乗じた犯罪が考えられるので、その発生防止についてはできるだけの努力をいたしておるとの答弁がございました。又各條文につきましては、第十二條に「為替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない」としてありますが、これを銀行に限つた理由如何との質問に対しましては、為替は隔地者間の送金を目的としたものであつて、融通性があり、従つて不正手段による詐取の危険が多い、銀行ならば常に他人宛のものを取扱つており、間違いも少く、且つ信用も置けるからというわけであるとの答弁がございました。又第十六條に通常及び電信為替の金額は五千円以下、小為替は千円以下に制限してあるが、更に引上げる必要がないかとの質問に対しましては、この金額は、今度の通信料金値上げの際に、通常及び電信為替は一万円以下、小為替は二千円以下に引上げることにいたしたいと考えておるとの答弁でございました。尚詳細な質疑が重ねられたのでございますが、それは速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、格別の御発言もなく採決に移りましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと認めた次第でございます。

次に郵便振替貯金法案につきまして御報告申上げます。

先ずその提案理由でございますが、郵便振替貯金制度は明治三十八年以来送金及び債権、債務の決済の手段として、広く国民に利用されて参つたのでございますが、その法律的根拠は明治三十八年に制定されました郵便貯金法の中に「振替計算のためにする預金については貯金総額を制限しない」旨の規定があるのみでありまして、制度の目的、内容、利用條件等すべて命令で規定されておるのであります。郵便貯金法は第一回国会で新らしい法律が制定されましたが、振替貯金も亦それと同様に新憲法に即して、利用者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項等につきまして、すべてこれを法律で規定することといたしまして、利用関係の準拠法規を確立したいというのであります。

次にその内容を申上げます。大体において業務内容、利用條件、利用者の権利義務等につきましては、従来の制度を踏襲しておりますが、若干の点において改正が加えられておるのであります。即ち

先ず第一に、事業の民主的運営を期する立場から法律の目的、国営の理由並びに事業運営の指針を明らかにいたしますと共に、事業管理の責任者としての逓信大臣の職責を明定したのでございます。次に従来事業の公共性に基く特例として認められて参りましたところの、取扱の遅延による損害賠償の免責範囲を必要最小限度に止め、不可抗力、その他止むを得ない事由による場合を除いては、一般民法の規定によることといたし、又利用上の料金をすべて法律を以て定めたことであります。第三に、新たに小切手の制度を創設いたしまして必要な規定を設けたことであります。即ち従来の局待拂の制度は、振替貯金の加入者が金銭の支拂に代えて局待拂の拂出書を交付し、その交付を受けた者がこれを郵便局に呈示して現金の拂渡を受けるという制度でありまして、その内容、利用方法等は殆んど小切手制度と異なるところがないのでありますが、小切手法の適用を受けない別個の制度としておりましたために、決済の手段といたしまして小切手のように十分な機能を発揮し得ない憾みがありますので、この際これを小切手制度に統合せしめて経済取引の要請に応えようとするものであります。

以上法案の内容の大体でありますが、本委員会におきましては、慎重審議をいたしまして、各委員はいずれも熱心な質疑を行つたのでございますが、その主なる点を申上げますと、先ず本事業の経営状態についての質問に対しましては、二十二年度は歳入約七千三百万円に対して歳出約二億六千万円で、差引約一億九千四百万円の赤字である。従つて事業の合理化、料金の再検討によつて経営の健全化を図りたいと考えておるとの答弁がございました。又振替の到着が非常に遅く、或いは不着であつたりして、一時非常な事業の不信用の声があつたが、現在はどうなつておるかとの質問に対しましては、戦災の整理が付かんために、一時利用者に非常な御迷惑を掛けたことがあつたが、現在では大体旧に復して、長く局内に停滞しておるようなことはなくなつたとの答弁がありました。又現在農村では銀行機関が普及していないので、郵便局の利用が多いから、普通の郵便貯金に小切手制度を設けたら便利と思うが、その意はないかとの質問に対しましては、一応検討したことがあるが、事務的に非常にむずかしい点が多いので、そのままになつておるが、今後の問題といたしまして更に研究してみたいというような答弁がございました。又不渡小切手の発行を防止する措置はどうなつておるかとの質問に対しましては、利用者を大体二つに分けて、信用程度の不確実なものに対しては局待拂と同一利用條件、即ち記名式で且つ指図禁止の小切手の振出のものと、又信用の確実と認められる者には、一般銀行の小切手利用條件と同一のものとに分ちたいと考えておるとの答弁がございました。以上の外、貯金関係従事員の保健衛生関係その他、及び各條文についての詳細な質疑がございましたけれども、それは速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくして討論に入つたのでございますが、格別の御発言もなく、引続いて採決に入りましたところ、全員一般可決すべきものと認めた次第でございます。

以上簡単でございますが、両法案の委員会の審議の経過並びに結

のは、料金の小部分の改正を除くほか、おおむね現行のものをそのまま踏襲いたしておるのであります。なお本法律案の施行期日は、公布の日から起算して二十日を経過した日といたす旨附則で規定しております。

次に、郵便振替貯金法案について御説明申し上げます。郵便振替貯金制度は、現在、現行郵便貯金法の前身たる明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法中に法律の根拠を存するのみで、他はことごとく命令の規定に委ねられている状態でありますので、これまた郵便為替法案について申述べましたと同様の理由により、新たに郵便振替貯金事業の基礎法規を制定する目的をもつて、本法律案が提出せられたのであります。

法律案の体裁、内容につきましては、すべて郵便為替法案につき御説明いたしたところと同一でございます。取扱制度につきましては、従来の局待拂の制度に改正を加えまして、新たに小切手拂の制度を設けたことと、料金の一部につき改正を加えましたほかは、大体において現行のものをそのままこの法律に取入れておるのであります。本法律案の施行期日は、公布の日から起算して二十日を経過した日でありますが、小切手拂に関する規定に限り、昭和二十三年十月一日と相なつております。

以上、両法案の概要について御報告申し上げたのでありますが、両法案は、去る一月二十四日予備審査のため委員会に付託され、内閣の更迭に伴いまして、三月三十日芦田内閣総理大臣より審議継続の申入れがあり、さらに六月十四日に至り本付託となつたのであります。その間委員会は、政府の提案理由並びに内容の説明を聽取し、愼重審議を継続いたしたのでありますが、特に御報告申し上げるほどの質疑もございませんので、詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存ずる次第であります。

かくて委員会は、本月十八日質疑を打切り、ただちに討論に入りましたが、その際、日本共産党を代表して林百郎君より、両法案に対し、両事業の公共性から言つて料金の一部を改正することに反対である旨意見を述べられたのであります。次いで採決を行いました結果、両法案とも大多数をもつて原案通り可決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎郵便振替貯金法

(昭和二三、六、二六、法六〇)

一、提案理由(六月十八日)

(郵便為替法の提案理由と一括して掲載)

二、参議院通信委員長報告(六月十四日)

(郵便為替法の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院通信委員長報告(六月十九日)

(郵便為替法の委員長報告と一括して掲載)

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二三、六、二八、法六一)

一、提案理由(六月十一日)

○荒木政府委員　このたび本国会に提出いたしました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたしたいと存じます。

未復員者に対する給與につきましては、第一回国会で御賛成いただきました未復員者給與法に定められたところに従つて実施いたしておるのでありますが、この法律によるいろ〳〵な給與の定額は、法律制定当初定められ、昨年七月以降今日までそのまま適用せられている金額でありまして、昨今の物価事情に鑑みまして適当でない点も生じてまいりましたので、扶養手当につきましては、扶養親族一人当り現行月額百五十円を、政府職員に対するものと同様約五割増の二百二十五円に引き上げ、又婦郷旅費につきましては、現行三百円を五割増の四百五十円に引き上げ、さらに遺骨引取旅費現行二百七十円は八百円に、遺骨埋葬費現行三百十円は千円に、それ〴〵約三倍程度に引き上げまして、昭和二十三年四月一日以後、給與事由の生じた給與について適用いたしたく存じましてこの法律案が提出された次第であります。

この改正のために要する増加予算額は、昭和二十三年度約六億六千万円でありまして、それは本年度本予算に計上せられることとな

果について御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院通信委員長報告(六月十九日)

○土井直作君　ただいま議題となりました郵便為替法案並びに郵便振替貯金法案に関し、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず郵便為替法案について御説明いたします。現行の郵便為替法は、明治三十三年に制定されて以来、約五十年にわたり、きわめて一部分の改正を除いては、ほとんど旧態のまま今日に及んでいるのでありまして、新憲法が実施されている現情勢のもとにおきましては、これに根本的修正を加えて、一面国民の権利の尊重と官業の民主化をはかるとともに、他面新憲法に基く新たなる法律体系のもとに法律たらしむるの必要がありますので、政府は現行郵便為替法を廃止して、あらためて時代の要求に合致した郵便為替事業の基礎法を制定しようとして、本法案を提出するに至つたのであります。

本法律案の体裁は、ただいま申し上げました趣旨に基きまして、さきに第一回国会を通つて公布施行せられている郵便法、郵便貯金法と同じく、冒頭に法律の目的、事業国営の方針及び事業管理者たる逓信大臣の職員に関する規定を置き、かつ全般にわたつて用語の平易明確化をはかつておりまするほか、その内容においても、従来命令に委ねられていた郵便為替の種類別の内容、利用者の各種請求権及び料金等事業の実体に関する事項は、すべてこれをこの法律に規定いたしております。しかしながら、郵便為替の取扱制度そのも

つております。五月からはソ連地区からの復員輸送も開始せられているような状況でありまするから、かたがたこの際、本案につきましては何とぞ速やかに御賛成をお願いいたしたいと存じます。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（六月十七日）

（たばこ専売法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（六月二十三日）

○黒田英雄君　只今上程されました三法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず未復員者給與法の一部を改正する法律案について申上げます。未復員者給與法は昨年制定せられましてそれぐ〳〵支給をしておるのでありまするが、昨年七月以降そのままに相成つておるのであります。今日の物価事情に鑑みまして適当でないという点があるのでありまして、これを増額しようというのであります。即ち扶養手当と帰郷旅費を五割増、遺骨引取経費と遺骨埋葬費を約三倍に増額するのであります。そして昭和二十三年四月一日以後給與事情の生じた給與に適用しようというのであります。これに要しまする経費は六億六千万円でありまして、これは目下提出の本予算に計上されておるのであります。

質疑に入りまして、終戦当時海外にあつた一般人の中で、強制徴用の上收容せられた者とか、又は技術者として強制留用された者等も相当あるのであるが、これらの留守家族は終戦以来何らの給與も

救済も受けていないので、これらの者と本人についても未復員者と同様の適用を受けるようにして貰いたいとの希望があるが、政府の所見はどうであるかという御質問があつたのでありますが、これに対しましては、政府は速記を止めまして説明をして、困難であるというような答弁があつたのであります。

採決の結果本案は全会一致を以て可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次にたばこ専売法の一部を改正する法律案について申上げます。煙草專売益金の確保を期しまするために、いろ〳〵の方法を講じて專売法違反行為を防止せんとするのが、この法律の提案の理由でありまして、先ず罰則を強化いたしまして、従来最高の刑といたしまして五万円の罰金が科せられることになつておりますので、最近の経済情勢と他の法令との権衡を考えまして、更に三年以下の体刑をも科することにしようとするのであります。

次に闇撲滅のために、その根源においてこれが防止を図る必要があるところから、煙草耕作者の耕作する葉煙草の横流しを防いで、政府に完納せしむるという必要があるのであります。従来の收穫前におきます收穫量目の査定だけでは不正確なので、今回葉煙草の葉数を検査決定をして、その査定数量の葉煙草を納付しない場合の追徴金を引上げるというようなことをして、以て完全收納を期せんとしておるのであります。次に私製煙草を根絶しまするために、その原料であります葉煙草のみならず、煙草苗につきましても、毎年苗床の位置、坪数を定めて政府の許可を受け、譲渡又は譲受の場合も

同じようにしよう、又煙草の種子は煙草耕作者でなければ所持できないということにして、取締を徹底しまするとと共に、密製造の虞れがありまする煙草製造用の機械、即ち煙草製造用又は嗜草巻紙製造專用の機械等につきましては、これらを使用させないように、現行法の不備を是正しようとするのであります。次に未成年者につきましても、直接行為者は所罰することができるようにしようというのであります。

質疑応答に入りまして、その一二を御紹介いたしまするが、前回のたばこ專売法の一部改正の審議の際に、山田委員から五万円の罰金では軽きに失せないか、体刑を科する必要はないかという質問をしたのであるが、今回これを引上げようとするようになつたのは、その前のは誤つたことを認めるのかというような意味の御質問があつたのであります。それに対して政府委員は、これは誠に私共の不明であつたのである、その後の情勢並びに統制法令の関係から、体刑も科するようにしたということであつたのであります。それから農村等に報奨用として出ておるところの進駐軍用の外国煙草が、横流しされる虞れがないか、取締を厳にする必要があると思うが、これらの報奨用としては日本政府の煙草を以てするような考えはないかというような質問に対しまして、米穀供出者等に対しまして報奨用として、外国嗜草の代りに「きんし」ぐらいの値段で報奨用の煙草を製造しまして、これに進駐軍の意思の現われるような証票を附けて安く出したらと考えたこともあるのであるが、未だ実行されておらん、併し今日報奨用の外国嗜草には特別のマークがしてあり、

又別に所持する権利を現わす証票が與えられておるのでありますから、横流れ等は先ずないと思うのであるが、取締は十分したいと思つておるということでありました。尚闇煙草の生産費はどれくらい掛かるかというような御質問がありましたが、これに対しては、煙草の葉を手に入れるのに大体一貫目が七八百円から三千円も掛かるのであるが、まあ平均二千円として、四千本が巻けるのであるが、そうすれば一本五十銭となるのであります。これに巻賃、運賃、紙代等を加算しまするると、一本八十五銭くらいになるのでありまして、これに仮に五割儲けるとして十三円余となり、倍儲ければ十七、八円となるというような答弁であつたのであります。次に二三十円程度のものの数量を増せば自動的に闇煙草を防ぐことはできるのではないかという御質問に対しましては、高級品の数量を増さなければ益金がどうも出ないので、その方を殖やすことができないのは残念であるが、今回新製の葩は二十二億本、ハッピー四十五億本、きくようは、十グラムを一本と換算しまして、二十二億本製造するつもりであるというふうな答弁があつたのであります。その他の質疑応答は、速記録に譲ることをお許しを願いまして、省略いたします。

採決に入りまして、全会一致を以て、原案通り可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律案について、御説明をいたします。

この法案は衆議院議員内藤友明君外三名の提案にかかりまして、

の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律

衆議院において可決せられまして、本院に回付されたものであります。先ず提案者の説明を聴いて審議に入つたのでありますが、本法案は、農業協同組合法の制定に伴いまして、従来の系統農業会は来る八月十四日までに解散することになつております。この農業会の財産の中、新らしくできた農業協同組合で必要なものは、これを散逸させないで、農業協同組合に移譲することができることになつておるのであります。併しこれらの財産を移転しまする場合に、各種の税制によりまして、新取得者であります協同組合が、国税及び地方税を負担しなければならない。このため農民に新たな負担をかけることは妥当でないと思われ、又新たに発足いたしまする協同組合にとつて相当な税金負担となつて、健全な発達の障害となる虞れがあると考えられるので、財産の移転について特に有価証券移転税及び地方税を課せないこととし、又不動産又は船舶等に関する権利を承継しまする場合に、その取得について登記を受ける際の価格は、譲渡直前の帳簿価額によつて、時価によらないことにしようというのであります。

本法案につきましては、大蔵省、農林省両当局からいたしまして、両省相談の上で、この案であれば適当であると考えるのであるという答弁がありましたのであります。質疑応答は速記録に譲ることをお許しを願いまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものなりと決定をいたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律

（昭和二三、六、二八、法六二）（衆）

一、提案理由（六月八日）

○内藤委員　農業協同組合または農業協同組合連合会が、市町村農業会、都道府県農業会または全国農業会から移転を受けます財産につきましての課税は、国税におきましては登録税、有価証券移転税、印紙税などがありますし、地方税といたしましては、不動産取得税、自動車取得税、その他これは市町村によりまして、いろ〳〵特殊な税金がありますので、私の調査ではよくわからぬのでありますが、その他にも荷車取得税でありますとか、自転車取得税でありますとか、いろ〳〵なものがあるようであります。こういうものが今度農業会が解散いたしまして、農業協同組合に財産を移しますときの税金であります。そこでこれらの税金を免除いたしまして、新しく発足いたしまする農業協同組合を、その出足におきましてできるだけりつぱなものにしたい。こういうので、これらの税金を課せないことにいたしたのであります。

第二の事柄は、登録税でありますとか、印紙税は、まつたく手数料的な税金でありますので、これはすでに農業協同組合法制定に伴う農業団体の整理等に関する法律中には、それ〴〵の率が規定してあるのでありますが、これの評価のことにつきましては、はつきりと書いてありませんので、これが常に問題になるのであります。そこでこの法律の第二條に、それらの価格は譲渡直前の帳簿価格によるということにきめまして、はつきりといたしたのであります。こういう簡単な法律でありますので、何とぞ御審議の上御協賛賜わりたいと思うのであります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（六月九日）

（会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院財政及び金融委員長報告（六月二十三日）

（未復員者給與法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎たばこ専売法の一部を改正する法律

（昭和二三、六、二八、法六三）

一、提案理由（六月十一日）

○荒木政府委員　ただいま議題となりましたたばこ専売法の一部を改正する法律案について提案理由を説明いたします。

たばこ専売益金の確保を図るためには、あらゆる方法を講じてたばこ専売法の違反行為を防止しなければならないのであります。これがため法制的の面につきまして第一に罰則を強化する必要があるのでありまして、専売益金に直接影響を及ぼすところの、いわば最大の犯則につきましては、従来同法は、最高刑として五万円の罰金が科せられることになつておるのでありますが、最近の経済情勢と他の法令との権衡も考え、さらに体刑も科しなければ、これが徹底は期しがたいと考えられるのであります。

第二に、ヤミ撲滅のためには、その根源において、これが防止を図らなければならないことは申すまでもないことであります。すなわちたばこ耕作者の耕作する葉たばこにつき、これを政府に完納せしむることが肝要でありまして、これがため従来とつていた措置としましては、收穫前における收穫量目の査定に止まつていたのでありますが、この措置だけでは正確を期することができませんので、葉たばこの葉数を検査決定するとともに、その査定数量の葉たばこを納付しない場合における追徴金額を引上げ、もつて收穫葉たばこの完全收納を期する必要があります。

次に第三の措置としまして、私製たばこを根絶せしむるためには、その原料である葉たばこのみならず、たばこ苗や、たばこ種子についても取締を徹底させるとともに、密製造のおそれのあるたばこ用の機械についても、これを使用させないようにする必要があるのでありまして、これらの点につき現行法の不備を是正しなければ

ならないのであります。

なお、以上のほか酒税法、物品税法等とともに収入確保の見地から、未成年者等についても、直接、行為者を処罰することができるようにするために、このたばこ専売法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（六月十七日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました法案について、委員会の経過を詳細申し上げるのが本意でありますが、きわめて簡単に要点のみを申し上げて御報告に代えたいと存じます。

本案は、タバコ益金の収入を確保するために、現下問題視されておるやみタバコの撲滅を目的として組まれた法案でございまして、改正される要点は三つあるかと存じます。その一つは、従来葉タバコは收穫する前に量目の査定をいたしておつたのでありまするが、今後は葉数を調査して納入させるような方途を講じ、もし予定の納入をしない者には追徴金を課するということを規定した点、次は、従来最高五万円の罰金刑が課せられておりましたが、今後は体刑をも課し得らるるように改正をいたさんといたしております。いま一つは、タバコ苗や種子のほかに、タバコ製造機械についても取締りを実施したい、こういう点が改正された大きな重点であるかと思つております。

委員会においては、現下の状況とにらみ合わせまして妥当な改正であると認め、本案は多数をもつて可決確定をいたした次第であります。（拍手）

第二番目の未復員者の給與に関する法律案は、御承知の通り、従来未復員者に対して各種給與を與えておりましたが、現在の物価事情と照合いたしまして、適当でない面が非常に多いというので、今まで扶養手当を百五十円出したのを二百五十円に増額する、帰郷旅費三百円でありましたのを四百五十円に、遺骨引取旅費二百七十円でございましたのを八百円に、遺骨埋葬費三百十円でありましたのを一千円に、それ〴〵約三倍に増額をせんとするのであります。

本案に対してはいろ〳〵質疑応答があつたのでありまするが、最後に社会党の川合彰武委員より、現地において徴用をせられた未復員者の家族に対しても扶養手当その他を給與されたいという希望がありました後、討論を省略いたしまして、全会一致原案を可決いたした次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院財政及び金融委員長報告（六月二十三日）

（未復員者給與法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律（昭和二三、六、二八、法六四）

一、提案理由（六月七日）

○北村国務大臣　会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように証券の民主化がただいま唱えられておるのでありますが、これは経済民主化の重要なる一環でありまして、政府といたしましては、これが目的達成のために証券取引法の改正を始め、投資者の保護に万全を期してまいつたのであります。しかるに近来配当支拂に伴う郵送料等の費用が著しく増加いたしたのでありますが、これは最近の配当の状況に鑑みれば、株主、殊に今後増加すると思われる小株主にとつて、少からざる負担となるものでありまして、この配当支拂の費用を株主に負担させておくことは、株式を広く国民大衆の間に分散させる上からみまして、望ましからぬことであると思います。そこで株主特に新投資者である小株主を保護いたしまして、証券民主化に資するよう、利益配当に要する費用を会社に負担させるため、本法律案を提案することとなつたのであります。

すなわちその第一項において会社の配当する利益または利息の支拂債務が、持参債券であることを明らかにいたしますとともに、その第二項においてこの費用は会社が負担することといたしたのであります。現在配当を行つている大多数の会社は、領收証拂制度を採用しておりまして、株主が送金を依頼したときは、その送金費用を負担しておるのでありますが、今後は特約によるも株主に配当支拂の費用を負担させることはできなくなるのであります。

なお、この規定は日本国に住所等を有しない株主に対しましては、会社の負担が過大になるものと考えますので適用しないことといたしました。

戰後経済の変態的な状況のため配当を行つている会社は少ないのでありますが、会社利益配当等臨時措置法の制定、その他会社及び金融機関等の再建整備の進捗等により、今後適正利潤の配当が可能となる会社も次第に増大するものと考えられるのでありまして、この際この法律は株主の負担を軽減することにより、株式の大衆化に貢献し得るものと信ずる次第であります。何とぞ速やかに御審議の上御賛成あらんことを希う次第であります。

二、衆議院財政及び金融委員長報告（六月九日）

○早稲田柳右エ門君　ただいま議題となりました四つの法案について、委員会の経過を報告いたしたいと存じますが、その詳細は速記録に譲りまして、ごく簡単に結果並びに経過を御報告申し上げます。

第一の、会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案でありますが、本案は、証券民主化の線に沿つて、会社の配当する金額

等から郵便料等を出して、残りがきわめて少くなるのは、民主化に支障を来すというので、配当支拂の費用はすべて会社に負担させた方がよかろう、させようというので提案されました法案であります。

第二は、臨時通貨法の一部を改正する法律案についてであります。臨時通貨法は、臨時補助貨幣として五十銭、十銭、五銭、一銭の四種を規定しております。そのうち、現在製造いたしておりますのは、五十銭の黄銅貨のみでありますが、最近の物価情勢から見まして、従来の五十銭の補助貨幣は額面価格が低きに過ぎますので、これよりも高額面の補助貨幣を発行することが、日常取引の便利を増進するゆえんであると考えるのであります。近く物価改訂に伴い、人件費の高騰及び物件費の上昇が起りますれば、現行の五十補助貨幣は、一枚あたりの製造経費が五十銭を超えることが予想されます。そこで臨時通貨法の一部を改正したいというのが、本法案の趣旨であるわけであります。

第三の法案は、これは少し詳細に申し上げますが、議員内藤友明君外三名提案になる法案でありまして、農業協同組合云々という長い法案であります。

農業協同組合法の制定に伴い、御承知のように、来る八月十四日までに従来の農業会が解散をして、農業会の財産中、新しくできた農業協同組合において必要なものは、いたずらに散逸させることなく、協同組合に移譲することができることに相なつております。しかし、これら財産を協同組合に移転する場合に、現在の各種税制によりますれば、新取得者たる組合が国税及び地方税を負担しなければならない建前になつております。これらの課税基準が時価によつて評価される場合を考えますると、農業協同組合においては相当多額の税を負担することが予想されるのであります。しかるに、この財産の移転は、法律によつて農民の財産が単に新しい組織に移るだけである。このことによつて農民の負担が新規に加わる結果になることは妥当でないと思います。また、新発足する農業協同組合にこの税負担を與えるということは、事務を繁雑にさせ、協同組合の健全なる発達に大きな障害になると思われるのであります。かような関係で、このたびこの法案を制定して、こうした負担を軽減しようといたしておるのが、本法案の趣旨であります。

最後に、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案でありますが、現在のインフレーションの上昇に伴いまして、内閣総理大臣の俸給が二万五千円、国務大臣、検査官、人事委員長、人事委員及び特命全権大使がいずれも二万円、宮内府長官が一万八千円、侍従長及び特命全権公使がいずれも一万五千円、この俸給の支給方法等を定めたのが本法案であるわけであります。

委員会におきましては、これら法案が付託せられ、政府並びに提案者の説明を聽取いたしました上、慎重に審議を重ねてまいつたのでありまするが、最後には、いずれも妥当な法案であるというので、討論を省略いたしまして、満場一致をもつて可決いたした次第であります。

以上、簡單ながら御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院商業委員長報告（六月二十五日）

○一松政二君　只今議題となりました会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案につきまして、商業委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。商業委員会におきましては、財政金融委員会と連合委員会を開き、又東京証券協会、証券処理調整協議会等の証券関係やその団体の責任者及び銀行又は会社の責任者の意見を徴し、慎重に審議をいたしたのであります。

先ず本法律案の提案の理由及び法案の内容を御紹介いたしますると、証券を広く民衆に持たせるということは、経済政策の重要な一環でありまするから、政府におきましては、これが目的の達成のために証券取引所法の改正を初め、投資者の保護に万全を期しておるのであります。然るに近来配当支拂に伴う郵便料等の費用は著しく増加しておりまするし、殊に今回値上げの実現を見た場合には、その費用は思い半ばに過ぎるものがあると思うのであります。ところが今後増加すると思われる小株主に、この配当支拂の費用を負担させますることは、株式を広く国民大衆の間に分散させる上から見て、甚だ望ましからぬことであります。そこで株主、特に新投資者であると思われる小株主を保護し、証券民主化に資するために、利益配当に要する費用を会社に負担させるため、本法律案を提出することになつたのであります。即ちその第一項におきましては、会社の配当する利益又は利息の支拂債務が持参債務であるということを明かにすると共に、その第二項におきまして、この費用は会社が負担するのであるということを明白にしたのであります。即ち現在配当を行なつている大多数の会社は、領収書拂制度を採つており、株主が送金を依頼したときは、その送金費用を株主が負担することになつておるのでありまするけれども、今後は特約によつても、株主に配当支拂の費用を負担させることはできなくなるのであります。但しこの規定は、日本国に住所を有しない株主に対する支拂につきましては、会社の負担する費用が非常に大きくなると考えられるので、その方面には適用しないことにいたしてあるのであります。戰後経済の変態的情勢のために、配当を行つている会社は現在非常に少いのでありまするが、会社利益配当等の臨時措置法の制定、その他会社及び金融機関の債権整備の進捗等によりまして、今後適正利潤の配当が可能となる会社も次第に増加することと考えられるのであります。この際この法律は株主の負担を軽減することによつて、株式の大衆化に貢献し得ると信ずるというのが、大体この法案の趣旨及び内容なのであります。

この法案それ自身は非常に簡單でありますが、その影響するところは大きいのでありまするし、審議も慎重を重ねておつたのでありまするけれども、御承知の通り速記録が殆ど取られておりませんので、ここに質疑応答の二三について御紹介いたしたいと存ずる次第であります。第一は、株主が非常に多くなることである。殊に十株以下の小株主が多くなる結果として、配当の支拂に多額の費用を要し、会社は負担に堪えないことはないかという質問に対しまして、現在の配当支拂の場合には、領収書拂の制度を採つているものが多

いけれども、拂込制度を採つている会社においては、その負担は比較的少いのである。尚この費用の輕減につきましては、技術的に種種研究を要する点もあり、銀行や郵便局等の協力も必要でありますので、関係者と十分に協議して、最善の処置を講じたいという答弁があつたのであります。第二は、証券取引の現状は百株単位で、株主の民主化ということも程度によることであり、インフレの今日、むしろ十株を最低とし、端株を整理する必要があるではないかとの質疑に対しまして、株式民主化の建前から言つても、或いは株主の権利の建前から言つても、このような制限を附することは困難でありまするが、新株式を発行する場合に、一株式の単位価格を引上げるということについては考えられるという答弁があつたのであります。第三は、株式民主化のためには証券金融が最も必要であるのに、今日の融資順位は丙であり、株式による金融は殆んど不可能の状態にあるのであるが、これでいいと思つておるのであるか、どうであるかという質問に対しまして、これに対しては決していいと思つておるのではないけれども、止むを得ざる事情でそうなつておるのであるけれども、尚今後証券金融の改善については、最善の努力を盡したいという答弁があつたのであります。その四は、配当の支拂いを今日の状態において、原則として封鎖支拂を要求しておるのでありまするが、今日わざ〳〵配当するために、封鎖の金を拂えなければならんということは、手続が煩瑣であり、その必要はないではないかという質疑に対しましては、この封鎖支拂の制度は、目下法制を準備して、今国会中にこれを廃止する法律案を提出したい。その曉には、直ちに公布の日から封鎖支拂の制度を撤廃したいのだと、こういう答弁があつたのであります。以上の外にいろ〳〵御審議の参考になる質疑応答、或いは業者の意見があつたのでありまするが、時間も長くなりまするので、只今の質疑の外に、これらの点は省略することにします。

そうして討論に入つたのでありまするが、別段発言者もなく、全会一致を以て本法律案は原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上甚だ簡單ではございまするが、本法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げる次第であります。（拍手）

◎行政官庁法等の一部を改正する法律

（昭和二三、六、三〇、法六五）

一、提案理由（六月二十四日）

○船田国務大臣　行政官庁法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、政府は今国会に国家行政組織に関する基準法たる国家行政組織法案、並びにこれに基く各省等の設置法案を提出いたしたのでありますが、これらすべての法律案においては、法律の施行期日を本年七月一日と定めました結果、その前日たる六月三十日までは、現行の行政官庁法、経済安定本部令、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法等がそれ〳〵効力を有することとしておく必要がありますので、その旨を定める法律案を提出いたし、すでに国会の可決を得ていたのであります。ところが国家行政組織法案は本決算委員会におきまして各種の修正を加えられまして、参議院におきましても、また修正を加えられる情勢と相なりました。従つて政府がすでに提出しておりました各省等の設置法案は緊急やむを得ない部分を除きましてすべてこれを撤回して、あらためて国会の修正の趣旨に基いて原案を作成して、次期の国会に提出することが適当と考えられるに至つた次第であります。そうして国家行政組織法は、これら各省設置法の施行と時を同じくして施行せらるべきものでありますので、ここに重ねて行政官庁法等の効力を国家行政組織法が制定施行される日の前日まで延長する必要が生じましたので、この法律案を提出いたした次第であります。

なお従来効力を延長されておりました法律の規定の中には、建設院設置法の一部も含まれていたのでありますが、政府といたしましては建設省設置法案は緊急のものでありますので、これは撤回せずに、七月一日から施行ができるような趣旨のもとに目下御審議を願つておるのでありますから、建設院設置法の一部の規定の効力を延長する必要はないと思われますので、本法律案からは除いたのであります。

以上のような事情を御諒察の上愼重御審議をいただいて速やかに可決せられんことを希望いたします。

二、衆議院決算委員長報告（六月二十六日）

○松原一彦君　行政官庁法等の一部を改正する法律案は、すでに二回にわたりてその施行期日を延期したものでありますが、今回制定せられましたところの国家行政組織法が明二十四年一月一日より実施せられることになりました結果、各行政官庁設置法はすべていま一度検討を加えなければならないことになりまして、政府はこれを撤回いたすことになつたのであります。従つて、現行行政官庁法等は、国家行政組織法が実施せられる予定日の前日、すなわち昭和二十三年十二月三十一日までその施行期日を延期いたさんとするものであります。

本法案は、本月二十二日委員会に付託せられましたが、二十四日説明を聽取し、質疑並びに討論を省略して、ただちに採決し、全員一致をもつて原案の通り可決するものと決定いたしたのであります。

右、御報告申します。

三、参議院決算委員長報告（六月三十日）

○太田敏兄君　只今議題に上りました行政官庁法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

本法案は、国家行政組織に関する法律並びにこれに基く各省設置法案等の制定を見るまで、現行の行政官庁法等の一部を改正して、暫くその効力を延長しようとするものであります。御承知のごとく

国家行政機構の改革問題は、国家再建の基本的な重要條件でありまして、政府よりは先般行政機構の組織に関する基本法とも申すべき国家行政組織法案の提出を見たのであります。続いてこれに基く各省設置法案が次々と提出されたのであります。然るに決算委員会におきまして審議の結果、国家行政組織法案につきましては、重大なる修正を見ることとなりましたので、各省設置法案も従つて根本的な修正を必要といたしまして、政府は各省設置法案等は大体これを撤回するに至つたのであります。その結果といたしまして、国家行政組織法案を初め、各省設置法案の制定施行を見るまで、当分の間現行の行政官庁法等の一部を改正して、その効力を延長する外ない事情に立ち至つたのであります。本委員会におきましては、十分この間の事情をも了承いたしまして、全会一致、異議なく本法案を可決したのであります。以上御報告申上げます。

次に、厚生省官制の一部を改正する法律案の審議並びにその結果について御報告申上げます。現在の厚生省における衛生行政機構は、公衆保健局、医務局、予防局、引揚援護院検疫局の四局でありますが、本案は薬事行政の重要性に鑑みまして、薬務局を設置し、公衆保健局の名称を公衆衛生局に改め、尚最近の情勢の変化に伴いまして、予防局及び公衆衛生局の所掌事務に所要の調整を加えようとするのであります。尚検疫局は廃止されまするので、行政機構は全体といたしましては拡大するのではないのであります。

本案は極めて簡単なものでありまして、別に大した論議もなく、本委員会におきましては全員一致を以て可決すべきものと決定せられた次第であります。

更に、法務庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

昨年十二月に法務庁設置法が制定せられました当時、政府では少年の保護に関する機構を速かに整備いたす予定でありまして、爾来その研究を熱心に重ねておりましたが、この程漸く成案を得まして、少年法改正案が最近に国会へ提出されたのでありまするが、この改正法及びこれに関連して提出されるべき他の法令の制定及びその施行準備のためには今後尚相当の期間を要することが明らかになつたのであります。それで次のような問題が起つて参つたのであります。第一、法務総裁は私立の矯正施設に関する事務を管理するが、但し本年七月一日からはその運営について厚生大臣と協議しなければならないと規定されておるのを、明年一月一日からと改めたい。第二、法務総裁は本年六月三十日までは、少年の保護に関する事務を引続き管理すると規定してあるのを、本年十二月三十一日までと改めたい。第三、罪を犯す虞れのある少年に関する事務は、本年七月一日から法務総裁の管理を離れて、これを厚生大臣の管理に移すと規定してあるのを、明年一月一日からと改めたい。第四、法務庁設置法の中に、少年裁判所と規定しておるものを、本年六月三十日までは、これを少年審判所と読み替えると規定してありますが、これを本年十二月三十一日までと改めたいというのがこの法案提出の要旨であります。

当委員会におきましては、法案の審議に当りまして別段意見もなく、事情止むを得ざるものといたしまして全員一致、これを可決すべきものと議決いたしたのであります。以上御報告申上げます。（拍手）

◎法務庁設置法等の一部を改正する法律

（昭和二三、六、三〇、法六六）

一、提案理由（六月十二日）

○岡咲政府委員　ただいま議題となりました法務庁設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は昨年第一回国会に、法務庁設置法案を提出して御審議を仰ぎ、同法律は両院を通過成立して、本年二月十五日から施行せられておりますことは、御承知の通りであります。そしてこの法律案を提出した当時は、昭和二十三年三月三十一日までに少年の保護に関する機構を根本的に改革し、少年法等を改正して少年裁判所を設立することとするとともに、同年四月一日から少年の保護に関する法務総裁の権限の一部を縮減することを前提として、同法第十條第五項第二号及び第三号において「少年裁判所によつて保護処分に付された少年犯罪人の保護に関する事項」及び「少年裁判所によつて保護処分に付された少年に対する司法保護事業に関する事項」を、法務庁少年矯正局の所掌事務として規定し、同法第十五條第一項において「法務総裁は、昭和二十四年三月三十一日までは、従来司法大臣の管理に属した私立の矯正施設に関する事務を管理する」が、「昭和二十三年四月一日からは、政令の定めるところにより、右施設の運営について、厚生大臣と協議しなければならない」ことを定め、同條第二項において、「法務総裁は、昭和二十三年三月三十一日までは、従来司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引き続き管理する」が、「罪を犯す虞のある少年に関するものを除いては、同年四月一日から、これを厚生大臣の管理に移す」こととといたしたのであります。しかしながら、諸般の事情により、右期間内には、少年法等の改正法律案を国会に提出して御審議を願うことができなかつたので、本年二月政府より法案を提出して、両院を通過成立した昭和二十二年法律第六十五号、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第十号）によりまして、法務庁設置法第十五條第一、二項に規定する法務総裁が私立の矯正施設の運営につき、厚生大臣と協議し、また罪を犯すおそれのある少年に関する事務を、厚生大臣の管理に移すべき時期を三ヶ月間延期し、同法第十條第五項第二号及び第三号中「少年裁判所」とあるのは、昭和二十三年六月三十日まではこれを「少年審判所」と読みかえることといたしたのであります。そしてその後も鋭意少年保護機構改革につき研究を重ねた結果、このほどようやく成案を得、少年法改正法案は、数日前これを国会に提出いたしたのでありますが、右改正法及びこれに関連して提出されるべき他の法令の制定及び施行準備のためには、今後なお相当の日時を要し、本月三十日までにこれを完了することは、

とうてい望み得ないことが明らかとなりましたので、ここにさらに法務庁設置法第十五條第一、二項に定める法務總裁の厚生大臣との協議開始、及び同大臣への所管事務移転の時期を六ヶ月間延期し、同法第十條第五項第二、三号中に「少年裁判所」とあるのを「少年審判所」と読みかえる期間を、昭和二十三年十二月三十一日までとすることといたしたく、この法案を提出いたした次第であります。

何とぞ愼重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院司法委員長報告（六月二十八日）

（民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院決算委員長報告（六月三十日）

（行政官庁法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎理容師法特例　（昭和二三、六、三〇、法六七）

一、提案理由（六月三十日）

○竹田国務大臣　ただいま議題となりました理容師法特例案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

理容師法が制定せられました結果、同法第二條及び第三條の規定により、学校教育法第四十七條の資格を有しない者、すなわち国民

学校高等科卒業以下の者は、都道府県知事の行う理髪師試験及び美容師試験の受験資格がないこととなったのでありますが、従前から理容師になる目的で徒弟実習中の者には、特例を設けて二年間を限り、受験資格を認める必要があり、かつ都道府県知事の指定した理容師養成施設に現に在学している者に対しましては、卒業後の免許資格を附與する必要があると認められますので、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。

二、参議院厚生委員長報告（六月二十八日）

（性病予防法の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院厚生委員長報告（六月三十日）

（與行場法の委員長報告と一括して掲載）

◎予防接種法　（昭和二三、六、三〇、法六八）

一、提案理由（六月十二日）

（大麻取締法の提案理由と一括して掲載）

二、参議院厚生委員長報告（六月二十三日）

（優生保護法の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院厚生委員長報告（六月二十八日）

（医師法の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員共済組合法　（昭和二三、六、三〇、法六九）

一、提案理由（六月二十二日）

○荒木政府委員　ただいま議題となりました国家公務員共済組合法案に関する提案理由を御説明申上げます。

まず初めに申し上げねばなりませんのは、現行の政府職員共済組合令は、昭和二十三年法律第七十二号によりまして暫定的に法律たる効力を認められておりますが、近くその期限が満了いたしますので、新たに共済組合の組織とかその活動とかを律します統一的な法律を制定する必要が生じまして、ここに従来の根拠法規を統一して国家公務員共済組合法を制定することといたした次第であります。

まず国家公務員共済組合法の内容についてでありますが、大別いたしますと大体四点ぐらいになるかと考えられます。その第一点は、組合の人格及び運営に関する点であります。すなわちこの法律におきましては共済組合を法人といたしまして権利、義務の帰属を明確ならしめ、各省各庁の長がその組合を代表し、その事業を執行することにいたしました。これらの各省各庁の長は、この法律に基いて運営の準則とも申すべき運営規則によりまして、共済組合の運営を行うことになつております。

第二点は、組合の運営機構において、その民主的運営をはかるために運営審議会の制度を設けまして、組合員をしてその運営に参加させる方法を講じますとともに、また給付の決定とか掛金の徴収とかにつきまして異議がある組合員の苦情を処理するために、大蔵省及び各現業庁に共済組合審査会を設けました点でございます。運営審議会はその委員を組合員の代表者から選びまして、運営規則の制定改廃とか、重大な財産上の処分とか、その他重要事項を審議し、種々各省各庁の長の諮問に応じまた建議できるのであります。また共済組合審査会は組合員を代表する委員、政府を代表する委員、公益を代表する委員各同数からなる審査委員により構成せられまして、苦情の公正な処理をはかることになつております。

第三点は組合の行います給付についてでありますが、その従来のものと比較し、改正された点の大略を申し上げますと、第一に健康保険給付に相当する給付につきましては、健康保険法改正案と実質的権衡をはかるため給付を増額いたしました。第二に退職給付、廃疾給付、遺族給付につきましては、現在までは終戦前の俸給程度のものを基準俸給といたしておりますのを、退職当時現に受ける俸給に改めました。

第三に弔慰金、家族弔慰金の給付でありますが、これは現在鉄道共済組合のみに行われているのでありますが、これを他の組合にも一律に行わしめることにいたしますとともに、災害見舞金を以前よ

り若干増額いたしました。

第四は休業給付を設けまして、法定のやむをえない欠勤の場合に、俸給に代る手当を支給することにいたしました。組合の給付につきましては、現在はその種類や額が組合により異なつておるのでありますが、この法律によりまして、公務員は組合から統一した給付を受けられることになつたのであります。

次に申し上げますのは国庫負担金でありますが、これは民間の社会保険と権衡をとりまして、短期給付については五割、長期給付については五割五分をそれ〳〵国庫が負担するとともに、組合の事務に要する費用は国庫が全額負担することになつておりまして、これに要します財源はすでに本年度予算に計上せられ、御審議を願つております。

以上申し述べました点のほか、特に附け加えて申し上げなければなりませんのは、地方職員の取扱いでございます。すなわちこの法律におきまして共済組合の組合員となりますのは「国に使用せられ、国庫から報酬を受けます常時勤務の職員」でありますが、地方職員でも従来共済組合に加入しておりました系統の職員は、地方公共団体におきまして、これに代る施設ができますまでは、この法律によります共済組合の組合員となることにいたしました。

また恩給法との関係でありますが、この法律に規定いたします給付は、国に使用せられ国庫から報酬を受ける全職員に対し行うことを原則といたしますが、現在恩給法の適用を受ける公務員及び準公務員並びに非現業の雇傭人につきましては、当分の間、退職給付、

癈疾給付及び遺族給付等の長期給付はこれを行わないこととといたしておりますが、このうち恩給法の適用を受けます公務員及び準公務員につきましては、恩給法改正の際考慮することとなつておりまして、さらに非現業雇傭人につきましては本年度中に成案を得て実施に移したいと考えております。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを御願い申し上げます。

二、衆議院厚生委員長報告（六月二十八日）

（医師法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院厚生委員長報告（六月三十日）

（民生委員法の委員長報告と一括して掲載）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

（昭和二三、六、三〇、法七〇）

一、提案理由（六月十九日）

○政府委員（喜多楢治郎君）　只今議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

昭和十三年七月一日国民の要望に応じて、国民健康保険法が実施せられてから、ここに十年を経過いたしました。その間本事業の経営主体である国民健康保険組合は全町村の九八%、又六大都市を除く市部の六三%に組合が設立されました。而してその組合数は一万余、被保険者数は四千万人余に達して、我が国の社会保険としては、最大なものとなりました。このうち多くの組合は昭和十七年、十八年に亘り設立されたものであります。ところが、組合がいよ〳〵本格的の活動に移るべき頃から戰禍は内地周辺に及び、組合事業の運営は非常な苦境に陷つたのであります。併しその間関係者は鋭意組合の育成に努力して来たのであります。たま〳〵終戰を契機として起つた種々の惡條件に支配されて、組合の約半数は不振状態となりました。申すまでもなく最近における国民大衆の生活において、医療費負担の問題は非常な重圧を感じて参りました。この問題の解決は国民健康保険組合の活発なる活動に俟つところが多いのであります。ここにおきまして、政府は、本制度を一層強力なものとして、これによつて現下国民の生活安定と社会平和の一端に資したいと念願しているのであります。

本制度の改善に関しましては、すでに関係方面から種々要望されておりますので、これらを考慮に入れて、ここに本法の改正案を提出した次第であります。

今回の改正案の主なる点は、第一に国民健康保険を行う者は、原則として国民健康保険組合でありますが、ただ営利を目的としない社団法人にして一定の要件を具備するものについては、組合の事業を行うことを認めております。今回の改正において国民健康保険を行う者は、原則として市町村又は市町村組合といたしました。併し市町村においてこれを行わない場合においては、国民健康保険組合又は営利を目的としない社団法人に認めることといたしました。これは本制度の性質に鑑み市町村が行うことが適当であると考えたのと、事実本事業が市町村行政と密接な関係にありまして、むしろ市町村の行政の中に取り入れることが事業運営上便利であり且つ効果的と思われる点が多いからであります。

第二に、本制度は任意保険の建前でありまして、従つて組合員の加入も脫退も原則として任意であります。併し本制度のごとき公的施設は、任意制度の形態ではその目的達成に幾多不便の点があるのであります。海外先進国の例についても見ましても、この種制度は強制主義に切換えられている情勢にあります。現在国民健康保険組合の事業が不円滑であることは、こうしたところにも一原因が潜んでいるのであります。今回の改正におきましては、市町村が国民健康保険を行うとき、又は普通国民健康保険組合が設立されたとき、若しくは社団法人に対し国民健康保険を行うことの許可があつたときは、その地区内の世帯主及びその世帯に属する者は、他の社会保険又は法令による共済組合の被保険者若しくは組合員その他特別の事情のある者を除き、他はすべてこれを被保険者とすることといたしました。即ちこれによつて現在の任意制度に一歩進めて、或る程度強制保険の方向によらしめ、以て本制度の弱点を補い、又将来我が国に実施せられることと予想せられる社会保障制度に近付けたものであります。

第三に、普通国民健康保険組合の構成分子である組合員は、現在におきましてはその地区内の世帯主でありますが、今回の改正にお